

節減額

經常部

臨時部

繰延額

節減及繰延額の内主なる事項金額左の如し

鐵道及遞信事業に關する經費

國債利子等

縦貫鐵道複線其他工事費及鐵道改良費

港灣費

治水事業費

縦貫道路改修費

臺灣電力株式會社出資金

關東廳

一 實行豫算總額

一 節減及繰延總額

節減額

經常部

臨時部

繰延額

節減及繰延額の内主なる事項金額左の如し

電信電話改良及擴張費

大連上水第三期第二次擴張費

五、〇七八、〇二九

四五一、六一五

四、六二六、四一四

二、三二七、五七三

一四五、二一一

八六、五六七

六八二、五四二

八六二、一三四

三四〇、四二八

三〇二、七七三

三、〇〇〇、〇〇〇

二三、〇五〇、一〇四

一、〇四一、六一三

八一六、四六二

一二八、七三一

六八七、七三一

二二五、一五一

七〇、一五一

五〇、〇〇〇

大連上水第四期擴張費

地方費補助

物業補助

金融組合貸付金

樺太廳

一 實行豫算總額

一 節減及繰延總額

節減額

經常部

臨時部

繰延額

節減及繰延額の内主なる事項金額左の如し

林務署設置に關する經費

中央試験所設置に關する經費

土地改良に要する經費

營繕土木費

電信電話擴張及改良費

南洋廳

一 實行豫算總額

一 節減總額

經常部

三一、四四〇、一七八

一、五九六、七五七

一、四九五、八八四

七三〇、七〇四

七六五、一八〇

一〇〇、八七三

二三三、二二三

三二八、六二六

四九、六〇八

五二五、七七五

一〇〇、八七三

四、八九六、八八二

三四五、三七二

四三、四三六

臨時部

- 節減の内主なる事項金額左の如し
- 産業試験に關する經費
- 氣象觀測に關する經費
- 土木營繕に關する經費
- 水産調査に關する經費
- 糖業獎勵費

三〇一、九三六

一〇、〇五九

七、五九〇

二四三、一四〇

一八、七九六

三〇、〇〇〇

公債公募無必要と剩餘金増加

大藏省にて今回編成替へを行ひし實行豫算によると一般會計の本年度新規發行公債は三千九百二十三萬圓(萬以下略)減少して五千九百九十六萬圓發行すればよき事となり特別會計にては二千萬圓減じて八千七百五萬圓發行すればよい事となり、従つて本年度新規發行豫定の公債總額一億九千八百二十五萬圓が一億三千九百一萬圓に減少せし譯なり然して一方本年度預金部の公債引受餘力は一億二千萬圓見當に計算せられあるより今年度新規發行公債は一般市場にて殆んど公募の必要なきに至れり、即ち民政黨の傳統的的政策なる非公募主義に還元せられたり、而して豫算緊縮の結果二年度剩餘金勘定に於ける現在額は百八十三萬五千圓なるが、今回の實行豫算編成によりて三千二百九十四萬七千圓が自由財源となりて浮び上り、更に七月末に於て締切らるべき三年度現計より三千萬圓(外に一千萬圓あるもこれは減債基金に繰入られる)が生ずより結局本年度の責任支出財源並に五年度以降の歳入不足補填費財源として使用さるべき剩餘金は六千四百七十八萬圓ばかりなり、依つて前内閣の剩餘金使用計畫を根本的に變改し著しく餘裕を生ずるに至れり。

一三、歳入編成替の内容

本年度實行豫算編成に際して經費の整理節約を爲すと共に歳入豫算の編成替をも實行したるがその結果歳入に於ても九千二百二十五萬六千圓を減少するに至れり、その増減の主なる事項を示せば左の如し。

經常部

- 一、地租に於て經過的減稅案握潰による増
 - 一、營業收益稅に於て同上による増
 - 一、印紙收入に於て整理による減
 - 一、郵便電信及電話收入に於て
 - イ、整理による減 七三八
 - ロ、整理による繰延額 八、六一九
 - ハ、通信料引上中止による減 二、九四四
 - 一、雜收入に於て競馬法修正による減 二一七
 - 一、教育基金及農村振興基金特別會計より繰入に於て整理による減 一、二五八
- 經常部減 二、〇四四
- (單位千圓)
四、一八九
七、六三四
八九

臨時部

- 甲、普通歳入 二〇九
- 一、物品拂下代に於て整理による減
- 一、公共團體工事費納付金に於て
 - イ、整理による減 二五〇
 - ロ、整理による繰延減 三、一〇〇
- 一、公共團體工事費分擔金に於て整理による繰延減 一、六七九
- 一、國有財産整理資金特別會計より繰入に於て
 - イ、整理による減 七、五三三

ロ整理による繰延額

一、獨逸賠償金特別會計より繰入に於て整理による減

普通歳入減

乙、公債費に於て整理による減

丙、前年に剰餘金繰入に於て

一、國際汽船會社融資法案握潰にする減

一、譯信料引上中止による増

一、經過的減稅案握潰による減

一、整理による減

剰餘金減

臨時部減

歳入總計減

三、一〇八

一、一五四

一七、〇二七

三九、二三六

八四七

二、九四四

一、八二二

二二、二二〇

三二、九四七

八九、二二二

九一、二五七

一四、金解禁への第一步豫期以上の成績

實行豫算成りて

濱口首相

七月二十九日の閣議に於いて昭和四年度實行豫算決定後濱口首相は語る

政府は本日閣議で昭和四年度實行豫算の編成を完了したが、これが編成は内閣が成立以來主張して來た財政の緊縮財政の立直を實行する第一歩のものであつて、その出來榮如何は昭和五年度の豫算編成若しくは金解禁の斷行に相當重大なる影響を及ぼすと共にその試金石となるものであるから、自分としても注意してゐたところ幸にも各大臣は大局から考へられて現内閣成立の使命に重きを置き大藏大臣と協議の結果豫期以上の成績をもつて編成されたのである。これによれば節約額は九千萬圓を突破したので十七億七千萬圓の豫算に對して實行豫算は十六億八千萬圓となつた譯である。右の結果四年度豫算に於いては一般會計の公債支辨によつて居た震災復舊費約三千九百萬圓は全部これを普通財源に

移し尙相當の剰餘が出た、その剰餘は約二千萬圓であるが、これは明年度豫算編成まで保留して財源に充てる考へである。即ち昭和四年度の一般會計の公債支辨事業は帝都復興費のみに局限されたが明年度以降に於いては一般會計では公債支辨事業はなくなつたので、財政緊縮財界整理の第一歩に大體満足の成績を得たものである。これは各閣僚の精神的合作として今後の政策遂行に對して喜ぶべきことである。

一五、地方財政の緊縮

内務大藏兩相より訓令

地方財政の整理緊縮に關する大藏内務兩大臣の訓令案は七月二十九日の閣議に於いて決定されしより直に井上藏相並に安達内相の連名にて各地方廳に訓令を發すると共にこれに基いて河田大藏、潮内務兩次官よりも通牒を出せしが、その全文は左の如し。

内務大藏兩相の訓令

現下の時局を矯救し我國財政經濟の堅實なる發達を庶幾せむとするには中央財政と併せて地方財政の一大整理緊縮を斷行し國民の消費節約を促進し、民間經濟の整理を企圖するより急なるは無し、よつて今後左記要綱に準據し地方財政の整理緊縮を計るに最善の努力を致さるべし右訓令す。

第一、道府縣昭和五年度當初豫算は特別の事情なき限り左記諸號に據り極力整理緊縮を加へてこれが編成をなし以つてその豫算額を昭和四年度當初豫算額に比し少くとも一割五分減とすること

一、各費目に亘り整理節約を行ひ極力その減額を期すること

二、新規の施設はこれを計畫せざること

三、既定の計畫に係るものにおいて(繼續費たる)と否とを問はずこれが打切中止減額又は繰延を實行すること

四、年度内所要經費にして豫見し得べきものは漏れなくこれを當初豫算に計上すること

五、課税に付ては昭和四年度の程度以下に止めこれが新設又は増徴を避くること

- 六 地方債に付ては本年七月十六日内務省訓第九七三號に依ること
- 第二、道府縣豫算の追加は昭和四年度及昭和五年度共眞に緊切差おき難き事情の生ぜざる限りこれを避け(財源の存する場合といへども)もつて整理緊縮の趣旨を徹底しその追加の止むを得ざる場合に於ては前項の趣旨に準じ處置すること
- 第三、道府縣昭和四年度既定豫算の實行に關しても第一項の趣旨に準じ處置すること
- 第四、市町村豫算の編成並實行に關しても前三項の趣旨に準じ處置すること
- 第五、整理の結果歳入に餘裕を生ずる場合に於いては起債額の減少を計り尙剩餘あるときは舊債の償還をなし又は課税の輕減を計ること

内務、大藏兩次官の通牒

今回閣議の決定を経て内務、大藏兩大臣より標記の件に關し訓令相成候については能くその趣旨の存する所を體し前記各號の事項につき深く留意し以つて整理緊縮の實効を擧ぐるに萬遺憾無きを期せられたし

- 一、緊急差おき難きものに非ずして單に利便を増すに止まるが如き施設は繼續費たると否とを問はず出來得る限り打切中止減額又は繰延等を行ふこと
- 二、勸業教育等に關する施設にして必要の時期を經過せるに拘らず尙これを繼續するが如きものはこの際これが廢止を斷行すること
- 三、應合學校等の増築改築は堪へ得る限りこれを見合せ、その増改築の已むを得ざる場合にありても地方の實情に應じ建物設備等専ら實用の程度を超えざるること
- 四、補助費獎勵費等は嚴密なる審査を遂げ緩急を計りて打切又は減額を行ふこと
- 五、補助費獎勵費を財源とする事業にして豫定の補助費獎勵費等を受くることを得ざるに至りたるときは特別の事由なき限り當該事業の打切、中止減額又は繰延を行ふこと
- 六、國と府縣との連帶支辨に屬する警察費は特にその支途を精査して極力節約を計ること
- 七、人件費に就いても初任給並に増俸の時期及その額等に留意し相當節約を計ること
- 八、工事の落成其の他諸般の機會に於いて濫に饗應接待をなし又は記念品の類を配布する等會合儀式に伴ふ冗費の支出

は嚴にこれを廢止すること

- 九、各種の運動視察又は諸會合等の爲め各地に出張し徒に旅費視察費等を支出するが如きはこれを避くること
- 一〇、濫に各種の委員、囑託又は調査會等を設置し調査費等の經費を支出せざること
- 一一、國費に於いて整理せられたるものを地方費に移し以て整理緊縮の實を失はしむるが如きは嚴にこれを避くること
- 一二、地方費に於いて整理せられたるものを協議費となし又は各種團體の豫算に移し以て整理緊縮の趣旨を没却するが如きことなきを期すること
- 一三、當初豫算編成當時豫見し得べき年度内所要經費を追加豫算に計上するが如きことなきを期すること

第二章 賤界實行豫算共鳴評

景氣を抑へる勿れ

郷 誠之助 男

總豫算のうち法律その他の關係でどうしても動かせぬものを除いた約八千萬圓の削減をなし得たことはお手柄である。金解禁への途上財政の緊縮は當然のことであるといへ前内閣が財政計畫を立てるとなると閣僚間に意見の不一致を來たしたのと比較すると兎も角閣内一致して濱口首相と井上藏相とを助けてゐるところの見えるのはその緊縮方針を徹底させるためにも役立ち一方國民をして納得せしめることゝならう。藏相の意見によれば金解禁のために財政を緊縮し國民の消費を節約するといひ同時にあらゆる經濟團體にも節約を要求してゐるやうであるがこれは少し行き過ぎではあるまいか。藏相は就任以來爲替の昂騰したのは此の政府の財政經濟における緊縮方針が反映したのだといふがむしろ政府が近き將來に於いて解禁すると言明したことで爲替は上つたのである。現在のところ産業界は既に節約し盡くしてゐる。此の上節約せよといふのは産業界を衰微不振に陥らしめることになる。藏相は國の財政と民間の經濟とを混同して國民もまた國の財政状態と同じく千六百圓の収入で千七百圓の生活を差引百圓だけは借金をしてゐるのだといふが國民は大體に於いて千六百圓以内の生活をしてゐるのだから若し藏相が國民の消費節約を此の見方に立つて強ひるとすればそれは甚だしい見當違ひで大戰によつて疲弊した英國やフランスは一般經濟のリコンストラクションなしには金解禁をなし得なかつたのであるからこれと日本の現状とは違ふ。現に物價指數を大正八年頃に比較すれば國民の購買力が半減してゐることを示すものであり、全輸入額二十二億圓のうち十八億圓は食料品原料品原料製品で之れだけではどうしても輸入せざるを得ないものであるから消費節約をして輸入を減退せしめやうとする藏相の考へは實現困難と見られるのである。

解禁期接近乎

三菱銀行會長 串 田 萬 藏

各省の復活要求も相當多額に上るだらうし政黨内閣の面目もあつて結局五六千萬圓の緊縮に止るだらうと思つて居たが九千萬圓とは意外の成功で四年度實行豫算で思ひ切つて節約した以上昭和五年度豫算の緊縮も尙ほ一層期待されるし

序に植民地その他特別會計の方もなるべく切りつめて欲しい金融界に對する影響は大してあるまい、たゞ金解禁の時機もいよ／＼近づいた感が深い斯うなれば爲替相場も正金の買支があつても上進歩調を持続するは明かだ政府も今後益々自重し金解禁の時機を誤らないやうにして欲しい

根本的問題を忘却

日清紡績社長 宮 島 清 次 郎

いよ／＼民政黨組閣の抱負と井上藏相の腕前とを國民に如實に示してくれる緊縮實行豫算なるものが出來上つたが之を拜見するとどうも我々はこの内閣に對する期待を裏切られた感が深い。今度の緊縮でも約九千萬圓中六千萬圓は事業繰延べによつて捻出したものであるが繰延べは要するに債務支拂の延期に過ぎぬから眞の意味で國庫がそれだけ支出を削減し得た譯ではない。多少事業年度を繰延べすだけで結局はやつてしまはねばならぬ、眞に必要な事業なれば繰延べ等の小刀細工をやる必要はない。速に着手してその利益を收むべきであらう、又やつてもやらぬでもよいといふ程度の事業なれば黨利黨略を離れ思ひ切つて中止してしまつたらよからう、然しそれは兎に角として我々の不満は更に深い根本にある、眞面目に緊縮をやらうといふ考へなら誰れでもまづ第一に考へるのは政府の人員費の節約である。今の官廳程無駄な人間を使つて能率の低い仕事をやつて居るところは外にない。緊縮の第一歩はこの點の改善にある。即ち徹底的行政整理の斷行であるが、これも單に役人の首を切るだけでは何にもならぬ。減じたゞけの人員は直ぐに増加して結局恩給が増加したゞけ。政費は増加するといふ事になるから行政組織そのものを根本から改革しなければならぬ。まづ拓務省の廢止、農林商工兩省の合併その他局課の廢合を斷行して何等差支ないものが幾らでもある、これを斷行して人員費の節約をしてこそ眞の緊縮が出来るが、この點に何等觸るゝところのないのはどうした譯か。諒解に苦しむ黨の利害を捨て一身を犠牲にしてもやるといふ濱口首相の言とこの緊縮振りとは餘りにも懸隔が大き過ぎる。羊頭狗肉といつても辯明の辭はあるまいと思ふ、又この緊縮の目的が金解禁にあり従つて不健全に膨脹せる經濟界を引しめて物價を引下げんとするにある事を思へばまだなすべき當面の問題は多々あるのであつて、官吏の俸給などもその一つである。現在の俸給は物價騰貴に應ずるために引上げられたものであるからには當然物價を引下げる政策をとるに當つては、これに對應して俸給を引下げねばならぬ、冗員の整理と俸給の引下げによつて行政事務能率の増進を圖り政府は自ら民間事業家に生産費の引下げの範を示し以つて物價引下げ

を圖らねばならぬ次第であるがこの點に就いてもまた何等の考慮が拂はれて居らぬ。

産業補助費は問題

東邦電力社長 松永安左衛門

九千萬圓の削減のうち産業補助費が幾何程削られてゐるか、問題だ。從來此の産業補助費といふものは表面その名の堂々としてゐるのに反し其の内容は黨勢擴張であるばかりか却つて地方の産業の發達を妨げて居るものが多い。政府の緊縮方針によつて産業が萎微すると云ふが財界はまだ、節約の餘地があるのでこれを機會に悪いものを整理し然してわが組織を現在アメリカの繁榮の基礎となしてゐる能率至上主義にしなければならぬ。例へば勞銀にしても米國では生活費と勞銀との間に大きな開きがありその開きが一部は貯蓄となつて産業に再投資され一部は研究費となつて能率を高め残りの一部が休養費となつてゐるこれで米國が限りなく繁榮して行くので日本もさうなるために經濟上の冗費を極力省いて能率を高めなければならぬ。

證券界影響なし

東株理事長 岡崎國臣

國家の進展に必要な事業まで緊縮々々で繰延べたり中止したりする事は感心しないが大體に於いて緊縮はこの際必要な事であるから内定したと傳へられる實行豫算は先づ結構と稱するの外はない。證券市場へは別に影響はあるまい。緊縮政策の次に金解禁斷行の來る事それも近き將來に實現すべき事を見越し既に株式などは先の先まで見越し相場つ上に現はれ盡した後であるから何等影響する所はあるまいと思ふ。

軍事費遺憾也

門野重九郎

九千萬圓の削減をやつた勞苦は多し然し失業問題を顧慮してからであらうが人件費に殆んど及んで居ないこと、軍縮會議を前に控へて居ながら軍事費に大した斧鉞を加へて居ないことは甚だ遺憾である。

第三編 濱口内閣の施政と經濟國難匡救諸政策

第一章 内閣の施政方針

濱口内閣は組閣以來其の陣容を整へ又政府の實行すべき政綱政策を決定して天下に聲明する等政府の陣容茲に一應整ひしより西園寺公に對し其の報告かた、諒解を求むべく幣原外相濱口首相は七月十三日相次いで駿河臺に西園寺公を訪問せり。まづ幣原外相は午前十時より十一時餘まで一時間に亘りて最近に於ける一般外交の經過殊に軍縮問題支那の東支鐵道回收事件等を詳細に説明し更に現内閣の對支方針は内政不干渉主義に立脚して日支の共存共榮を旨として日支間の經濟聯携を緊密にする方針の下に日支通商條約を改訂し然して滿蒙に於ける我が特殊權益の擁護については萬全の策を講ずるの趣旨に於いて支那の東支鐵道回收事件の成行には深甚の注意を拂ひて萬遺算なきを期すとの所謂幣原外相に對して諒解を求め正午近く辭去せり。次いで濱口首相は同日午後二時同様訪問して組閣の經過並に中央地方の人事異動政府の政綱政策に關して報告せるが殊に金解禁準備として政府自ら財政を緊縮して一般國民に範を示し節約をなさしめ以つて財界を立て直す方針にてそれがため一時經濟界の不景氣は免れざるも大いに伸びんがために届するものなれば世間一部に猛烈なる反對が起るとも政府は斷然緊縮方針を貫徹するに努め次に滿洲重大事件は事外交に關係するを以てその取扱は外は國際關係に鑑み内は國軍の威信を考慮して萬全を期すると政府の所信を披瀝して公の諒解を求め會見一時間餘にて午後三時過ぎ同邸を辭去せり。

斯くて濱口新内閣は從來の内閣に前例を見ざる緊張振りを示して組閣後直に政策の實現實行に着手し濱口首相を始め閣僚は慎重なる審議を遂げて上聖上の御信任に應へ下國民の負託に添はんことに努め豫て在野時代より高唱し來れる立憲民政黨の九大政策を施政の根本方針と定め各省政務官の任命結了と同時に田中前内閣の決定せし昭和四年度實行豫算の編成替へを行ひ以つて財政緊縮の斷行をなし政費節約の徹底を期すと共に國民に範を示して時弊國難の匡救に努力奮進すべきを以てせり。而して政府は此の一大國難期を脱出するには一意唯夫れ赤誠の二字をモットーとし腹中政敵なく選

舉の不利内閣の閣命に係るの如何に拘泥頓着せず、國家財政經濟の根本的立直しを行ふ爲めに、金解禁を斷行の方針を公表し、以て之が所信の斷行を前記の如く天下に聲明する所ありたり。

顧みて衆議院に於ける政府與黨の現在勢力は僅に百七十餘名にて野黨聯盟に比し七十餘の劣勢にありて政府が假令今後野黨の切崩しに全力を傾注しても結局來議會は解散して信を國民に問ふ外他に政局打開の良途なしとは一般の觀測にして之れが爲め朝野兩黨は早くも總選舉準備に着手し居れるが、從來の慣習にて來るべき總選舉に際しても政府與黨は必多の地方問題の具體化を公約し其の歡心を得て必勝を期するが、從來の慣習にて來るべき總選舉に際しても政府與黨は必ずや從來の慣習に則り選舉準備を整ふならんと豫想せられ居るに拘らず實際は之れに反し政府は本年度實行豫算並に明年度豫算の編成方針として財政經濟の根本的整理緊縮を標榜し鐵道の新線を初め一切の新規事業を禁止する徹底振りを示せり斯くの如き方針にて總選舉に必勝を期し得るやを早くも疑はれ與黨内にも相當之れに異論を唱ふるものを生ぜしが濱口首相の整理緊縮に關する態度は極めて強硬にて財政經濟界の現状に鑑み假令多少の犠牲を忍ぶも今にして官民舉つて徹底的整理緊縮を斷行するに非ざれば經濟國難は永久に匡救せざるべしとの信念強く過般の豫算閣議に於ても黨出身閣僚より總選舉に對應する爲め整理緊縮の程度を多少緩和すべしと極力主張したるも首相は經濟界の現状並に將來の趨移を縷説して斷然之れを抑へし程なり従つて來るべき總選舉は整理緊縮を標榜する政府與黨と積極放漫を提唱する野黨聯盟との對抗となり政府としても總選舉に慘敗しては折角の經濟國難を匡救し能はざるを以て何んとしても選舉に必勝を期する必要あり之が爲めには先づ以て何故に整理緊縮を斷行せねばならぬかを國民殊に地方選舉民に徹底せしめる必要ありとし近く濱口首相自ら陣頭に立ち黨出身閣僚と協力一致して全國各地に大遊説を試み、今や整理緊縮の時なりとの標語の下に整理緊縮の趣旨を力説高唱して國民の自省を喚起するに努める筈なりと。

財界を匡救する金解禁の外途なし

濱口 首相談

我が國今日の財界を救ふためには金解禁を除いて他に途はなく吾々は在野當時から天下に聲明して來た所であるから、政府は他のあらゆる政策を犠牲に供して財界の建直しをするために金解禁の斷行を目標として前回の閣議豫算編成方針

を決定した次第である然し金解禁の時期に就いては相當の準備を必要とする事は勿論であるから今直ちにこれを斷行しやうとは考へて居らぬ。

政府は組閣當初に於いて緊縮をモットーとする豫算編成方針を決定したが次は此の趣旨に基き金解禁を中心とした諸般の政策を相當具體的に聲明するつもりである之れは來る九日の閣議で決定する事になつてゐるから直ちに發表出來よう、尙政府は右聲明書を基準として在野當時からの主張たる九大政策の出現に就いて最も急を要するものから漸次優先的に着手する方針である又財界の事については毎日新聞で見えてゐる外には未だ何等の批評も聞いてゐないが恒例に依り其の内財界の有力者とも會見して色々意見を聞きたいと考へてゐるが其の上で井上藏相から更めて聲明書でも出す事になるかも知れぬ。

◆ 滿洲某重大事件善後策に就いては前内閣は第五十六議會で自から之れを重大事件と稱し調査中と云ひ併も調査終了後發表する旨を言明したが現内閣は前内閣が如何なる點につき考究中であつたかを充分研究の上適當の措置を講ずる考へであるが發表するか何うかについては目下の處全然未定である。

◆ 内田伯の辭表執奏に就いては田中前首相と事務引継ぎの際に田中前首相が個人の資格でもう一度内田伯に留任を勸告したいと思ふからとの事だつたが其の後又田中前首相から電話で何うも伯の留任は難かしいから現内閣の手で然るべくとりはからつてくれと云つて來たので政府は目下考慮中である。

◆ 政新合同が成立したやうだが政局をはつきりと明るくする意味に於てたとへこれが爲めに反對黨が優勢となつても政黨發達のために實に欣快とすべきであるこれに關し床次君の事を世上とやかく云ふ人があるが結果から見れば或ひは放浪の旅かも知れぬが床次君自身の信念についてはあへて私の干與する限りではない。

◆ 臨時議會召集や議會解放については組閣早々革新クラブの大竹貫一君や清瀬副議長からも種々進言があつたが此の問題は純理論的に見て人に依つて意見を異にしてゐるので自分は未だ考へてゐない君達は何う思ふ？ 新聞では解散論が

多いやうだね。

政府の方針が確定すれば國民にこれを充分徹底させるため、且は金解禁の斷行を中心とした政策の實現に對する國民の決心を促すために自分は勿論各關係が全國遊説の途につくこともまた必要だといふやうな話が前回の閣議でも雜談的に出た自分も大賛成である。

自分が今回の組閣並びに政務官任命に際し貴族院から二三の人を銓衡したと云ふ事について世上とかくの説をなすものがあるけれども、政府が誠心誠意を以つて善政と云つても寺内内閣當時の善政の意味ではないを施すならば敢て貴族院に限らず樞密院にしる何にしる政府の意のある所を充分採用してくれると信じてゐるからこれについては決して何等憂慮して居らぬ。

對支方針については幣原外相が過去二ケ年間にわたつて田中前外相がやつた事を目下充分検討してゐる事と思ふ、これに依り外相が慎重考慮するだらうから其の上で政府の對支方針も確定する事となるわけだが、今回發表する政府の施針に關する聲明書中にも抽象的に對支外交の事を含ませる事となるだらう。

海軍の軍縮問題並びに海相は前の内閣から引繼いだ事と思ふが、自分はまだ具體的の話は何も聞いて居らぬ併し世界現下の大勢から見て是非とも必要な事ではあるが國際的關係上我が國が提唱國となるとか其の他の取計らひについては慎重考究せねばならぬ。

植民地長官の更迭についてはこれから漸次具體的に考慮することゝならう、山梨總督が辭表を出すか何うかも間接には聞いてゐるが眞實の事はまだ知らぬ近く上京するさうだから其の上で話はきまるだらう、又川村臺灣總督も上京したいと云つて來たので六日許可した。

今回の組閣及び政務官任命について與黨内に不平があるといふが何分多士濟々の事であり且つ椅子が少いのだから思ふやうに行かぬ事は愛黨心の強い我が黨員の事であるから充分認めてゐてくれやう。はたで見るとやうな心配はないよ與黨の組織變更方針については目下の處何等考へて居らぬ。只從來通り幹事長を中心として黨内の結束統制を期する方針であるが組閣及び政務官任命の結果早晚黨幹部の顔觸の異動は免れない。

來年度豫算編成をはじめ一般財政問題研究のために新たに調査會を設けるか何うかは目下の處全く考へてゐない。又前内閣當時に設置された經濟審議會や人口食糧問題調査會等の各諮問機關の處置についても同様である。

一、緊縮に邁進の閣議

七月十二日の定例閣議は午前十一時半より永田町首相官邸に開會濱口首相以下各閣僚安達内相は葉山行幸供奉のため缺席出席し左の事項を協議決定せり。

一、海外拂節約方針に基き各省共經費を緊縮すること例へば官吏の海外出張をなるべく見合はすこと
一、昭和四年度既定繼續費に關しては四年度實行豫算額を緊縮する爲めには既定繼續費四年度年額を極力繰延る必要あるを以て實行豫算決定までは新規繼續費はもとより規定繼續費に付ても新たな請負購買等の契約締結等を留保し以て其の繰延べを容易ならしむること

次いで地方財政に關する事項を協議し午後零時十五分一旦休憩せり、午後一時半續開して海軍々縮問題に關して財部海相よりゼネツァ會議以來の経過並に之に關する歐米各國の意嚮を詳細に説明報告したる後これに關し今後我が帝國の採るべき態度に就いて議せり而し政府は十二日の閣議に於いて經費節約の具體的方法に關し種々意見の交換を試むる所ありしが政府としてはまづ第一に

一、政府自らが經費節約の範を示すこと

二、現下の不景氣を根本的に回復し財界の立直しをするには先づ整理緊縮を斷行するより外に途のないことを國民に誤解なく徹底せしむること

三、整理緊縮の爲めには地方黨情に多少の影響があつても已むを得ざること

等の方針の下に飽くまで緊縮第一主義にて進むことに申合せ、即ち十二日の閣議の席上にて江木鐵相、町田農相、小泉遞相、俵商相等より各地方の鐵道、港灣、道路、電話等の事業打ち切りの爲め、陳情者が押し寄せて來てゐる實狀を報告し、之れが對策に關して協議するところありしが、政府としては、此の不景氣を回復し、財界の立て直しを斷行して、飛躍する爲めには、どうしても暫く緊縮して困難を忍ばねばならぬ、この爲めには、地方黨情に多少の影響はあるとも、已むを得ない然し、閣僚は勿論内務省は與黨と聯絡を取り、事情の許す限り各地に出張して、政府の意のある所を徹底せしむることに申合せ、その節約の範を先づ政府自ら示すこととし、又海外拂ひ節約の小手調べとして、官吏の海外視察旅行費に大斧鉞を振はうといふ事になりしが、それと同時に時間と經費の浪費を防ぐ爲めに、從來宴會又宴會にて待合や料理屋等の會合を政治家商賣の奥の手と心得て居りし傳統的弊風を改め、今後役所以外の會合は一切洋食で行かうといふ話となり、濱口總理を始め左利きの少ない現内閣の閣僚の事として、「大いによからう」といふ事になり、更に小泉新遞相より、どうも役所の自動車の使ひ方が激しい、何とか節約の方法はないものかと提案せし事より、これにも賛成論續出して、此の日の閣議はさながら節約會議の觀を呈せり、さすがに緊縮内閣の閣議といふべく、自動車の節約など遠からず具體化するに至らんとす。

二、政務官初會議と横山商工次官の説明

初顔合せの政務官會議は七月十日午前十一時半より永田町首相官邸に開會、鈴木内閣書記官長以下各省政務次官參與官全部出席し。

- 一、政務官會議は今後毎週月曜日正午開會すること
 - 一、政務官會議の決すべき事項に關しては各省政務官より書記官長に希望を申出で、書記官長の手許に於て之を統一整理し、再び政務官會議にかけて方針を決定すること
 - の二項を決定し
- 次いで横山商工政務次官より瓦斯問題に關し
- 商工大臣は瓦斯事業法により瓦斯会社に對して監督權を有することは當然なるに拘らず、瓦斯会社は増資に關して商工大臣に何等裁定を求むる手續を採らず、突如重役會にて増資の決定をなし、株主に拂込の通知を發し、然る後商工省にその旨を通知し、且つ通達者は該通知を商工省に提出するや否や直ちに逃げるやうに姿を消し去つた、斯様な次第であるから

瓦斯会社の此の間の眞意は増資に關する上申なりや、事後通知なりや、何れにあるか諒解し難い、次第である、瓦斯問題に關して前内閣が如何なる方針を採つてゐたか判明せぬが、仄聞するところによれば、前内閣の當局は瓦斯会社の増資は結局止むを得ずとし、値下げは徐々に之を爲すことを承認したと云はれてゐる、瓦斯会社は之を頼んで今回の暴舉に出たものと思ふが、俵商相就任勿々にて省務を見る暇無きを機會として増資を斷行したものと、思はれる、斯くなる以上は政治上重大な意味ある問題で、吉植前商工次官の當時の行動は判明しないが、問題は既に法律的なるより寧ろ政治的問題と化した、我々としては主務省に於て近く會議を開き、瓦斯事業法によつて何等かの決定をなす方針である。

と報告し、午後零時半開會、濱口首相と午餐を共にして散會せり。

三、閣僚新例の御陪食の光榮

聖上陛下には七月十一日正午宮中千種の間、濱口首相以下各閣僚を召され、それに開院元帥宮殿下をはじめ、牧野内府、鈴木侍從長、奈良武官長、關屋次官、海江田侍從、酒卷書記官等も陪席午餐會を催されたり、これ先頃舊閣僚を召されて御慰勞の午餐會を催されしと同様新例として、新閣僚の親任後、毎度催されることとなり、一同は打解けし午餐會を賜りし、後午後一時牡丹の間に入り、聖上陛下を御中心に、開院宮殿下、閣僚等は陛下を圍んで、イスにより、コーヒを賜はりつゝ、政治上のことを一切避けて極めて打寛いだる座談に時を過ごし、陛下より種々なる御下問などあり、同一時三十分何れも感激しつゝ、退下せり。

右に關し、濱口首相は恐懼感激して左の如く語れり

誠に畏れ多い事ですが、陛下にはいと御機嫌麗はしく、私共に御陪食の榮を賜つた後、千種の間隣の室で打寛がれた陛下を御中心に、私共が圓座になつて種々お話いたしました次第であります、決して御下問があつた譯ではなく、私から各閣僚は政府が過般發表いたしました施設方針に關する聲明書の趣旨に則り、夫々所管政務に勉勵いたして居りますと申し上げた外、閣僚から金解禁や爲替等財政問題を始め、世界各國の議會の模様などについて、色々お話したもので、思想問題などには觸れませんが、又政治上の問題などについては、勿論何等言及しませんでした。

四、濱口新首相の時局政談

濱口首相は静養のため七月十二日午後五時五十七分新橋驛發にて鎌倉の別荘に赴きしが、車中左の如く語れり。

本日西園寺公を訪問したのは單に挨拶をしたゞけで、組閣以來の経過に就いてもお話しした政府から發表した聲明書に就いては既に新聞にも出てゐること、別に説明を要せず、又十分老公も政府の聲明について諒解されてゐることと思ふ。

◆ 井上藏相が東株樓上で演説したために株が下つたとは私は思はぬ、これには何らか外に原因があるであらう、政府の聲明はそれほど恐怖すべきものではない、随つて又聲明を出すといふやうなことはない、軍事費節減のことについては、まだ陸軍大臣から聞いてゐないが、陸軍大臣は大藏大臣とよく相談して適當に考慮してゐるであらう。

◆ 實行豫算は各省で編成して本月中には報告することになるであらう、その仕事は各省大臣と大藏大臣との交渉に移つてゐるから私は今その結果を待つてゐるが、行政整理に關する調査會は大藏大臣から建議がない限り設ける考へはない、聲明書に記載した社會政策その他の三調査會の官制だけを來週の火曜の閣議に間に合せたい希望を持つて居る委員の顔觸その他のことは後で決める積りである、親任待遇の調査會設置のことは全然考へてゐない、昨日の閣議では海軍大臣から軍縮に關する今までの経過の報告を聞いただけで、政府の方針決定は留保してある、今後のことも外務大臣と海軍大臣とがよく協議して原案を作り閣議に出すことになるであらう。

◆ 金解禁の時期を明示せよとの意見はたしかにあるが、政府はまだ考慮すべき時期に達してゐなからうと思ふ、金解禁は準備次第で大した影響はないと思ふ、明治三十年金本位制にしたとき私は大藏省の會計課に居りましたが、大した動搖は無かつた、支那側の東支鐵道回收事件の公報はまだ今朝まで入つてゐなかつたやうだ、従つて今すぐに我が政府の態度を極めやうがないが、また支那が日本に鋒を向けて來るといふやうなことは想像してゐないし、また想像すべきものでもない、滿鐵の昭和製鋼所の問題は何も聞いてゐない、臨時議會の召集とか議會解散の問題に就いては此處に何とも申し上げるわけにゆかぬ、黨からはまだ私のところに進言はない、黨内に緊縮政策に就いて不平があるといふやうなことが新聞に出て居るが、少し先のことを考へて呉れれば不平もなくなるであらう。

◆ 伊勢神宮參拜の歸途大阪を素通りも出來まい、私用もあり知人もあることであるから、一泊することになるであらう、しかし

し演説する豫定はない。

五、尾崎行雄氏首相に待望

鈴木書記官長は濱口首相の代理として七月十四日午前九時逗子の風雲閣に尾崎行雄氏を訪問し、濱口首相に大命降下以來の内閣組織顛末を詳述して首相就任の挨拶をなした、後現下の政局に關し意見を交換せしところ、尾崎氏は自分は純然たる第三者の立場であるから、濱口首相からわざ／＼御挨拶を受ける筋合ではないが、しかし現下の政局たるや自分の知る限りに於いては非常な難局で、これが立直しは容易な業ではない、従つて濱口君が一身を挺しても難局打開に盡されることは衷心御同情申上げるが、首相としては此の際一身は元より政黨をも犠牲にする覺悟がなくては、その完成は思ひもよらぬ。

金解禁は濱口内閣の重大使命である、財界の立直しも之れを措いては他にないから、出来るだけ早く斷行して欲しい、然しながら之れをなすに當つては非常なる障害が各方面に起ることを豫想せねばならぬ、若し濱口内閣でこの大事業が出來なければ、次の政友會内閣でも出來ぬし、又次ぎの民政黨内閣でも勿論出來ると期待することは出來ぬ、従て金解禁は是非現在の濱口内閣で遣つて貰ひたい、假令濱口内閣が短命であつても是れをやり切つたらば、濱口内閣存在の意義は十分ある、これが爲め民政黨が四分五裂しても將來報いられることが出來やうし、政黨も纏まる時機が來るであらう、往年松方内閣が金本位制を施行した時には各方面の支持を受けてゐたにも拘らず、相當難局に陥つた例に鑑み、今回は一層困難な状態にあるから、必死の覺悟を以つてやらなければならぬ。

行政財政の整理は必要なことであつて、歳出を十億圓以下に切下げることが必要があると思つてゐるが、これが實行には相當の時日を要する、差當り一般の經費節約は直に實行出来るから、あらゆる方面から宣傳して實行に當つて欲しい、最近臨時議會の召集議會解散斷行の議論があるが、これは立憲政治の形式である、現在の經濟界はますます衰退の途を辿つてゐるか、先づそれを片付ねばならぬ、従つて議會閉會中に金解禁を斷行し、財界の立直しを爲すべきであるから、議會解散、臨時議會召集等の必要は全然ない、軍事費の節約は至極結構なことである、海軍は對外關係もあるから、簡單には行くまいが、陸軍は相當やれると思ふ、對支外交は從來無理があつた、これは

日英米三國の協調でやつて行くべきで、抜け駆けの功名は避くべきである、武力でやる時代は過ぎたのであるから、今後は

この協調でやつて行くべきである、この主義は割前も少ないが失敗もない幣原外交は大體此の精神で行くから安心してゐる唯此の難局に際し濱口首相が疲れて倒れることのないやうに自重せられんことを望む、自分も國難打開に對しては蔭げながら御援助するつもりである。

とて大體政府に好意的の態度を示し種々助言するところあり、鈴木官長は同十時辭去し直に鎌倉別荘に濱口首相を訪問し尾崎氏との會見顛末を詳細に報告せり。

六、社會、貸借、關稅三調査會機關設置

之より先き濱口首相は七月九日午後四時永田町首相官邸に川崎法制局長官鈴木書記官長を招致し九日に發表せし政府の聲明中に言明し居れる社會政策の確立、國際貸借の改善、關稅改正の三問題解決策に關し設置すべき調査會の組織權限等に關し協議する所ありしが大體

- 一、三問題各別に調査會を設置し何れも内閣直屬とすること
- 一、會長には首相自ら之れに當り副會長には所管大臣が當ること
- 一、委員の數は成るべく少くなくし委員の顔觸れも單に朝野の名士を羅列するやうなことを避けて實際家を任命すること
- 一、調査の結果は政府に於いて直に閣議の決定を経て實行することとし議會に提案の必要ある場合は來議會に必ず提案すること

一、調査の範圍は右三問題に關する各種の案件につき調査するのであるが就中現實に直に實行を必要とする事項につき特に調査すること

等の方針の下に直に法制局に於いて立案に着手することになせり然して調査の結果は六ヶ月以内に答申することになり居れるがこの調査に期限を付せしことは一新例にて政府もこの調査會に對しては相當多くの期待を掛けゐるやうなり。而して此三調査會と併合して前内閣の行政制度審査會に類する一般國策研究機關設置の件が政府部内に漸次に有力となりつゝあり。

即ち現内閣は徹底的の合理緊縮を實行する關係上空前の失業問題を生ずる恐れあり、その他我が國現在の内治外交は可なりの難局に當面してゐるから大所高所よりこの際眞面目に國策を樹立する必要あり

となし居れり。斯くて政府は社會政策、國際貸借、關稅の三問題に就き政治的解決をなさんとして各問題に關し夫々審査會を新設する方針の下に去る十六日の閣議に於いて官制を決定し、次いで十七日の持廻り閣議にてこれに要する經費六萬餘圓の責任支出を決定し、更に十七日午後三時より首相官邸に江木、安達、小橋、町田、俵、小泉の黨出身閣僚參集し、三審査會の委員の銜をなし、次いで十八日の午後の持廻り閣議にて三審査會官制を決定し、直ちに上奏御裁可を仰ぎ十九日の官報にて公布することゝなれり、三審査會官制の全文は在の如し

社會政策審議會

第一條 社會政策審議會は内閣總理大臣の監督に屬し其の諮問に應じて社會政策に關する重要事項を調査審議す

第二條 審議會は會長一人及委員十五人以内を以て之を組織す、特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くこと

第三條 會長は内閣總理大臣を以て之に充つ、委員及臨時委員は之を勅命す

第四條 會長は會務を總理す、會長事故あるときは内閣總理大臣の指名する委員其の職務を代理す

第五條 審議會に幹事長及幹事長及幹事を置く、内閣總理大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず

幹事長は會長の指揮を承け庶務を掌理す、幹事は上司の指揮を承け庶務を整理す

第六條 審議會に書記を置く、内閣に於て之を命ず、書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

附則

本令は公布の日より之を施行す

關稅審議會

第一條 關稅審議會は内閣總理大臣の監督に屬し其の諮問に應じて關稅改正に關する重要事項を調査審議す

第二條 審議會は會長一人及委員十五人以内を以て之を組織す、特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得

第三條 會長は内閣總理大臣を以て之に充つ

委員及臨時委員は之を勅命す

第四條 會長は會務を總理す會長事故あるときは内閣總理大臣の指名する委員其の職務を代理す

第五條 審議會に幹事長及幹事を置く内閣總理大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず

幹事長は會長の指揮を承け庶務を掌理す

幹事は上司の指揮を承け庶務を整理す

第六條 審議會に書記を置く内閣に於て之を命ず

書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

附則

本令は公布の日より之を施行す

國際貸借審議會

第一條 國際貸借審議會は内閣總理大臣の監督に屬し其の諮問に應じて國際貸借の改善に關する重要事項を調査審議す

第二條 審議會は會長一人及委員十五人以内を以て之を組織す

特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得

第三條 會長は内閣總理大臣を以て之に充つ

委員及臨時委員は之を勅命す

第四條 會長は會務を總理す

會長事故あるときは内閣總理大臣の指名する委員其の職務を代理す

第五條 審議會に幹事長及幹事を置く内閣總理大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず

幹事長は會長の指揮を承け庶務を掌理す

幹事は上司の指揮を承け庶務を整理す

第六條 審議會に書記を置く内閣に於て之を命ず

書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

附則

本令は公布の日より之を施行す

三審議會委員

政府の社會政策關稅改正國債貸借の三大審議會の委員は十八日持廻り閣議に於て正式に決定直ちに御裁可を経て同日午後五時左の如く發表せり。

社會政策審議會

内務大臣	安達謙藏
大藏大臣	井上準之助
農林大臣	町田忠治
商工大臣	俵孫一
貴族院議員子爵	會我祐邦
同男爵	黒田長和
同	塚本靖治
衆議院議員	黒金泰義
同	高木益太郎
同	高木正年
同	添田敬一郎
同	末松借一郎
同	藤澤利喜太郎

國債貸借審議會

幹事長

社會局長官

末弘 嚴太郎
桑田 熊藏
吉田 茂

大藏大臣

井上 準之助

農林大臣

町田 忠治

商工大臣

俵 孫一

貴族院議員男爵

郷 誠之助

同

志 村源太郎

衆議院議員

田 昌郎

同

增 田義一

同

櫻 内幸雄

同

岡 崎久次郎

同

深 井英伍

同

兒 玉謙次

同

門 野重九郎

同

各 務謙吉

同

堀 啓次郎

同

渡 邊鐵藏

關稅改正審議會

幹事長

大藏次官

河 田

烈

外務大臣

幣 原喜重郎

大藏大臣

井 上準之助

農林大臣

町 田忠治

商工大臣

俵 孫一

貴族院議員

大 橋新太郎

同 男爵

斯 波忠三郎

衆議院議員

武 内作平

同

柵 瀬軍之佐

同

小 山松壽

同

飯 塚春太郎

男爵

志 立鐵次郎

同

安 川雄之助

同

三 宅川百太郎

同

堀 越善重郎

同

兒 玉一造

同

河 田烈

幹事長

大藏次官

第二章 緊縮と閣議及其他

地方に緊縮訓示の閣議 七月十六日の定例閣議は午前十時半より永田町首相官邸に開會濱口首相以下各閣僚全部參集まづ井上藏相より

財政の整理緊縮斷行聲明後における財界の情勢就中金融界並に株式市場に於ける一般的情勢につき詳細に説明し特に閣僚の一部などに於いてすら東株の新高百圓臺を割りしことに就いて多少前途を心配してゐる向もあるより右に關する實情を詳述しこの點は決して心配する必要なき所以を詳述し併せて日銀正金等に於いても金融界の前途に就いて樂觀し居り且つ爲替相場は依然強腰なるより財界の前途は決して憂ふるに足らずと力説諒解を求め次いで宇垣陸相より

北滿地方に於ける露支軍隊の配備状況並に活動の情勢に關し詳細なる報告あり右に對する帝國政府の方針等に就いても種々非公式に意見の交換ありしが露支國交の切迫は直に滿洲の治安にも影響する所頗る重大なれば日本政府としては大體嚴重にその成行を注視することに申合せ引續き左記事項を決定して午後一時散會せり

一十七日天皇陛下士官學校行幸につき閣僚代表として安達内相が奉送迎申上ぐることに

一首相は二十一日から六日間の豫定をもつて伊勢大廟、桃山御陵等を參拜すること

尙ほ財政の整理緊縮に當つて國債整理と共に地方債をも整理抑制することとなり内務、大藏兩相に於いて協議の結果原則として地方債不許可方針を決定し十六日の閣議に付議して承認を得たるより直に各府縣に對して内務、大藏兩大臣の名を以つて左の訓令を發せり。

一、訓令

現内閣施政方針に就いては先に聲明するところに依り各位の既に諒知するところなるべきも、今日の時局を匡救し以つて國民生活の安定を圖るは中央、地方共に一大英斷を以つて財政整理を敢行するにあらざれば到底その目的を達し難し、よつて地方債の許可に就いては當分左記の方針に依ることとし、同委任許可債並に不要許可債に就いても此の方針に準じ處置せしむることに決定せるを以つてこれが實行に遺憾なきことを期せらるべし

新規事業の起債に付ては災害豫防および復舊事業並に失業救済事業の如きものにして眞に緊急避くべからざるもの、外これを許可せず且つ既に起債の許可をなしたる事業といへども極力これが打切又は繰り延を實行せしむること

而して右方針は政府の所期する財界の整理成るまでの間當分嚴守することになり居れるが右訓令に次で内務省にては近日中地方局長の依命通牒として左の如き具體的の事項に關して通知を發する筈なり。

一、既に許可したる地方債に於いても未だ借入をなさざるものは新規事業に準ずる取扱ひをすること

一、數年度に亘る地方債にして借入年毎に許可を受くる事になりゐるものは新規事業に準ずる取扱ひをなすべきや否や

植民地にも緊縮訓示の閣議 七月十九日の定例閣議は午前十時より永田町首相官邸に開會濱口首相以下各閣僚宇垣陸相缺席し先づ井上藏相より植民地起債問題に關する大藏當局の意見を詳細に説明報告し協議したる結果

植民地債に關する大藏當局の意見は最も妥當であるから之を承認し各植民地長官に對して發すべき植民地起債に關する訓令案も過日地方長官宛の訓令案と略ぼ同様でよいが、しかし植民地の新事業に就ては拓務大臣が特殊の考慮を拂ふ必要があるから訓令案の内容は井上藏相と松田拓相に一任して起草することとする

と云ふに意見一致し次いで井上藏相は過日來大藏省に於て調査中の本年度實行豫算編成の經過並に成案の内容を詳細に説明し大藏省案に對しては各省に於ても夫々復活の希望もあれば今後各省の事務次官より夫々希望を大藏省に傳達して交換せしめることにしたいと提議しそれに決定し終つて

一天機並に御機嫌奉伺の爲め在閣僚夫々三組に別れて明二十日頃來月上旬に亘り葉山に伺候することとし、其の日取は鈴木書記官長の手許に於て決定すること

一三審議會の幹事は鈴木書記官長、川崎法制局長官の手許に於て銓衡すること

の二件を決定して正午一先づ休憩し午後一時半より再開することとなり

首相の内外時局抱負 濱口首相は伊勢大廟參拜のため七月廿一日東京驛發特急にて西下左の如く語り露支兩國が紛擾を重ねてゐた結果遂に國交を斷絶するに至つた事は誠に残念である兩國は共に極東の平和と開發に力を注ぐべき間柄であるから平和的手段によりこの問題が解決せられんことを切望してゐる、殊にヨーロッパとアジアと聯繫する國際幹線たる東支鐵道に支障を來したことは誠に遺憾に堪へない、最近の情報に依れば今直ちに戰爭を開始する様なことはあるまいと思ふ、然し勢ひの赴く所どう成行くかは圖り知れない、政府としては之に對し十分の用意と注意

を拂ひ事態の成行を考察してゐる次第である。

川村臺灣總督とは二十日會見したが單に上京の挨拶に來た迄で辭表は未だ出してゐない併し進退に付ては考慮してゐるかも知れぬと推測する迄でその内容は他人の事であるから判らない其他の植民地長官も既に御裁可を待つて上京することになつてゐるがその内容は之れ又上京後でなければ判然しない。

前内閣時代に於て樞密顧問官を増員すると云ふ話は聞いた事があるが田中前首相からの引継ぎ事項にはさう云ふ事はなかつた又憲政會内閣の農商務省分離の際樞密顧問官より増員の提議あり政府が考慮すると答へたと云ふ事は聞いてゐたが其の後どうなつてゐるか自分は知らない其れ故今後斯うした問題が起れば新たな問題として考慮する今日は何にも考へてゐない。

憲政會の在野時代同志の人々から樞密顧問官を提出したことに就つて今日少しも問題になつてゐないが樞密顧問官がどう考へるか自分は知らない當時安達内相が右彈劾案の提出者或は賛成者になつたのは筆頭總務であつた關係からであると思ふ。

十九日の閣議には實行豫算のことは話頭にも上らず従つて閣僚間に豫算復活の要求も絶對になかつた。各省事務官は復活を希望してゐるかも知れないが昨日井上藏相に會つた時は未だ成案が出来ず大藏省と各省との間で交渉中であらうとの事で内容がどうであるか判らぬ。然し成案が出来次第閣議に提出される筈である。

關稅國際社會の三大調査會は地方長官會議以前かその後第一回の委員會を開くかはまだ決つてゐないが何れにしても來月上旬には調査を開始し調査方針その他一切を委員に任せ速かに成案を作成させる考である。

色々の關係で今年の暑中休暇は政務多忙である爲め凡てを潰して努力する決心である、實行豫算の編成如何に依り失業

問題が起ればその場合に應じて適當な方策を樹てるが尙ほ社會問題化する様なことがあれば充分に考慮の上解決する決心である。

國際貸借と關稅問題とは金解禁に關係を有し其準備ともなり解禁後の善後策ともなるし又社會政策審議會の中心は諸種の社會立法の方針を調査研究することが主たる目的である財政の整理緊縮の結果生じた財源を營業收益稅乃至は消費稅の輕減に振り向けるかどうかについては未だ何とも考へてゐない。

松平駐英大使から軍備縮小問題に關し報告が來たが軍縮そのもの、精神は非常に結構であるから日本としても之れに對し正義と熱心と決意とを以て望み世界平和の實現に貢献する考へである。

大石正巳翁首相に進言 濱口首相は七月廿一日午前十時鈴木書記官長をして政界の長老であり郷黨の先輩である大石正巳老を東中野の邸に訪問せしめ組閣の挨拶をなさしめしが大石老は時局問題に就いて鈴木書記官長を通じ濱口首相に對し進言せり大石老の進言要旨は左の如し。

一濱口内閣は國民精神の作興をなす必要ある事を施政の聲明書に明かにしてあるがこれは最も必要な事である。自分は前内閣時代勝田君に對して思想善導の必要を説いたところ勝田君は此の爲めに緊急支出をして思想の善導に力を入れたのであつたが自分は現内閣に對しても近く小橋文相や安達内相に對して意見を述べる考へである。近く地方長官會議が開かれるといふ事であるから地方長官に對する訓示に思想善導國民精神の作興を強調されたい。

二内閣と云ふものは新しい中に重大な事を實行しないと駄目なものだから成る可く速かに重大な政策を實行されたい。殊に現内閣は對支外交と財界の行き詰り打開が其の生命である。對支外交は對手のある事であり露支問題等のため解決が後れるとしても財界は内政の問題で政府がやる氣なら直ぐに出来るのであるから金解禁の時期を明示して財界にその準備をなさしむると同時に整理節約を斷行する必要がある。

三民政黨は少數だから解散して多數を得やうといふ意見もあるが今は思切つた重要政策を實行する時で解散などすべき時でない解散をすれば其れだけ選舉の爲めに權力がそがれて實行力が鈍るからそんな事をせず國策の遂行をなすべきである眞面目に國策を遂行すれば解散せずして多數とならないとも限らない殊に現在の多數はあまり敬意を拂

ふに足る多数ではないのである。

濱口内閣擁護新團體の聲明 第一控室所屬の非政友議員尾崎大竹中西久野椎尾山崎小山鶴見諸氏は八日午後衆議院内に會合し時局に關し意見交換の結果左記聲明書並に主張を發表したるが尙兩三日中に非政友系議員十餘名を網羅せし非政友の新團體を組織し現内閣を擁護するはずなり。

聲明書

一吾人は既成兩大政黨の外に立ち穩健中正なる輿論を代表し政争のからつにわたるを防止し國策遂行の圓滑ならん事を期す
二吾人は現内閣の聲明する財政緊縮外交刷新綱記革正はこれを肯定し輿論の統一を援けてこれが貫徹を圖るべし特に左記各項を要望す

主張

一政府は萬障を排除して財政の根本的緊縮を斷行すべし
二政府は列強との國際協調を計り公明なる主義に依り對支問題解決の基礎となすべし

二、國家百年の大計樹立の重大時期

濱口首相演說

大阪商工會議所大阪工業會大阪經濟會にては七月廿四日來阪せる濱口新首相を迎へて午後六時より商工會議所大廣間に於て新内閣の財政經濟に關する施政方針を聴取せり出席者三百八十名大阪に於ける著名實業家全部を網羅す劈頭稻畑會頭の歡迎の挨拶あり次で濱口首相は起ちて

現内閣の十大政策中主として財政經濟に關係深いものに就いて政府の方針を申し上げますれば歐洲大戰後十年間に歐米諸國は萬難を排して財政經濟の立て直し策を樹て、經營著々其の緒についたとて英米佛獨伊國に於ける戰債整理金解禁に至つた経過を詳述したる後

然るに獨り我國のみは産業は不振を極め入超相次ぎ爲替相場は低落し財界の沈滞甚だしく財界樹直しの根本問題である金解禁斷行の緒につかね現状であるにも拘はらず國民には奢侈の慣習深く入るを計つて出るを制する消費節約が實行出來ず公私經濟共頗る悲觀すべき状態であつて國家の財政も歳入激減の傾向にあるにも拘はらず歳出は年々膨脹し幾計の均衡を保つ上から公債が濫發され財政の基礎薄弱不安定を極めてゐる即ち國家財政の不安定は個人生活の不安定を招致し個人生活の不安定は思想の動搖を誘致して社會問題を起し邦家の前途實に憂慮に堪へない故に此の際斷乎たる決心を以て經濟政策を立直して國家百年の大計を樹立すべき重大時期である私は不敏ではありますが一度大命を拜した以上及ばずながら心身を傾けて時弊匡救國運の進展を期する所存であつてこれには

財政整理緊縮 我が國の歳計は年々膨脹し大正七年度と昭和四年度とを比較するに七億五千萬圓激増し其間戦後の大反動震火災などに逢著したにも拘らず財政は却つて膨脹し公債は増發され財界混亂の源は其處にあつて此處に一大緊縮を要するのである現に政府の歳計は普通特別を合せて卅八億圓で政府は最大の消費者であるから政府自ら整理緊縮の範を國民に垂れねばならぬ財政整理の主眼は國防に支障を來さしめ範圍内で陸海軍費を整理し一方地方財政にも一大緊縮を斷行せしめねばならぬ又財政整理の目標を國債整理に向けねばならぬ我が國の國債は大正七年末に比して今日は倍額に達し利拂ひだけでも年々三億圓で増加の傾向は底止する所を知らずこれが金融を壓迫し通貨を膨脹せしめ物價を高め入超をもたらせ正貨の流出の因となり産業發達を阻害し金解禁を妨げてゐる故に政府としては四年度豫算に一大緊縮を施し五年度豫算に於いても一般會計では國債の發行を許さず特別會計に於ても國債發行に一大削減を加へ現在の六十億から漸次減少せしむる方針でこれは現内閣の續く限り必ず實行する一方地方債も大正七年末四億圓が四年度には十八億圓に漸増してゐるからこの方面においても一大緊縮を實行する覺悟である。

金解禁 金解禁斷行は我が内閣の重要使命であるが無準備では解禁すべきでない準備が整うて解禁したら其の影響は憂ふるに足らぬ歐米各國とも金解禁迄には財政の整理緊縮國債の整理を斷行したから解禁しても大なる衝動がなかつたのである金解禁準備の根本的要件は國民精神の緊縮政府の行財政國債整理國民の消費節約にある即ち政府と全國民とが一體になつて緊張奮起し時局匡救のため消費の一大節約を行ふた後初めて解禁を斷行出來るのである勿論公經濟の整理緊縮には一大支障を伴ふも金解禁と言ふ重大事には多少の犠牲は止むを得ない事で一部の短見者流の憂論を聞いてゐては何時になつても金解禁は實行出來ないのみならず却つて財界の弊害を激成し解禁の實行を加速的に不可

能ならしむるもので、現下の難局打開は金解禁を目的とする財政の整理緊縮消費の節約以外に道がないと覺悟すべきである。論者は我が多年不況にあつて金解禁を断行せば更に不況を増すから解禁は不可だと言つてゐるが、かゝる不況を放任して置いては何時まで経つても財政の回復は出来ない次第で、金解禁は我が國の經濟界が國際的常態に到達する道程であるから此の際國民は一大奮起してあらゆる犠牲を忍ばねばならぬ、それは我等の同憂の協力に待たねばならぬ。とて出席者達の共鳴を求めて多大の感動を與へ七時散會せり。

三、全國的に整理緊縮の大宣傳

金解禁を前提とする行財政の整理緊縮及び勤儉力行は現内閣の一枚看板にて濱口首相は組閣と同時に其の必要なる所以を天下に聲明し續いて昭和四年度の實行豫算は九千萬圓の大整理を加へ着々抱負經綸を實行し居れるが、何故に金解禁を断行するを要するか又之を断行する爲めに斯かる大々的の整理緊縮を必要とするか等の理由に付ては、一部有識者及び關係者を除いて之を知得するものなく、従つて反對黨の如きは政府の方針が未だ徹底せざるを奇貨として種々惡宣傳の道具に及び居る事實も屢々あり、政府は此際何等かの方法を以つて津々浦々にまで徹底せしむる手段を講ずるの必要を感じ過般來濱口首相を中心に具體策を協議中なりしが、その結果

- 一、八月中旬若くは夫れ以前に於て内務、大藏、文部三大臣の名に依り「金解禁と整理緊縮の理由」に付ての聲明書を發すること
- 一、該聲明書は極めて平易のものとし何人と雖も一讀其の趣旨を咀嚼し得る程度のものとする
- 一、又右聲明と同時にあらゆる方法を以て之が宣傳に努めることとし其の方法は内務、大藏、文部各省政務官の手に於て攻究すること
- 一、決し之が内々準備を進め居れり
- 一、而して宣傳に就ては大體左記方法に依ることになりたり
- 一、(一)關係者各省大臣及政務官の事情の許す限り隨時隨所に於て講演を爲すの外經濟方面に權威ある人々にして然も政黨的關係を有せざる人々を囑託として全国各地に講演を依頼すること

(二)金解禁断行並に行財政の整理緊縮理由を説明したるパンフレット數百萬部を印刷して各方面に撒布すること

(三)又活動寫眞及びラヂオを通して一般民衆に此の主義方針を宣傳するの外場合に依つては演劇界の方面とも連絡を執つて極力趣旨を普及せしめること

(四)各地方に於ける宣傳方法は知事を中心として具體策を樹てること

(五)政策徹底に付ての中央、地方の連絡は八月五日から開催される地方長官會議に際し充分懇談を遂げること

尙三大臣の聲明書は各所管事項を別個に取扱ふや又は合一して一個の聲明書とするかは改めて熟議の上決定することにあり居れり

關西財界と首相の時局談 去る七月二十一日東京發關西旅行中なりし濱口首相は同二十六日午後一時八分名

古屋發同八時二十八分東京驛着歸京せるが元氣よく左の如く語れり

今回の旅行は商業都市であつた爲め政府方針に對して如何なる反響ありやに就いては非常に注意して見た、それに依ると自分の自惚れかも知れないが政府の施政方針に對する反響は非常に良く何れも本氣に共鳴し進んで政府を督勵し政府の目的達成に援助を惜しまない風であり殊に或團體の如きは政府の財政消費節約に對しては非常に共鳴し自發的に消費節約を實行して居た、此の話を聞いて自分は非常に愉快に感じ此の調子で行けば政府の施設方針が國民全體に理解されてその自覺を促し得て政府所期の目的を達成するの遠い事ではなからうと感じた

金解禁に就いても各地方共非常に熱心に考へて居り殊に大阪の如き金解禁については吾々が主張したのに賛成したのではなく、あの人達の年來の主張であるため眞剣に考へて居り、財界に何れも着々と金解禁の準備に取りかゝつて居る様に見受けられる

軍縮問題に就いては新聞で見ると英米兩國共に建艦中止を聲明したが、これは軍備縮小會議を開きこれによつて相當の成果を得られるものに期待するためであるといふ、これに就いては歸京の上關係當局より詳細に説明を聞いた上に日本としても此の軍縮に對する態度を決定して聲明を發する必要があるかそれとも聲明しなく共よいかを考慮する考へで

あつて今の處此の問題に就いては何れとも決つて居ない

露支に就いては變つた事が出来れば旅行先きに報告が来る約束になつて居たのであるがその報告のなかつた處を見ると大して變つて居ないのではないかと思ふ新聞で見ると何か露支國境に於ては衝突があつたやうであるが兎に角これについては歸京の上當局よりよく聞いて見る考だ此の露支關係の如き問題は外國が入らずに直接交渉に依つて解決するのが最もよいのである

◆ 實行豫算は九千萬圓節約したと言はれて居るが九千萬圓も節約が出来たとすれば大成功だ殊に四ヶ月即ち一年の三分の一も過ぎたのであるから之れだけ節約する事は非常な努力で殊に實行豫算は來年度豫算の基礎となる大切なものであるので各省大臣は始めから此の整理節約に就いて心を合せてやつたからこそ此の九千萬圓と言ふ節約をなす事が出来たので而して此の實行豫算は八月一日から實施するとすれば一日も早く決定しなければならぬから臨時閣議を開いて決める事とならう

◆ 來年度豫算編成に就いては昭和四年度實行豫算を基礎として考慮されるものであつて未だ如何なるものをやるかは考へて居ない又海軍の補助艦建造計畫は昭和七年度より着手しなければならぬのであるが此の計畫を來年度豫算に計上するか否かは海軍大臣が豫算を要求して來てから考へるもので今の處では何も考へてゐない

四、閣僚與黨幹部第一回懇親會

與黨幹部と黨出身閣僚との第一回懇談會は八月二日午後七時より首相官邸に開かれ、政府側濱口首相安達、江木、町田、小橋、小泉、俵、各相、鈴木書記官長、石塚臺灣總督、川崎法制局長、黨幹部側藤澤、田中、森田、本田、紫安、牧山、櫻井各總務、富田幹事長、二宮、田中(萬)木、檜各部長その他十名出席、直に晚餐を共にしたる後濱口首相より

今後は毎月一回此の會を開き、必要に應じて臨時開會して意見を交換したい、就いては閣僚は政策を發表し幹部は黨務につき腹藏なき意見を述べて互に胸襟を開いて懇談せんことを希望する

と述べ藤澤總務黨側を代表して挨拶をなした直に整理緊縮は我黨の重要政策であるがその實行と共に我黨多年の主張であつた義務教育費の國庫補助増額を實現するか或ひは減税を斷行して國民負擔の軽減に進まれない減税に就いては直接税たる地租の減税、間接税たる消費税の軽減等色々の方法があるが要するに右二大政策の實行は黨員一致の要求であるから特に考慮を拂はれたい

加藤顧問金解禁を總選舉前に實行されたい、政友會では今回の實行豫算編成は違憲であるといふが首相の所見如何とそれ、要求及希望を提出して政府の考慮を促しこれに對し濱口首相は

今回の實行豫算で九千萬圓の節約額を得たことは非常な成功であると思ふ實は緊縮の成否は我黨の從來の主張に對する重大なる試金石であるから、自分は此の點に全力を注いだのであるが斯くの如き結果を收めたことは誠に愉快であると實行豫算の内容の大體につき説明を試み幹部の要求並に質問に對しては左の如く言明せり

一、實行豫算の編成により二千萬圓の剩餘金が出来ただけ財政の基礎が強固になつた、これを失業救済に宛てるか社會事業の財源に振り當てるかは、明年度豫算編成の際考慮する積りである、内閣は不確實なる豫算を立てこれが爲め議會でも補助艦費その他に關して相當問題があつたから、明年度豫算編成に當り義務教育費の増額或ひは減税の實現をなすことが出来るかどうかは今日これを言明する事は困難である、その他我黨の政策に於いても砂糖消費税の如く生活必需品に對する消費税の整理、營業收益税の修正等を發表してゐるから若し剩餘金を振り向けるとしても果して何れに振り向けるかは尙ほ決定し難い

一、爲替相場は目下昂騰しつゝあるが、餘り急激な昂騰は却て面白くないからこれを抑へ漸次に昂騰する政策を採つてゐる、金解禁の時期は甚だデリケートな問題であるから豫言は出来ぬ

更に藤澤筆頭總務より

衆議院解散問題に關し政友會は臨時議會を召集して議會を解散すべしと主張し表面頗ぶる強がりを見せてゐるが内心は飽くまで解散回避で行きたいに相違ない従つて政友會は來議會は總ゆる手段を弄して解散回避の作戰を講ずるであらう、然し政局安定の爲めには解散より外に途はないのだから、この際政府並に與黨はこれ等の策動に顧慮する所なく來

議會は一路解散に向つて直進すべきである、これが我が黨勢を擴張し政局を安定せしむる唯一無二の進路である
と力説しこれに對する政府の所見を求め、右に對し安達内相始め首相各閣僚より
各方面の情報を綜合すると政友會は藤澤氏の所説の如く來議會は表面の強がりに似ず、内心は他くまで解散回避の作戰
で行くらしい、特に小泉策太郎氏等の目論んでゐる中間派の策動は相當注目すべきものがあらう、然し我々は他くまで政
治の公明を期する立場から卑怯なる妥協苟合の政治を避け、堂々と所信に向つて邁進するの決心と用意とを持つてゐる
から、與黨側に於いても十分その覺悟をもつて準備を進められたい
旨を述べて政府の決心と用意とを明確率直にし、引續き召集期の繰上げ問題に關しても種々意見の交換を試みる所ありて
本問題は衆議院の豫算案審議期間との關係もあり更に研究を遂げることになれり
次いで小橋文相より小學校建築費の起債問題は實際に就きその可否を定める外なしと答へ、其他種々意見の交換を行へり

五、閣議及政務官會議

閣議と政務官會議 八月六日の定例閣議は午前十時より首相官邸に於て開會、濱口首相以下各閣僚、安達内相、渡邊法
相、缺席出席し、先づ濱口首相より木下關東長官が六日辭表を提出したることを報告し、後任者に就いては首相に於て決定す
ることを申合せたる後左の諸項を決定せり

- 一、司法省、逓信省、海軍省の所管に係る廳舎に風水害、火災の復舊費約十四萬圓を第二豫備金より支出すること
 - 一、海軍給與令中改正
 - 一、各特別會計實行豫算審議の爲め九日午前九時より臨時閣議を開くこと
- 次いで海軍々縮問題に關しては財部海相の對軍縮方針を異議なく承認し、最後に別項の人事を決定して零時二十分散會す
次いで定例政務官會議は八月七日午後一時より首相官邸に開會、鈴木書記官長、川崎法制局長官、外各省政務次官、參與官出
席先づ横山商工政務次官より
最近商工省が瓦斯問題に關する裁斷を躊躇して居る様に宣傳されてゐるが、左様な事實なく、既に大臣は部下に命じて總
る關係事項に就き目下鋭意調査中であり、瓦斯事業委員會の意見を徵する準備を講じ、尙有力者の調停には商工省側は別
に彼は意見を述べ、又反對もしない故、選舉に影響ありとして裁斷を躊躇して居ると傳ふるが如きは全く惡宣傳である

と述べ

中野遞信政務次官より

目下日本の電氣事業には三十數億圓の資金が投下され、これが統制の爲めに前内閣の方針を踏襲すべきであると稱する
ものもある、現内閣としては全く独自の立場で事業者及び使用者の利害得失を十分に考慮の上方針を決定するものなる
旨を説明し、次で小川大藏政務次官よりは左の如く本年度實行豫算の一般特別兩會計査定の經過並に結果に關する報
告あり、更に永井外務、矢吹海軍兩政務次官は軍縮及露支兩國紛争問題の經過に就き夫々報告をなし、同三時散會せり

小川次官の説明

昭和四年度實行豫算査定に關しては今日までのところ、一般會計に於いては九千四十餘萬圓を節約し得ることとなつて
ゐたが、其の後植民地豫算整理の結果更に約百五十萬圓の數字を算出した爲め、結局九千二百萬圓に近いものを一般會計
に於いて節約し得ることとなつた、又特別會計に於いては項目が種々廣範に渉る爲め、全部を總括して數字を擧げること
は困難であるが、各植民地、鐵道並に製鐵所の三特別會計のみを以つて觀るも五千三百圓以上を節約し得べしと思ふ、故に
他の特別會計を加算すれば六千萬圓以上の數字は優に示す事が出來得る、果して然らば一般特別兩會計を通じて本年度
實行豫算の節約總額は一億五千萬圓以上上ることとなる、然して一方特別會計に於いては公債公募總額は一億七百萬
圓となつてゐたが、節約による二千萬圓を引き更に借入金となつてゐる五百萬圓を減ずれば、結局公募額は八千萬圓とな
らうと思はれる

臨時閣議と節約委員會

九日の臨時閣議は午前九時半より首相官邸に開會、海軍司法兩相、缺席の外、濱口首相以
下各閣僚出席先づ大藏大臣より本年度各特別會計實行豫算に關し節約並に繰延額合計五千七百十四萬九千九百餘圓の大藏省
案について詳細説明をなし、原案の儘承認し、次いで外務大臣より露支問題に關し、その後の經過報告をなし、特に八日駐日露
國大使トローヤノフスキー氏の來訪の内容について説明をなし、午前十時二十分散會せり

次いで政府は曩に標榜せる節約緊縮の目的を達成せしめる爲め、内務省に公私經濟節約委員會を設置するに決し、九
日の臨時閣議に於て之れに伴ふ官制並に所要經費十九萬五千圓を第二豫備金より支出の件を確定せしが、會長は安達内相
とし、委員は内務、大藏、遞信、商工、農林各省の政務官並に關係局長とし、委員の顔觸れ並に官制は一兩日中公表の豫定なりと因

みに此の委員会には最初貴衆兩院議員、實業家、經濟學者等を委員として推舉する筈なりしが、理論を離れて具體案を立案する爲め官吏のみを委員となすことに決せり

政務次官會議 定例政務官會議は九月八日正午より首相官邸に開會、鈴木内閣書記官長、川崎法制局長官以下各省政務官出席、劈頭小川大藏政務次官より近頻りに喧傳される金解禁の年内斷行説は政府の方針とは何等關係を有せず、全く根據の無いものである旨を力説すると共に政府の根本方針につき釋明的陳述あり、次いで來る十一日の實行豫算説明會に於ける貴衆院各派の情勢を豫想して之れが對策に關し種々協議打合せを遂げ更に當面の問題たる所謂賣動事件並に私鐵買収事件の經過並に成行につき難談的懇談を重ね最後に永井外務次官より軍縮露支紛争等重要外交問題の經過報告あり、其他各省所管政務の打合せをなしたり

六、恩給法改正と國策調査會

恩給法の徹底的改正 我國の恩給支出額は年々二百萬圓乃至五百萬圓の遞増を來し、年により又人により計算を異にす、殊に行政整理の如きことあればその程度によりて金額は異なり、三四十萬圓位の増加は直に現れるといふ有様にて、一部には恩給亡國論さへ唱へられるほどなり、されば加藤高明内閣以來今日まで政府當局に於いては我國恩給制度の改革に就いて着々研究を重ね現在にては略原案も出來上りをれば現内閣に於いては財政建直しの意味よりするも、今後關係當局の間にて交渉を經而して現内閣は連年激増し行く恩給及び年金が我國財政を壓迫すること大なるに鑑み、昭和六年度以降各特別會計にも恩給を分擔せしむる事に決定せしが、尙ほ恩給激増の趨勢を緩和するため、先年三派聯立内閣當時より懸案となり居たる恩給法改正案を次期議會に提出することに決定し、恩給局にてその準備に着手せり、而して新恩給法改正案の骨子は既に出來上り居りて大體左の如きものなりと

- 一、受給年限をば文官二十年、武官十五年に延長すること
 - 一、既得受給者には舊法適用のこと
 - 一、現に在官中にして恩給年限に達した者には經過法を適用すること
- 尙ほ今回の改正に當りては恩給率には手を觸れぬ由なれば、新恩給法が實施となるも、直に財政上の負擔を軽減することは殆んどなきが、唯毎年激増する傾向は多少抑制することになるならんと見られる

國策調査會設置 政府は植民地長官の更迭直後内閣に國策調査會を設置し内外の重要政策の審議を委すること

に決し、之れに伴ふ官制に就いては目下川崎法制局長官の手許に於て調査中なるか其の骨子は、大體左の通りなりと

- 一、國策調査會は内閣總理大臣の監督に屬し其の諮問に應じて内外重要國策遂行に關する事項を調査審議す
 - 一、調査會は會長一名及委員十名以内を以つて之れを組織す
 - 一、會長は内閣總理大臣を以つて之れに充つ
 - 一、委員は勅令により待遇は親任官とす
- 尙ほ其の他の細目は大體彼の三審議會の官制と大差なく十名以内の委員は主として貴衆兩院議員中より大臣級の人物を起用する方針なるも具體的成案となるには未だ相當の時日を要すと見られ居り

七、軍縮報告と首相の時局談

閣議と外海兩相の軍縮報告 八月十三日の定例閣議は午前十時より首相官邸に於て開議、濱口首相をはじめ各閣僚、井上藏相、町田農相、俵商相、小泉遞相、旅行缺席、出席し國際航空私法會議に日本委員を派遣すること及び第十三回國際勞働總會出席の代表委員を決定更に神社制度調査會官制を可決して濱口首相及び松田拓相より山本滿鐵總裁並松岡副總裁が昨日辭表を提出せし故、後任總裁として仙石貢氏に對し就任方を交渉せし旨報告し最後に幣原外相より露支問題其の後の狀況を報告し外相及び財部海相より海軍々縮問題の其の後の經過につき

去る七日マクドナルド英首相、ドーゾ米大使が會見以來果然兩國の巡洋艦均勢問題で停頓するに至つた、この點が打開されねば今秋のロンドン會商も望み薄となり同時に補助艦勢力の列強比率協定も出來ないことになる、然しこの暗礁を解決することが内交渉の目的であるから、多少の行儀みはあるとしても前途は大體順調に進展すると見るべきだ、現在の英國側主張によると縮小といふよりは寧ろ制限といふべきであり、その水準がやゝ高きに失する觀がある、斯くては我が國の根本的主張たる英米に對する七割主義を以つて臨めば、現有勢力より増艦せねばならぬ、我が國の立場としては英米兩國がその國防及び國情に照し支障なき範圍で縮小を斷行せんとする點に焦點をおき、具體案を作製することが緊要にして望まじきことと考ふる、而して我國は從來華府會議以來の經過に徴し、尺度は簡明にして海軍力縮小主義を標榜するものであつて、英米の内交渉に就いては暫くその成行を靜觀する、尙ほ六日ロンドンにおけるマクドナルド首相とドーゾ大使との會見に就い

ては未だ確報はないが何等具體的には進行しなかつた模様であると報告し正午過ぎ散會せり

濱口首相時局要談

濱口首相は牧野内府並に幣原外相と會見後次の如く語れり

牧野内府の別荘は未だ一度も行つた事がないし又幣原外相の別荘へは前に一度行つた事があるが大分永くなるので今日遊びに行つて来た。昨日葉山御用邸に伺候して天皇陛下に拜謁仰付つたが陛下には益々御機嫌麗はしく拜されたし少し別段變つた重要な奏上事項はなかつた

露支問題 露支問題について露支兩國間の交渉が決裂するやうな噂が度々傳へられるが左様な事はあるまい而し兩國の交渉は可なり永びくかも知れない。兩國が第三者の調停を依頼したやうな事は斷じてあるまい

軍縮問題 軍縮問題はその後別段變りはない。政府が日本の意嚮を松平駐英大使に電訓したかどうかについては今日の場合一切云はない方が宜いだらう

對獨賠償問題 我國の全權である安達大使からの請訓は幣原外相の方へは來てゐるかも知れないが自分はこれについては何も聞いてゐない、日本としてはヤング案に賛成するかどうかについては今日ヘーグで賛否兩論に分れてゐる折から日本の態度に就いては何とも云へない

行政整理 來年度豫算編成に當り政府が行政整理をやるかどうかについては局部的には兎も角廣汎な全般的整理をやるには豫算編成期までに時期があるまいし、又やるには年度初から着手せねば出來ぬ事である、然しそうかといつて全然やらぬといふわけではない

地租條例改正 地租條例改正問題に就いては政府としては未だこれをやるかどうか決めてゐないが貸賃價格の調査は先刻出來上つてゐるから残る問題は税率を如何にするかの問題である

國策調査會設置 國策調査會を設置するともしないとも未だ具體的には何も考へて居らぬ私が命令をしないうちに川崎法制局長官の手許で案を練つて居るやうな事は斷じてない

金解禁問題 金解禁と國際貸借審議會との關係如何といふ様な質問が此間の審議會總會で出た、政府としては權威ある同審議會の答申案の成否は絶對的條件でないといふ事を答へて置いたがそれはその通りである、金解禁を大藏省令でやるか或ひは法律でやるかに就いて過る議會に於て武藤山治君が唱へた事もあるが、省令で禁止してゐる以上改めてこれを法律で解禁する必要はない、又金解禁の時期に就いて財界の一部では來議會の休會明け前後といふ説があるが左様な事は判らない此の時期を明示するかどうかは重大問題であるから自分としては今日の場合何とも云ひかねる

朝鮮總督 山梨朝鮮總督が來る十五日から二週間の上京賜暇を仰いで來たが今度上京すれば再び歸鮮せぬと袂別の宴を張つて上京するそうだが果して進退問題に觸れるかどうかはこれまたわからない

滿鐵總裁進退問題 山本滿鐵總裁が松田拓相と會見して近く辭表を提出するそうだが、自分は未だ何も聞いてゐない、今日は日曜であるから今日中に辭表が現出されるやうな事はあるまい、又來る十三日の閣議でこれの後任が決まるかどうか何とも言へない

樞密院關係 曩に民政黨が在野當時に於て樞府彈劾案を決議した爲めに樞府の對政府的空氣が惡化してゐるやうな事を度々耳にするが左様な事は斷じてないと言信する、又顧問官の増員に就いては現内閣になつてから別にまだ左様な話はない、政府としては増員するともしないともまだ考へてゐない

豫算内示會 衆議院各派の非公式會合で本年度實行豫算を内示せよとの要求が清瀬衆議院副議長を通じて小橋文相の下に要求されたが之については別にどうするともまだ考へて居らぬ、いづれ歸京の上各閣僚を相談するつもりである

議會解散問題 最近政治季節の切迫するに伴ひ議會を解散するとかどうか色々さうさく云はれるが今日から解散するとかしないとかいふやうな事は極めて置くべき事ではない、議會の出様次第の問題だから政府は正々堂々と所信を斷行するまでである、これについては田中前首相も同じ主旨を屢々言明して居られたやうだが、自分もその通りである、要するに議會の情勢如何によつて政府は解散するものである、又解散の理由とするところは必ずしも議會の態度が政府の所信と異なる場合のみとは限らぬ

定例次官會議 定例次官會議は十二日午前十時より永田町首相官邸に開會、鈴木輪長川崎法制局長官初め各省次官出席、神宮式年遷宮祭には成るべく昨秋御大禮の際京都に赴かざりし官吏中より選抜する事に旨申合せ、次で小原司法次官より勳章疑獄事件に關する簡單なる報告あり、吉田外務次官は露支紛争問題の近況を説明せり、終つて軍縮問題に付、山梨海軍次官より軍縮問題の比率に關しては英米内交渉は進捗した様であるが最後の二點に關する協定は未だ

第三編 濱口内閣の施政と經濟國難救済政策

一四三

解決に至らず英國としては軍縮は砲聲の聞えざる戦争であつてトラファルガー海戦よりも重大なりと頗る其の解決如何を重要視して居り、マツク首相も献身的努力を重ねて居る様だから何等かの解決を見るであらう

と述べ、最後に各省所管事務の打合せを爲し正午散會更に午後一時より首相官邸に於て、井上藏相小川、河田兩次官勝參與官藤井主計局長川越豫算課長等各關係官出席し大藏省議を開き先づ藤井主計局長より主計局に於て調査したる

一、各省既定經費の節約

一、明年度の財源

に就き詳細なる説明を爲す所あり、尙藤井主計局長の説明内容は左の如し

一、明年度に於ける各省既定經費の節約額は約一億四、五千萬圓に達せり節約方針としては義務費以外の經費に就き比較的緊要ならざる費目は勿論補助費に對しても嚴格なる斧鉞を加へた、而してこれのみにては足らず法律及び契約等に基く義務費に對しても相當の程度まで削減を加ふるの餘儀なき状態にありき、斯くて一億四、五千萬圓の節約を爲し政府の緊縮方針を實行せり

一、明年度の財源となるべきものは臨時財源として剩餘金六千八百萬圓、經過的減税中止による一千三百萬圓、財政計畫上の保留財源一千萬圓等あるが、恒久財源としては租税及び官業收入の自然増收を殆ど見込むことを得ず各特別會計の減債基金元本負擔及び獨逸賠償金の減債基金繰入等は特定財源にて普通財源とならず、普通の恒久財源としては本年度實行豫算編成による既定經費節減中の約二千五百萬圓と豫算組替等による數千萬圓に過ぎぬ状態なり

八、遊説の閣議と労働組合法案

大々の遊説の閣議

十三日の定例閣議は時間を繰下げ午後一時より首相官邸に開會、小橋文相を除き濱口首相以下各閣僚出席先づ社會政策審議會總會にて可決せし失業防止及び救済の爲めの事業調節に關する具體的答申案を附議し、正式に承認を與へ右の應急施設を實現せしむる爲め成るべく速にこれが法制的手段を採ることとし、主務省に於いて立案をなさしむることに決定せり、次いで十一日豫算説明會に於ける貴衆兩院の質問に關し

貴族院は阪谷男のみなりしが、寧ろ政府に好意ある質問にして而して政友會の論點は何等政府として痛手を感ぜず法律論として疑問を残さず唯政治論として意見の相違ありしは已むを得ず、而して次期の議會に於て問題となるまでの議論

にあらざり、却つて政府が議會に於いて與へられたる権能の範圍内にて緊縮節約をなし、現下經濟的難局打開に向はんとする主張を國民に徹底せしめ得る機會を得國民の嚴正なる批判と共鳴とを喚起し得ると考へられ、從て政府としても野黨の主戰的攻撃に備へ總選舉を前にして攻防作戦を樹立し益々政府の主義方針を徹底せしむる爲め、與黨の聲明書發表と相俟て閣僚與黨の連絡統制を全うし、全國的に大衆に向つて遊説運動を起すを要す

労働組合法案

失業防止並に救済に關する應急的對策の一部は既に社會政策審議會に於いて答申を終り、目下特別委員會に於て審議中の職業紹介所改善問題解決よりすれば應急的對策案は一段落を告げるより、今後は更らに永久的の失業對策を審議し、尙ほこれと併行して労働組合法の審議を進める筈にて政府は審議會に於ける労働組合法の審議に際しては全く白紙の態度にてこれに臨み答申案決定の後、その主旨を尊重して法律案を作成し來議會に提出する方針にて、從つて審議會には社會局案ともいふべきものは提示せず、唯審議上の參考として從來論議の中心となりし點、即ち

一、組合に職業別産業別の制限を設くべきや否や

一、組合の聯合體を認むべきや否や

一、組合に法人權を強制的に付與するの可否

一、組合員なるが故に解雇し又は組合に加入せざることを條件とするを罰則を付して禁ずるの可否

一、團體交渉を認むべきや否や

一、労働爭議による損害賠償に關し組合免責規定を設くべきや否や
等の諸點に關し議會或はその他の機會に於いて論議されし可否兩論を取り纏め參考案及び會つて議會に提出せし組合法案を單なる審議上の便宜のために參考として提出するに止る意向にて、審議會の態度決定の後に改めて内務省社會局にて政府案としての労働組合法案を立案することとなり居れり
右に關し安達内相は十四日左の如く語れり

・労働組合法案は近く社會政策審議會で審議を始めることになるであらうが、これに對する政府の態度は全く白紙で、政府としては政府の意思を含めた基礎案などは示さず、これまで論議された點についての賛否兩論を參考案として出す位のもので答申案が決定してからその意見を尊重して立案するつもりである

第三章 濱口内閣と地方長官會議

濱口内閣の施政方針を訓示すべき最初の地方長官會議は八月五日、六日の兩日にわたり開催されるその其第一日五日は午前十時より首相官邸に於いて開會

濱口首相外各大臣鈴木内閣書記官長川崎法制局長官各省政務事務兩次官參與官内務外務大藏各省局長丸山警視總監峰憲兵司令官並に池田北海道長官中川東京佐上京都柴田大阪各府知事外各地方長官及び朝鮮臺灣等の知事等約百四十名出席

先づ冒頭濱口首相より別項の如き施政方針に關する訓示演説をなし引つゞき井上藏相幣原外相財部海相より左記訓示あり正午一まづ會議を閉ぢ一同首相主催の午餐會に臨み濱口首相の挨拶に對し牛塚宮城縣知事より謝辭を述べ午後二時散會尙ほ長き邊より全國長官一同御慰勞の思召を以つて午後三時より宮中豊明殿に於いて茶菓を賜はる御沙汰を拜せしり會議に臨み濱口首相安達内相内務省の齋藤潮兩次官並に各地方長官一同は打揃ひて參内宮内省側よりも一木宮相關屋次官河井侍從次長等列席し一木宮相より優渥なる聖旨を傳へ一同に茶菓を賜はり四時過ぎ宮中を退出更に午後六時工業クラブに參集し松田拓相より一場の訓示を受け夫れより拓相招待の晚餐會に臨めり

一 濱口首相の訓示演説及挨拶

政府の施政方針に關する聲明書は去月九日之を公表し翌十日の官報に全文を掲載せるを以て各位は既に其内容を知悉せらるゝこと、信ず掲ぐる所の政策凡そ十項其の内施政の根本に關するもの三件外交及軍備問題に關するもの二件主として財政經濟に關するもの五件皆是れ立憲民政黨が累次發表したる政綱中特に急務を要すと認むるものを抽出したるものなり外交の事は之を外務大臣に譲り茲には施政の根本要件及財政經濟に關して一言する所ある可し

綱紀肅正 政治の公明と綱紀の肅正とは現内閣施政の根幹を成すものにして之に依て從來の弊害を一洗し官場を廓清し以て政治の基調を向上せしめ政治をして國民道德の標的たらしめむとす思ふに近時綱紀の頹廢甚しく官紀の弛緩言ふに忍びざるものあり政府夙に此の點を憂慮し深く自ら警めて綱紀官紀の肅正を念と敢して自ら犯すなからむこと

を期す之と同時に國民精神の作興に全力を注いで民心の倦怠を除き以て更始一新の實を擧げむことを期す參集の各位深く此の點に留意せられ此趣旨を體して嚴に部下の吏僚を戒飭せらるゝと共に一般國民も亦克く政府施政の方針を諒解し相率ゐて興國の機運を振作するやう指導誘掖せられんことを望む

財政緊縮 政府が時局匡救の對策として最も力を注がむとする所は財政の整理緊縮に在り帝國の財政は世界大戰を分界線として其の前後に著し懸隔あり即ち大戰開始の年たる大正三年度の歳出は約六億五千萬圓(決算)に過ぎざりしもの大戰終了の年たる大正七年度に於ては十億二千萬圓(決算)に上り本年度(昭和四年度)に於ては實に十七億七千萬圓(豫算)を突破するに至れり故に本年度の豫算は大正三年度に比して十一億二千萬圓を激増し大正七年度に比するも尙且七億千萬圓を増加せり戦後歐米各國が官民一致斷乎たる決意を以て經費を節約し財政を緊縮して財界の立て直しを敢行したるに反し獨り我邦のみは此の大勢に逆行して戦後却て歳出の増加を見たるが如きは國民經濟の實勢に適合せず財政の基礎を危殆ならしめ財界の安定回復を阻害するの甚しきものにして帝國の前途洵に寒心に堪へざるなり若し夫れ地方財政の膨脹に至りては更に喫驚すべきものあり大正三年度に於て各道府縣市町村の歳出總計三億二千萬圓に過ぎざりしもの大正七年度に於て約五億圓に達せんとし昭和三年度に於ては約十五億圓の巨額を算するに至れり而かも歳入の財源は愈々枯渇して歳出は益々溢れかゝり地方公共團體の財政殆ど危機に瀕せむとす是に於て政府は先づ昭和四年度一般會計の豫算に對して大斧鉞を加へ九千餘萬圓に達する節約又は繰延べを行ひ更に明年度(昭和五年度)豫算の編成に當りては一層の緊縮を加へむとするの用意あり是政府率先して先づ範を國民に示し以て財界匡救の難局に當るの決意を表明するものにして將來に伸むが爲現在に屈し前途の光明と發展とを望んで相共に一時の犠牲を甘受せむとするものなるか故に各位に於ても能く政府の意の存する所を諒とせられ整理緊縮を旨として各地方團體の豫算編成に當り中央地方相俟つて帝國財政の立て直しに全幅の力を致されむことを望む

募債抑止 國債の現在高は今や五十八億六千餘萬圓を算し之が利拂のみに一年約三億圓を要す國債の増發は金融市場を壓迫し産業の發達を阻害し一面國民の負擔を加重すると同時に他面通貨膨脹の素因を作り物價の騰貴を招いて國民生活を不安ならしむるものなり因て政府は本年度實行豫算を編成するに當り公債支辨の事業は中止又は繰延を行ひて公債の發行額を極力減額することとし明年度豫算の編成に就ても一般會計に於ては全然公債を發行せず特別會計に於ては豫定額の半額以下に減少するの方針を決定し國債の總額を増加せざるのみならず更に進んで漸次其の總額を遞

減するの計畫を立て之が實行に移らむとす、國債整理に關する此方針と相俟て地方債の増加を抑制せざるべからざるは蓋し當然の結論なり、地方債の増加は近時極めて著しく大正七年度末に於て四億圓未滿なりしもの、昭和二年度末に於ては十八億圓以上に達し、今後益々激増するの趨勢に在り、因て政府は曩に地方債許可に關する方針を決定して主務大臣より之を各地方長官に訓示したり庶幾はくば各位に於ても政府の方針に順應し地方債の増發を制止するに十分の盡力あらむことを望む

政府の使命 金の輸出解禁を斷行するは現内閣の使命とする所なり、我邦は世界大戰中他の交戦國の例に倣ひ大正六年九月金の輸出を禁止したるも交戦諸國は戰後相次いで解禁を行ひ戰前の常態に復したるに拘はらず、今日尙之が解禁を行はざるもの我邦の外は僅かに二三の小國に過ぎず、改めて論ずるまでもなく金の輸出禁止が事實上金貨本位制の一時的停止にして此の停止が招來する國家及國民の損害は對外的信用の失墜、爲替相場の亂高下、通貨の調節機能喪失、物貨の動搖、外國貿易の不振、産業の不安、對外債務の負擔加重等舉げて算ふ可からず、今後久しきに亘り金輸出禁止のまゝに推移するに於ては、實に前記の弊害を加重し財界安定回復の曙光を望むべからざるのみならず、遂に通貨に對する國民の信心は根底より毀損せらるゝの虞なしとせず、故に此の問題を解決し我國民經濟をして合理的基礎の上に安定せしむるは今や一時を緩くす可からざる焦眉の急務に屬す、是を以て政府は先づ財政を緊縮し、國債を整理し、自ら基準を國民に示して解禁に對する具體的準備を急ぎつゝありと雖、政府の歳計は之を國民經濟の全體より觀るときは僅に其の一部分に過ぎず、國民全體が財界匡救の急務を徹底的に理解し、其理解に基づいて緊張せる精神の下に消費節約を勵行し、國際貸借の均衡を俟つの素地を作るにあらずんば、金輸出解禁の大業は到底圓滿なる實行を期すべからず、各位は地方の行政に長たり有らゆる機會に於て、我國民經濟の現状と之に對する政府の決意の存する所を國民に徹底せしめ、官民協賛して消費節約を行ひ勤儉貯蓄を勸奨して本問題の解決を促進し、之が實行を圓滑ならしめ、以て難局打開、財界安定の爲に努力せられむことを望む

次に地方長官會議第一日官邸に於ける午餐會席上、濱口首相より地方長官になしたる挨拶要旨は左の如し
現内閣の方針は前任者と著るしくその趣を異にして居りますから特に繰返して各位の御諒解を得て置きたい事は、財政經濟の整理緊縮及び國民の消費節約につき國民の間に誤解なきやう十分その主旨を徹底せしめたいことであります、いふまでもなく國家の生命は永遠でなければなりません、政治家は眼前の利益のみに眩惑せられ百年の長計を忘れ

ましたならば國の前途は知るべきのみであります、又日本だけの立場を知つて世界列強の存在を忘れましたならば災禍立どころに到る事を覺悟しなければなりません、今日一國の財政經濟は時間的には過去、將來にわたつて或る連續性をもつて居ると同時に、國際的には列國と離れ難き關聯をもつてをります、昔の如く自國限り孤立しその日暮し政治を行ふことは出来ません、これ現内閣が金輸出解禁を急ぎ國債整理に觸れ、然して財政の整理緊縮を敢行、國民の消費節約を奨励する所以であります、國家百年の長計を思ふが故にこれを實行するのであります、日本の國際的地位、國際的信用を深く顧慮するが故にこれを高潮するのであります、一言にしてこれを蔽へば將來の國民の福利を思ふが故に眼前或は有り得べき多少の犠牲をも忍ぶのであります、苟くも日本の國情を直視する者はこの點に何等の誤解を持ち得ないこと、信じます、尙現内閣は明るき政治、正しき政治を實行致したいと思ふのであります、明るき政治は弱き政治なりといふ者がありますが私は決してさう考へない、正しい政治ほど強いものは無いと思ひます、この點も特に各位の御諒解を得て置たいと思ひます

次に地方長官會議に於ける井上藏相幣原外相、松田拓相、財部海相の訓示演説左の如し

二 井上藏相の演説

歳入出の大膨脹 國及地方自治團體の歳計の膨脹は近年頗る顯著であります、先づ國の財政について見まするに、本年度の一般會計歳出豫算總額は十七億七千三百萬圓であります、戦前即ち大正三年度の歳出決算額六億四千八百萬圓に比ぶれば實に二倍七分に當ります、又大震災前即ち大正十一年度の歳出決算額十四億二千九百萬圓に比べましても尙三億四千三百萬圓の増加であります、而して之に對する歳入の状況を見まするに、戦時中の好景氣に因り又戦争直後に於いても好景氣の餘波を受けて、大正十一年頃迄は毎年巨額の自然増收を生じ、非常な餘裕があつたのであります、即同年の歳入決算額は廿億八千七百萬圓でありまして、歳入超過額は實に六億五千七百萬圓を示して居る状況でありましたが、其の後は年々經濟界の不況に依り歳入は増加せざるに拘らず、歳出は年々増加しましたから、其の缺陷を補ふ爲に毎年公債の計上を餘儀なくせられ、本年度豫算に於ても九千百萬圓の公債金を計上して居ります、尙從來の計畫に依れば將來に於ても一般會計に於て毎年七八千萬圓之に特別會計の分を合せますと、毎年約二億圓の國債を増加するのであります

中央財政の窮迫 前内閣の計畫しました地租及營業收益稅委讓案は議會を通過しませんでしたから自然消滅することとなつたのであります。其結果將來の財政計畫に及ぼす影響を考へまするに、經過的減稅の復活に依り、昭和四年度及五年度に於て各々約一千萬圓の財源を生じます。が兩年度共に非常なる整理緊縮をなして始めて收支を合せ得る狀況であります。此程度の財源は財政の改善に大なる影響はないのであります。又昭和六年度に於ては地稅委讓に依る歳入の減少一億八百萬圓が復活しますから、一見夫れ丈の歳計の餘裕を生ずるが如く思はれます。然しながら其の財源たる所得稅の増徴等に依る增收約四千萬圓は地稅委讓案と共に消滅しますので、此金額を差引くときは財源の餘裕は六千八百萬圓となり、而して同年度には國債七千六百萬圓が豫定せられて居りました。地稅委讓は止めても尙財源は不足を告げるのであります。加之昭和四年度以降に於て計畫に見込まれざる歳出もあり、又昭和五年度以降に豫定せる歳入に非常に不確實なるものを含んで居る等、財政計畫の變更を要するものがあります。之等を考慮しますれば、昭和六年度に於ても財政は餘程窮迫せるものと謂はねばなりません。

國債増加の抑止 我國の國債は現在已に五十八億圓の巨額に達し、本年度末には六十億圓に上り、其の利拂額だけでも三億圓を要する狀況であります。此國債總額を我國人口約八千萬人に割當てますれば、一人の負擔額は七十五圓一家五人の平均とすれば、其の負擔額は三百七十五圓となり、老幼男女を通じて各人が之れ丈の負擔をなすことは決して容易ではありません。斯る現狀である上に従來は今後毎年約二億圓の國債増加が計畫せられて居りました。國債増加の趨勢は殆ど底止する所なき有様であります。此國債の増加は國民負擔を益々過重ならしむるのみならず、産業に及ぼす影響頗る重大であります。我國將來の發展に大妨害を與ふるものであります。故に將來國債の増發は出來得る限り之を抑止するの必要があります。

地方財政の増大 更に地方財政に付て見まするに、昭和三年度の地方團體の歳出豫算は十七億三千二百萬圓に達して居りました。大正三年度の歳出決算額三億二千七百萬圓に比すれば、實に五倍強に當り、大正十一年度の歳出決算額十三億九百萬圓に比べて、四億二千三百萬圓の増加であり、而して其の増加の歩合は國の膨脹の場合より遙に大きいのであります。然るに之に對する地方の負擔力は近年經濟界の不況に依り著しく減少して居るものと考へられます。從て此歳出の増加を支辨する爲に起債額は年々増加して其の増加の程度は近時特に著しく、昭和三年度の起債許可額は災害關係及舊債借換を除くも尙二億五千萬圓の巨額に達して居るのであります。昭和二年度末の地方債の總額は十八億四千四

百萬圓であり、而して同三年度末には二十億圓を超えて居ること、考へます。之を大正三年度末の三億二千六百萬圓に比べますれば、實に六倍強となり、斯の如き趨勢を以て毎年度地方債が増加しましたならば、國民負擔の加重は益々甚しく、遂には産業を壓迫して國民の發展を妨ぐるに至るべきこと明であります。故に之が抑制の必要なることは申す迄もありません。而して地方財政に於ては起債の増加の外或は制限外課稅の増徴となり、或は新規稅目の設定となり、而して年々負擔の増加が加はりますから、國民は國稅より寧ろ地方稅の過重を訴ふるが如き狀況となつて居ります。

實行豫算の編成 右の如き實狀でありますから、國及地方を通じて財政の整理緊縮を計ることは眞に已むを得ざるに出でたる所であり、之を行はざれば國民實力の涵養は到底望まれないのみならず、國力の疲弊を來すことは明であります。故に政府は組閣後直に昭和五年度豫算編成方針を發表し、同年度豫算編成に當つては非常なる緊縮方針を以て臨みます。既定經費の整理節約新規事項の抑制を計り、一般會計に於ては全く國債を發行せず、特別會計に於ては既定の國債の半額以下に減額することに定めたのであります。加之已に實行期に入れる昭和四年度豫算に付ても極力緊縮を計る方針を以て實行豫算を編成し、節減又は繰延せられたる金額は一般會計に於て九千萬圓餘に上り、從つて本年度の實行豫算は十六億八千二百萬圓となりました。

國債整理の斷行 財政の緊縮に伴ひ當然國債の整理を行はねばなりません。國債の整理に關する政府の計畫は昭和五年度以降一般會計に於ては國債を發行せず、特別會計に於ては之を其の半額以下に減額せんとするのであります。即ち昭和五年度に於ては約二億圓の國債金を計上して居りますが、一般會計の國債九千百萬圓を發行せず、特別會計の國債一億一千百萬圓は之を半減して五千五百五十萬圓と致します。而して之に對する減債の計畫は國債整理基金特別會計に依るものが約八千萬圓と此度新に計畫しました獨逸賠償金全額の繰入六百三十萬圓とを加へますと、總計八千六百萬圓以上を上り、差引三千萬圓の償還減債となるのであります。即ち國債總額は昭和四年度末には六十億圓に達しました。が昭和五年度に於て三千萬圓を減額し、其後も亦年々總額を減額する計畫を樹てたのであります。

地方財政の緊縮 以上の如く政府に於ては其の財政を整理緊縮し、國債を減額する計畫を樹てたのであります。が諸君は之と同様の方針を以て地方財政の整理緊縮を計り、地方債の減額に努められ度いのであります。之が實行に關する大體の方針は曩の訓令及通牒に申述べたる通り、昭和五年度府縣豫算の編成に當り、極力整理緊縮を加へて其の豫算額を昭和四年度豫算額より大體一割五分減少せしむることに努め、又昭和四年度豫算の實行に當つても極力緊縮を計られんこ

とを望みます。府縣債に付ては新規起債は災害豫防及復舊事業並失業救済の如きものにして眞に緊縮避くべからざるもの外は之を起さず既に起債の許可を受けたる事業と雖其の事業の打切又は五割以下の削減若は繰延をなす方針を以て措置せられたいのであります。尙管下市町村の豫算及起債に付ても右方針に準じて處理せられんことを望みます。此地方財政の整理緊縮及地方債の整理に關する政府の方針は國の財政及國債の整理に於ける政府の態度方針でありまして斯の如くして始めて國及地方を通じて財政の緊縮國債の整理をなすことが出來ると考へます。

國民經濟の建直 次は國民經濟の建直しと金の解禁問題であります。日本の經濟界は世界戰爭によりて大なる變動を受け大正九年の財界の反動に續き大正十二年の大震災以後不安に不安を極め不景氣は益々進みつゝあります。今にして之を打開せざれば日本の將來の發展進歩は期し難いのであります。政府は此不景氣及此財界の不安定を國民と共に打開し安定せんとするものであります。其の最も正しく且最も近き途は金解禁を斷行することに在ると信じます。金解禁を爲すが爲には政府及地方自治團體のみならず國民全般に亘り消費を節約し緊張せる氣分を以て勤儉力行せねばならぬのであります。我國は大正六年以來金輸出の禁止を繼續して來ましたが大正十一年頃迄何等の障礙を感じなかつたのは全く戰爭に依り蓄積せる巨額の在外正貨に依り年々の決済をなした爲であります。然るに大正十二年の大震災の爲當時不足せる物資の輸入、復興材料の購入等の爲に巨額の海外拂を必要とするに至り又連年外國貿易は入超を重ねたる爲に在外正貨は減少し爲替相場は激しく變動するに至り、其の通商貿易に障礙を與ふること大なるものあるは固より之が爲に物價の變動を來し一般經濟界に不安の念を生ぜしめ且不測の損害を被らしむるに至つたのであります。又我々經濟界は永く不況に沈淪し今に回復の曙光を認め得ないのであります。此不況を打開するが爲には中央地方の財政を緊縮し國民の消費節約を計り金解禁を斷行して政界を常道に復せしむるより外に途はないのであります。戰爭に依り疲弊せる歐洲諸國に於ても幾多の困難に打勝ち財政を緊縮し國民は消費を節約せる結果何れも金解禁を斷行したのであります。然るに獨り我國のみ取残されたる現狀でありまして尙漫然躊躇するに於ては外は國際經濟競爭の落伍者となり海外の信用を失墜し内は絶えず經濟界の不安に苦しむこととなります。

金解禁に備へよ 故に一日も早く金解禁を執行しなければなりません。然しながら今日我國の現狀を以てしては直に金解禁の斷行は出來ないのであります。若し今日の如く財政は膨脹し國民は消費を節約せず輸入超過も減ぜず生活費も割合に高く爲替相場も亦低落せる狀況に於て金解禁を執行せば爲替相場の急激なる回復に因り一部の人々に大なる損害を與へ經濟界を紛亂する處があるのみならず却て輸入を促進し金の急激なる流出となり非常なる危険を生ずるのであります。故に中央及地方の財政緊縮國民の消費節約に依り輸入の減少、物價の下落の趨勢を生ぜしめ爲替相場の回復を俟て之が實行を爲すの要あるは勿論であります。之即ち金解禁に對する準備であります。斯くして解禁すれば解禁による損害もなく解禁後に付ても亦少しも不安がないのであります。金解禁は單に一部の商工業者の利便の問題に非ずして實に國民經濟の全般に亘る基本的問題であります。我々經濟界の基礎を立直し一般經濟上の不安を除く唯一の正しき途であります。一時の苦痛を避けんとし又暫時の儉安を獲んが爲此正しき道を探らざれば我々經濟界は益々深く迷路に入るのであります。政府及び地方自治團體は共に一國に於ける大なる消費者として又國民の統制者として自ら財政を緊縮して國民に範を示さねばならぬ地位に居ります。已に政府は緊縮の實行に着手したのであります。諸君は地方財政の整理に當り克く此趣旨を體して財政緊縮の實行に付萬遺漏なきを期せらるゝと共に、地方經濟の指導者として消費節約の徹底を計り國民經濟の立直し金及解禁の大事業を完全に遂行し得る様十分盡力せられんことを切望致します。

三 幣原外相の演説

一、露支問題 此度東支鐵道經濟の當局者中露人側に東支鐵道を赤化宣傳の機關に亂用する者があると云ふ理由に依つて支那側が管理局長を始め多數のロシア人を拘引し、且つ國外に放逐すると云ふ事になつたので遂に露國は最後通牒を發しそれに對し満足なる結果を得なかつたので國交斷絶とまでなつたのであるが其の後の經過は露支兩國互に第三國の力を借りずして兩國間の直接交渉に依つて解決せんとする形勢である。政府としては出來るだけその意思を尊重し兩國をして平和的に解決せしむる方針を以つて兩國に接觸してゐる。

二、軍縮 軍縮問題は今や世界の注目する大問題となつたのであるが、最近英米兩國政府の間に於ける意見の交換に依つて補助艦制限の問題は再び解決の曙光を現はすに至つた。政府も亦その經過に就いては常に報告に接してゐるから適當の機會に於いて主要海軍國と協議し、軍縮の理想を實現することに協力したいと思つてゐる。このジュネーブ軍縮會議に於ける主要なる難關は補助艦制限であると言はれてゐるが、この度はその難關を突破すべく非常なる決心を以て臨まんとしてゐる。所謂戰闘力測定の尺度を設ける事が案出せられ、その尺度によつて主要海軍國の巡洋艦を制限せんとする意見が行はれてゐるのである。この點に於いて來るべき軍縮會議は意外の成功を收めるかも知れない。何れにしても軍縮

の實現に依つて各國ともに内に於ては國民の負擔を軽減し外に於いては世界平和の保證を確實ならしむることは政府も衷心より希望し協力を惜まざる所である

三、排日排貨 凡そ支那の排日排貨の運動に依つて傷けられるものは、獨り日本の商人のみならず、支那大衆殊に無産大衆がその苦痛を感じなければならぬものであつて、排日排貨の終熄は日支兩國國民の幸福である併し支那には排日排貨を煽動して其間にあつて、利益を得んとするが如き團體もあるやに聞き及んでゐるのであるから今後決して安心する事は出来ない

四、貿易關係 我國の海外貿易發展の熾なる事が世界の脅威である事は外國の政治家又は學者の等しく論ずる所であるけれども、その貿易額を大觀するに今尙世界の第五位を占むるに過ぎない、此點から考へれば國內に於いては總理大臣並に大藏大臣の訓示の如く金解禁の時期を出来るだけ速かならしめ、我産業の基礎を確立すると同時に外に對しては我商品の世界的進出を妨げる障害物を出来るだけ除去し、通商上に於る機會均等主義の確立に依つて我國の經濟的發展に貢献したいと考へてゐる

四 松田拓相の演説

我國現下の財界及事業界は連年輸出貿易の不振から失業就職難等悲しむべき聲が各處に起る一方國內人口は毎年百萬近くの増加を見てゐるので、多數國民の生活は非常な不安脅威に襲はれて居る、此結果海外に渡航して新運命を開拓せむとする者が漸次増加し、最近五ヶ年間に八萬餘人に上り、昨年中だけでも二萬人を突破せしむとし、本年は更らにそれ以上に達する見込である、我海外拓殖事業は差當り現下の國際貸借改善の一助として金融機關の設置と言ふが如き有力な經濟機關の進出を必要とし、更に國策の見地に立つて考へると其機能圓滿な行政機關の設置が肝要であり、拓務省の使命の一は茲にあるのである、更に進んで移殖民並びに海外拓植事業等より生ずる効果を二三例示すれば

- 一、本邦商品の販賣擴張と貿易の促進
- 二、海外に於ける我工業原料の生産と貿易に及ぼす影響
- 三、海外企業の及ぼす國內産業の發展
- 四、商船の航路開拓と國際運輸事業の促進

五在外邦人の本國送金額の増加

以上の如く拓務省の使命は今後益々重要さを加へ直接間接失業救済の作用をなすのである、今後充分な御協力を得て我國民經濟の安定繁榮と社會不安の除去國利の増進に努力したい考へてゐる

五 財部海相の演説

海軍々縮問題に關し海軍首脳部においては反對の意向を有してゐるかの如くに宣傳する向があるやうだが、海軍としては世界の永久的平和を確立し人類の幸福を増進する立場から絶對的に賛成し、これが實現に向つて諸列強と同様に最善の努力を惜まぬものである、また補助艦艇の比率問題に關し前年我國がジネーブにおいて主張した所はその根據薄弱なるが如く傳へられてゐるが決してさうではない、右は専門的に見るも將たまた實際上から見ても斷じて一步も讓歩することの出来ない比率なのである、従つて從來軍縮會議等が開かれる場合に於いては帝國海軍が補助艦艇に關する限り前年のジネーブにおける比率を主張することはいふまでもない所である

六 地方長官會議第二日

地方長官會議第二日は六日午前九時より内務省會議室に開會、安達内相政務官局長並びに各地方長官全部列席、安達内相は別項の如き訓示を爲したる後指示事項即ち

- 一、町村の指導監督に關する件
- 一、小町村合併に關する件
- 一、警察官吏の選叙賞罰に關する件
- 一、人權尊重に關する件
- 一、言論及集會の取締に關する件
- 一、發電用水利使用に關する事務取扱の件
- 一、府課道路線認定の件
- 一、健康保險法施行に關する件

一帝都復興事業關係職員の採用等に關する件

に付關係局長より説明あり、次いで質疑應答に入り左の如く山縣(兵庫)佐上(京都)百濟(奈良)伊東(長崎)山口(鹿兒島)鈴木(長野)牛塚(宮城)等の各府縣知事より質問希望並びに意見の開陳ありたり

地方財政の整理緊縮に關する件

(問) 先般本年度道府縣實行豫算の緊縮に關する訓令があつたが豫算減額に付き府縣會又は參事會に付議せずとも宜しいかどうか

次田 地方局長 具體的の場合につき考慮せねばならぬと思ふが大體國の實行豫算編成と同様に考へられたい(府縣會に付議せずとも可なるの意)

(問) 地方財政緊縮の趣旨には従ふが五年度に於て國の行政整理、人員整理等を行ふ考へなのであるか若しそのお考へなら地方行政整理も當然行ふものと思はれるから此際承つて置きたい

安達 内相 行政整理の考へはもつてゐるが未だ言明の機會ではない

(問) 失業救済に關する調査の程度及び救済案を承はりたい

吉田 社會局長官 失業救済案に付ては出来る限りの考慮を拂つてゐる。從來の六大都市冬季失業救済土木事業を擴張變更するかも知れぬが急いで調査の上諸君に申上げる

失業救済に關する件

(問) 委任許可債であるが例へば小學校々舎建築起債申請の場合知事は二部教授を強制するやうになつても之が起債を制するやうにせねばならぬか

地方局長 二部教授を強制してまでもといふ意思はないが二部教授で我慢できるものはさうされたい

地方債の許可に關する件

(問) 公私經濟緊縮宣傳には金解禁の意味を徹底させねばならぬと思ふ然るにこれは相當複雑であるから地方長官が府縣民に傳へる際に適當有益な資料が欲しい

内相 その資料は調査蒐集中である

以上の外内相の公私經濟緊縮委員會の内容説明及び徳川家達公の帝室博物館復興翼賛金寄付募集依頼などありて正午休憩これにて内務所管事項は終れり

七、安達内相の訓示演説

官紀綱紀の肅正 地方行政の職に在る者は其行藏常に一般民衆の注目する所となる今や浮華放縱漸く上下の風を成さむとするに際し地方官吏にして動もすれば其の濁りに投じ波を揚ぐる者あり、一黨一派に偏倚して其の利を圖るに腐心し甚しきに至りては其の職責を濫りて刑辟に觸るゝの行爲を敢てする者なきにあらず此の如きは官憲の希望を失墜し延て國民思想上に及ぼす影響亦大に憂ふべきものなしとせず現内閣が綱紀の肅正を以て重要政綱の一とし極力之が實現を期すると同時に組閣の直後先づ地方官の更迭を斷行したるは是れ一に人心を新にし地方行政の公明を期圖せむとするに外ならず之を既往に徴するに動もすれば黨略の爲に官紀を蹂躪し政派の利害を基礎として地方官を左右するの非難あり近年地方の施設往々にして黨勢に左右せられ時に不急の企畫を疑はしむるもの少からざるが如き病深く膏肓に入るの感なき能はず今にして之を匡救せざらんか我邦憲政の前途眞に憂慮に堪へざるものあるべし是れ茲に各位に對して深く其の猛省を促すと共に各位の敢然として情實を排し偏倚を去り専心一意公平中正の態度を以て其の職責を完うせられんことを望む所以なり

地方官地位保障 予が所屬する立憲民政黨は朝に立つと野に在るとによりて其の主張を二にするものに非ず曩に野に在りて當局者に要望せし所今や朝に立ちて自ら之を履行せむとするものなり政黨を基礎とする現内閣は立憲民政黨の主張に則りて嚴正公平に國家の公務に當り國民團體の福利を増進せむとするものなり乃ち予は國家の官吏たる各位の職責を尊重し更に地方官の地位を保障するに關し特に考慶を怠らざるべし各位能く此の意を諒とし部下の諸僚を督勵して大に廉潔恪勤の風を作振し其の希望を重からしむるに於て特に周到の用意あらんことを切望す

地方財政の緊縮 中央地方の財政を整理緊縮して我邦現下の難局を打開せむとするは政府の最も重要な政策とする所なり政府はさきに本年度豫算の實行に就き極力經費の節約並に事業の繰延を斷行し既に其の實行に著手せり來年度の豫算も又た同一の方針に依りて之を編成せむことを期す然れ共財政の整理は中央地方相併行するに非ざれば完全に

其の目的を達成することを得ず、此の趣旨に基き、さきに訓令通牒を發して地方財政の整理緊縮並地方債の整理に關し幾多重大なる事項の實行を各位に求むる所ありたり、之が實行に當りては地方に依り相當困難なる事情の伴ふものあるべきも、各位は此の際半平たる決心を以て之に當り、濫りに從來の行掛りに囚はれ、若くは地方の情實に左右せらるゝことなく、緩急の序を制するに於て一に公正なる判断に依り、萬難を排して所期の目的を達成せられむことを望む

公私經濟の節約 近時公私經濟至難の時に當り、人心漸く弛緩し、輕佻浮華の弊習深く一般に浸潤せむとするの傾向あり、乃ち上下相戒めて質實剛健の俗を興し、勤儉力行の風を奨むるは時弊を匡救し、難局を打開するの基調たり、政府はあらゆる機會を利用し、一般民衆に對し消費節約勤儉力行の必要を徹底せしめて、其の覺悟と決心とを促さむことを期し、此の趣旨の下に近く公私經濟緊縮に關し特別の施設を講じ、之が實行を期せむとす

警察官吏の行動 警察の職司は非違を匡正し、公害を排除し、以て社會の治安を保持するに在り、其の職責を果たすに當りては心事須く至公至正の偏頗あるを許さず、然るに近時警察官吏にして動もすれば中正の念慮を失ひ、或は言論集會の取締等一般の警察取締に就て一黨一派の利害を顧念し、或は認可許可等の處分を爲すに當りて偏頗なる措置に出づるの非難世上往々これを耳にすることあるを憾みとす、各位は思を深くこの點に致し、部下の警察官吏を督勵し、警察本來の職司を守りて、嚴正公平常に正義の擁護者たるの信念を保持せしめ、正しく強く而して理解ある警察權の行使に一層の用意と努力とを盡されむことを望む

選舉の自由公正 選舉の自由公正を確保し、民意の暢達を圖るは憲政並自治の根本要諦たるに拘らず、選舉の執行又は取締の任に在る者にして、動もすれば選舉人の自由意思に基く選舉權の行使を制肘し、或は政派に偏して取締の公平公正を缺くものあるが如き、選舉の回を重ねるに隨て此の種弊害の益々甚しきを加へ、選舉干渉の聲漸く高からむとするの傾向あるは誠に遺憾とせざるを得ず、余は各位と共に積弊の匡救に勉め、以て銳意選舉界の廓清を圖らむとす、各位幸に此の意を體し、部下の諸僚を戒めて誤りなからむことを切望す

不良團體の取締 輓近社會事情の變遷に伴ひ、不穩矯激なる思想に浸され、遂には國家存立の基礎を傷損せむとする徒輩を出すに至れるは國家の深憂とする所なり、斯くの如き險惡不逞の思想行動は斷乎として之を排撃し、苟も假借するを許さず、其の根絶に力を致されむことを望む、暴力團體は近時再び擡頭の傾向あり、殊に辭を尊皇愛國、其他各種の美名に藉り、其の實金錢の收受等不純の目的の爲に暴行脅迫を敢てするもの、如きに至ては心事最も惜むべく、社會の安寧を害する

こと極めて大なるものあり、各位は宜しく部下を督勵し、跳梁の餘地なからしむるを期せらるべきを期待す

土木行政の刷新 從來地方に於る土木事業の跡を見るに、徒に事業の惠澤に浴せむとするに急にして、深く民力之に耐ふるや否やを計らず、局に當る者亦事功を擧ぐるに焦慮して、時に緩急の順序を誤り易し、殊に土木事業の計畫並に執行が一黨一派の勢力に動かされ、路線の認定、河川使用の許可、水面埋立の免許等情實に流るゝの非難を聞くこと、近時漸く繁からむとするは、大に時弊の刷新を要する所たるべし

社會問題の解決 各種社會問題の解決は近代國家の當面せる最も重大なる任務なり、近時世相の變轉と産業經濟の發展とに伴ひ、社會の各方面に於て生活の安定と地位の向上とを主張する思想運動にして、穩健適法なるものは、管に之を排撃壓迫するの不可なるのみならず、宜しく之を善導助成して、其の健全なる發達を期待せざるべからず、更に進では社會不安の由つて生ずる所を究め、各種社會事業の補充を計り、以て社會生活の安定と向上とを企圖するは、方今喫緊の要務なり

勞資和衷協同 經濟社會に於ける勞資相互の理解と信頼とを彌々徹底せしむるは、是れ實に産業の繁榮國運發展の源泉たり、近時歐洲諸國に於て經濟正義に立脚せる勞資協同運動の著しく擡頭し來れるもの、眞に故ありと謂ふべし、我邦は由來天然の資源豊富ならず、人口稠密にして加ふるに、經濟界は比年不況の域を脱せず、勞資協同して産業の振興を招來し、國民の福祉を増進するは、刻下の急務なり

失業者救済對策 中央地方の財政の緊縮各種事業の整理打切に伴ひ、失業者の數は相當増加すべく、殊に冬期に向つて其の著しきを加ふべきは、今より想像に難からず、之が救済は當面の急務なり、政府は之に對し相當の經費を支出して、救済に遺漏なからむことを期し、其具體的方策に關しては、目下銳意考究を重ねつゝあるを以て、不日各位に指示する所あるべし

八、教育刷新問答

文部省關係の地方長官會議 は六日午後一時半、内務省會議室に開會先づ、小橋文相は文教四大綱目について訓示を試み、次いで栗屋次官の教化運動要綱説明後、議事に入り

山縣(神奈川)佐上(京都)牛塚(宮城)小濱(福井)鈴木(長野)等の各知事より左の希望意見並びに質問あり

問 一、精神教育向上のため教員選任について特に留意する必要がある、中等程度以上高等級に進むに従つて學科偏重に陥

り精神教育を看過して居る傾きがある

一、大學總長(現在互選)並に教授の選任の方法について考究する必要はないか

其の他教員の優遇問題、地方財政の緊縮節約の教育に及ぼす影響等について質問あり、之に對し文部當局は大要左の如く答へて午後三時半散會せり

答 一、上級學校ほど訓育が徹底せぬといふがそれ程でもないと考へる。又總長の互選等の問題については互選そのものが性質上悪いのではなく、其の内容を考究すればよい

一、初等中等教育は學生兒童に對する薫化の中心であるから其教職を尊重して教育者には人格者を擧げる様にされ度い

一、學生禁酒の主旨には賛成であるが、法令或は一種の權力によつて之を強制するより學生各自の自發的覺醒に俟つ事にしたい

一、教員の地位優遇問題についても當局では出来る限り考へて居る。又地方財政の緊縮により地方財政に重きをなす教育費に相當影響あるは止むを得ないが教育本來の目的、實質を阻碍してはならない

九、小橋文相の演説

精神教育の擴充 我が邦教育の現状に就て痛切に感ずることは一體に學術技藝の方面に偏して精神方面の訓育が多く閑却せられて居る傾向のあることである。教職の任に當る者は所謂一世の師表たる覺悟を以て之に任じ毅然として所信を斷行するの氣魄と風俗とを以て其の職務に盡さむことを望む

國民思想の啓導 學生生徒にして新奇なる外來思潮に眩惑せられ、遂に其の本分を遺れ常軌を逸し甚しきは共產黨事件に關係する者もあつたことは聖代の爲深く遺憾とする所である。隨て教職の任に在る者は外來思想にして其の健全なるものは之を攝受し進歩啓發に資する所あらしむると共に、學生生徒の個性を熟知して常に適當なる指導監督に竭し、矯激思想の之に乗ずる間隙なからしむる様勉めしめられんことを此の際特に各位に切望する

體育の獎勵 今日我國民の體位が歐米各國民に比して尙ほ甚しく遜色があり、動もすれば質實剛健の風に缺け堅忍不拔の性質に乏しきを疑はしむるものあるは體育不振の結果に因る所蓋し少からずと考へる。近時學校及社會の各方面に互

りて體育運動が著しく振興の機運に向ひ來つたが然し其の利の在る所其の弊亦之に伴ふは免がれ難き所である。此點大いに注意を要す

教化運動の策勵 我が邦が思想經濟其の他に於て今日容易ならざる難局に直面して居ることは前既に述べた通りである。此の難局を打開して健全なる國家の發達を圖るには上下一致して全國總動員の下に眞劍に之に當るにあらざれば到底其の効果を擧ぐることは出来ない。隨て政府は進んで直接之が事業の遂行に當るは勿論、汎く教化團體、青年團體、宗教團體、婦人團體のあらゆる社會教化團體の活動を促して一般國民の自覺を喚起せむことを期するのである。學生生徒は勿論、青年子弟をして此の運動の中堅たらしめざるべからず、此種運動の爲には政府に於ても之を後援し助長する考であるが、地方廳に於ても同様の趣旨を以て夫々地方の教化機關を援助せられ、中央地方相呼應して之が効果を完からしむる様盡力あらむことを望む

一〇、警察部長會議

現内閣最初の警察部長會議は八月十五日午前九時より内務省に開會、安達内相を始め齋藤潮、兩次官、内ヶ崎參與官及吉田社會局長官、山田衛生、大塚警保兩局長以下、安井保安、土屋警務、川崎高等、白松圖書各課長並部長、側よりは別宮北海道井上京都藤原大阪、横山神奈川、外各警察部長、小林警視廳官房主事、高橋同警務、阿部同刑事、古川同保安、近藤同衛生各部長等出席、劈頭安達内相より別項の如き訓示あり、次で議事に入り、左記指示事項を順次審議して同十一時半休憩、午後一時再開、爾餘の問題を審議して同二時散會せしが一同は三時より開かれる濱口首相の招待茶話會(首相官邸)に臨めり

指示事項

- 一、御警衛に關する件
- 二、外勤警察官の充實に關する件
- 三、警察巡閱に關する件
- 四、司法主任の配置に關する件
- 五、警察共濟組合に關する件

- 一、 全國警察官吏武道大會に關する件
- 二、 融和問題に關する件
- 三、 勞働爭議の防止に關する件
- 四、 改正工場法施行に關する件
- 五、 工場危害豫防及衛生規則施行に關する件
- 六、 健康事務地方廳移管にする件
- 七、 健康保險施行に伴ふ現金取扱に關する件

一一、安達内相の訓示演説

近年世態の變化に伴ひ現代的社會の環境に直面して思想問題が眞剣に講究せらるゝに至れるは當然の勢なりと雖も、深く我國民生活の實情に徹底せず、特殊國情の下に醸成せられたる奇矯過激の外來思想を直譯的に妄信して、甚しきは我國體の基礎を損傷せんとするの輩を出すに至りしは深く之を遺憾とす、政府は逐次の檢舉によりて銳意共產黨關係者の剔絶を期しつゝあるも、彼等の目的手段は甚だ不逞にして執拗なるものあり、殊に最近檢舉相つぎ取締益々嚴密を加ふると共に彼等の運動また愈々潜行的となり、巧緻深刻となるべきは想察に難からず、各位は能く部下を督勵し常に彼等の行動を査察して些の妄動をも許すが如きことあるべからず

是に特に諸君に注意を煩はしたきは青年學生に對する取締なり、近時有爲の青年學生中往々にして新奇放縱の學說に眩惑せられ、或は生活環境の壓迫に刺激せられて、端なくも矯激の思想に傾き警察の「ブラッターリスト」に登録せらるゝ者あり、彼等は爾後眞に改悛の念を起すも警察の監視峻酷にして卒業就職結婚等に至るまで妨害を被り、遂に悔過遷善の機會を奪はれて全く社會國家を呪ふに至ることあり、各位は此點に關し深甚周到の注意を拂ひ諒解ある取締の中に一脈の人類愛を加味せられむことを希望す

更に各位に留意を求めたきことは國體を破壊するが如き矯激不逞なる妄動と合法なる社會運動とを混同せしめざることは是なり、蓋し社會の缺陷を穩健適法に改善せむとするの運動を制止するが如きは、國家社會の正當なる進歩發達を期する所以に非ざるのみならず、無理解なる抑壓は却て反抗闘争の精神を挑發し、驅て以て矯激なる思想行動に趨かしむるの虞なしとせず、要するに社會運動の取締が能く其の公正を得るや否やは問題に對する正確なる認識と理解とを有するや否やに由る所尠からざるを以て、各位は常に關係吏僚を指導して社會運動に對する適正の理解を得しめ、取締の實際に當つて判斷の公正を失するが如きことなきを期せられむことを望む

選舉の自由公正を確保して政治道德の向上を圖るは、憲政の進展と自治の振作とを期する上に於て殊に緊要とす、從來往々にして此の本義を没却し一黨一派に偏倚して選舉の公正を紊り、其の自由を阻害したりとの誹を受けたること一再に止まらざるは洵に遺憾とす、いふまでもなく、選舉取締の要諦とする所は嚴正公平以て法の神聖を維持し、民意の暢達を圖るに在り、是故に選舉に關係する官吏々員は選舉に蒞みて世の疑惑を招くが如きの行動なきを期すると共に、選舉運動の取締に當つて周密なる査察を行ひ以て非違を敢てするの餘地なからしめ、其の法を犯す者に對しては時機を失せず、適正の措置を執るの用意あることを要す、各位は平素より此の趣旨に基き能く吏僚を指導督勵し、選舉の自由公正の爲一段の留意を致されむことを望む

言論及集會の自由は憲法の保障する所にして、之を尊重すべきは固より言を俟たざる所なるに拘らず、從來動もすれば之が取締中正を失し常軌を逸したるの誹なきにあらざるは眞に遺憾とせざるを得ず、然れども言論集會の事たる社會公安に影響する所少からざるものあるを以て、之が取締の衝に膺る者は能く言論尊重の意義と社會公安の關係とを考慮し以て適切な處置に出でむことを要す

願ふに暴力の行使は國憲を無視するものにして、立憲治下に於て斷じて之を許容すべきにあらず、正義と國憲との保持を以て任とする各位は、暴力行使の虞ある團體に對し、其の思想傾向の如何を問はず、常に最も嚴密なる取締を加へ、彼等をして

不法を行ふの餘地なからしむると共に、尙ほ敢て暴力行使の舉措に出づる者あるに於ては斷乎たる處置を執り以て其の根絶を期せられむことを切望す

第四章 濱口内閣の三審議會と社會政策

濱口内閣は我國現下の國情に鑑み其の在野時代に提唱せし十大政策の實行を期し、組閣後間もなく國家經濟國難を匡救する諸種の聲明を發表すると同時に、先づ最も急施を要する社會政策、國際貸借、關稅に關する審議會の設置に努め、濱口首相は川崎法制局長官に命じ、政府の聲明に基き右三調査會の立案を命じ、川崎長官の手許に於て成案を得しより、同長官は七月十三日午後四時永田町首相官邸に濱口首相を訪ね、右の成案を提示し、更に之に基き委員の銓衡につき協議を試むる所あり、其の成案は後に至り結局別項の官制及び委員の決定となりたるが、今茲に其前に於ける成案の骨子を求め掲げれば左の如し。

社會政策確立

- 一 社會政策の確立に關する調査會は内閣總理大臣の監督に屬し其の諮詢に應じて社會政策の確立に關する重要事項を調査審議す
- 一 調査會は會長一人、副會長一人、委員十人乃至十五人を以て之を組織す
- 一 會長は内閣總理大臣又副會長は内務大臣を以て之に充つ、委員は内閣書記官長、法制局長官及學識經驗ある者の中より内閣總理大臣の奏請により内閣に於て之を命ず
- 一 調査會に幹事長及幹事を置く
- 一 調査會に書記を置く
- 一 調査會の會期は六箇月を超えざることとす

國際貸借改善

- 一 國際貸借改善に關する調査會は内閣總理大臣の監督に屬し其諮詢に應じて國際貸借の改善に關する重要事項を調査審議す(以下副會長は大藏大臣を以て之に充つるの外前項に同じ)

關稅改正

一 關稅改正に關する調査會は内閣總理大臣の監督に屬し其諮詢に應じて關稅改正に關する重要事項を調査審議す(以下副會長は商工大臣を以て之に充つるの外前項に同じ)

三審議會官制要綱

- 一 内閣總理大臣監督の下に社會政策審議會國際貸借審議會關稅審議會を置くこと
- 一 各審議會は諮問に應じて社會政策の確立(又は國際貸借改善若しくは關稅改正)に關せる重要事項を調査審議すること
- 一 會長一名委員十五名以内とし副會長はこれを置かざること
- 一 會長は内閣總理大臣これに當り委員は勅命によること
- 一 幹事長及び幹事書記各若干を置くこと
- 一 幹事長は主務官廳の事務次官を以つて之れに充つること但し社會政策審議會に就いては社會局長官之れに當ること

諮問案

社會政策

- 諮問第一號 國家經濟界の狀況に鑑み失業者救済の爲め施設すべき事項如何
- 諮問第二號 現下の社會狀態に鑑み労働組合法の制定に關する其の會の意見を諮ふ
- 諮問第三號 小作問題の對策として速かに實施を要すと認むる事項如何

國際貸借

本那國際貸借改善の具體的方策如何

關稅改正

- 諮問第一號 我國現行關稅率中には徒らに過當なる保護を持續し又は既に其の必要を失ひたるに拘らず尙之を改訂せざるものなきや之に對する改正の方針如何
- 諮問第二號 金輸出解禁に際し關稅政策上考慮すべき事項如何

一 社會政策審議會

第一回委員會 社會政策審議會第一回總會は九日午前十時首相官邸に開會濱口會長以下各委員出席渡邊法相欠席(まづ濱口會長より首相として別項の如き挨拶をなし議事規則の決定をしたる後吉田幹事長より三諮問案を付議)

諮問第一號

刻下經濟界の狀況に鑑み失業者救済の爲め施設すべき事項如何

說明

財界の不況に伴ひ失業者の増加を見る事あるべき場合に於いては職業紹介事業の圓滑なる運用を圖るべきは勿論成るべく失業者を出す事を防止するに努め生活困難なる失業者に對しては相當救済の方途を講ずべき要ありと認む右に關する有効適切なる方途に就き審議せられん事を望む。

諮問第二號

現下の社會狀態に鑑み労働組合法制定に關する其の會の意見を諮ふ

說明

労働組合法に關する一般的問題並に從來議論多かりし諸點即ち組合の種類組合員の地位の保障組合の監督團體協約

其の他の問題に付審議せられん事を望む

諮問第三號

小作問題の對策として速に實施を要すと認むる事項如何

説明

政府は曩に小作調停法を制定し小作爭議の解決上相當の効果を收めつゝありと雖も近時の狀勢を観るに小作爭議は尙各地に頻發しその性質次第に深刻に赴きつゝありこれ等の事情に鑑み小作法制の整備その他の施設に付速に實施を要すと認むる事項に關し審議せられん事を望む

それより諮問第一號より順次質問にいり

末松偕一郎氏 政府は現下の失業者救済に對し如何なる決心を以つて臨むか如何なる程度に於いて豫算を計上する考へて居るか

濱口首相 政府は總べての失業救済策を本審議會の答申に基づいて行ふ考へである從つて豫算もそれに基づいて計上するつもりである

高木正氏 失業救済の方策を考究するには現下の失業事情を精細に知る必要があるが政府には右に對する調査ありや
吉田幹事長 大體の調査あり次回に提出するつもりである

その他二三の質問あり結局諮問第一號(失業者救済第二號(勞働立法)を同一特別委員會に付託することとし會長指名にて

安達俵曾我塚本添田高木(益)桑田
の七名次に第三號(小作問題)は委員として

町田黒田(長)高木(正)黒金末松藤澤(利)末弘(嚴)
の七名を挙げ十一時半散會したるが右特別委員會は直に再開して委員長として前者には安達内相後者には町田農相をそれ互選せり。

二、濱口首相の挨拶

社會政策審議會初總會に於ける濱口首相の挨拶左の如し
現内閣は成立の初に當り聲明を發して當今の時局に鑑みその緊急實施を要すと認むる十政綱を提唱致したが社會政策の確立は現内閣の最も力を注がんとする政綱の一つである今日の社會の實情を観るに都市農村を通じて貧富の懸隔漸く甚しからむとし勞資の間動もすれば相反目するの勢を示し加ふるに失業の發生小作爭議の頻發は愈々社會各方面に於ける事端を繁からしめ所謂社會問題は日に益々複雑と深刻の度を増すの狀況であるこれを矯正防止して共同生活に偕和協調の精神を齎らし社會生活に平和安定の基礎を與へて國民全部が相率ひて國運發展の責任を負擔する様に導くことは我國刻下の喫緊事と考へる尤もこの點に關しては從來と雖もその施設全く無いといふ譯ではないが今の時期は一層これを擴充すると共に更に一段の努力を致し社會政策的施設の更張革新を計る必要があると思ふ然しながら社會政策の事たる極めて多方面に涉るものであつて爲すべき施設に付ても自ら輕重緩急あり且つこれが實現の方策に關しても所論必ずしも歸一せざるものがある然して要は言論よりも實行に存するものと考へて居る今回差し當り御諮詢した三事項はいづれも政府の見て以つて刻下の急務となしこれに對する具體的政策の決定を必要とする事柄である右の次第なるにより委員各位に於かれても十分審議を盡され遅くとも十一月中には答申の運びに至る様御盡力あらんことを望む。

三、失業救済對策及小作問題の審議會

失業對策の特別委員會 社會政策審議會特別委員會は二十四日午前十時より首相邸に開かれ失業對策につき審議を續行したるが先づ東京市の中央職業紹介所の職員より市内の失業狀態の實際につき其の説明を聴取したる後失業對策研究の範圍につき意見を交換せり右については添田敬一郎氏より對策を分つて應急策と永久對策の二とし兩者につき根本策を樹立しては如何と提議したるが決せず二十九日更に特別委員會を開いてその研究を續けることとし後零時半散會せり

社會政策審議會初幹事會 社會政策審議會幹事會の初會合は卅一日午前十時半より首相官邸にて開會吉田幹事

長以下各幹事出席先づ鈴木書記官長より

本審議會は現内閣成立の初にあたり發表せし聲明書の趣旨に基き政府の政策決定に重大なる貢献を爲すべき使命を有するのであるから幹事諸君は是が準備に全力を擧げ六箇月以内に審議を完了せしむる様盡力せられ度しと述べ次いで議事規則議案處理方法を決定し正午散會せり

次いで政府は當面の重要案件たる失業問題一決の爲め今回社會政策審議會に對し國家經濟界の狀況に鑑み失業者の救済の爲め施設すべき事項如何の諮問を提出しその答甲を待ちて成る可く速かに實施することに決せるが本件は言ふべくして容易に行ひ難き問題にて若し一步を誤れば内閣全體の重大責任ともなり亦一面には多數國民の怨嗟の的ともなるより之に對し政府は頗る慎重な態度を執り併して社會政策審議會も斯の如き重大巨題を議する上には相當の基礎資料と現在の失業狀態の内容を必要とするのみならず諸外國の實例乃至は諸種の法制等をも充分研究する必要あり又内務省社會局は該會議の圓滿進行を期する意味に於て今回幹事長たる長官を通じ左の各資料を該委員に提出せり。

- 一、失業救済に關する最近の統計
- 二、全國二百四十一の職業紹介所に於ける從來の成績
- 三、主として六大都市に於ける失業救済事業の現況
- 四、知識階級に屬する失業者數及其の失業に至る迄の動機其他現在の生活狀態
- 五、食糧問題と海外移民の關係一斑
- 六、各國の失業保險に關する事項

兩審議會幹事任免

社會政策審議會幹事被仰付
 國際貸借審議會幹事被仰付
 同上被免

司法省民事局長 長 嶋 毅
 農林書記官 小 平 權 一
 農林省農務局長 石 黒 忠 篤

社會政策審議會失業救済委員會 社會政策審議會の失業救済に關する特別委員會は首相官邸に於いて開かれ

失業救済應急對策の一部として職業紹介事業を中心に

- 一、職業紹介所の内容充實
 - 一、職業紹介所の完備
 - 一、職業紹介所相互間の連絡
 - 一、職業紹介所と他の機關(移民機關、方面委員等)との連絡
- 等に就き審議を開始せり右に就いては先づ俵商相より
 職業紹介事業と方面委員制度との連絡は現在どうなつてゐるか
 と質問し吉田社會局長官これに對し現狀を説明して
 未だ連絡不十分な點あることを認める旨を答弁し

添田敬一郎氏より

紹介所相互間の連絡は圓滑に行つてゐるが移民機關その他の機關との連絡の實情はどうなつてゐるかこれ等諸機關の間の連絡に付改善すべき點はないか

高木益太郎氏より

公共團體に使用する労働者の職業紹介につき今少し紹介所を利用すべき餘地があると思ふが如何
 その他桑田熊藏、高木、添田の諸氏より
 職業紹介所相互間の連絡機關として職業紹介事務局の現狀はどうか政府はこれに満足してゐるが又公益法人で經營してゐる私設公益無料職業紹介所に關し政府はこれを助長する方針であるか若しくは専ら市町村本位で行くかその他營利職業紹介所に對する方針如何
 と交々質問を發し吉田社會局長官は市町村の紹介所は現在全國を通じて約二百四十あり營業紹介所は約三千なりと現狀を説明し右の諸項に付ては次回までに社會局に於いて審議材料を整へて逐次審議を進めることとし正午散會せり

小作問題の特別委員會 社會政策審議會特別委員會は二十八日午前九時半より首相官邸に開會小作關係問題を

議題とし前回の質問に對し石黒農務局長より

一、土地返還の起る種々の場合

一、小作契約の消滅する場合
につき現行調停法と小作事情との關係を述べ更に調停の實際に當り調停官の最も苦心する諸點に就いて説明す、次いで質問に入り

會我祐邦子 地主側が大土地を賣却する場合現在の小作人に賣ることが出来ない場合が起らないか

石黒局長 勿論現在小作人をして自作農創設資金などを利用せしめて一段地の處理をなさしめるやうにしたい

藤澤利喜太郎氏 小作法を整備することは至難だから民法の特別法制とする外なからう曩に末弘委員は差當り緊要とする點の立法をなすのがよいとの意見であつたが、それは先年發表した小作法草案とは別のものとなるのか

末弘嚴太郎氏 法制的立案には參加しないがその大體骨子となつた小作法要綱には加した、即ち法案にして見れば小作法案となるのだが、一般人から見ると細か過ぎる觀を呈するかも知れぬ、然しこれは立法技術上或程度は止むを得ない

末松借一郎氏 小作爭議調停法に據るものと據らぬものとあるので、小作地返還の賠償の實情如何

石黒局長はこれに對し簡單に答へ正午散會せり

失業對策特別委員會 社會政策審議會の失業對策に關する特別委員會は二十九日午前十時より首相官邸において

開かれ前回に引續き審議の順序方法を議題とし高木熊田俵各委員よりそれぞれ意見出でたるが結局永久的對策は必要であり種々考慮すべきものあり差當り應急對策より先に研究する方がよからんといふことに意見の一致を見よつて直に應急的失業救濟策につき研究を開始したるが失業救濟事業については從來のものより範圍を擴張する必要あるといふことになり

一、政府公共團體民間事業間において失業救濟事業に關する限り連絡をとること

一、失業救濟のため各企業者間に連絡機關を作ること

が差し當り必要なれば更に幹事會において具體案を作り特別委員會を開きて研究を續行することに決して十二時過ぎ散會せり

失業應急對策要綱案 政府が重要政策の一として目下社會政策審議會の特別委員會において審議中の失業對策に關しては數回審議の結果大體各特別委員の意見も判明したるより二十九日の特別委員會においてはこれ等を取まとめて

一つの基礎案ともいふべき左記要綱案を作成して各委員に配布せり

失業對策要綱案

一、地方長官並に職業紹介所機關をして差當り全國における失業狀態を推測するに足るべき調査報告をなさしめ政府當面の失業對策に資せしむると共に失業の保護に關して地方の實狀に適應せる處置を講ぜしむるの資となさしむる事

二、失業の防止並に救濟のための公私事業の調節を圓滿ならしむるため關係各方面の代表者をもつて成る企業調節委員會を設置する事

三、公私の經濟生活において出來得る限り國內勞働力の需要を増進すべき國產品の生産並に使用を奨勵する事

四、失業救濟のための事業を起しその種類施行區域並に時期については従前の範圍を擴張しもつて勞働者の都市集中を防止する事

五、内外移住關係機關と職業紹介機關との聯絡提携を密にし失業者の内外移住を便ならしむる事

六、職業紹介所の増設職員の上、移動紹介の敏活、職業紹介機關の監督系統の改善、職業紹介機關の整備充實を圖る事

七、宿泊所職業輔導授産施設等の奨勵並にこれと職業紹介機關との聯絡を圖る事

八、知識階級の就職難および失業の救濟を圖るため適當なる授産施設専門紹介所の設置、職業紹介機關と移民關係機關との聯絡等の方法を講ずる事

九、失業共済制度を奨勵助長する事

十、解雇解職等は成るべくこれを少くし眞に已むを得ざるものに對しては相當期間前これを本人並に職業紹介機關に豫告しもつてその轉職轉動等を容易ならしむる様雇傭主に勸説する事

十一、各種社會事業の活動を促し失業苦の輕減に努めしむる事

失業問題特別委員會 社會政策審議會失業問題特別委員會は四日午前九時半より首相官邸に開會、安達會長以下各委員出席先づ官公私の失業救濟事業調節方法に關し左の諸件を決定せり

一、政府及各公共團體の豫定してゐる救濟事業の土地種類等につき打合せ統制をなす爲め失業救濟事業調節委員會を設けること、會長には内務大臣を當て會員には事業に關係ある官公廳の代表者を之に當つること

一、中央の調節委員会の下に特殊の府縣に地方調節委員会を設け知事を會長となすこと

二、右の各調節委員会の會則は近く社會政策審議會に於て決定すること

次いで失業救済事業新規起興の場合に如何なる方法に依るべきかについて審議し左の諸項を決定せり

一、事業の範圍を擴張すること即ち從來六大都市及びその附近のみに限りをるその他の都市に於ても起興し得るやうにすること、從來冬期のみならず事業を行へるのを擴張し四季を通じて事業を行ふやうにすること、知識階級なる下級の俸給生活者をも右の事業範圍に加ふることに

一、勞力費の半額を國庫から補助すること

一、事業團體の起債は許可すること、豫定事業として土木水利等の諸事業をなす團體にも失業救済のため必要と認むるときは起債を許可し又はその制限を緩和すること

一、失業救済事業法を制定すべきやにつき社會政策審議會に於て研究をすること

尙右の諸項については來週早々總會を開きて審議し中間決定をなすこととなれり

當日安達内相は同會議の席上において

政府は失業救済のための起債は許可する方針である、これがためには低利資金を融通するつもりであるが新事業の起債のみならず例へば水道土木の如き設定の事業であつても失業救済のためといふことであればその擴張の起債を許可し且つ勞銀半額支出についても十分考慮してゐる

と言明せり尙右答案は來週の總會において決定を見るはずなりと

而して四日の社會政策審議會特別委員会にて決定された事項は應急のものとしてその他の事項より切り離し取り敢えず十二日の總會にこれを付議しその可決を待ちて政府に答申の手續を取り政府はその答申あり次第閣議を経て急速にこれが實施に着手する方針なりといふが、これが愈々實行される事となれば失業救済の目的の事業に對しては起債を許され低利資金も融通され、又その事業は季節と場所を選ばず起業され、その勞力費の半額を國庫より支給される事となるより、現在整理緊縮のために抑壓されてゐる各地方の事業も多數興隆して來る模様なり既に幾多の申請が提出されてゐる形勢にあるが、中央地方の各事業調節委員会はこれ等の事業とその起業地の失業者率との調節をはかり又一方この政府の失業者救済によりて地方より都會に集中する失業者若くは季節的出稼き人に對してはその都會進出を防止するやう地方に訓令

して都會集中の緩和に努めるはずなり、然して政府はこれ等失業者の統一については常に調査を続け居れるが、この八月調査せし所によれば、世間に想像されてゐる程多數ではなく、六大都市を通じ下級知識階級、一般勞働者、自由勞働者等の失業者總十數萬人に達すと見られ居れり、然しこれは從來の調査方法によりたるものにして正確とは斷じ難き點あるのみならず、今年の整理緊縮の結果による失業も現はれ居らざるより、今度は特に各府縣に對し調査を開始する筈なり、次で職業紹介方法の改善に關し

(一) 職業紹介機關の完備と國家の助成 (二) 職業紹介所と監督機關(知事との關係) (三) 勞働宿泊所と職業紹介機關との關係

に就て審議し尙ほ都市在住勞働者の登録制度を採用して優先的に職業を與へるがその調査方法としては方面委員警察機關を活動せしめ貧困者を探知する方法を執り、登録と同時に證票を交付せしめることに決定せり、また都市日傭勞働者の負傷疾病、失業の場合現行制度にては雇主に何等の保障を命じ居らざるより、共済組合を設け勞働者各雇主より一定の掛金を徴し共済の實を遂げしめては如何といふ議があり、現在神戸にて實施し不完備なるものなるよりこれを移して他都市に強制することは弊害あるのみならず、失業保險を實施するのには理論上工場、鑛山等の組織的勞働者を先にすべきものなれば各當事者の任意に委す方針なりと

小作法特別委員會審議事項 社會政策審議會小作法特別委員會審議事項作成に關し石黒農務局長は五日特別委員會散會後特に末弘委員と協議の結果左の審議事項を決定せり、

社會政策審議會諮問第三號特別委員會審議事項

一、小作人の耕作に關する権利の確立

二、小作契約終了の場合の處置

三、小作料の時代的減免及小作條件の改定

四、其の他小作爭議の緩和方法着手後毎年二回別に定むる期日に於ける現在の受益者より納付せしむ、其の期日は之を十年とす

六、土地利用の狀況に依り建物の階層に依り算出したる負擔金額の外五割以内を増すことを得

七事業着手後十年より長き期間に存在する地上権、永小作權、賃借權が設立せられたる有租地に付ては其の地上権者、永小作人及賃借人を以て各受益者とす

八本令施行の際既に着手せる事業に付ては本令施行本日を以て事業着手の日と見做す

九本令施行に關し必要な事項は府知事之を定む

而して今後同委員會の中心問題たるべきは右第一項の小作人の耕作權確立問題にして小作契約の第三者に對する効力の問題なり即ち

現在の小作慣行は土地所有者の變更あるも新所有者は従前と同様の小作關係を以て、從來の小作人をして小作せしむるを普通とするも、現行民法においては小作契約の登記を爲し置かざるときは、小作地の所有者變更の場合において、新所有者は隨意に土地返還をなさしめ得べく、而も從來一般に登記することなきの實情にあるを以て、小作人の地位は大いに安定を缺いてゐたので、小作契約の登記なきも新所有者は従前の小作關係を承繼するものたるべき様するのであつて、即ち小作契約の第三者に對する効力上の問題である(草案第四條)

その他第二項の小作契約終了の場合の處置にて小作者がその土地に施したる有益費の賠償、毛上買取、作離料等の問題もまた小作法中の主要問題として今後論議の中心となる可く、而して最近小作事情において、相當變化を來しつつあるもの例へば土地返還の傾向著しき等の事もあるより、これらの事情に應じて前の小作法草案がどの程度に變更せらる可きかを研究すべしと

勞働組合法案小作法案提出 現内閣は社會政策並に社會立法の確立を政綱の一とし掲げたるが、組閣早々金解禁問題の解決と財界の建直しとを標榜して極度の緊縮政策を採用することに決し、財政の膨張を伴ふが如き積極的施設は一時犠牲にするの已むなきに至るものと見られ、而もたるが、民政黨としては日頃の聲明を放棄することは國民の信用を繋ぐ所以にあらずといふ見地より、先づ財政に餘り關係のなき勞働組合法案と小作法案とを來議會に提出することに決せり、よつて右兩法案の重要骨子を社會政策審議會に付議することとなりたるが、勞働組合法案に關しては既に前憲政會内閣時代第五十一議會に提案せる法案並にこれより進歩的なる社會局案の既成案あるより社會局にては何時にても審議會の要求に應じて材料を提出し得る準備整ひ居れりと

職業紹介所改善案と其増設 中央職業紹介委員會は内務大臣より諮問に係る「移動職業紹介に關する施設改善に

關する件」審議のため八日午前十時より開會、福田、末弘、藤田、永井、吉野、賀川、稻畑、山崎、大野各委員、川西、君島、福原各幹事出席、福田特別委員長より特別委員會の經過を報告次いで稻畑、藤田、吉野各委員より質疑又は意見の提出あり、左記要綱答申案を議決して正午散會せり

施設改善要綱

- 一 勞働者移動に關する調査を周密ならしむること
- 二 勞務官を設置すること
- 三 職業紹介機關の整備充實をすること
 - (イ) 移動勞働者の主なる供給地には勿論需要地にも必要に應じ専門職業紹介所を増設し又は職業紹介所内に専門部を設け且つ同業に關する特別の知識經驗を有する専任委員を置くこと
 - (ロ) 政府は必要ありと認むる市町村に對して職業紹介所を設置せしめこれが全國的普及を圖り職業紹介所網の完成を期すること
 - (ハ) 北海道及び東北地方に地方職業紹介事務局を増置すること
 - (ニ) 臺灣朝鮮樺太等に職業紹介制度を確立し内地職業紹介機關と密接なる聯絡を執らしむること
 - (ホ) 中央地方職業紹介事務局は移動勞働者を専門的に取扱ふため必要な地方に出張所を設け且つ移動勞働者の職業紹介に従事する専任職員を増置すること
- 四 職業紹介機關相互の聯絡を敏速周到にし且つ職業紹介機關と他の各種機關との聯絡を圖ること
 - イ 職業紹介機關相互の聯絡に關する現行規定を改正しその手續を可成的單純化し勞働者移動の圓滑敏速を期すること
 - ロ 移動勞働者の職業紹介をなすに當りては職業紹介所は求人者及び求職者に特別の關係を有する各種團體と聯絡を圖ること
- 五 移動職業紹介を容易ならしむる爲め左記方法を講ずること
 - イ 職業紹介機關相互の聯絡に要する經費は國庫負擔とし且つ各機關には専用電話を特設することとし若し速に實行すること不可能なる場合は相當國庫補助金を増加し聯絡に關する電信及び電話料等はこれを國庫負擔とすること

ロ、就職者旅費立替制度を促進實施せしめかつ就職者汽船賃割引はその家族並に寮内者又は引率者にも均霑せしむることとし労働者の移動を容易ならしむること

六、移動労働者の保護を周到ならしむること

イ、移動労働者の要求及び供給地には保護組合を設置せしむる等適當なる保護の途を講じ職業紹介所とこれ等施設と緊密なる聯絡を保たしむること

ロ、移動労働者就業上の保護に關する法規を制定しその實施を確保するため監督官を設くること

ハ、職業紹介機關と工場監督機關労働者募集取締令及び營利職業紹介事業取締規則等施行の任に當る機關との聯絡を緊密にし移動労働者保護に遺憾なからしむること

ニ、移動労働者の集散する地方には簡易宿泊所、食堂の施設をなすこと

ホ、納屋制度および飯場制度の撤廢を期し職業紹介事業の機能を發揮せしむること

ヘ、移動労働者保護組合に對しては地方公共團體及び國庫より相當補助金を交付すること

ト、政府は公共團體又は移動労働保護組合等に對し低利資金を融通し前貸金を廢止せしむる方法を講ずること

チ、労働者募集取締令の改正を行ひ労働者保護の徹底を期し且つ職業紹介所を設置する地方に於いては當該職業紹介所長の承認あるに非ざれば労働者募集従事者による募集行為をなさしめざること

而して財界の不況並に政府の財政緊縮方針に基く失業群激増の傾向に鑑み、内務省社會局は之が失業の防止及救済の徹底を期せんが爲、種々具體的なる對策を考究中なるが、その根本的救済施設として職業紹介所の施設改善並に増設を斷行することとし、昭和五年度豫算として約二十萬圓を計上するに決定せり、即ち公立職業紹介所は七月末現在に於て二百四十八ヶ所あり未だ全國に普及するに至らず且公立紹介所の需要は失業者の激増と相俟ちて需要も増加するより、内務省にては來年度に於て約二十ヶ所の職業紹介所の増設を圖ると共に、從來統一の取れざりし一府縣その他の區域内並に同一市町村内の聯絡を職業紹介事務局を中心系統として組織だちたる聯絡事務を開始すると同時に紹介所吏員の資格範圍を擴大して從來府縣の吏員なりしを改めて内務省直屬の職員となす案等を樹て目下慎重研究中なり。

失業調節委員會の構成及運用 失業救済事業調節委員會の構成及び運用方法に關しては目下内務省社會局に於いて講究中なるが大體方針は左の如く内定せり

一、構成 官制に依らざる委員會となし既報の如く會長を内務大臣となし、失業者續出の場合には隨時地方に道府縣を單位とする地方委員會を設け會長を知事とすること

二、委員 【イ中央】内務、大藏、逓信、陸軍、海軍、農林、商工、鐵道等の事業官廳並に事業の認可許可權を持つ行政官廳の關係官吏を委員に任命すること他に労働者を多數使役する事業家を囑託すること 【ロ地方】知事を主班となし府縣高等官市町村の關係公吏事業家とすること

三、運用 (イ)失業者續出の懸念ある場合には先づ地方委員會において地方的に公私の事業を調節せしめて失業防止の手段を講ぜしめ尙失業問題の解決困難の場合には事情を具して中央委員會に内申せしめること (ロ)中央委員會では公私事業の起業既に認可を経た民間事業の起業促進及公私事業の認可未済のもの、認可指令に依つて事業を營ましめて更に失業防止の手段を講ずること (ハ)失業防止の萬策盡きたる場合に勞銀補給の失業救済事業を營ましむること

尙政府は最近不景氣と整理緊縮の結果失業者次第に増加しつゝあるにあらざやとの點よりまた審議會にて根本方針を定めるための參考材料の爲め去る八月職業紹介所警察等に通牒して全国的に調査せるところ、下級知識階級労働者一般労働者屋外労働者(自由労働者)全部を合して失業者十數萬人に上り、東京市以下六大都市はその内八割を占め居れるが、これは統計的に人口と比較して豫想外に少く而も整理緊縮による失業者は未だ數の上に現れ居らざる状態なることを確め得たり而して失業者の状態は社會的にも注目されてゐることであり、政府の應急對策もこれによりて實行さるゝものなれば、政府は今後どれだけの影響が全国的に表示さるゝかを一般に知らしむるために、毎月の失業者數の移動状況を内務省をして發表せしむることに方針を定め、九月以後は一日現在の調査を中旬までに取纏め詳細なる發表をなす筈なりと

事業調節委員會の設置 失業救済の一階梯として社會政策審議會は五日の特別委員會にて新たに「事業調節委員會」を中央地方に特設することとなりたるが、該案は來る十二日開かれる總會に於て其の一通り決定する場合は、政府は直ちに總會答申に基いて右委員會を組織し實行に着手することになり居り而して例年冬季に向へば自由労働者の失業群は激増する傾向になり居るより、政府としては此の趨勢を察し先づ失業救済よりも失業防止に力を注ぐ必要あり、従つて該委員會も之が對策を講ずる以上は中央地方共成るべく速かに設置したき意嚮なり、又該委員會設置後第一に調査すべき事柄に關しては目下内務省社會局に於て内々研究中なるが之に依れば失業防止策として事業官廳の施工狀況及び分布狀況を詳細に調査し、茲に一般民間會社其他の工事状態をも充分調査し、出來得る限り冬季に於ける失業者の防止を講じ、之等の方法

に依るも尙且多數の失業者を出す場合は他の應急的施設を以て臨まんとするにあり。而して審議會特別委員會に於いては既に先般應急的失業對策の一として

一、中央及び地方に事業調節委員會を設置すること

一、失業救済事業法を制定すること

の二項を決定し更に十二日の總會に付議して最後の決定をなし、政府に答申することになり右の主旨は大要左の如くにて目下社會局にて立案の準備中なり

而して右事業調節委員會組織は左の如し

事業調節委員會

一、事業調節委員會の組織は中央委員會は内務大臣を會長とし内務大藏陸軍海軍農林商工遞信鐵道等の各省官吏及び労働者を多數使用する事業家等をもつて組織し、地方委員會は府縣知事を會長とし府縣官吏市町村關係官吏及び民間事業家をもつて委員とし而して地方委員會は大都市のある府縣等事業の多い地方に設けられることなればその數は實際は少數に止るものと見られ居れり

一、事業調節委員會設置の主旨は失業防止の手段として政府直營事業道府縣都市等公共團體の事業相互の調節を圖り、また民間事業に對しても聯絡調節を求むるものにて、先づ地方委員會に於いて地方的に事業の調節をなし、尙ほ失業防止の目的を達し得られざる場合は中央委員會に事情を具申し、中央委員會に於いては公私事業の起業促進或ひは新事業の認可等の手段を講じ、失業防止に努むる仕組みになり居れるが、政府としては失業防止救済のため公共團體が事業を興しこれのため起債許可の申請をなす場合には、特に調査の上起債の許可を與へ又低利資金を融通する方針なりと

失業救済起債審議の社會政策總會 第二回の社會政策審議會は十二日午前十時永田町首相官邸に於て開會會長濱口首相以下各會員出席し、失業防止並に救済に關する應急施設に就き安達内相より特別委員會の審議經過並に成案圍説明報告あり、疑議の結果委員會成案を承認し直ちに答申案を作成して政府に上申することに決し正午散會せり
答申案の内容は左の通り委り

失業防止並救済の爲の事業調節にする綱要

失業の最も甚しかるべき時期並失業の最も影響する地方の爲に失業を調節施行することは失業の防止並救済の方策として最も有効なるものゝ一なり、之に關し應急施設すべき事項の大要左の如し

第一、公私事業の施行に關しては左記要綱に依り失業の防止

並救済に努むること

- 一、國公共團體又は民間に於て既に決定せる失業の實施に關しては其の施行の時期地域方法等に關し關係各方面の聯絡を密にし以て事業の施行をして失業の防止並救済の爲最も有効ならしむるに努むること
- 二、地方公共團體の失業に關しては其の施行が失業救済の爲特に緊要なる場合に於ては起債を許可すること
- 三、民間の失業に關しては其の施行が失業の防止又は救済に寄與すること大なるものなるときは許可又は認可を必要とする事業は成るべく速に之を許可又は認可すること
- 四、失業救済の爲特に緊要なる場合に於ては政府は地方公共團體に失業救済事業を起興せしむる等應急の措置を執ることあるべし
- 五、少額給料生活者の失業の防止並救済に關しても前記各號の例に依ること

第二、公私事業の調節を圓滿ならしむる爲左記要綱に依り

事業調節委員會を設くること

- 一、委員會は内務大臣を會長とし、失業問題主管官廳失業に關係ある労働者を多數使用する事業官廳失業に關係ある労働者を多數使用する事業に付許可の權限を有する官廳其の他必要なる方面の代表者を以て組織する必要ある地方に於ては右に準じ地方長官を會長とする事業調節委員會を設くること
- 二、委員會は失業の防止並救済の爲最も有効なる事業を選択し其の施行を促進するの方途を考究し又事業施行の時期地

域方法等を失業の防止並救済の爲最も有効適切ならしむる様鹽梅工夫し以て關係當局の諮問に應じ又は建議を爲し更に官公署用品の注文に關しても其の時期方法等に付失業緩和に資する様考究すること

第三、失業救済事業の施行を圓滑敏速ならしむる爲適切なる

法規を制定すること

失業防止救済一千萬圓補助 失業防止並に救済のための事業調節に關する社會政策審議會の答申案について政府は何れも失業應急対策として刻下社會の事情に照し、凡て喫緊の事項なりと認め内務省に於いて左の如く具體方針を定め實施することに決定し、近く安達内相より各府縣知事に對して訓示を發し

一、國公共團體民間において既に決定せる失業の實施に關してはその施行の時期地域方法等に關し關係方面の聯絡を保ち失業の防止並に救済のため有効なるやうに實施し、尙ほ將來失業者續出の趨勢にあれば今よりこれを豫見して失業対策を講ずべし右に關し

一、道府縣市町村等の事業の施行が事業救済の爲め特に必要なる場合には起債を許可し、民間失業の施行が失業の防止救済に適切なる場合には認可又は許可すべく

一、失業防止の萬策盡きたる場合には府縣都市等は失業救済事業を計畫施行すべし、失業救済事業の勞力費は總工費の三分の一以上と制限を付しこれに對し勞銀の半額を國庫より補給する

に付き最近の職業紹介並に失業狀況を付し、至急内務省に内申し指揮を待つべしとの趣旨の訓令なり、失業救済事業國庫補助金は本年度追加豫算として最高限度一千萬圓位を用意して同事業確定次第奉議會へ提案するが若し議會が解散となれば緊急避くべからざるものとして責任支出をなすことに決定せり

失業救済事業法案

公共團體府縣市町村が失業救済の爲め事業を起す場合には起債を許可し低利資金を融通して同事業の振興を容易ならしめるものにて奉議會に提出する同法案の内容は

一、公共團體が失業問題解決のため失業救済事業を起す場合主務官廳(内務省)の許可を得勞力費が總工費の三分の一以上

である場合勞銀の半額を國庫より補給する

といふにありて失業者の對象は單に日傭筋肉労働者のみならず知識階級の小額給料取得者をも包含せしめてゐるところに特色ありと

企業調節委員會

會長を安達内相とし、内務大藏、農林、逓信、陸海軍等の労働者を多數使用する事業官廳や失業に關係ある労働者を多數使用する事業に付き許可の權限を有する官廳の次官局長課長を委員に任命囑託し、委員の數は約廿名位にて労働者を多數使用する事業家をも隨時必要に應じ参加せしめて失業の防止救済の爲め適切なる事業を施行促進せしめる事、地方委員會は知事を會長となし、公共團體の主任、その他必要なる方面の代表者を委員とす、右會則は之を閣議に付し決定の上は直ちに實施し、地方委員會は差し當り失業問題に悩む東京府に設立を命ずる方針なりと

政府の失業状態調査

失業問題対策の基礎となるべき失業統計については現在に於ては殆ど見るべきものなく、大正十四年に内閣統計局において調査せし東京大阪兩市を始め全國二十三都市およびその付近の失業統計調査あるのみにて他は職業紹介所を通じて大體の見當をつける位のものにて、而も職業紹介所の求職者は必ずしも失業者と限らず、また二種になり居る求職者もあるより明確なる失業者數を擧ぐることは餘程困難なりといはれ居れり

而して大正十四年の調査による失業者は給料生活者一九、三九六労働者四六、二七八日雇労働者三九、九三八、計一〇、五六一、二なるが職業紹介所に現はれし現象によれば十四年までは求職數に比して求人數の方多かりしに反し十四年よりは求職數の方求人數より多くなり、従つて求職者に對する就職率も漸次底下し、十四年には三割二歩の就職率なりしが昭和四年には二割七歩の就職率となり居る有様に、この點より推測しても現在の失業者數は十四年の失業者數よりは餘ほどの増加を來し居れることを察知し得べく、また極めて一部分の調査に過ぎざるも最近中央職業紹介所において二百二十五ヶ所の銀行會社における學校卒業業者採用狀況の調査をなしたるが、右の結果によれば大學卒業業者の採用率は一割二分三厘、専門學校卒業業者は一割六分二厘、中等學校卒業業者は二割六分餘の採用率にて本年の就職率は全體を通じて一割八分七厘となり、前年の就職率二割三厘に比し減少を示し居り、その上初任給はいづれも減少を來たし居る有様なり、これは知識階級の失業狀況の一端を明かに物語り居るものにて、いづれにもせよ俸給生活者と云はず労働者と云はず年々失業者數が増加の傾向を

示し居れることは略明かにて失業問題はいよ／＼深刻化し來る状況にあるより政府はこれが對策を講ずる一方先づその基礎として全國に於ける失業状態を推測するに足るべき失業調査をなすことに決し、取敢へず全國の職業紹介所をして九月一日現在の失業者推定数を報告せしめることとなり、その結果を失業對策の食となすと同時に各地方の實狀に應じて適當の處置を採らしめる筈なり

救護法實施經費豫算要求 政府は次の議會が若し解散となれば普選による第二回の總選舉に臨まなければならざるに一の社會政策的事業無きは策の得たものにあらず、且現時社會の實狀は勞働能力がありながら生業なきものと、働く力のなき落伍者とがあり、この社會不安を除去するため防貧事業として失業救濟事業を起すと共に救貧事業として救護法を實施するが刻下の急務なりとし、内務省社會局は緊縮財政の際にも拘らず、同法實施に要する經費を來年度豫算に要求することに決定し、近く内務省議に付することとなり、同法は世の落伍者たる老衰者、痲疾不具者、負傷病者等にて勞働能力無く、扶養者無きもの及幼弱者、妊産婦等にて扶養者無きものには最少限度の生活を保障し生業をも授けるものにて、一ヶ年の所要經費は八百萬圓、内國庫補助四百萬圓、道府縣二百萬圓、市町村二百萬圓となるが實施諸準備のため施行期日は昭和六年一月一日とするより、明年度所要經費は國庫百萬圓、道府縣並に市町村各五十萬圓の負擔となり、若しこれが實現すれば全國的約十萬人の落伍者が兎も角露命を縛ぐことを得られ世相の不安を緩和するを得べく、安達内相も非常に乘氣になり是非とも實現したしと意氣込み居れり

企業調節委員會則立案 内務省社會局にては十二日の社會政策審議會に於いて決定したる答申案の内容に基き、先づ企業調節中央委員會及び同地方委員會を早急に新設する事に決定しその會則の立案に着手せり、而して先づ既定事業の遂行を一年間を通じて平均せしめ、時期によりて失業者を出す如き事を無からしむる事を第一とするものにて、社會局の調査によれば昭和四年度當初に於ける全國公企業の總額は七億圓に達し、右の内人件費は二億圓にして、延人員一億人の勞働者を使用しむるより、これを調節する時は期節による失業者の増減はこれを防止し得る譯なり、而してこれは單に公企業に止むる事なく民間事業の協力をも求むる必要あり、以上の第一の方法を取るも尙失業者を救濟し得ざる場合は第二段の策として失業救濟のためにする新規事業を起す事とし、これが爲めには特に地方公共團體に起債を許す事とし、その失業救濟に適するものなりや否やは、近く内務、大藏兩省關係者に於いて大體の方針を決定し、然して救濟を爲すべき勞働者の範圍は自由勞働者に止まらず、下層知識階級にも及ぶ方針にて先づ自由勞働者中のその日の生活にも窮しむる如き者を職

業紹介所に登録して證標を與へこれに對しては失業救濟事業に優先的就職權を與へる意向にて、その選考には方面委員警察區役所の手を煩はす事に内定せり、尙都市に於ける失業者は從來地方出稼人に依りて増減する事が明かになり來りたり、近く内務省にては地方廳に通牒を發し地方に於いて副業を奨勵し出稼人を減ずるやう努めしむる事になれり

小作特別委員會 社會政策審議會小作問題特別委員會は十二日午後一時半首相官邸に開會、町田委員長以下各委員幹事出席小作法制定の骨子たる

一、小作人の耕作に關する權利の確立

二、小作契約終了の場合の處置

三、小作料の一次的減免及び小作條件の改定

四、其の他小作爭議の緩和の方法

の審議に入り、黒田委員はこの審議事項と若槻内閣當時の小作問題調査會に於いて答申せる要項との關係如何との質問に對し、當時の委員たる末弘委員及び石黒幹事より當時の要項順序に従ひ審議會要項との關係及び當時の要項の趣旨につき詳細なる説明あり、次で藤澤委員の動議により質問を打切り答申案作成の形式につき種々協議の結果

答申案は若槻内閣當時の小作問題調査會の答申案同様大綱の形式によることに決定、又次回よりは法制關係以外の小作問題に關し審議を進むることとし、午後四時散會せり

第五章 失業問題と朝野の意見

緊縮政策と失業とは別問題

井上藏相の談

今までに提出された各省の明年度豫算概算書には失業対策に就いての新規要求は未だ少しも計上されてゐない。それは現在のところ失業対策を計上する必要を認めてゐないからなのだ。近頃よく政府の實行豫算の節約で、失業者が續出したといふことを聞くから一々調査させて見るとどうもまださういふ事實はなく、誰か爲にする宣傳に過ぎないやうだ。強ひて豫想すれば今後事業主などの内には政府の緊縮政策をよい口實にして従業員の整理をするものも出るかもしれないが、これは緊縮政策をやらなくても早晩倒壊すべき運命にあつた基礎薄弱な事業であることを意味してゐるに過ぎない。といつたからとて自分は今後の失業問題を全然輕視してゐるわけではない。豫算編成までに失業の事實と対策の必要を認めないから豫算に計上しないだけであつて萬一の用意に責任支出なりその他臨機の方法等を探り得るだけの財源を必ず留保して置くつもりだ。

民政黨の失業救済対策

失業者救済に就いては政府は社會政策審議會に於いて具體案の作成を急ぎ近くこれを實行する意向を示してゐるより與黨は極力政府を督勵してその速かなる實現を期せしむる方針なり。失業救済は民政黨のかねて主張したるところにして選舉対策として國民に呼びかけるには好個の題目なるより次の總選舉には是非ともこれを旗印の一つとすべく寄々協議を進め居れり。殊に黨内には選舉対策上都市に於いては失業救済農村に對しては義務教育費増額及び米價調節、中小商工業者に對しては低資の融通擴張を題目として國民の各階級に訴へ、特に失業問題に重點を置いて都市の好感を誘致すべしといふものがあり、それぞれ政府當局にこれを進言してゐるものあり、然してこれ等の少壯議員中には自由労働者救済といふ應急的對策より一步進めて根本的解決の方法を考慮し、失業保險制度の樹立、失業救済基金制度の創設等に就き研究の必

要ありと主張し居れるやうなるが、その實現に就いては相當の財源を要するは勿論にて、近く黨の政務調査會の議に付して具體案を練り、その結果を俟ちて更に政府と交渉して之が限度を決定することゝなり居れり。

學制改革の失敗が原因

三菱合資總務理事 木村久 壽彌太

最近財界不況から會社の整理が行はれ失業者が次第に出るやうであるが、そもそも事業の立直し、發展にはどうしても社員に能率を上げることが必要である。ところが能率増進と失業防止とは並び立たない問題だから、事業といふものゝ本來の性質に従つて能率を挙げやうといふ場合、ある程度の失業者が生ずることは已むを得ないといはねばなるまい。私は前内閣の經濟審議會の三部委員として、失業防止、失業救済に關しては色々考へて見たが、これは非常に難かしい問題であるが、現在の日本の財界の状態からすれば、本問題の解決策としては先づ政府がこの際大いに従來の苛斂誅求を止める必要があると思ふ。今減税をやればそれだけは産業資金として浮び出し、それに金解禁をやつて投資上の懸念がなくなればそれだけは産業者を吸収することも出来る譯である。それから知識階級、殊に學校卒業生の就職難であるが、これが解決は一に學制改革にあると思ふ。法、經濟専門の大學設立を無制限に許し、専門學校を大學に昇格させたことは當局の大失敗であつた。理工、醫の如きテクノロジーの方面は實驗が主だし、大學もいゝが法、經等は學者になりたい人だけに大學院を置いて勉強させればいゝので、昔財界官界が法、經出を歓迎した夢に憧れて餘り大學生をこさへた結果が今日の就職難を來した。私をして云はしむれば、學校教育は人格を作る所でなければならぬ。要は人である。大學程度位な學問でない。

緊縮を履き違へるな

三井物産常務 安川雄之助

國富増進の源泉である生産方面まで一にも二にも切り詰めを行ふことは、寧ろ緊縮の履き違へであつて現政府の意向もそんなところにあるはずはないと思ふ。鐵道敷設、港灣修築の如きは間接的には生産増進の具となるが直接的生産事業で

はないから財政の整理を必要とする時借金政策によりてそれを擴張する必要なく、寧ろ適度に後年度に繰延べて結構であるが、一方緊要なる生産事業までも新たに起す事を一切中止することになれば、即ち失業問題との正面衝突が起るが、將來國利民福を増進する生産業に對し不當な緊縮抑壓を加へざる限り、この際特に急角度の失業救済問題も起らぬはずである。緊縮政策の宣傳下に生産事業まで萎縮し、失業救済の社會問題と鉢合せするに及んで、新規に公債を募集してまでも不急なる不生産業を起し、失業者の救済に資せんとするが如きこととなつては緊縮政策の矛盾である。道路港灣の修築は國民の負擔を増し、既存生産事業をも壓迫するものでは是非とも避けざるべからず、労働賃銀の低廉と物資の低落を利用し、この際着手すべき生産事業は決して少くない。例へば満鐵の計畫せる製鋼所の如きもその適例であり、耕地の開拓も善いことである。これ等が將來輸入の減退、食料品充實の好結果を齎すと共に、失業過剩人口の救済に貢献するところ大なるに着目することは緊縮政策を標榜する現内閣としても誠に必要のことであると思ふ。

所得税法の改正に限る

日清紡績社長 宮島清次郎

政府は失業者の救済策として新事業を起し、勞力の需給を計るといふが、國民としては生産的の事業が盛んにならなくては到底救はれるものではない。生産的の事業を盛んならしめるには總合課税の現行所得税法を源泉課税に改正すべきである。現行の所得税法の下で現在の様な不景氣に幾千萬の資金を投じ、新たな事業を起しても年六分の収益すら擧げることが甚だ困難といはねばならない。寧ろ資産家は其資金を銀行預金とすることを選ぶ有様である。斯くては新事業も起らず、つて失業者も救済されぬのである。緊縮政策による不用不急の政府事業はこれを廢棄し、或あるひは繰延べるのもよろしいが、それがために民間の企業心を衰退せしむるが如き結果は、政府も考へてゐるところでないであらう。然らばこの際經濟界の新企業を抑壓してゐる現行所得税法を改め、有利なる事業の發展を促がし、然して政府事業の緊縮に依つて生ずるところの失業者を救済するの途を開くことは大いに當局としても考慮すべき點であると思ふ。

餘り深刻化はせぬ

東京商工會議所書記長 渡邊鐵藏

緊縮政策節約宣傳による個人の消費節約には異議なしとしても、その結果として財界不況から事業會社の整理といふことになれば相當考慮しなければなるまいと思ふ。然し私は今の所それほど最近の緊縮方針節約宣傳によつて失業者が激増しつゝありとは考へない。會社側は別として、今中小商工業者を考へて見るに、一番弱つてゐるのはこれ等の人々であらうが、それでも多くの場合は雇主の儲けが減少してゐるだけで、特殊の雇傭關係からしても、直接失業者を出してゐるといふことは餘りあるまいと思ふ。然し若し解雇しなければならなくなつた場合は、この際であるから出来るだけ同情を以つてやつていつて欲しいものである。こんな場合世間の緊縮政策に口を藉りて解雇するが如きは切に慎んで貰ひたいと思ふ。

失業保険を設けよ

東京帝大教授 牧野英一

法律家として考へると失業に就いては失業保険が先づ問題になる。この際保險のことが特に促進されねばなるまい。而し保險は最後の救済ではない。最後の救済は労働者に適當な仕事を與へることである。仕事はいくらでもあるが資金はないといはれてゐる。しかし現に失業者は何處かで扶助されてゐるではないか。これを見るとその扶助のために個人なり社會事業なりから支出されてゐるものが、既に相當大きな額であることが分る。失業保險のことを考へれば、その資金のことも當然に考へ合はされる。失業者が餓死してゐない限り、何處かに資金がある。譯である。それで國家は第一に適當な仕事を發見せねばならぬ。第二に適當な仕事を經營すべく資金を適當に集めねばならない。今の國家は仕事を發見するだけの智慧がないのか。智慧はあるが何かそこに妨げとなるものがあるといふのか。資金はないのでそれは適當に集められないのである。私は考へる。この意味に於いての法律が必要である。この意味に於いての國家總動員が必要だ。

効果疑はる

政友會 砂田重政

民政黨は時期を顧みず徒らに緊縮政策を唱道し、殊に今回の如きは國の豫算の九千餘萬圓を節減し、その大部分は殆ど失業群の發生を必然的に伴ふ事業の中止繰延べである、更に地方豫算に於いても、略々同様の事業繰延べを行ふ結果は、更に本問題が重加される譯で、先に失業者は生じないと言明してゐた政府も、倉皇としてその對策を講ぜねばならなくなり、公團體その他に各種事業を興さねばならなくなつたのは、全く彼等の政策の破綻を證明するものである、而して救済決定要綱を見るに要するに、從來の政府が冬季の季節的失業救済のために、行つて來た方法をその儘實行せんとするに過ぎない、然しこの方法は殆ど見るべき効果を擧げ得なかつたことは統計によつて明かである、今や現内閣の緊縮的節約政策により相當の失業者を出したる上、更に冬季に向ひ季節的失業者の續出を豫想されてゐる時に當り、この方法が失業救済の實際に當り果して幾何の効果があるか大なる疑問である

節約と救済は矛盾

貴族院議員 内田嘉吉

社會政策審議會で決定せる失業救済に関する新方針の要綱を一瞥すると、失業救済事業起興に對する季節及六大都市に場所を制限せるものを撤廢した事、失業救済事業を主眼として起債許可の標準を設定した事、救済手續を簡易化したことが特長のやうである、私は現政府の財政の緊縮節約を標榜してゐることに對して必ずしも反對するのではないが、節約をやり事業の繰延べや打切りをやる以上失業者は澤山出るもので、政府が節約をやり他方で失業者を公債などで救済するといふのは一種の矛盾であると思ふ、然し失業問題は英國などでも多年苦しんだ問題であり、我が國現下の問題としても重大性を帯びてゐるから、政府も何とか救済方法を講ぜねばならぬ次第であるが、節約と失業救済とはこれが實行に當つて非常に慎重な考慮と調和を要するものであるだけに、政府が愈々新方針を確立して社會政策をやると云ふのであれば周

密な用意の下に遺漏なきを期すべきであると思ふ

失業者續出

貴族院議員 南弘

失業問題は英國でも非常に苦しんだものであり、まだドイツでもひどかつた問題である、同國では革命後の新憲法は國民の生存權を認め、鐵道従業員を淘汰出來ないで弱つた事があつた、現内閣は經費の節減の實行にかゝつて居るが、節減をやれば失業者を出す事は當然である、政府は一方に節約をやりその結果失業者が續出したものを國費または地方自治體で救済しやうとするのであらうが、これは矛盾といはねばならぬ、自分の政策實行の結果起る失業者を政府が救済することは可笑しなものではないか、政府は財政の節減をやり大に得意氣に國民にこれを誇つて居るけれど、他方に失業者を地方自治體等で救済するとすれば、中央政府が失業者を出した責任を地方に轉嫁せしむるものであり、國家として大觀する時は何等功績は無い譯である、政府が餘り緊縮節約を唱導するので世間は非常な不景氣ではないか、東京府だけでも諸會社では有價證券の低落によつて三億圓も損害を被つて居るといふのだから、全國的に見る時は莫大な損害と思ふ、これで見るとは失業者などもドンドン出る事だらうが、將來問題は重大化するであらう

失業者給金制度を置き

社會民衆黨代議士 鈴木文治

失業救済に関する新方針によつて失業救済事業の範圍が擴大され、その効力を増加すべく豫想される事は救済策としては一步を進めた感があり結構である、しかしながら現政府の緊縮政策の結果當然生むべき多數の失業者を控へては斯の如き救済事業だけでは眞に頼りなく感ずるといつて緊縮政策が適當でないといふのではない、政府は大に緊縮する一方に於いては更に適切にしてより以上有効な失業救済策防止策を實施されたいと思ふのである、理想案をいへば失業保險の設定であるが、これは財源等より早急には實現出來ぬとすれば、その階梯として失業者給與金制度を設けられたい、これ

は財源を本年度は責任支出にでも求めて失業者への直接の救済方法として最低生活費を交付する方法である。これは失業者を登録し職業紹介所と協力して給與金を目的とする様な不良分子の排除に努めたなら世上憂ふる様な悪い副作用もないと思ふ。政府はあの程度で失業救済方法として充分と考へては大なる誤謬である。

都市労働者に福音

東京市長 堀切善次郎

社会政策審議會で失業の防止並に救済に關する新方針が確立されたことはその恩恵に浴することの最も多い帝都の市長として誠に同慶に堪へない。殊に今回は季節と六大都市以外にも該事業を認めたことはその徹底を期する上に於いて非常な効果のあることで例へば冬季の農閑期に例年上府出稼する地方労働者を食止め得ることは間接には都會労働者の失業を緩和することになり殊に我が東京に於いては隣接郡部居住労働者が萬を以て數ふる有様であるのに従來は府に於いて該事業を起さぬため勢ひ市の救済事業に割込むこととなつて居たが今年からは府に於いても當然計畫することとせうから大變動かるといふものである。尙ほ季節の如きも今迄は冬期に限られて居たが實際は新年度の四月の如き各官廳とも豫算の關係で仕事は全然著手せぬので労働者の失業苦は三月の年度末よりも以上に甚だしいのである。から四月まで救済事業を繰延べることは非常に大切なことである。東京市でも政府のこの方針に則つて今冬季ばかりでなく時に應じてこの種事業を計畫し眞に失業防止並に救済の實を擧ぐべく現在各局課に命じて事業その他を調査研究中であり豫算の許す範圍に於いて大に行ひたい考である。

第六章 濱口内閣の三審議會と國際經濟政策

一 國際貸借審議會

第一回總會 國際貸借審議會第一回總會は九日午後一時半より首相官邸にて開會濱口會長以下各委員、河田幹事長以下幹事全部出席、郷各務兩委員旅行缺席、先づ濱口首相より別項の如き挨拶を述べたる後議事規則を上程可決し次いで諮問案第一號

一、本邦國際貸借改善の具體策如何

を付議し河田幹事長より日本の國際貸借の現状に關し左記詳細なる説明を試み
(説明)我國の外國貿易は歐洲戦後に於て連年巨額の輸入超過を繼續し貿易外の受取超過額亦激減して貿易の入超を相殺すること能はず之が爲め正貨は漸減し爲替相場は低落し財界は多年不況に沈淪せり、財界の現状を打破し我國の經濟的發展を圖るが爲には國際貸借の狀態を改善するを以て根本策と爲さざるべからず、況や金輸出解禁の實行の急務なる今日國際貸借の改善は最重要なる問題にして而も解禁の實行後に在りても金本位制を維持するが爲には國際貸借其の均衡を得る途を講ぜざるべからず、即ち國際貸借の改善は我財界の現状に於て一日も等閑に附するを得ず、然るに之が方策は貿易及貿易外諸般の項目に亘り其の關係する所頗る廣汎なるものあり、依て是等各般の項目に付實行可能なる具體的方策の審議を求めむとす

右終りて議事に入り岡崎田、櫻内、増田、志村の各委員と河田幹事長との間に

一、本審議會と關稅審議會との連絡は如何にする心算か

河田幹事長 審議の進行如何に依り或は關稅審議會と併行す可き場合もある、が、る時は聯合して審議を進めて好

ふと思ふ

一、各國が金解禁を斷行した場合の準備行爲は如何なるものがあるか、調査が出来て居れば材料を提示して貰ひたい

一、内地の産業に對し或る方策を施した場合には輸出を増加し輸入の抑壓を圖ることが可能であるか

一、各國の金利關係は現在如何なる状況にあるか、統計資料を示して貰ひたい

二、地方債、社債の現在額はどの位に上つて居るか

三、スイツル國への外來客が落した金額は毎年どの位であるか

河田幹事長 昭和三年度の統計ではスイツル一年の外來客は二百萬人であるが之が落した金額は當局に於て調査の上材料を提供する

一、政府所有の在外正貨は現在高幾千であるか

河田幹事長 公表出来ないことになつてゐるが當局に於いて調査の上参考に供する

等の質問應答があつたが是等は主として材料並びに統計の提示を要求するものであるので、次回までに各委員の手許に之を配布することとし、最後に志村委員は

本審議會は金解禁斷行の準備行爲としての委員會であるか、さすれば本會の答申がなければ金解禁はしないのであるか、其の性質を明かにせられたい

と質し、**井上藏相**は

金の解禁と本審議會とは別問題であると考へられ度い、従つて本會の答申を金解禁の前提と觀るのではない

旨を明答し、左の如く七名の特別委員に付託し、次回は廿日頃開會することとなれり

井上藏相委員、**侯商相**、**郷誠之助**、**田昌**、**深井英五**、**堀啓次郎**、**門野重九郎**

濱口首相の挨拶

茲に國際貸借審議會の第一回會合を開くに當りまして一言挨拶を申述べます、歐洲大戰中に於て我國の輸出貿易は非常なる發展を遂げまして毎年巨額の輸出超過を示し、貿易外の收支に於きましても海運の好況其他の原因に基き、連年多額の受取超過を示すに至りまして、我國國際貸借は非常なる好調を呈し、爲替相場は騰貴し、正貨は激増し、國內産業は勃興し、財界は未曾有の好況を實現したのであります

然るに大戰後に於きましては形勢忽ち逆轉し、貿易は毎年入超を重ね、關東大震災以後は其の傾向殊に著しく、大正八年以降昭和三年迄の入超額累計は朝鮮臺灣の分を合せ合計四十二億餘萬圓となり、二ヶ年平均四億二千餘萬圓の巨額を算し

て居るのであります、貿易外の收支に於きましても資本の移動關係を除きたる經常的收支の受取超過額は戦時中に比し激減致し近年では一億數千萬圓を算するに過ぎないので、到底貿易の入超を相殺するに足らないのであります、之が爲め戦事中蓄積したる正貨は漸次減少し、爲替相場は低落し、國內の産業は萎靡し、財界は多年不況に沈淪して居るのであります、我國經濟界多年の重大懸案たる金解禁問題も今以て解決を告ぐるに至らないのは寔に遺憾に堪えざる所である、政府は財界の行詰まれる現状を打開し、經濟界の根本的建直しをなすが爲、各方面に亘つて銳意施設經營に努めて居りまするが、國際貸借の狀態を改善することは其の最も緊要なる根本策であると考え、即ち我國の如く産業組織の基礎を輸出入貿易に置く國に於て、其の經濟的繁榮を圖り、國力の増進を期するには、是非國際貸借の改善に俟たねばならぬことは寔に當然の次第であります、殊に今や金輸出解禁と云ふ極めて重要な問題を解決することの急に迫られて居るのであります、之を圓滑に實行し、且將來に亘つて金本位制を完全に維持する爲には、國際貸借改善の有効適切な方策を講ずることが最も必要と信ずるのであります

故に政府に於きましては之が實現の爲有ゆる努力を拂ふ決心でありまして、中央地方の財政を整理緊縮し、又國民に對して消費の節約を求めて居るのも其の目的の一半は、實に此國際貸借改善に資せむとするに外なりませぬ、然し乍ら此の問題は貿易及貿易外に亘り關係する所頗る廣汎でありますから、各方面に於て學識經驗ある各位の御意見を伺ひ、有効適切な方策を樹立することを以て、政府の重要政綱の一となし、曩の聲明に基き本審議會を設けたる次第であります、炎暑の折、折柄誠に御苦勞には存じます、何卒邦家の爲速に攻究論議を重ねられ、遅くとも十一月中には答申の運びに至る様御盡力あらんことを切望する次第であります

三 特別委員會

國際貸借改善審議會特別委員會は八月二十九日午後二時、永田町首相官邸に開催、委員長井上藏相委員、侯商相、郷誠之助、深井英伍、堀啓次郎、田昌、門野重九郎の諸氏、河田幹事長其他各幹事出席、井上委員長の挨拶に次いで、河田幹事長は同審議會諮問事項の協議方針として、先づ各省に於て實施せる國際貸借改善に關する諸施設の現状を説明すると述べて、各委員の諒解を求め續いて關係各省の幹事は

一、輸出増進、輸入防遏の見込ある原産物としては輸出品に於て薄荷、兔皮、椎茸、蜜柑、苧麻其他輸入品は澱粉、卵等數品あり

れに對して適當なる保護又は販路の擴張を計るなど助長政策を講ずべきである（農林省）

一、重要輸出品工業組合及輸出組合としては對米輸出品たる蜜柑組合のみが良好の成績を舉げて居る他は殆んど振つて居ないから輸出保證制度等の新施設によつて其の振興を期すべきである（商工省）

一、移殖民に關しては從來各種の對策を講じてゐるが所期の成績を舉げてゐない（拓務省）

一、外客誘致に關する施設としては現在殆んど見るべきものがない従つて外客の渡來數も瑞西等に比べて問題とはならぬ程少ない其改善策は極めて緊切である（鐵道省）

一、各省の海外拂額は年々約一億五千萬圓で其内五分位の節約を實行してゐる（大藏省）

等各事項に就いて詳細の説明あり午後五時散會せり尙定例特別委員會を毎週月曜日午後と決定せしが次回は來る九月二日午後一時より首相官邸に開催海運業の現状輸出増進輸入防遏の見込ある商工業品等に就き夫々説明ある筈なりと

第七章 濱口内閣の三審議會と關稅政策

關稅審議會

一 關稅審議會

現内閣は別項聲明書に發表せる如く、關稅改正に關する調査會を首相會長のもとに學識經驗ある少數の委員を以て組織し、六箇月以内に原案を作成する方針にて調査審議する事となり井上藏相の説明する處によれば同委員會は現在の大藏大臣を會長とする關稅調査會には全然關係なく一般關稅率並に費澤關稅率全般に涉り

(一) 金解禁漸行に備へる一方法として改正の品目如何

(二) 既に産業發達して關稅政策により保護助長せしむる必要な品目如何

(三) 産業界の現状に於て更に積極的の保護策を講ずべき關稅品目如何

等の方針により其根本的改正を行はんとするものにして同委員會の成案は來議會に法律案として提出する筈なりと

第一回總會 關稅審議會の初總會は八月九日午後四時より永田町首相官邸に於て開會、濱口首相以下各委員出席し先づ濱口首相より挨拶ありたる後、諮問事項第一並に第二を一括議題とし、河田大藏次官より詳細に説明して質疑に入り、兒玉楠瀨、飯塚諸氏の質問に次いで堀川委員は輸入許可制度採用論を提唱し、安川委員は輸入監理制度採用論を提議して、政府の參考に資し、之に對し濱口首相並に井上藏相より政府の意嚮を陳べ、それにて質疑を打切り速かに答申案を得る爲め會長指名に依り諮問案二件を一括して井上藏相を委員長とする町田、斯波、武内志立、三宅、安川の各委員に附議することに決して午後六時散會せり

諮問第一號

我國現行關稅中には徒に適當なる保護を持續し又は既にその必要を失ひたるに拘らず尙これを改訂せざるものなきや

これに對する改正の方針如何

説明

我國現行關稅率が過度又は不適切ならざるやに關しては、その國民生活に影響を及すこと重大なるに鑑み慎重なる注意を拂ふの要あり、特に保護關稅政策にして徒に國民の政府に對する依頼心を増長せしむるに過ぎざるが如きことあらば、速にこれを匡正するの要あるべし、即ち保護關稅にして到底發達の見込なき産業又は既に完全なる發達を遂げたる産業に對し付與せらるるものあらばこれを撤廢するを可とすべく、その他現に保護關稅を課するを適當とする場合に於いても稅率の過度なるものあらばこれを輕減するを可とすべし

諮問第二號

金輸出解禁に際し關稅政策上考慮すべき事項如何

説明

金輸出解禁は周到なる準備を調へたる後これを實行するものなるをもつて、經濟界に對し急激なる變化を與ふることなるべしと雖も萬全を期するがため關稅政策上特に施設を要する事項なきやこの際これに關する審議をなすを可とすべし

二 濱口首相の挨拶

關稅政策は國民の經濟生活と密接重大なる關係がありますので常に能く國民經濟の實情に順應して苟くもその施設を過たざるやう案配するの必要がある、然して我國現行の關稅には産業保護の政策に基いて設けられて居るものが相當あるが、この産業保護が果して適當に行はれて居るかどうか、國民生活に却て有害なる影響を與へて居るやうなことは無いかどうかといふが如き事柄を根本的に調査考究するの必要があると思ふ、關稅率中に徒らに適當なる保護を與へ、又は既に保護の必要を失ひたるに拘らず尙これを改訂せざるものがあるが如きは、決して國民利福に合致する所以ではない、尙政

府は金輸出解禁といふ當面の重要政策を控へて居るのでありまして、この點からも關稅政策に關して相當考慮を拂ふことが必要にあらざやと思ふ、斯くの如き當面の問題と共に關稅政策に關する根本方針として保護政策の整理といふ事柄を考究するの必要ありと思ひ、本會の御審議を煩はす次第である從來の調査會が關稅率に關する調査を目的とする常設機關であるに反し、本審議會は前述の趣旨により關稅に關する重要事項をこの際急速に審議することを目的として居るのである、本審議會に提出された諮問事項に關する審議の結果は時局の必要に鑑み出来るだけ早く主要なる事項に就き成案を具して御報告を願ひたいのであつて、御報告の期間は大體來る十一月一杯と定めて置き、この期間内に審議を完了したいと思ふのである、本審議會の成案はそれ〴〵必要なる手續を経てこれが實現を期する考へで、政府としては本審議會の答申に多大の期待を有して居るから諸君に於かれても何卒御勵精の上審議を進められんことを希望する

三 幹事會及委員會

保護關稅の幹事會

這回開かれる關稅審議會に付議すべき議題に關し、二十四日午前十時より首相官邸に於いて幹事會開會、河田幹事長外各省幹事出席、適當の保護關稅の改正に關する諮問第一號に就きこれに該當すべき品目を各幹事より持寄り種々協議を遂げ、大體幹事會案を決定して正午散會せり、右幹事會案によれば

改正審議品目は木材、鐵鋼、綿糸布、砂糖、人絹、支那生糸その他數種にわたり居れるが奢侈品關稅に就いては今のところ個々の品目に關しては種々の議論あるも制度全體の改變に就いては問題とならぬ模様なり

特別委員會

關稅審議會の第一回特別委員會は八月二十九日午前九時半首相官邸にて開催、井上特別委員長、町田農相、斯波志立、武内、三宅、川安川の各特別委員、河田幹事長及び各關係省幹事出席、先づ河田幹事長より幹事側にて纏めし第一號諮問に關する左の如き資料に就き説明したる後、審議方法に就き協議し、(一)豫め抽象的大原則を定むべきか又は(二)各品目毎に一々考究すべきかにつき協議したる結果、第二の方法により右幹事側提出の資料に基き各品目毎に考究することに決し、正午散會せり、尙ほ今後は毎週水曜日午後一時より續行して成案を急ぐことゝなれり

諮問第一號に關する幹事提出の資料

第一項 從來關稅の輕減又は撤廢を請願し來れるものゝ内主要なものは綿織糸生糸、鐵管、内徑百五十ミリのメートルを超え

たるものにして石油坑用のもの(砂糖、鑛油)關稅定率法第七條四ノ二の範圍擴張)及び染料である。

第二項 第一項の物品に就いて考究する以上はこれと同一立場にあるコウリヤン、牛肉、洋灰及びアルミニウム(塊錠及び粒)の稅率の輕減又は撤廢に就いても考究を要するものと認む。

綿絲關稅の特別委員會 關稅審議會特別委員會は九月四日午後一時永田町首相官邸にて開催、町田農相斯波忠三郎、志立鐵次郎、三宅川百太郎、安川雄之助、井上藏相、竹内作平兩氏、缺席の各委員、河田幹事長、其他各幹事出席、過日の委員會に於て決定せる調査品目、即ち綿織絲、砂糖、鑛油、生絲、鐵管、高粱、セメント、牛肉、アルミニウム等の内地に於ける需給狀況に就いて青木幹事より詳細報告後、綿絲關稅撤廢に關する賛否兩論に就いて吉野幹事より

一、撤廢論 綿織絲に關する事業は既に完成しゐる關稅によりて保護することは却つて織物業者を壓迫するものなり
一、存置論 最近支那に於ける紡績業は目覺しき發展にて殊に安き勞銀に恵まれ其前途は好望されて居り若し關稅を撤廢せば支那絲の輸入著しく我紡績業は苦境に陥るならん

と營業者の主張する趣旨を説明し又一部民間有力者の間に唱へられゐる折衷論即ち綿織絲關稅輕減論に就ても其論點を詳述せり斯くて同委員會は午後四時散會せるが來る十一日の定例委員會には民間業者を招致し綿織絲業の現狀に關して種々意見を聽取する筈なりと

絲關稅存廢の關稅委員會 關稅審議會特別委員會は九月十一日午後二時より首相官邸に於て開かれ井上藏相、町田農相を始め斯波、武内、志立、三宅川、安川の各特別委員、河田幹事長、外各關係官出席、綿絲關稅存廢問題に關し特に存置側の日本輸出綿織物同業組合聯合會長舞田壽三郎氏、日本輸出莫大小工業聯合會理事長外海鐵次郎氏、撤廢側の日本紡績聯合會委員長阿部房次郎、同理事宮島清次郎の兩氏等の出席を求め、先づ關稅存置意見を披瀝する爲め阿部房次郎氏より

綿絲關稅存置の積極的理由としては支那綿絲との關係に於て、あ一、部の者は支那綿絲が流入してもそれは邦人經營紡績製品なれば差支へなしと云ふも、この説は營利會社の立場を偏重し國家の利害を無視して居り、彼我勞働條件を比較する時我國が甚だ劣り、且つ内地稅金が苛重であるから擔稅額の僅少な支那絲の競争に堪ふべくもなく、若も關稅を撤廢すれば折角基礎を鞏固にしつゝある我が紡績業を破壊するに至るであらう、次に存置の消極的理由としては紡績工業の一大轉期とも云ふべき深夜業廢止直後であり、且つ金解禁準備として圓價騰貴は紡績業者の手持原棉の値下り、綿絲布商の爲替高による輸出難となるし、又支那は關稅自主權を行使せんとしてゐるのであるから益々現在には撤廢の時期でない

と説明し次いで撤廢意見の舞田壽三郎氏より

綿絲關稅撤廢は今や議論の餘地なきものである去る五十四議會に於て撤廢案が通過したのは輸出品の大宗なる綿布の輸出増進により貿易を改善するにあつた、又綿絲の如き日用品の原料たるものは一般に物價を低落せしむる爲めにも必要である殊に今や我が紡績業は永年の保護關稅によつてその基礎を確立して居り支那綿絲とても我國の紡績業を根本的に脅かす程輸入せらるゝ虞れはないのであるから當然撤廢すべきである

と意見を述べ特別委員は民間に於ける賛否意見を聽取するに止め午後六時散會せり

第八章 濱口内閣の人口食糧問題調査會及米穀調査會

其他濱口内閣が設置せんとせし國策審議會及び既に調査を行ひつゝある人口食糧問題調査會並に米穀調査會等の内容及調査審議事項を示せば左の如し

人口食糧問題調査會 人口食糧問題調査會は田中前内閣の遺物なるが從來人口並産業状態に付ての基本的調査なきのみならず間接には斯る機關を経て失業問題の根本對策を樹立する上にも極めて有力なる資料を得る便利あるより現内閣は其の重要性を認め今後大に之を活用して實効を期することに決定せし結果内務省社會局は今回内閣側の要望に依り都市人口及村落人口に就いて全國各地方廳を通じ左記事項の調査を行ふことゝ爲れり

都市人口調査

- 一、市町及其附近地圖
- 二、人口状態
- 三、産業状態並に勞働状態
- 四、從來の刊行物中市町村人口
- 五、産業勞働並に交通状態を明にすべき資料蒐集

村落人口調査

- 一、村の位置
- 農村、山村、漁村としての特色
- 二、交通關係
- 停車場、主要道路、浚渫、港灣等との關係の推移並に現状
- 三、産業

(一)主要産地の推移並に現状

(二)副業の推移並に現状

四勞力

過不足の推移並に現状

五、人口

(一)次男三男並に分家の推移並に現状

(二)離村の推移並に現状

六、代表的部落の概況

米穀調査會第一回總會 現内閣成立後最初の米穀調査會は九月十三日午前十一時半より首相官邸に於いて開催

濱口會長より別項の如き挨拶をなしたる後特別委員に

小川郷太郎、高田耘平、横山勝太郎、小坂順造、上山滿之進、西村丹治郎

の六氏を追加任命せしことにつき承認を求めて議事に入り

三輪市太郎氏 (一)本會が政府の諮問に應じ答申したる際新たに經費を要する事柄でも政府はこれを採用するか又現行米穀法は運用資金の範圍内で政策を樹立する方針なりや、それとも現在の資金に關係なく自由に政策を遂行せんとするものなりや、政府の方針如何(二)現在の米價は生産費を償ふに足らざるものと思ふ、政府は果して同一の意見を有するや、それとも今の米價は生産費に對し相當なりとの考へなりや

と質しこれに對し

濱口會長 政府は總ての方面に緊縮政策を執つて居るが米價問題に對しては白紙である、従つて調査會が審議の結果答申するところあれば、その點に關し考慮するに吝なるものでない、事柄と金額によりこれを定めなければならぬ、しかしその將來を豫定することは出来ぬ

町田農相 米價は相當なりや否やについては、米穀運用委員會に於いて答辯するが穩當と思ふからこゝでは差控へる

林市藏氏 諮問事項に對する政府の參考案あらば提出されたし

町田農相 農林省に若干の腹案なきにあらざるも熟したものでない、成るべく自由の立場より諸君の意見を職はしめ

成案を得たいから参考案を提出せず委員諸氏は米穀法に拘泥せず審議あらんことを望む

藤田謙一氏 委員会は米穀法存廢に就き論議して可なりや

濱口會長 その點は御自由にせられたい

藤田氏 自分は消費者側の代表として米穀法は存在の必要なものなりと認む、尙ほ前内閣は米穀法運用の爲め七千萬圓の缺損を生じ、これは公債により埋合せをなすと聲明して居たが、現内閣は同一の方針を採るや

町田農相 大藏大臣が出席して居ないから責任ある答辯は出来かねる、自分の考へは公債にて補填することは尙ほ決定せず

三輪市太郎氏 豫算編成の時期も到來して居ることだから本調査會は急いで答申の必要ありや

濱口會長 速かに調査を希望はするが慎重審議の必要があるから何時までに結了せよとは云はぬ、若し經費を要する必要が生ずれば追加豫算を提出するかも知れぬからこの點は充分に審議せられんことを望む

と答へ質問を終り正午散會、午後一時より特別委員會を開けり

濱口首相挨拶

本日本米穀調査會の總會を開くに當り委員各位と相見え所懐の一端を開陳するの機會を得たるは誠に欣幸とする所なり、思ふに大正十年米穀法の制定以來こゝに八年、米穀の調節に於いて効果の相當見るべきものありしと雖も、今や朝鮮、臺灣の産米狀況等米穀法制定當時とその事情を異にするもの少からず、前内閣が現行米穀法を以てしてはその調節上遺憾の點少なからずと爲し、時代の進歩に伴ふ根本的對策を樹立する爲にこの調査會を設置したること、思考す、現内閣も又米穀問題が農家經濟及一般國民生活の安定に離るべからざる重大なる關係あるに鑑み、根本的調査を遂げて適切なる米穀政策を確立するを以て緊要缺くべからざる國策なりと信ずるものなり、隨て前内閣が提出せる諮問案に付各般の事情を調査攻究せられ、適切なる意見を答申せられんことを望む

米穀調査會特別委員會

米穀調査會の特別委員會は九月十三日午後一時三十分より永田町首相官邸に開會、先づ委員長前田利定子より挨拶あり

て審議に入り木村徳兵衛氏より

米穀の價格調節は價格の標準を決定することが困難であるから廢し單に數量の調節のみに止むることとの案を提示したるより之に關して質疑に入り矢作榮藏博士より

- 一、米穀資金を四億圓に増すこと
 - 一、移入臺灣米の專賣、外國米の專賣制度を樹立すること
- の私案を提示せしより之に關し

上山滿之進氏 外米の專賣に關する條約上の支障如何
西外務書記官 凡ての外米を專賣にする外ないであらうがその場合には種々考究すべき問題があると思ふから調査の上答へる

尙ほ内地米の生産額を維持増進する爲め最低生産費を如何に定むるかに就て矢作、上山、三輪の各委員間に意見の交換を爲して午後四時散會せり

而して十三日の米穀調査會特別委員會に於て矢作榮藏博士より提示せし帝國農會の米穀政策要項は次の如し

米穀政策要項

- 一、現行米穀法を存續し量と價格の調節を併行する量に關しては生産消費の權衡を考慮し價格に關しては生産費を下ること無からしむるを以て根本主義となす右趣旨に依り現行法中改正を要する主なる事項左の如し
- (一)米穀資金借入限度を四億圓とすること
- (二)従來の米穀法施行に依り生じたる損益計算は此際國家の負擔に移すと同時に將來五ヶ年毎に一般會計に移すこと
- (三)米穀法施行に要する事業費以外の經費は一般會計の負擔と爲すこと
- (四)米穀法運用を正確ならしむる爲一定の期間を限り米穀の最高最低價格を定めて公表し之を基礎として出動するの規定を設けること

二、朝鮮、臺灣よりの移入米は之を專賣と爲すこと

三、朝鮮、臺灣に於ては別に常平制度を實行すること

四、外國よりの輸入米は之を專賣と爲すこと
五、將來に於て改善又は實行を要する事項左の如し

(一)内地米の生産統計及在米調査を確實ならしむること

(二)内地産米の生産費調査を確實ならしむること

(三)農業倉庫建築費補助金を増額し道府縣を統一したる確實なる農業倉庫の設立を奨励すること

(四)農事倉庫の寄託米に對し低利資金を貸付け平均賣を奨励すること

(五)米穀の配給組織を改善して玄米の卸賣價格と白米の小賣價格との値開きを減少せしむること

(六)其他内地に於ける米穀法運用に關しては今後一層注意を拂ひ所期の目的を達せしむること

尙ほ國策審議會は濱口内閣成立後間もなく之を設置するの噂さありてその委員の顔觸れも大體十名として與黨より五六名、貴族院側より二三名、黨員外より樺山資英、伊澤多喜男兩氏の如き人物をもこれに網羅せんと意向に内定せしも、最近に至り與黨内部に同審議會の無用論起り、這般來より濱口首相を始め各閣僚を歴訪して猛烈なる反對運動をなしたる向あり、而も右運動者の中には最高幹部を除く現職務その他の幹部級多數にて、これ等は右委員選考に漏れたる場合に於ける選舉區その他の關係を考慮せし結果にて相當深刻なものあり、而も右反對運動の表面の口實は人の爲めに無用の椅子を設くるの不可なる事は、前田中内閣に對し民政黨が屢々攻撃せし所なり、政府はこの意味に於いて斷じて斯かる無用の官制を設けてはならぬといふにあり、又一方同審議會設置に關しては世評もこれを難じざるより、政府は單なる情實關係のみにて設置せんとするものあるだけ右反對運動を押し切つて設置することも面白くなく、ざりとて今日となつて取り止めにするれば右審議會設置を仄めかして慰撫せし向に對しては更に不平を買ふ事となり、今日の所賛否の色分けは閣内黨内を通じて半分半分の状態にて濱口首相もその取扱ひに就き當惑しむるやうなり、然し本問題は政府與黨の結束上極めて大なる關係を有するのにて、政府もその採否に就いて何とか決定せねばならぬ必要に迫られざるより、近く濱口首相を中心として政府首脳部間に具體的意見の交換が行はるゝならんが大勢は中止に傾くものゝ如し

右に對し濱口首相の意見に依れば前内閣が國民の信頼を失ひたる原因は種々あるが、その中最も大なる原因は人事行政の失敗にあること極めて明瞭であつて、従つて現内閣としては人事行政を最も慎重に取扱ひ、決して前轍を履まざるやうに注意することが緊要である、然るに國策審議會を設置して委員を親任待遇とすることは、徒らに人の爲めに職を設

けるの非難を受くるの虞れあり、旁々既に三審議會を設置して政府の重要政策に關する審議を委嘱して居るので、假令國策審議會を設置しても審議すべき事項がないのであるから、今日之れを設置する必要は毫もない、政府が滿鐵總裁並に朝鮮總督の銓衡で以外の好評を博して居る折柄、斯様な無意味な審議を設けて人の爲め官職を設けることは絶対に避くべきである

と云ふにありて黨外の閣僚も首相の意見に賛否を表しつゝあるより目下の處にて國策審議會の設置は全く見込なきが如し

第九章 濱口内閣の閣議會議首相豫算談

聯盟代表決定の閣議 八月二十日の定例閣議は午前十時より首相官邸に開會濱口首相外各大臣出席安達内相小橋文相小泉遞相缺席幣原外相より露支問題のその後の経過に就いて説明し、俄商相より瓦斯問題の報告をなし、後財部海相は海軍軍縮に關する経過を報告し左の諸件を決定して午後一時散會せり

一來る九月スキス國ジュネーブに於いて開催される國際聯盟總會第十回會議に派遣すべき帝國代表を左の三大使とす

ること、駐佛大使安達峰一郎駐英大使松平恒雄駐白大使松永松三
一、自動車交通網調査會を鐵道省に設置すること、鐵道敷設を自動車に代へるべきか否かの問題、鐵道と鐵道との中間接續として自動車を採用する問題等に關する成案を得るため右の調査を設く

四省聯合貿易會議 政府にては金解禁の時期を速かに招來せしむる爲めには、海外貿易に於いて入超を防止する事が肝要なる問題とし、これに關する對策を確立する爲め國際貸借問題關稅問題の二審議會を設立せしが、この問題は外交政策と緊密なる關係があるより、外務、商工、農林、拓務四省間に十分なる意思の疎通を計る必要ありとし、右四省の政務官及び事務局の聯合協議會を設ける事となり、二十四日午後六時半より外務次官官邸に

外務省の永井吉田兩次官、織田參與官、武富通商局長、農林省の長瀬水産局長、商工省の横山、三井兩次官、岩切參與官、川久保商務局長、拓務省の小坂、小村兩次官、武富參與官等參集

初顔合せをなし貿易振興策に就き一般的に意見を交換し、今後二週間に一回この協議會を開催する事となし、午後十時散會せり、尙今後は一般貿易振興策を中心に國際貸借改善策、外米管理問題と朝鮮產米増殖計畫との關係、日露漁業問題對策等に就いて意見を交換する事となるものと見られ居れり

而して對支貿易振興に就き所謂經濟外交を力説し、前外相當時近東貿易會議を開きて近東、南洋方面の貿易發展を策せし幣原外相は同一趣旨の下に別項の如く四省會議を開催せしが、更らに對支貿易が蔣介石氏の長江進出以來頗る不振となり容易に回復の模様なく、特に對支貿易發展に關する企業家、海運家の意見を聴取する爲めに、大阪の日華經濟協會、東京の日華實業俱樂部の役員十數名を八月廿六日午後外相官邸に招き、外務省側よりは近く支那公使となる佐分利參事官、永井、吉田兩

次官、織田參與官、有田、細亞局長等列席し忌憚なき意見の交換をなすことゝなれり

緊縮精神徹底せりと首相豫算談 濱口首相は八月二十四日午後三時四十分新橋發列車にて鎌倉の別荘に赴きしが左の如く語れり

明年度豫算は大體各省ともに大藏省に提出し目下主計局と各省との間に折衝中のやうであるが大藏大臣からまだなにも報告がないから内容は知らない、新規事業は閣議でやらないことに約束して居るから萬已むを得ないものゝ外要求して居ないと思ふ、従つて豫算總額は繼續事業の繰下げ、既定經費の節約等をなすものもあるから、當然増や多少の新規事業をやるにしても本年度實行豫算額十六億八千萬圓より大體に於いて増加することはあるまい、一般的行政整理は豫算編成期が切迫して居るので間に合はないから出来ないが、部分的にはやるものもあると思ふ

義務教育費の國庫負擔に就いては政黨方面に熱心な希望のあることは事實であるが、財源等も決定して居ないので豫算決定の時にならなければなんともいはれぬ、今年度實行豫算として決定したる補助費といへども、地方債の起債を伴ふものは既に閣議で起債を許さぬことに決定してゐる以上、この補助費が出せなくなつても致し方あるまい、各地方よりの報告によれば現内閣の節約緊縮の方針が相當に徹底し理解されて居るのは愉快に思ふ、さうして物價指數は低下し、外國爲替も騰貴の傾向に向つてゐるが、特に物價低落の指數以上に外國爲替が騰貴してゐるのは、我が國經濟界に底力のあることを立證するもので、寔に喜ばしいことである

支那の日貨排斥も殆んど終息し、對支貿易も順調に向ひつゝあることは喜ばしいことである、植民地の人事に就いて與黨方面で不平を持ち、兒玉朝鮮政務總監更迭、特殊銀行會社の首腦部の更迭には黨情を尊重すべしといはれて居ると傳へられて居るが、自分の所にはなんの話もない、富田幹事長とは屢々會つて居るが、話は一度も出ない、恐らく何かの間違ひであると思ふ、樞密顧問官増員問題に就いてはどちらからも現在話が出てゐないので、自分としては今暫く何とも言はずに置く、増員問題と補充問題とは別箇の問題であるが補充の方を至急行はうとも考へてはゐないが九月に入れば考へねばならぬ、小會派その他の議會解散回避の運動に就いては今暫く成行を見なければどうなるか判らない、與黨の地方黨情視察員から種々報告を受けるが、何れの地方にも政府の重要使命たる整理緊縮の趣旨が諒解されてゐるので愉快に思ふ、九月に入れば大遊説を全國的に行ふので尙一層徹底する事と思ふ、自分も植民地人事の大物が片附いたので、今後は本部にも顔を出し大いに黨務にも精勵する考へである

選挙討議の政務官會議

八月二十六日の政務官會議は午後一時より永田町首相官邸に於て開會、鈴木輪長以下各省政務官出席し小川大藏次官より

近頃各地方を巡視するに政友會の悪宣傳は可なり行渡つて居る、例へば政府が整理緊縮をして得たる剰餘金で公債を買入れて、公債の値を釣り上げて居るが、此は多額の公債を有する資本家に媚る政策であるとか、又金解禁は農村に係なしと説明して、地方民を惑はしつゝある等、斯様な宣傳は來るべき總選挙に非常な悪影響を及ぼすべきを以つて、政府としても此の場合其の然らざる所以を地方民に理解せしめる必要があるとの意見を開陳し續いて川崎司法、中野逓信、兩次官並に高田農林參與官よりも金解禁問題並に總選挙題目に關して夫々意見を述べ結局

我が黨は組閣の當初財政經濟の整理緊縮を標榜したる以上、これを徹底的に行ふ必要があるも、又一方に於ては義務教育費、國庫負擔の増額並に減税問題等に就いて相當の考慮を拂ふ必要あり、又地方問題としても自轉車税の廢滅に就いて相當の研究をなすことが肝要である

と云ふに意見一致し殊に義務教育費、國庫負擔増の問題は政府が在野の場合に於て極力其の實現を主張したる關係より特に眞剣に考慮を拂ふことに決して午後四時散會せり

五年度豫算審議の閣議

政府は八月廿七日の閣議に於いて昭和五年度の總豫算編成に關し意見交換の結果組閣當初の閣議決定通り、各省に於いては緊急己むを得ざるもの外新規事業費は絶対に要求せざるのみか出來るだけ整理緊縮の主旨に副ふべく、明年度豫算總額は本年度實行豫算の十六億八千萬圓以上に達せしめざることに、各閣僚間の意見は一致せり而して右整理節約に關し差當りての問題としては

- 一、行政整理に基く人員の整理は行はざるとしても各省を通じ病氣又はその他の事故で自發的に辭職する者は一年間を通じ相當多數に上るもその補充は絶対にせず各省に政府の整理節約の主旨を十分に徹底職員をして緊張せしめ従前以上の効果を擧げしめること
- 二、各省より毎年何等必要なしにも拘らず、一定の資格ある者は順次歐米に出張を命ぜられることが役人の役得である、かの如き慣例になりその他の有名無實の出張旅費を合算すれば相當多額の費用となるので各省に於いては必要にして緊急を要せざるものに對しては、今後これを中止し整理節約の一助たらむること

- 三、各省に於いては從來年度末に剰餘金が生じた場合、年末賞與乃至はそれ以前に規定額だけは必要の如何に拘らず消費することになつてゐるが將來は出來る限り無駄を排し殘額は全部剰餘金に繰入整理緊縮の主旨を徹底せしめること等を決定し各大臣は直にこれが所管省内の調査に着手することになれり

第十章 濱口首相の緊縮宣傳及閣議其他

一 「全國民に訴ふ」

(全國三百萬戸に配布)

濱口首相は現下の經濟的難局を打開するためには國民的自覺を喚起し、官民協力してその目的を達成せねばならぬとし八月廿八日夕刻自ら四十五分に亘りラヂオ放送をなすなど街頭第一線に立ちて努力しゐる一方、公私經濟緊縮運動は内務大藏兩省の力を俟つて全國的にその宣傳を圖り居れるが、此の程經費二萬余圓を支出して愈々左記の如く濱口首相自署の「全國民に訴ふ」と云ふ題名のもとに、政府の意の有るところを披瀝し整理緊縮と消費節約第一主義を熱望する旨のリーフレットを印刷して全國一千三百萬戸に亘りて漏れなく郵送し、これと同時にコロムビア及びポリドール兩著音機會社の手によつり首相の同様の演説をレコードに吹き込み益々該思想の大衆性を齎らせることゝなれり、其縮縮宣傳文内容左の如し

概 文

我が國は今や經濟上實に容易ならざる難局に立つてゐるのであります、世界大戰の當時我が經濟界は空前の活氣を呈し、國內産業も外國貿易も頗る好況を示したのであります、戦後情勢は一變して産業は萎靡沈衰し、貿易は連年巨額の輸入超過を續け、正貨は減少し、爲替相場は低落し、加ふるに大震災に因りて未曾有の打撃を蒙り、經濟界の不況は愈々深刻に赴き、若し現状の儘に推移するに於いては、之が回復は到底望むことが出来なうと思ふのであります

斯くの如く財界の不況が長きに亘つて深刻を極めたるが爲め、國民の所得は著しく減少し、國府縣、市町村等の歳入も、また従つて減少して居りますから、これに應じて公私共に思ひ切つて支出の減少を圖らねばならぬのであります、然るに國民生活の實際を見れば奢侈浪費の

風は尙改まる所なく、中央地方の財政も却つて膨脹の趨勢を續け、公債の増發によつて辛うじて收支の均衡を保つて居るといふ有様であります、従つて國債の總額は次第に増加し、今や將に六十億に達せんとし、また地方債の額も二十億圓に上るといふ狀況でありまして、中央の財政も、地方の財政も、この儘では到底立ち行く筈がないのであります

依つて政府は大なる決心を以て財政の整理緊縮を行はんとし、先づ以て本年度の豫算に於いて一億四千七百萬圓の節約を行ひましたが、更に來年度豫算の編成に當つても出来得る限りの整理緊縮を實現する積りであり、國債に就いてもこれが總額を増加せざるのみならず更に進んでこれを減少するの計畫を樹てました、また地方財政に付ても同様整理緊縮に努めつゝあるのであります、事業會社銀行等は固より一般國民諸君に於いても能く政府の決意の存する所を諒解せられ、出来得る限り消費を節約して事業の基礎を鞏固にし、貯蓄を増加し將來の發展に資せらるゝやう努められむことを望むのであります、斯くして財政の緊縮と消費の節約とが充分に實行せらるゝに至りますならば、こゝに始めて經濟建直し、國民生活安定の必要條件であり、且つ財界年來の懸案たる金輸出の解禁も斷行することが出来るのであります

我が國は世界大戰當時の非常措置として金の輸出禁止を行ひ、既に十二年を経てをります、之れが爲め爲替相場は動搖甚しく、通貨及び物貨の自然の調節を妨げられ、且つ産業貿易の堅實なる發達を阻害せられ、公私經濟の膨脹と相俟つて、財界今日の不安の狀態を惹起してゐることとは諸君御承知の通りであります、諸外國に於いては戦後大疲弊甚しきものありしに拘らず

官民一致非常なる決心を以て財政の整理と消費の節約とに努め、相次で金の解禁を断行し貨幣制度の基礎を確立して財界を常道に復せしめたのでありまして、今日の處未だ金の解禁を行はざる國は我が國を除いては僅かに二三の小國に過ぎないのであります。

故に我が國としてはこの際萬難を排し、一日も速かに金の解禁を断行して國際經濟を常道に復し、産業貿易の健全なる發達を圖り、以て國運の進展に資することが刻下の急務であると深く信ずるのであります。

然しながら金解禁は何等の準備なく、卒然として之を行ふときは解禁當時は固より、解禁後に於いても經濟界に容易ならざる影響を與ふるのであります。故に之が準備として先づ以く私の經濟を極力緊縮し、物價の下落及び輸入過超の減少を圖り、その結果として爲替相場をして徐々に回復せしむることが最も必要であります。

國民經濟の建直しが焦眉の急務であることは論を俟たぬ、而してこの目的を達成するには公私經濟の緊縮節約を圖り、金解禁を断行するより外に途はありません。依て政府は現に率先して財政の整理緊縮を實行しつゝあります。然しながら政府の財政も國民經濟全般の上から見ますればその一小部分に過ぎませぬ。従つて國民全體の協力一致消費を節約し、勤儉力行に努め、以て貯蓄の増加を圖り、始めてよく現下の難局を打開し、將來に向つて國力の充實伸張を期することが出来るのであります。

緊縮節約は固より最終の目的ではありません。之れによつて國家財政の基礎を鞏固にし、國民經濟の根底を培養して他日大に發展するの素地を造らんが爲めでありまして、明日伸びんが爲

めに今日縮むのであります。之れに伴ふ目前の小苦痛は前途の光明の爲めに暫くこれを忍ぶの勇氣がなければなりません。希はくは政府と協力一致して難局打開の爲めに努力せられんことを切望します。これ決して政府の爲めではありません。實に國民全體の爲めであります。

昭和四年八月

内閣總理大臣 濱口 雄 幸

(自署)

二 首相ラヂオにて緊縮の獅子吼

「經濟難局の打開について」 (放送演説)

次で濱口首相は八月廿八日午後七時廿五分より約四十分間東京中央放送局に於いて「經濟難局の打開について」の題下に全國民に向つて緊縮政策に關し獅子吼をなせり、その要旨は左の如し

演説要旨

大正二年世界大戰初まつて以來我が國の經濟界は非常なる好景氣が続いたので、その結果政府の財政及び國民一般の暮し向きも共に急激な膨脹を來した中略然るにこの好景氣は元來大戰に基く景氣である爲め永續する筈無く、間もなくその反動が來て、遂に大正九年の財界大變動期が襲來し、その創痕未だ癒えざる内に大正十二年の大震災に遭遇し、深刻な不景氣に達著し、貿易は年々輸入超過を來し、爲替相場は低落して今日の不景氣に陥つた次第である。而して私の最も遺憾とする處は國民の多數が未だこの財界の現状を充分理解しない事で好景氣時代に馴致された奢侈放縱の弊風を脱し得ず、収入を減じてこれに伴ふ奢侈を慎まず、國家財政も兎角放縱に流れ、歳入減に伴ふ歳出を切り盛りせず、その爲め公債増發を以て辛うじて歳入減を補つてゐた有様で、斯の如く政府の財政も國民經濟もその収入と支出との釣り合ひを失ひ、政

府も國民も共に借金に苦しみ悩まされる實情となつた譯であるが政府は難局拾收の爲め第一に財政の整理緊縮に著手し、第二に公債の整理を遂げ、第三には金の輸出解禁を斷行せんとしてゐるのである。今や我が國は實に國民的大決心を要する重大な岐路に立つてゐる。私は我が國現下の經濟難局を座視するに忍びず、こゝに奮起し諸君と共にあらゆる艱難と戦ひ苦痛を忍び、この難局を打開し國運の發展に貢献せんが爲め邁進したいと思ふので、こゝに諸君の充分な協力を希望する次第である(下略)

緊縮放送の反響首相の笛に國民踊る 濱口首相のラジオ緊縮演説は中繼で全國的に放送されたが評判なか／＼よろしく深く聴きに銘ぜし地方民よりは續々と感激の投書が首相官邸に來り、中には市外下蛇窪の小川林茂外十數名の連名にて最低十錢以上一圓まで總額十圓の小爲替に添へて左の如き手紙來れり

私達は昨夜ラジオ放送で總理大臣の御演説を拜聴致しました。こゝに隣人相集り些少なから左の金額を集めました。どうぞ九牛の一毛にも足りませんが、國債償却の一部に御當て下さい

この手紙の文句に誠意の人濱口首相大に感激し「フォーム」と感慨無量側から鈴木書記官長が

「感心なことです。これは當人達の希望通りにして遣らなくてはいけませんまい」「勿論さうして下さい」「國庫雜收の一部となりませんが獻金として特に計ひましょう」「勿論さうして下さい」

右の手紙の外にも各地よりの電報、手紙、何れも同じやうなる意味のものが首相の机上に積まれたり、首相はその投書を丁寧に揃へながら

「この他にも私の宅の方へ一通來てゐる。それは失業した家庭の夫妻からだ。文句はえ——とと眼をつぶつてウム——さうだ私達はもうとてやつてゆけない。もう駄目だと絶望してをつたところが、ラジオで首相の演説を聞いてまた思ひかへした。まだ餘地がある。まだ餘地がある——と」

首相は言葉に力をいれて私も大いに感激した譯だ。反響があつたことは嬉しい。まだ續々來るじやらう

喜怒哀樂、容易に面には表はさない首相としては珍しく昂奮したる面持ちにて語れり

三 閣議言明會合行政裁判所法改正

首相四相と緊縮徹底の協議 二十八日濱口首相のラジオ放送に依りて緊縮方針の街頭宣傳に第一歩を進めし

政府は、更に二十九日午前九時永田町首相官邸に濱口首相を中心に安達、井上、俵町田の四相參集し緊縮方針と關連して來べき總選舉の對策に關し慎重協議を重ね、即ち政府は組閣以來高唱し來りし緊縮政策が、一般地方に如何なる影響を齎らしつゝあるやに就き深甚の注意を拂ひ居りしが、當面の不景氣は現内閣の人氣に重大なる關係あり、延いては總選舉に於て在野黨に利用さるゝ虞れなしとせずとし、政府は特に此の點を重視してその對策として

一 現内閣の緊縮方針は動もすれば誤解を招く恐れがあるから、現内閣の方針政策が國の國難打開の唯一の方策なる事を諒解するやう努力する事

二 地方の支部大會には關係は出來るだけ出席する事

一 緊縮方針に關する濱口首相のラジオ配布後更に該ラジオの意義を徹底せしむるやう地方官を督勵する事に大體方針を決し緊縮徹底に向つて直進する事となれり

震災六周年記念日に際し

一段の努力を望む

濱口首相

關東大震災の後こゝに滿六年の歳月を閲して災害地の復興事業着々進行し、横濱市は既に豫定の計畫を終了し帝都又殆んど復興の完成を見るに到つたことに對しては、私は兩市々民並に一般國民が如何に復興に専念し、如何にその努力を傾倒し且つ如何にその精進を繼續しつゝあるかを目標として心から誠に敬服の念に堪へないのであります

併しながら翻つて思ふにこれを帝都の舊觀回復のみに就いて見るも尙幾多の施設を要するのであります。況して眞に首都としての態様と内容を充實せしむるには更に一段の努力を必要とします。而も今日の急務はひとり帝都復興の事業のみではありませぬ。我々は更に進んで經濟上、思想上の難局を打開しなければなりません。これが實に今日の大問題であります。然るに人心は機微の間に變轉します。六年前の今日今日悲惨を極めた災厄當時涙ぐまじき程に緊張したる人心も漸次緩み來つて歲月の経過と共に浮華輕佻の風を生じ、頹廢せる思潮の流れをさへ見るに到つたことは帝都復興の爲め、帝都興隆

の爲め大なる障害をなすのでありまして誠に残念に思ふ所であります。

我々國民は互に深く相警め、緩るむ心を引き締めて飽くまでも眞個不退轉の大勇猛心を振り起して、所期の目的に邁進せなければならぬのであります。世態の現状に鑑み私は此の場合更に一層の國民的努力を希望しない譯にはまいりません。

本日は大震災記念日であります。國民的緊張心を喚起するに於いて最も好機會を得たる事を信ずるのであります。願くば我が國民は更に一段の精神的緊張を以つて復興事業最後の完成に鋭意すると共に、刻下當面の經濟的思想的難局に對處して最善最大の努力と精進とを期せられんことを國家のため切望に堪へない次第であります。これと同時に私は我國民がこれ等の大事業を成し遂ぐるだけの實力を有して居ることを確信するものであります。

政務官會議 九月二日の政務官會議は午後一時より永田町首相官邸に於て開會、鈴木翰長、川崎長官以下各省政務官出席し先づ横山商工次官より

各省に亘つて民間よりの許可認可の申請が相當多數ある趣であるが、中には二三年若くは五六年に亘つても決濟せざるものがある模様である。斯くの如く長期に亘つて處理せざる關係上、其の間各種の運動が起り弊害多きを以つて成るべく早く決濟することが内閣の爲め得策であるから各位に於ても篤と留意せられたし

と希望意見を陳べ、次いで永井外務次官より

日支通商航海條約改訂に就いては佐分利公使の任命早々であるから未だ報告すべき程度に達して居ない。日支兩國間の紛争は目下停頓の状態である。露國側では紛争發生前の状態に歸らしめたる後に非ざれば交渉を再開せぬと主張し、支那側では面目上之れを承認せざる模様である。且つ奉天政府と南京政府とは目下一種の妙なる關係にあるから急速に交渉を開始することが出来ない状態である

と報告をなし最後に小川大藏次官より來年度豫算の査定經過に關し又鈴木翰長より遷宮式年祭並に首相の各地方團體出席の件に關して夫々報告ありて三時散會せり

軍縮對策の閣議 政府は九月六日の閣議に於いて海軍軍縮問題に關し約一時間半に亘り慎重協議する所あり、即ち席上先づ幣原外相、財部海相等より

補助艦制限問題に關する英米兩國政府間に於ける最近の交渉經過並に右に對する海軍當局の意向

等に關し詳細報告する所あり、引續き之れが對策に關する審議に入り各閣僚より種々質問あり之れに對し主として財部海相より答辨する所ありしが閣僚中には補助艦制限問題に就いては英米兩國にて交渉中なれば、日本としては正式に招請もなき際なれば積極的にその渦中に飛び込み行くにも當るまじく、今少し形勢の推移を見てはどうか等の意見も出でしが、當日は何等決定するに至らず更に改めて協議することになれり、而して政府の意向は大體

今回の海軍軍縮は過般のジュネーブに於ける最大難關たる補助艦艇の制限問題であるが、今度は此の難關を突破出来るかも知れない、軍縮が實現すれば各國ともに對内的には國民の負擔を軽減し、對外的には世界の平和を保障し、以つて人類の幸福を増進するのであるから、政府としては出来る限りの犠牲を拂つてこれが實現に努力する。然し補助艦の比率問題は我が帝國としては消極的な國防上の立場から見ても、英米の十に比し七割は絶對的の必要條件であるから此の點は飽くまで主張する。然し日本としては暫らく英米兩國交渉の推移を注視することにする

ことになりしが如し

豫算說明會關係省協議

政府は來る九月十一日の實行豫算說明會が貴衆兩院各派と政治上の問題を以て交渉を開始する最切の會合なるため、野黨側の態度も略推測出来る譯であり、次期議會に臨む對策の參考ともなるより六日よりの閣議に於て、閣僚間に種々意見の交換ありしが、更に閣議散會後漢口首相は幣原外相、江木鐵相、宇垣陸相に對し居残りを求め、實行豫算說明會にて豫算編成問題以外に

一、最近問題となつてゐる軍縮問題

一、露支紛争事件に關聯して對支外交に就いての政府の方針

一、滿洲事件を何故發表せざるか

等の質問も話題に上ることを豫期し、その答辨方法の協議をなしたるが、軍縮問題對支外交に關しては經過を詳約に述べて諒解を求むることとし、滿洲某重大事件は前政友會内閣が内容を發表する旨を議會に於いて言明せし故、追及せしまでにて現政府は對外政策上發表する意志無きものとし、寧ろ逆襲の意味を以て回答することに方針を決定せし模様にて、尙ほ渡邊司法、後商工兩相も別室にて首相と會見し主として貴族院對策に就いて獻策し、先般發表されし研究會常務委員の顔觸れは反政府的の色彩ある如く見ゆるが、今直ちに反對的態度に出ることはなかるべく將來の問題として考慮すべきものなり

として種々情勢を説明せるが、要するに政府は何れの點よりするも野黨側よりこの際乗ぜらるが如きことありては、今後の政策遂行上に影響を及ぼすこととなるべしとし全力を盡す方針を採れり

行政裁判所法改正 政府は前内閣時代法制審議會に諮問して成案となりし(一)行政裁判法改正要項(二)訴訟法改正要項(三)権限爭議裁判に關する件に關して今回條文起草に着手するに決し、二十二日午後三時より法制局に金森黑崎、杉田、村瀬各參事官及び内務、大藏、文部、司法、逓信、農林、商工の各關係當局參集して協議會を開きし結果、大體左記の如き官制案を決定せり

行政裁判法並に訴訟法改正起草委員會官制案要項

一 行政裁判法並に訴訟法改正起草委員會は内閣總理大臣の監督に依り内閣に設置す

一 委員會は會長一名、副會長一名、委員二十名以内を以て組織す

一 必要ある場合は臨時委員を置く事を得

一 委員會に幹事若干を置き事務を處理す

一 委員の待遇は無し

續いで同法委員會は二十七日の閣議にて閣令を以て内閣總理大臣の監督の下に設置する事に決し、その後川崎法制局長官より會長以下各委員に對し夫々就任方を交渉中の處、今回承諾を得左の如く決定せり、仍つて各委員の避暑地よりの歸京を待ち、第一回總會を開く筈にて、尙幹事約十名の顔觸れは關係各省事務官中より目下銓衡中なり

會長

樞密院副議長 平沼騏一郎男

委員 (二十名) 鈴木内閣書記官長、川崎法制局長、官黑崎、金森各法制局參事官、小原司法次官、河田大藏次官、三井商工次

官、瀨内務次官、松村農林次官、栗屋文部次官、青木鐵道次官、今井田逓信次官、美濃部東京帝大教授、窪田行政裁判所長、官清水三宅各行政裁判所評定官、貴族院議員塚本清治、同上、松本丞治、衆議院議員宮古啓三郎、同上、森田茂

斯くて行政裁判所法改正の議は愈々現内閣によりて改正案を作成することになり、改正草案起草委員も任命されしより近く審議に入る筈にて、該法改正の要點は先づ時代の趨勢に鑑み、現在の第一審制を廢して二審制度となし、原被告の主張を飽くまで徹底せしめやうといふにあり、即ち行政裁判所が日本に僅かに一ヶ所にて、而も東京にある所より訴訟事項は全國より集中され大抵の場合原告が人民にして訴へを起せば、遠近を構はず上京せねばならぬといふ苦痛があるより、これを二審

制度とすれば取敢ず六大都市に第一審裁判所を新設して、その不便を除き得ること、又選舉法の一部即ち現在大審院にて取扱ひゐる當選無効、選舉効力無効等の訴訟等も行政裁判に取込み新法として權威を發揮せしめ、大に權限を擴張すること、斯くして行政裁判所の權限を擴張すると共に民力をも伸張せしめ、今日まで泣き寝入りとなりゐたる事柄にても飽くまで法を以て争はしむるといふにあり

第十一章 濱口内閣の内治政策

一、財政緊縮内治方針

地方債の徹底整理 現内閣成立後間もなく安達内相は前田中内閣の内治政策を根本的に改更する必要を認め、
に地方長官會議に於て其の立憲方針を訓示聲明する所ありたるが引續き内治諸問題に付平素の抱懐を實現すべく着々其
の經綸を進め先づ地方債の徹底的整理に手を染めるに至れり

而して地方財政は近年急激に膨脹し昭和三年度歳出總計は十七億三千二百萬圓、本年度豫算は十八億圓近くになり居れ
るが、現内閣は國家財政の緊縮と共に地方財政に對しても徹底的緊縮を斷行すべく、先に地方財政の基礎を危くする地方債
の濫發を抑止する爲め失業救済災害土木事業等の特殊のものを除き、地方の新規事業に對する起債一切之を認めぬ事
に決し、更に近く地方財政の緊縮に關する方針を明示し、各地方長官に訓令を發する事となり、之が爲め内務省にては其の旨を
受けて緊縮の基準につき考究を重ね、實行豫算に於ける直轄土木事業の縮小其他國家の事業の緊縮に伴ひ自然地方分擔金
も削減され、尙地方事業は公債を重要な財源とし居るため起債制限に依りて著しく財政計畫は縮小さるべく、この外に既
定事業の繰延べを行はしめ、總括的に三分内外の節減を標準として五六千萬圓の緊縮を期待し居れり、又五年度豫算はこの
節減豫算を最大限度として編成を命ずると共に、將來も地方財政の監督を嚴重にする方針にて、これが爲め實行豫算削減費
目中地方財務監督官設置費四萬圓は復活を要求することゝなれり

斯くして安達内相は七月十一日午後二時齋藤潮兩次官、内ヶ崎參與官及び次田地方局長を大臣室に招致し、本省並に
地方を通じての整理緊縮に關して約三時間に亘り熟議を遂げし結果、本省に於ては新規事業に屬する河川港灣道路等の改
修修築及地方改良等は繰延の意味を以て全部中止することに決し、又地方に對しては整理緊縮の趣旨を徹底せしむる爲め
數日中に訓令若くは通牒を發するの外、此際特に地方債の根本的整理を斷行することに決定せり、依つて次田地方局長は内
相の命を受けて同五時坂地方債課長を伴ひ大藏省に富田理財局長を訪ひ、右の事情を述べて諒解を求めたり、決定したる地
方債の整理方針は左の如し

一、新規の地方債は府縣市町村を通じ當分の間金解禁に依つて經濟界の安定を見る迄原則として一切之を認めざること

但し非常災害其他已を得ざるものに充當すべきものに付ては嚴重調査の上例外を認めること

一、既に主務省に於て許可を與へ事實上借入を行ひたる地方債と雖も其の事情に依つては出來得る限り減少せしめるこ
と

一、新規事業遂行の爲め一旦主務省の許可を経たる地方債にして尙未だ着手せざること、依り不要額と爲るものに付て
は即時返還の方途を講ぜしめること

次いで十六日の定例閣議に於て地方債の許可に關し當分執るべき方針を左の如く定めたり

新規事業の起債に付ては災害豫防及復舊事業並失業救済事業の如きものにして眞に緊縮避くべからざるものゝ外之を
許可せず且既に起債の許可を爲したる事業と雖も極力之が打切又は繰延を實行せしむること

右の地方債の許可方針に關する訓令に伴ひ内務省は近く

一、既に許可を與へたる起債と雖も未だ借入を爲さざるものに付ては之を新規事業に準じ許可せざること

二、數年度に亘る起債は其の借入年度毎に主務省の承認を受けしむることとなつて居るが右取扱を如何にするかの實際
方法

に關し右方針を直ちに内務、大藏兩大臣の名に於て地方長官に通牒を發する事となり、二十七日内務省次田地方局長及び大
藏省富田理財局長は兩大臣の命に依り左記通牒を地方長官に發せり

地方債に關しては別に訓令の次第も有之候處道府縣市町村等公共團體に於て施行する事業に要する既許可債に付當分
の内左記の通措置せしむる様決定相成候條御了知相成度

記

一、既許可地方債に付借入の承認を受くる場合に於ては其の事業の打切又は五割以上の削減若くは繰延を行ふこと

二、災害復舊事業、震災復興事業を含むにして眞に已むを得ざるものは前項の適用より除外すること

三、既に借入を了したる事業に付ても前各項に準じ出來得る限り事業の打切又は縮小を行ひ其の結果受入公債金に不用
額を生じたる時は速に之を期限前に償還すること

港灣修築の減額割當 内務省にては政府の財政緊縮方針に基く昭和四年度港灣修築費並に國庫補助額の割當に
關し次の通り減額變更せし旨十日宮城、靜岡、愛媛、徳島、鹿兒島、富山、岩手、高知、廣島、福岡、京都の各關係府縣に依命通牒を發せり

即ち割當額は次の如し(單位千圓)

一 鹽釜港(宮城)	改定修築費	三〇〇	一 宮古港(岩手)	改定修築費	四〇〇
改定國庫補助額	三〇〇		改定國庫補助	五	
一 清水港(静岡)	改定修築費	四五五	一 浦戸港(高知)	改定修築費	四〇
同國庫補助額	四五五		改定國庫補助	七	
一 今治港(愛媛)	改定修築費	三四一	一 尾道港(廣島)	改定修築費	三五
補助	三四一		同國庫補助	七	
一 小松島港(徳島)	改定修築費	三二五・二〇〇	一 博多港(福岡)	改定修築費	三五
補助	三二五・二〇〇		同國庫補助	七	
一 代木港(富山)	改定修築費	二三五・二〇〇	一 舞鶴港(京都)	改定修築費	三五
補助	二三五・二〇〇		同國庫補助額	七	

健康保険署廢止

健康保険は現在内務省社會局長官の監督を受け、全國に五十箇所の獨立健康保険署設けられ居り、實際事務は頗る複雑にて中にも保険醫の不正に對する取締及び被保險者の脱法行為に對する制裁等は、地方警察部と充分の連絡なき結果常に各面より非難の的と爲り居り、今回内務省は右の實情に徴し斷然之に改革を加へることとし、即ち健康保険署は七月卅一日限り廢止し八月一日より社會局の手を離れ全部其の所屬府縣の警察部に移管して、健康保険課と爲ることを知事の監督下に事務を執らしめることと爲れり、此の結果從來の健康保険署長は何れも府縣の健康保険課長と爲ることになり、斯くて愈七月三十一日公布されし勅令に依りて愈々八月一日より廢止され、同時に地方官々制、北海道廳官制、及警視廳官制の改正に依りて從來健康保険署に於て執行し來りし事務は、各地方廳警察部、東京に於ては警視廳に移管されること

い、なれり其の理由は、大要前述の如く、(一)内務行政事務の系統を整理すること、(二)保險官署の對外關係を圓滑にすること、(三)地方廳に於ける他の關係事務との連絡を密にして、保險事務の成績を擧げしめること、の三點にて右實施に伴ひ内務省社會局は、保險部の組織を立直す必要を生じたる結果、從來の監理、經理、醫療の三課を、規畫、監査、經理、醫療の四課に改め事務を改善すると共に、事業監督の徹底を期することになり、各課長は左の如く決定する筈なり

規畫課長を命ず	社會局書記官	清	水	玄
經理課長を命ず	社會局事務官	荒	山	隆
監査課長を命ず	社會官書記官	兒	玉	政
				介

尙ほ醫療課長は從來通り古瀬安俊氏なるが、今回改善されし各課の事務は左の通りなり

- 一 規畫課 主として立法事項
- 一 經理課 保險の經理に關する一切の事務
- 一 監査課 保險の現業事務假へば各保險組合に對する監査事務
- 一 醫療課 從來通り

二、失業救濟事業の根本對策

安達内相は政府の財政緊縮の餘波並に右に伴ふ財界不況の結果、目前に失業群續出するの實狀に鑑み、これが應急策につき種々研究調査中を行ひ、差し當り失業労働者救濟事業として、大正十四年の憲政會内閣當時若槻内相の手によりて創設されたる六大都市關係公共團體の事業を中心とせる、季節的失業期に於ける失業労働者救濟事業を積極的に普遍化して六大都市に限らず、それに準ずる全國重要都市にも同一性質の公營土木事業を起工せしめ、これによりて失業救濟根本對策を確立する事となれり、依つて安達内相は内務省社會局に命じ、事業費豫算額、國庫補助金の増額起工に伴ふ努力費に對する國庫補助金の割合、施工都市の擴大範圍、その他萬般の基礎的調査に着手せしめ、つゝあるが、その立案を待ちて更に八月下旬頃開かれる社會對策審議會に諮り、具體案の決定に基き、失業労働者の最も激増する十二月より三、四月頃にかけて時機に應じ、何時にても可及的に政府が國庫剩餘金より責任支出をなし得る方途を定め、且つ失業の財源を起債に求むる場合には特にこれを許可し、尙ほその失業資金に對しては、低利資金を積極的に融通して、之れが助成に努力する等、失業労働者救濟事業の根

本的對策を確立するに至れり而して内務省社會局に於いては社會政策審議會の參考に資するため失業救済に關する調査事項を考究中なりしが大體左の通り完成せり

失業對策の眼目

失業の防止を第一とし、失業の救済を第二とす然して失業の防止は勿論その救済に就いても先づ職を與ふるを以つて先決問題とし金銭又は物資を給するは已むを得ざる處置とす

一 失業防止方策

- 一、職業供給量の増進
 - イ、國家的産業の選擇樹立
 - ロ、國産の獎勵保護
 - ハ、發明の獎勵
 - ニ、能率の増進
 - ホ、職業教育の普及改善
- 二、職業供給量の減少防止
 - イ、輸出補償その他の事業保障制度
 - ロ、物價金融の調節統制
 - ハ、公正企業の繰上げ繰延べ
 - ニ、授産及び小資融通
- 三、人と職業との結合の圓滑敏速適正周到を期すること
 - イ、公益無料の職業紹介制度の普及發達
 - ロ、紹介所の専門化
 - ハ、紹介所の活動範圍擴張

- ニ、紹介所職員の向上
- 一、人の地域的産業的分配を適正ならしむること
 - イ、都市集中の防止
 - ロ、工業の地方分布
 - ハ、失業救済事業の普遍化
- ニ、國外移住の適正を得ること
 - A、北海道樺太等への移住獎勵
 - B、渡航鮮人に關する方策の樹立

二 失業救済方策

- イ、授職事業
 - ロ、失業救済事業の施行
 - ハ、再教育、授産、小資融通
- 一、失業緩和
 - イ、労働時間の短縮
 - ロ、解雇の豫告等
- 一、金品給與
 - イ、保險制度の確立
 - ロ、共済組合の普及發達
 - ハ、解雇手當の慣行助長
- 二、知識階級應急策

現下我國の思想問題社會問題に重要な關係を有せる知識階級の失業者に對しては殆んど爲すところなきは遺憾であるを以つてこれが専門職業紹介所の増設、再教育及び授産施設、海外渡船等の應急施設を講ずる必要を認む

一、失業統計

失業問題の重大なるに關らず對策の根本基礎たる全國的失業統計を缺くは甚だ遺憾なるを以つて速にこれが作成収集の方途を講ずべし

三、地方財政緊縮と全國道府縣會議長會議

政府は中央財政の整理緊縮を圖ると共に地方財政に對しても同一趣旨に依りて徹底的に整理緊縮を加へることになり既に去る十六日の閣議に於ては新規事業に屬する地方債は原則的に許可せざるのみならず其他既設の地方債と雖も極力打切又は繰延を實行せしむることに決定せるが更に來る二十九日の閣議に於ては地方財政の整理緊縮に關する内藏兩大臣の訓令案及び右に伴ふ通牒案が上議決定される筈にて此の訓令案は大體左記五項目を骨子とし内務省の意氣込みは先づ四年度は前記地方債の許可制限に依り少くも五六千萬圓は節約を爲し得るものとし、又明年度は四年度の實行豫算を基準とし之に國の整理緊縮を倣はしめるに於ては約一億數千萬圓の節約を當然行はれ得るとの確信を持ち居るものゝ如し

訓令案骨子

- 一 昭和五年度當初豫算は府縣市町村を通じ緊縮避くべからざる事情なき限り昭和四年度に於て緊縮したる豫算を基準とし明年度の國の豫算に於て整理緊縮すべき額を目標とし極力整理緊縮を加へ編成すること
- 一 昭和四年度既定豫算の實行に關しても出來るだけ整理緊縮を圖ること
- 一 整理緊縮の標準は大體左の範圍内とする
 - (一) 各費目に亘り整理節約を行ひ極力之が減額を期すること
 - (二) 新規の施設は之を計畫せざることにす
 - (三) 既定の計畫に依るものに付ても繼續費たると否とを問はず打切、中止、減額又は繰延を實行すること
 - (四) 新規債は曩に發したる訓令に基き整理すること
 - (五) 課税に付ては昭和四年度の程度以下に止め之が新設又は増徴を爲さざること
 - (六) 府縣有又は公有財産等の賣却代金或は寄附金を以て財源に充當するが如きは之を爲さざること
 - (七) 濫りに長期に亘る繼續費を設定することなく既定の繼續費に付ても成るべく之を整理すること

(八) 地方費に於て節減したるものを他の團體の豫算に移し又は國費に於て整理したるものを地方費に移し整理の實を失はしむるが如きことのなきやう努むること

- 一 追加豫算は本年度及五年度共に差措き難きものを除き財源のある場合と雖も之を避け整理緊縮の趣旨を徹底せしめ追加の止むなき場合に於ても前項の趣旨に準ずること
 - 一 整理の結果歳入に餘裕を生ずる場合に於ては起債額の減少を圖り尙ほ剩餘あるときは舊債の償還を爲し又は地方諸税の減税並に改廢を要すべき税種の整理の資に充つること
- 斯くて安達内相は二十四日午後東京府會議事堂に開會中の臨時全國道府縣會議長會議に臨み大要左の如き演説を試みたり

安達内相の演説

現内閣は外交思想國防の問題その他に重大な使命を有してゐるが現下焦眉の問題としては財政經濟の根本的建直しをなし金解禁を斷行することである、その準備として第一國費の節約を斷行することとなり、目下大藏大臣と各省との間に實行豫算の緊縮節約に關し折衝中である、また地方費に就いても同様である、即ち中央地方を通じて整理緊縮の實を擧げたいと思つてゐるが、それには個人生活の消費節約をなし、各方面の用意が整つたところで大事業を斷行したいと期してゐる、幸ひ此の内閣の方針に對しては國論がこれを支持して居るから此の機會にこれが斷行をなせば、日本財政經濟の基礎は確立することを得るものと信ぜられる

時にこの機會に地方議會を代表せられる方々に申あげたいことは、皇太后陛下には皇后宮にましました當時皇太子殿下の御婚儀御決定の際、宮内大臣を召されて御慶事の御調度品は全部國産品を選定する様にとの御内命があり、又照宮様の御調度品に就いても絹物を避けよとの御内命があらせられたと承つてゐる次第である、下々の我々の冠婚葬祭に當つても此の有難き思召を體して消費節約の實行に當らねばならぬと考へる

現内閣の金解禁の決意は堅いが、これが一度び世間に漏れ傳はるや、財界は恐怖心に襲はれたが、これは從來の方針が一定

しなかつた爲めの反動で、その後現内閣の方針が牢固たるものを見極めるや直に沈静した、而して外國にも好影響を與へたことは財務官の歸朝報告によつて知つた許りでなく、現に對米爲替は三ドル以上の昂騰をなしてゐる故に斯かる状態であるから大した影響なく、此の大目的を達成し得られると考へるので黨派問題を超越して國民舉つてこれを斷行した

最後に特に内務行政につき申あげれば、地方自治の基礎を強固にすること、これは三派内閣當時自分は閣外にあつて政友會の岡崎君と協力して郡役所の廢止を斷行したものであるが、今回職を内務に奉じた以上は此の時の信念を以つて極力當りたい

地方行政特に土木警察の方面に就いては種々の非難攻撃を受けてゐるが、自分は飽くまで明るく正しい政治をなしたいと考へてゐる、自分は政黨の出身であるが前の内閣の時曲げたものは直すだけに止らず、反對に曲げるといふ弊害があるが自分は唯曲つた點は眞直ぐに直すだけに致したい、自分は就任後日向淺く専ら人事の方面に當つては、土木港灣を始め諸般の行政は局長事務官に任せて目下大藏省と折衝させてゐるが、具體的數字を見た上で最後の斷案を下したいと考へてゐる

四、遷宮事務參與會

今秋行はせらるべき神宮式年遷宮の事務を處理する爲め内務省に於いて遷宮委員規定を設けて、それぞれ職員を依頼し居りしが七月二十六日午前十時内相官邸に參與會を開催し潮委員長、池田副委員長並に各參與出席、安達内相の挨拶ありし後左の事項に就き次官會議等に於ける打合せの經過を報告して種々協議し正午散會せり、然して左記事項に對しては各參與は各自の省に於いて打合せを行ひし上次回の參與會議に於いて決定することとなれり

協議事項

一、參與員に關する件

- 一、奉拜者の件
- 一、休日の件
- 一、官國幣社以下一般神社遷拜式の件
- 一、學校その他に於ける奉賀式の件
- 一、奉頌唱歌の件
- 一、記念切手等に關する件
- 一、御警衛並に奉祝の爲め軍艦を伊勢灣に派遣するの件
- 一、參宮者の鐵道運賃割引の件
- 一、ラヂオ放送の件

尙遷宮委員部規定並に職員中委員長副委員長は左の如し

第一條 神宮式年遷宮祭に關する事務を處理せしむる爲遷宮委員部を設く

第二條 遷宮委員部に左の職員を置く

委員長 一人 副委員長 三人 參與 若干人 部長 四人 委員 若干人

第三條 委員長は内務次官を以つてこれに充つ

第四條 委員は關係各廳の職員その他より委員長これに依頼す

第五條 副委員長參與及び部長は委員長これを依頼す

第六條 遷宮委員部に左の四部を置く

總務部、祭儀部、警備部、接伴部

第七條 各部に係を置く係主任は部長これを指名す

第八條 各部係の事務分擔左の如し

總務部 庶務係、調度係、新聞係

警備部 警衛係、救護係

祭儀部 祭場係、齋館係、儀場係
接伴部 宿舍係、直會係、受付係

第九條 委員長は事務を統理す

- 第十條 副委員長は委員長の事務を輔佐す
- 第十一條 參與は委員長の諮問に應じ重要なる事項に參畫す
- 第十二條 部長は委員長及び副委員長の旨を承けその部務を掌理す
- 第十三條 委員は委員長、副委員長及び部長の旨を承け事務に従事す

職員

委員長

内務次官 潮 惠之輔
 神社局長造神宮副使 池 田 清
 神宮大宮司伯爵 三 條 實 義
 三重縣知事 原 田 維 織

五、警保局の警官訓練方針

内務省警保局にては全國六萬に餘る警官の魂入直しを斷行すべく、頃來大塚新任局長を始め各書記官及事務官の間に於いて鋭意調査準備中なるが、この問題は、大塚局長が多年實施せんと描きし理想案であり、近く内務省に於て開催さるゝ全國警察部長會議に對し局長より指示せらるゝことゝなれり、從つて右會議の主題は「正しく強き警察」といふスローガンに基きて警官採用に關する根本的改善、警官教養の刷新、全國警察官に對する常識教育等に關する事項のみに涉り他の警察事故に就いては一切省略せらるゝ見込なれば、警保局の右方針は餘程眞剣なるものなりと

大塚警保局長談

實は私が此の大目的の爲めに警保局入りをしたといつても過言ではあるまいと思ふ、遣つてお目にかけて内は、大きなことも云ふを得ないが、兎も角私は大決心だ、二三年と經たない内に今の一般民衆が警官に對して常に有つ處の感情や考へが一變して仕舞ふに相違ないといふ點まで漕ぎ付けたい、一言にして言へば在來の警官の素質やタイプを一變したい、そして民衆と共に善なる強き正しい警官を作りたい、此の事は歴代の局長が悉く理想にのみ描いて之を實行し得な

かつた幻影であつた、それを私は遣つて見たい、焼刃の入れ直しをする立派な刀鍛冶になつて見たい、果して正宗が出来るか、それとも切れ過ぎて村正のやうなのが出来るか分らないが善は急いでやつて見る、從來の警官採用を見ると少々法律でも知つてゐると直ぐ採用されたものだが、私はこれには反對だ、一體警察官たらんとするものに法律を必要とするのが抑もの間違ひだ、斯ういふ法律の生かじり者こそ、民衆には威張り散らす常識が欠如して手も足もつけられぬ、學問は大して無くとも可いから鍛へた結果名刀になるやうな鋼が欲しい、丁度いいことには失業者の多い時で何が幸ひになるか分るものではない、此の機會に於いて人材を入れ鍛冶屋の警察官講習所や各府縣の講習所に大刷新を加へ、全國警察の幹部が一丸一東となつて此の難事業を斷行したいと思ふ、警察部長會議を終了後九月にはこれがため始めての全國講習所主任會議を開く豫定である

次に警察官の勤務制度の改善は以前より内務省警保局の懸案となり居り、此の前の警察部長會議にも右に關する諮問案を出しその後部長の大更迭あり、内閣も變り居るより八月十五日より開かれる警察部長會議にはその答申を求めると譯に非ざるも非公式に各部長の意見を徴するとゝなり、その旨警保局より豫め各警察部長に通知を發せり、從つて今度の會議も問題となる答なるが、主要點は勤務時間、交替制度、管轄事務の整理等にて、此の外警官の待遇、教養、服裝、住宅、寄宿舎制度、共済組合等に就いても意見出るものと見られ居り、尙巡查教習所の徹底的改善を期する爲め、大正十一年一回開かれしのみ、全國各府縣巡查教習所長會議を九月乃至十月頃開會して諸般の打合せを行ふことになれり

茲に於て安達内相及大塚警保局長は警察官の素質改善と能率増進に關し其の就任以來種々苦心を重ね過般召集せし全國警察部長に際しても特に此問題に付て意見を徴せし程にて、今回漸く具體案を得たるを以て愈々近く

- 一 巡查採用規則
- 一 巡查教習規則

を改正して實施することに決定せり、内容左の如し

巡查採用方針

- (一) 巡查の採用年齢は從來二十歳以上三十五歳以下と爲つて居るが之を低下して二十歳以上三十歳以下とすること
- (二) 但し特別の技能を有する者又は警察官の經驗を有する者は從來通り最高年齢を四十歳迄とし所謂働き盛りの者をし

て社會の第一線に活動せしめること
三)身長は從來五尺一寸以上と爲つて居るが警察官としては體力に最も重きを置く必要があるので五尺二寸以上とする
こと

巡查教習期間

(一)巡查の教習期間は最短期限三ヶ月となつて居り、現にこれを適用してゐるのは警視廳及鳥取縣であるが斯かる短期間では實際警察官として必要な法規及事務を習得すること困難である。山形、秋田、茨城の三縣は右事實に鑑み教習期間を六ヶ月と定め、其他の全府縣は四ヶ月制を採つて居る状態であるから教習期間の最短期限は之を四ヶ月と改めること
(二)警察官が法規の末節に拘泥して一般の取締に任じ、又は事務を處理することは常に問題を輻輳せしめるのみならず、動もすれば彼此の感情を激成せしめる惧れがあり、然も實際に即せざること夥しいのであるから、警察官として必須の常識的科目に加へること

六、内務省の昭和五年度關係豫算

本年度地方市豫算 内務省にては全國の本年度市豫算を集計中のところ最近出來上りそれによれば
歳入出豫算總額は七億四千五百萬九千九百五十四圓にして前年度の七億四千五百八十八萬八千二百三十八圓に比して七十九萬八千二百八十四圓の減になつて居り、地方財政膨脹の傾向の中において前年度より減少しゐることは珍らしき現象の如く見ゆるも、その實は東京市二千三百萬圓、横浜市二百萬圓合計三千五百萬圓の震災關係經費の減少に基くもので、その他の市に於いては何れも前年度より増加しその額は約三千四百萬圓に達し居れり
然して右豫算總額の内五億九千七百七十五萬七千七百三十九圓は東京、横濱、京都、大阪、名古屋、神戸の六大都市の分なり、尙本年度道府縣豫算總額は四億八千六百二十二萬八千四百五十七圓にて前年度に比して二千四百三十五萬六千七百四十五圓の増加になり、居り、道府縣市を通じての本年度豫算總額は十二億二千五百六十三萬八千四百一十一圓となり、前年度に比して二千三百五十五萬八千四百六十一圓の増加に當れり
尙町村の豫算分明せざるが地方豫算全體に就いては不明なるも、町村豫算も相當増加し居るべく従つて地方豫算總額は非

常なる膨張となるならんが、政府は國の實行豫算に於ける節約繰延に倣ひ本年度地方豫算も大緊縮をなさしむべく訓令を發し居れば、實行豫算に於いては右の額より減少するものと見られる

新規事業豫算

内務省は二十三日外櫻田町内相官邸に於て豫算省議を開き、明年度豫算案を略決定せしが、救護法實施費は前内閣の施設なるより濱口首相、井上藏相と商議の上正式に決定すること、せり、新規要求費目の主なるものは次の如くにて其額は約一千二百萬圓なりと

神社局所管

- 一 神社營繕費(賀茂、多賀、淺間三神社) (四萬圓)

地方局所管

- 一 國立公園調査委員會費 (二萬圓)

警保局所管

- 一 警察幹部充實費 (十五萬圓)
- 一 北方出稼人保護取締費 (三萬圓)

土木局所管

- 一 關門海峽改良費追加 (六十萬圓)
- 一 敦賀港修築費追加 (三十五萬圓)
- 一 境港(鳥取)修築費追加 (二十萬七千圓)
- 一 河川改修費

(イ)木津川(京都) (二萬圓、總額三百五十萬圓にして十年繼續)

(ロ)鳥川(利根川支流) (二萬圓、總額四百萬圓にして十二年繼續)

一 河川改修費補助

- (イ)赤川(山形) 三萬五千圓、總額七十萬圓にして八年繼續
- (ロ)矢部川(福岡) 三萬圓、總額六十萬圓にして八年繼續
- (ハ)柿川(石川) 三萬圓、總額四十七萬八千圓にして八年繼續
- (ニ)小鮎川(神奈川) 三萬圓、總額十三萬七千圓にして五年繼續
- 一 淀川上流砂防費 (三萬圓)
- 一 荒川維持費 (六萬圓)

衛生局所管

- 一 衛生思想普及充實費 (二萬五千圓)
- 一 國際衛生會議費 (六千圓)
- 一 國際癩病療養所患者收容費 (十萬圓)

社會局所管

- 一 國際勞働會議出席費 (三萬圓)
- 一 不良住宅地區改良費補助 (二十萬圓)
- 一 公益質屋建設費 (十五萬圓)
- 一 公私經濟緊縮委員會費 (二十六萬圓)
- 一 職業紹介事務局建設費(北海道及東北一ヶ所宛) (三萬五千圓)
- 一 救護法施行に關する經費(國庫より補助額一ヶ月三十三萬圓で三ヶ月分計上) (九十九萬圓)

復興局所管

- 一 東京横濱震災復興事業公債利子補給 (八百四十萬圓)

府縣實行及治水豫算 地方財政の緊縮を計る爲めに先に大藏内務兩大臣の訓令を以つて各地方廳に明年度豫算を府縣は一割五分市町村も之れに準じて節減するやう命ずると共に、本年度も實行豫算を編成して適當の整理緊縮を行ふべきを要求するところありしが、この實行豫算の編成に當りて、これを府縣會市町村會に提案してその承認を求むべきや否やに關し疑義あり、先般の地方長官會議に於いても質問出でその後各府縣より盛んに問合せ來るより内務省は二十七日午前十時より省議を開き右につき審議せし結果

一度承認を経たる範圍内に於いて整理節約を行ふのであるから國の豫算と同様地方議會に更に付議して承認を求むる必要はない

と云ふことに決し、近く右の趣旨に基き通牒を發することとなり、次に内務省は國庫財政緊縮による治水事業費昭和四年度實行豫算に關してその繰延額改定額並に地方分擔金を左の如く決定し八月三日付各關係府縣知事あて分擔金を昭和五年二月末日までに國庫に納付するやう訓令を發せり(單位千圓)

河川名	繰延額	改定額	分擔府縣
雄物川	一〇〇圓	四〇〇	秋田 一一
上木會流川	六四五	一三〇七	愛岐 知阜 一八二
増淀補川	二〇〇	六〇〇	大京 阪都 二二二
筑後川	一〇〇	六〇〇	佐福 賀岡 三九
鬼怒川	一八五	五九九	千茨 葉城 二二二
旭川	八五	二〇〇	岡山 二〇〇
狩野川	三七〇	一〇〇	静岡 岡 一〇〇
大淀川	三七〇	一〇〇	宮崎 二八
那賀川	一四六	一三	徳島 一三

大野川	一四七	一二	大分	一二
渡川	八七	一二	高知	一二
北上川	六〇	六九〇	宮城	一九〇

尙右の外砂防並に地方費に關係なき直管河川改定に就いても訓令並に通牒を發せり

水利權監督の指示

發電用水利使用に關しては前内閣時代地方の利權問題と關聯して中央地方に亘り屢々紛議を惹起せしが殊に世人の注目を惹きしは新潟福島兩縣に跨る只見川水利問題にて當時加瀬福島尾崎新潟兩縣知事は内務遞信兩省に二様の申請を爲し其の動機を疑はれたに拘らず内務省の首脳部は遞信當局と共に事務官の意見を排除して一氣呵成に許可の指令を發し又富山縣の庄川に於ける水利權問題は時恰も前内閣辭職直前に許可指令を發せんとしたるが如き宮崎土木局長の反對で遂に不許可其の一例にて官紀上重大な問題とされ居りしが安達内相は此の點に着眼し八月六日の地方長官會議に於て特に三邊土木局長をして本問題に關し左の如く嚴重なる指示を爲さしめたり

一發電用水利使用に關する事務は産業の助長並公共の福利に重要な關係を有し最嚴正に之が取扱を爲すべきものなるに拘らず近時本省に進達せらるる文書にして往々起業の確否競願關係の優劣他の水利權の許否に重大の關係ある事項に付ての調査慎重を缺き不備不整なるもの尠しとせず

一就中水利權のみを獲得し眞の事業遂行の確實性なきものと認めらるるものに對し認可を申請せらるる向あるは遺憾なるのみならず本省に稟伺を要すべき事項なるに拘らず之を専行するものあるに至つては官紀振肅上嚴に戒めざるべからず

一尙最近發電事業の發達に伴ひ高堰堤式發電計畫並に貯水池設置の計畫等を企圖するもの増加せるは河川利用上欣ぶべき傾向なるも是等の事たる治水上に重大なる關係を有し民家の利害に影響する所少なからざるを以て工事の監督を嚴にすべきに拘らず起業者に於て無願工事に着手し殆ど竣工近きに及んで之を發見するの例一二に止まらず又既設の水利權を繼續保有せんが爲官廳の照會に對し徒らに回答を遅延し或は殊更無意味なる計畫變更或は不備の回答を爲して往復照會に年月を経過せんとするの疑あるもの亦尠からざるが如く斯くの如きは公共の河川を私するの甚しきものなるを以て嚴に監督を勵行せられたし

七、警察部長學務部長會議と内相の訓示

警察部長會議と安達内相の訓示 安達内相は國民保健に最も力を注ぎ防貧の第一は健康の保持及び疾病の治療に在りと爲し其の就任當初に於ても衛生行政は在職中第一の任務とする旨を聲明せし程なるが八月十六日午前九時内務省に開かれたる第二日目の警察部長會議席上更に此點に言及し從來警察官の多くは政治に没頭して斯る重要な衛生問題を閑却しつゝあるの風ありと前提し大要左の如き訓示をなしたり

衛生問題は國民一般が比較的等閑に附すると共に歴代の政府は之を閑却して居た傾向がある自分は貧困救済失業救済其他各種の社會事業中衛生行政は最も重んずべきものと信ず寧ろ社會事業として救済を要する各種の社會苦殊に貧困の原因の大部分は此の疾病に在る即ち伯林に於て調査した所に依れば貧困の六割は疾病が原因となり大正十五年社會局の大阪に於ける調査に依つても貧民千戸中五百九十三戸即ち約六割は同様疾病が原因である又濟生會病院巡回班等の個人本位の調査に依るも其の三割六分は疾病が貧困の原因となつて居る即ち之等から見て貧困の第一の原因は疾病と云ふことを得べく從て防貧の第一は健康の保持疾病の治療でなければならぬ衛生を等閑視する國民並當局の態度は甚だ遺憾とする所で自分は在職中第一の任務として衛生問題に力を致したいと思つて居る由來衛生事業には多額の費用を要するが經濟困難の折柄多額の費用を支出することは出来ない併し費用を掛けずとも其の精神に依つては充分の効果を擧げ得ると思ふ此の點に於て諸君は六萬有餘の部下警官に衛生の重んずべきことを説き充分衛生行政に力を注がれたい

次で衛生局關係の指示事項たる(一)國民榮養の改善(二)風景地保健地の開發利用(三)結核豫防施設の整備充實(四)トラホームの豫防治療(五)類豫防(六)地方病の豫防撲滅(七)救済事業の普及(八)狂犬病豫防(九)消化器傳染豫防(十)阿片魔藥類の取締に付て山田衛生局長より詳細に説明し松枝滋賀部長佐伯榮養研究所長等との間に二三問答あり同十時半より社會局關係に移り各課長より

- 一融和問題に關する件
- 一労働爭議の防止に關する件
- 一改正工場法施行に關する件

- 一、工場危害豫防及衛生規則施行に關する件
- 一、健康保險事務地方移管に關する件
- 一、健康保險施行に伴ふ現金取扱に關する件

等の指示事項を順次説明し別段の質問もなく同十一時半内務省所管の全部を終了せり

學務部長會議と安達内相の訓示

公私經濟緊縮運動に關しては中央に委員會を設置して大いに宣傳に努めつゝあるもこれが實効を收むるには地方廳の活動に待つ必要あるより政府は先に緊縮運動の計畫要綱並に運動方法を通牒するところありしが内務省にては今回學務部長會議の開會を機として更に左記具體的事項を指示して急速敏活に右運動の成果を收むべく努力されたき旨要望せり

- 一、公私經濟緊縮運動に關する印刷物パンフレット、リーフレット等は逐次送付すべきに付その都度速かに適當の向へ配布すること
- 二、公私經濟緊縮運動に關する統計圖表を作成配付すべきに付地方に於ける展覽會講演會等の際十分利用せらるゝこと
- 三、優良なる國産品及び外國品に代用し得べき國産品の種類品目等は可成速かにこれを通知すべきに付これが使用を一般に奨励せられたきこと

(四)道府縣等主催の下に主産地に於いて講演會を開催し公私經濟緊縮運動の趣旨の徹底を計ること特に主要都市に於いては可成九月中に指導者階級を主とする講演會を開催すること

(五)前項講演會の開催に就いては隣接道府縣に於いて豫め講演日時を打合せ講師の出張に便ならしむる様決定すること
六講師の派遣は相當の余日を置き申請せられたし尙派遣講師の手當及び旅費は社會局に於いて負擔す

(七)公私經濟緊縮地方委員會決定事項並に右運動に關する施設事項は可成速かに報告すること
次いで學務部長會議第三日は二十六日午前九時より内務省會議室に於いて開會安達内相より一場の訓示ありて左の指示事項並に注意事項を付議し正午休憩せり

指 示

- 一、神宮式年遷宮に關する件
- 一、神宮大麻曆の汎布に關する件

- 一、氏子總代會の獎勵に關する件
- 一、神社に於ける大禮記念事業に關する件
- 一、神饌幣帛料供進指定に關する件
- 一、罹災救助基金支出規則に關する件
- 一、不良少年の保護教養に關する件
- 一、方面委員に關する件
- 一、社會事業統計に關する件
- 一、公益質屋の經營に關する件
- 一、公私經濟緊縮運動に關する件
- 一、少年職業指導に關する件
- 一、失業狀態調査に關する件

注 意

- 一、官國幣社各社共通金支出申請に關する件

安達内相訓示要旨

神宮式年遷宮大祭を舉行せらるるに方りては國民齊しく奉賀の至誠を致すべきは勿論更に進で神宮奉齋の意義を汎く一般に知悉せしむるを要す各位は能く神職を督勵して神宮式年遷宮奉賀の實を擧ぐるに於いて遺憾なきを期せられむことを望む敬神思想の振否は神職その人を得ると否とに繋る所少からず隨て神職の選叙に就ては廉潔恪勤にして學識徳望共に秀でたる者を擢用し至誠以てその責務に盡瘁せしむる様指導せられむことを望む各位能く政府の意の存する所を察し神社行政の振興を期するに於いて更に一段の努力あらむことを望む政府は曩に社會政策確立の爲新に機關を設けて當面の重要問題を付議しその決定を見たるものに就ては鋭意最善の措置を講じ各般の防貧並救貧制度の整備充實を圖り以て大に國民生活の安定に資する所あらむとす各位は能く政府の意圖の存する所を諒とし中央の施設と相應じて地方の實情に適切なる計畫を樹立し斯業の健全なる發達に力を致されむことを望む財政の整理緊縮を圖ると共に一般國民の自覺奮

起を促し以て消費節約勤儉力行の美風を興すことは現時の世局に鑑みて極めて切要なり、政府は公私經濟緊縮委員會を設けて本運動に關する計畫要綱を定め、之が實施に關する大綱を示す所あり、各位は周到なる用意の下に夫々地方の實情に應じ適切有効なる計畫を樹て、生氣ある運動として公私經濟緊縮の具體的實効を收むるに勉められむことを切望す、失業の防止並救済は我が國現下に於ける最も重要な問題の一にして、政府は常にこれが根本對策の樹立に腐心すると共に、當面の失業問題に對し目下銳意畫策中に屬す、各位は失業者の保護に關し職業紹介機關との連絡を密にし、管内の狀況に應じ機宜の措置を講ぜられむことを望む。

八、幹線道路網の實現と河川法下水道法の改正

内務省土木局にては本年度豫算に計上されし實行豫算に於いて削除されたる政友會内閣の計畫による産業道路網の向ふを張り、重要府縣道幹線道路網の計畫を樹て、明年度豫算に初年度經費を要求せしが、安達内相は緊縮方針に基きまた産業道路計畫を常略案として非難せし關係もあり、省議に於いてはこれを削除すべきを言明してゐたりしが、内務省本年度豫算に承認されし通路改良費は産業道路助成費二百萬圓をも合せて六百五十萬圓なりしものが實行豫算に於いて四百十萬圓に削減されたるを以つて本年度成立豫算額通り要求すれば實行豫算に比し二百四十萬圓の餘剰を生ずるわけにてこの餘剰財源を以つて府縣幹線道路網の新計畫に充當すればよからんとの見地ありたると地方關係、産業道路の後始末選舉對策等の見地よりするも、或ひは現内閣の新交通政策たる鐵道省の自動車道路網計畫と相互聯絡を圖る意味よりするも土木局の計畫を承認する方よからんと云ふ事となれり、而して今回の計畫によれば重要府縣道六千里の中一千里を選定し、總工費一億二千萬圓十ヶ年計畫國庫補助四分の一の三千萬圓にて明年度割は二百四十萬圓と云ふことになり居り、明年度も本年度實行豫算以上に節約せんとする時に當り、本年度成立豫算額通りなりとの理由にてこれを要求するも大藏省が果して承認するや否やは頗ぶる疑問なるが、内務省としては現下の緊要問題たる失業救済の一手段として是非その實現を期する方針であり、實現の上は重要都市間の聯絡、地方交通の發達、地方産業の發展、景勝地の聯絡交通による外人遊覽客の誘致等に資すると非常なる意氣込なり

次に内務省土木局は時代の進運に適合せしめん爲め現行河川法の總改正を行ひ、治水の調和を圖ることとなりしが、該案は特別の事情生ぜざる限り來議會に提出する方針なりと、而して改正の眼目は左記二點なり

一、現行法に於ては公共の利害に重大なる關係ある河川のみに適用して居るが改正案に於ては治水の完璧を圖る爲め前記河川及び準用河川の外府縣令に依つて取締りつゝある普通河川の全部に對しても之を適用すること

一、現行法に於ては主として治水工事並治水取締の範圍を出でないが改正案に於ては發電、水道灌漑流水等の一般利水に關する規定を設け、治水と利水の調和を圖ると共に法規の統一を完からしめること

尙ほ近く具體案を得るに於ては其の要綱を各地方長官に配布し、夫々意見を徴して若し採用すべきものあらば取り入れて萬全を期する方針なりと

更に全國の下水道施設が上水道施設に比し著しく遜色あるは顯著なる事實にて、現在國庫の補助を受け各市町村に於て經營しつゝある上水道は二百二十三、既に許可を得て工事中にあるもの百十又現に申請中に屬するもの三百三十七と云ふ状態なるに反して、下水道は竣成僅かに十五、未竣成十八、申請中のもの二と云ふ有様なり、安達内相は就任以來特に衛生行政に意を用ひて此の現況を見て、斯の如きは國民保健に由々敷き結果を招來するものとし、今回全國に互りて下水道の普及發達を圖るべく下水道法の根本的改正を爲すこと、爲れり、其の改正方針は大體

一、下水道設置に際し事業財源として受益者負擔金制度を設けること

一、上水道同様下水道にも使用料徴收の途を開くこと

の二點にして、下水道には現在工事總額の三分の一の補助あれば他の三分の二は受益者負擔金と使用料の徴收とに依りて維持經營を爲さしめ、地方をして容易に下水道を設置し得るやうに仕向け、之に依つて保健衛生の増進を期せんと云ふに在り

九、衆議院選舉法及府縣條例の改正

衆議院議員選舉法の改正 現行衆議院議員選舉法に不備の點多きは昨春施行せられたる總選舉の經驗に依りて明かに認められ、現内閣に於ても組閣當初既に改正案提出の議が與黨内に起りたるも、來議會が解散となる爲め實現不能なるより、總選舉後の政局安定を待ちて具體化することになつて居り、唯總括的改正案と切離して現行法附則別表中の被選舉者の定員比率及別表更正期間の改正問題が目下政府與黨の首脳部に於て頻りに論議せられ居り即ち

一、被選舉者定員比率の改正

現行法の別表は大正九年の全國國勢調査の結果に基きて立案せられたるなるも、其の後人口の移動は極めて劇しく例へば大正九年の國勢調査にては東京市の人口は極めて稠密なりしが現在に於て市内より市外に増加し、第五區荏原豊多摩兩郡並に第六區北豊島南足立南葛飾の三郡の如きは有権者の總數は二十萬以上に達し居り、其の定員は有権者十萬内外の第一區並に第二區同様五人なり、斯くの如きは極めて不均衡の事なれば普選の趣旨に反すると謂ふべく、依つて被選舉者の定員を大正十四年の國勢調査に依つて改正すべきなり

一、別表更生期間の改正

現行法附則別表中に於ては本法は十年間は之れを更正せずとあるも、我が國の人口の増減は累年著しき變動を來し居るのみにて十年間之れを据置くときは時勢の進運に反する場合あるを以て國勢調査が五年毎に施行せらるゝに鑑み、更正期を五年に短縮し國勢調査の終了毎に其の結果に基き別表を更正することが極めて妥當なり

と云ふにあり、此の二改正に就いては濱口首相並に黨出身閣僚も異議なく、目下鈴木翰長並に川崎長官の手許に於て研究中にて政府としては改正案の成立を容易ならしめる爲め樞密院の關係より政府案とするを避け、在野各派と可及的協定を遂むたる上、議員提出として來議會の劈頭に提出せんとする意嚮なりと

府縣條例制定權の縮小 改正府縣制には府縣條例を設け得ることになり、右條例を以つて規定すべき事項に關して疑問あり、若し如何なる事項にても規定し得るものとすれば府縣會に發案權ある關係上、府縣令と府縣條例と衝突するが如き場合も生じ、府縣制の混亂を來す恐れあるより、府縣條例に規定し得べき事項の範圍を限定する爲め八月十三日午前十時より内務省は法令審査委員會を開きて協議せし結果、大體左の如く決定せり

- 一、府縣制に於いて府縣條例に依るべく明記されてゐる事項は、勿論府縣條例に依つて規定し得る
- 一、右以外のものでも法規的性質を有する事項にして府縣知事並に府縣參事會の權限と牴觸せざるものは府縣條例を以つて規定し得ること

右の解釋の結果、府縣制に明記されたる條理事項以外に於いて、公民の權利義務に關する事項は條例を以つて規定し得ること

となりしが、府縣制改正案を前議會に提案せし當時は如何なる事項に關しても、苟しくも府縣事務に關する限りは條例を以つて定め得るとの見地に立ち、ちるやうなれば、今度の解釋は條例制定權の範圍は著るしく縮小されし譯なり、然して右の如く決定せし理由は

府縣會議員がその發案權によりて府縣條例を提案し、これが議決されし時に於いて府縣知事が同一の事項に關して府縣令を制定し、而もその内容が相反するか如き場合には、何れを優先的効力あるものとも判断し難く、斯くては同一團體内の一の機關と他の機關との衝突となり、府縣制の精神を没却する結果となるより、その分屬權限の限界を明かにする必要がある

といふにありて、實際問題に當りては個々の場合に就いて判断する外なく、尙右解釋は近く内務省議の決定を経し、上各府縣に通牒を發する筈なりと

府縣繼續費設置 改正府縣制中發案權の問題に付ては、曩にも一度疑義を生じたるが、今回又復府縣の繼續費設定に關し、議員に發案權ありや否やの點に付、各地方長官の間に疑義を挟むものあり、内務省に對し屢々照會來るより、同省は法令審査會及省議に於て審議の結果

- 一、府縣繼續費の設置は府縣會議員に於て發案する事を得ざるものとす

(理由府縣制第二十條に依り繼續費設定の場合には府縣會の議決を以て繼續費と爲すことを得るから原則として府縣知事の權限に屬する事項である

一〇、公私經濟縮小委員會設置

節約宣傳の公私經濟緊縮委員會 現内閣は財界の根本的整理を行ひ、懸案の金解禁問題を解決せんが爲めに中央地方を通じて財政の整理縮緊を行ふと共に、一般國民に消費節約を奨励すべく、非常なる意氣込みを以つて掛り居れるが、長き間浪費的生活に慣れし國民にその主旨を徹底させることは頗る困難であり、國民の自覺なくして財政の縮緊のみを行ふもその効果は少なきのみならず、國民の自覺なくして眞に中央地方の財政を整理縮緊することも不可能にて、現に港灣河川等新規事業打切の報に接して、地方民は非常なる衝動を受け、これが復活の爲め内務省に陳情出頭するもの引きも切らざ

る状態なり、依つて内務省は一般國民に對してこの經濟的國難を切抜ける爲めには、財政の徹底的緊縮と消費節約の必要ある事を理解させる爲めに大宣傳を行ふこととなり、その具體的方法に關して安達内相井上藏相及小橋文相は七月三十日午後二時半永田町の文相官邸に會合し内務大藏文部三省各政務官の手に於て作製せし消費節約に關する特別機關設置及その實行方法に關する大綱に付約二時間に亘りて熟議を重ねし結果此の事業は出来るだけ速かに具體策を決定して實行方法に着手しなければならぬ性質のものであるから多數の民間有識者を網羅して委員會を組織することは却つて敏速を妨げる恐れがあるとの理由に依り委員會は之を公私經濟緊縮委員會と命名して内務大藏兩省の關係官吏のみを以て組織し會長の外左記十二名の諸氏を委員とすることに決定せり

會長

内務大臣 安 達 謙 藏

委員

(内務省側) 政務次官齋藤隆夫次官潮惠之輔參與官内ヶ崎作三郎社會局長官吉田茂地方局長次田大三郎警保

局長大塚惟精社會局長大野綠一郎 (天藏省側) 政務次官小川郷太郎次官河田烈參與官勝正憲理財局長富田勇

次郎主計局長藤井慎信 別に幹事書記若干名

尙ほ右に伴ふ諸般の細目に付ては同日午後五時より藏相官邸に於て齋藤内務政務次官外各關係政務官參集の上懇談を遂げしが該經費約二十萬圓を第二豫備金より支出し又實行上について地方長官と協力するは勿論婦人團體とも充分連絡を圖りて趣旨の徹底に努力することとなり

次いで節約宣傳のため設置さるべき公私經濟緊縮委員會下相談の爲め二日午後二時より内務省首脳部會議を開き協議せし結果

十二名の内務大藏兩省委員の外に逓信省から山本郵務局長、岡田簡易保險局長、吉野貯金局長、商工省から吉野工務局長、農林省から石黒農務局長の五名を新たに委員に加へ第一次經費として十九萬五千圓の第二豫備金支出を要求することに決定したる後左の如く緊縮の要旨宣傳機關宣傳方法等を決定して同五時散會せるが右に關しては濱口首相並に各關係の諒解を求めし上直に委員を任命して近く實行に着手する筈なり

公私經濟緊縮の要旨

一、現下我國財政並に經濟の難局にあるを明かにすると共に金解禁貿易改善の必要を説いて國民の自覺反省を促すこと

一、個人經濟と財政並に國民經濟との關係を明かにし現下難局の打開は國民全般の共同責任たるを自覺徹底せしめること
 一、質素勤勉貯蓄の道德的並に經濟的意義を闡明にすると共に生活を簡素にし社會生活に於ける各種の弊習を矯正し以つて消費經濟の各方面に工夫改善を加ふる風を助長促進せしめること

公私經濟緊縮に關する機關

- 一、公私經濟緊縮委員會を以つて公私經濟緊縮運動に關する計畫宣傳實行促進の中央機關たらしむること
- 一、公私經濟緊縮地方委員は地方長官を中心とし道府縣廳に公私經濟地方委員會を置くこと
- 一、民間團體及び民間篤志者の協力を求むる
- 一、實業團體教化團體婦人團體會社工場等に對しては中央並に地方に於ける委員會に於いて考究決定せる事項を移し夫々當該團體に於いて適當なる計畫の下にこれが實行を期するやう協力を求むると共に公私經濟緊縮運動の趣旨の普及徹底を圖る爲め學者實業家その他民間篤志者の協力を求むること

公私經濟緊縮運動の方法

- 一、新聞雜誌と聯絡を圖りその協力を求むること
 - 一、國際貸借金解禁對外貿易列國國富等に關する諸材料消費經濟改善等特に日常生活に緊縮なる關係を有する輸入品等に關するポスター冊子の作製配布講演會講習會等の開催映畫の作製及び利用等をなすこと
 - 一、學校男女青年團在郷軍人會その他の團體と聯絡を圖り公私經濟緊縮に關する趣旨の徹底を期すること
 - 一、寺院教會劇場活動寫真館その他多數集合の機關を利用し公私經濟緊縮に關する趣旨の徹底を圖ること
 - 一、公私經濟緊縮に關する模範的施設及びその実績を調査して一般にこれを推奨すること
 - 一、外國品を優良なりとする觀念を打破し國産品の使用を奨励すること
- 斯くて政府は九日の臨時閣議に於いて公私經濟緊縮委員會官制委員並に右に要する經費十九萬五千圓を第二豫備金より支出するの件を決定し依つて政府は近く委員會を開き全國に亘り消費節約勤儉貯蓄の一大宣傳運動に着手することとなり

れり

公私經濟緊縮委員會會則

公私經濟緊縮委員會會則に就き八月九日内務省より左の如く發表されたり

第一條 公私經濟緊縮委員會は内務大臣の監督に屬し公私經濟緊縮運動に關する計畫要綱に基き諸般の施設を調査講究す

第二條 公私經濟緊縮委員會は會長一人及び委員若干人を以つてこれを組織す

第三條 會長は内務大臣を以つてこれに充つ

委員は内務大臣これを命じ又は囑託す

第四條 會長は會務を總理す、會長事故あるときは内務大臣の指名したる委員その職務を代理す

第五條 公私經濟緊縮委員會に幹事及び書記を置く、會長これを命じ又は囑託す

幹事は會長の指揮を承け庶務を整理し、書記は庶務に従事す

より
公私經濟緊縮第一回委員會 同會は十三日午後一時より内相官邸に開催、安達會長外各委員出席、先づ安達會長より

一、公私經濟緊縮運動は國民の理解と共鳴とを基調とする國民的運動たらしむること

一、急速且つ徹活に趣旨の徹底を圖ること

一、中央地方相呼應して組織統制ある舉國的運動たらしむること

一、行政各部が協力提携して運動の具體的實行に努力すること

等を述べて挨拶を試みたる後前記公私經濟緊縮方針に關する要綱を付議し、二、三字句の修正をなし、次いで具體的運動方法として左の事項に就き協議決定せり

一、金解禁消費節約の必要に關し極めて平易なる印刷物を作成すること

二、我國現下の經濟財政事情等當面の難局に處すべき方途を説示せる簡易なるパンフレットを作成すること

三、公私經濟緊縮運動に關する統計圖表を作成して展覽資料として供給すること

四、優良なる國産品及び外國品に代るべき國産品を發表してこれが使用を奨励すること

公私經濟緊縮委員會幹事會 斯くて八月十五日午後一時同委員會幹事會は内務省社會局に於て開會

唐澤會計、大島文書、岡田財務、宮武庶務、藤野福利、各課長及川井事務官（以上内務省側）、青木國庫課長、西村事務官（以上大

藏省側）等の各特別委員の外、勝大藏、參與官、吉田社會局長官並大野社會部長も特に出席

今後の實行方法を協議せし結果左記三點を決定し、同四時散會せり

一、八月下旬から各閣僚政務官其他の諸名士に依囑して六大都市を始め全國主要都市に亘り緊縮運動の第一聲として講演會を開催すること

二、緊縮の趣旨を徹底せしめる一方法として右に關する映畫の筋書を一般懸賞に依り募集すること

三、緊縮運動の所要經費十九萬五千圓の内地方に支出すべき經費は此際直ちに各府縣へ配布し其の活動を促すこと

次いで内務省は公私經濟緊縮運動に關する計畫宣傳實行促進の爲め第一次經費として右十九萬五千圓を第二豫備金より支出し、内八萬圓は地方の緊縮運動の經費として既に配當済なるが右經費を以つてしては一縣當り僅二萬圓程度にも達せず、到底緊縮運動の徹底を期する事不可能なりとし、内務、大藏兩省及び社會局にて運動資金捻出の方途に就き種々考究せし結果、今回の緊縮運動は中央、地方が共同戦線に起ちて活躍をなすべき性質のものにて、國家の事業なると同時に地方の援助を必要とする關係上、運動に必要な限度を超えざる範圍内に於いて地方費より支辨せしむる事とし、九月五日左の通り、地方局長、大野社會部長の名を以て全國地方長官宛通牒を發せり

八月十六日發社第四十八號を以て豫算令達相成候處、右を以て不足する場合は該運動の爲必要な經費を地方團體に於て負擔するは何等支障無きにつき右御了知相成度候也

然るに公私經濟緊縮委員會は組織後僅かに一回會議を開きたるみにて其後の活動狀況及將來の宣傳策に付ても此際至急協議する必要を生ぜし結果、第二回委員總會を來る九日午前十時より外櫻田町の内相官邸に於て開會することに決定し、當日は主として

金解禁の事情と緊縮の理由を更に一層全國民に徹底せしめるには民間各方面の實際家からより以上の援助を乞うて眞劍に宣傳せしめねばならぬが之に付ての具體方法を如何にするか

の問題を中心として協議する事となり、又公私經濟緊縮に關し各府縣に於て地方委員會を組織せしものは六日まで

大阪、長崎、埼玉、千葉、長野、宮城、福島、岩手、鳥取、岡山、廣島、山口、大分、島根、其他六縣の二十府縣に亘り何れも活動を開始し中央委員會に向ひて續々講師の派遣を依頼し來り居り中央委員會は右の事實に鑑み前記の如く第二回總會を開きて將來活動方針を決定し中央、地方相呼應して實効を圖ることになり居り現に政府の依頼に依り地方に出張して大に宣傳に努めつゝある人々は新渡戸稻造博士の山梨縣下、渡邊鐵藏博士の滋賀縣下等にて茲一兩日中若くはそれ以後に於て出張すべく決定せるものは東大の森莊三郎博士七日より十五日まで香川、愛媛兩縣下、服部文四郎氏八日より十一日まで鳥取、島根兩縣下、梶原伸治氏九日より十一日まで廣島、山口兩縣下、大河内正敏子及東大の本位田祥男博士(期日未定宮城縣下)なり

尙ほ安達内相は公私經濟緊縮の趣旨を徹底せしむる爲め内務省社會局と打合の上來る八日より向ふ十日間に亘りて各地方に出張することゝ爲りたり其の順序は先づ静岡を振り出しに大阪、奈良、滋賀等の關西方面を一巡すべく而して總ゆる方法により中央、地方相呼應して組織的の宣傳に努めし結果六日の同幹事會にて各幹事會より國民の多數は政府の方針に共鳴し勤儉力行の風兆漸く顯著なるものありと報告せしより九日に同總會を開きて節約運動經過の中間報告をなし今後統制方針に關し協議することになりたり

一一、警察機關の充實と丸山總監の聲明書

内務省は明年度新規事業の一として警察幹部充實費十六萬九千圓を要求しむるが右は新たに警視三十四人、事務官一人、警部九十五人の増員をなさんとするものにて即ち郡役所廢止後從來郡長の取扱ひたる事務の一部が警察に於いて取扱はれることゝなりその結果警察事務の膨張を來すに至りしより今回の如く警察幹部の増員計畫をなすに至りしものなり

一、現在警部を署長とする警察署は全國に於いて八百十一署に達してをり又定員の關係から警部が刑事課長或ひは保安課長となつてゐる縣も少くないので警視を三十四名増員し内二十二名は郡市に於いては巡查百人以上都市以外にありては百名に近い巡查の勤務する警察署を標準としてその一部を選定し警部の署長を警視に昇格せしめるもので残り十二名は警部の刑事課長を警視に昇格するものである

一、事務官一名の増員は警視廳の會計課長とする

一、警部補を署長とする警察署は二百十三名であるが警部を九十五名増員し重要な警察署を選定して九十五ヶ所だけ

警部を署長とする警察署に昇格せしめるその選定の標準は巡查定員十五名以上の警察署とする

若し右計畫が實現すれば全國を通じて千二百廿六の警察署中の署長の資格區別は左の如くなる筈なり

警視署長 二二三名 警部署長 八八五名 警部補署長 一一八名

次に **丸山警視總監** は目下疑獄兩事件の檢舉取調中に當り警視廳各部長課長管下各署長に對して左の如き訓令を發し府會警務委員及び警視廳擔當新聞記者團に對して同様聲明書を發せり警視總監が事件取調中に察し斯くの如き同文の訓令及び聲明書を發せしは今回が初めてのことなり

丸山總監の訓令 (警察官以外には聲明書に代と)

最近管下に於て所謂動章疑獄事件、私鐵疑獄事件等檢舉を見たるに對し世上一部に警視廳は政治警察に熱中する云々の説をなすものあるは極めて遺憾のことにしてこの機會に於て小官の所信を開陳して誤解なき様注意を喚起致度し小官就任の初め府會警務委員會に於て一委員より小官の警察に對する態度に關する質問中將來政治警察をなさざる決心なるや否やの言明を得度しとの意味あり小官は即座に最も明確に左の如く答辯したり

「政治警察の意義極めて不明にして正確なる答辯を與へ難きも警察は社會の安寧秩序を維持する重任を負ふを以て政治の如き社會國家の中軸をなす事象に對して無關心なること能はず殊に政治の趨向は人心に及ぼす影響最も重大なるを以て細心の注意を以て之を察知し事變を未然に防止するに最善を盡すは警察の重大任務なりと信ず然れども若し政治警察の意味が警察上知り得たる材料を政治上一黨一派の利益の爲めに害用し又一黨一派の爲めに警察權の活動を二三にするが如き事態なりとせば這は權力を背景とせる丈け普通人の不公平以上の大罪惡なりと信ずるを以て余は斷じて之に與せず

小官の所信はこの答辯にて盡き今日に於ても此の方針に何等渝ることなし今回の兩事件が偶々政黨の關係者又は大官に關連ありとなし直ちに政治警察云々の批評を下すが如きは根據なき議論にして萬一斯かる世論に迷されて其矛先を鈍らす如きことあれば警察の眞面目を没却する結果となるべし若し夫れ社會秩序の違犯者が權力者なるが故に又は政治家政黨人なるが故にその檢舉摘發を躊躇し又は兎角の世論を惧るゝが如きあらば正義は何れの日にか樹立されん斯かる地位あり權威あるものゝ不正不義を糾弾するは正に社會革正の第一歩なりと信ず

以上の趣旨は機會ある毎に再三説示したる處なるも、多數警察官の中には無稽の浮説に迷はされて誤解する者なきを俾せず、各位は更に此の趣旨を部下一同に傳へ、毅然として警察官の本分を達成せられんことを望む

一、二、社會局の労働組合法案と失業救済補助大綱

内務省の労働組合法案内容 社會政策審議會に對し政府より提出せんとする労働組合法案に關する諮問案の内容は内務省社會局に於て審議の結果漸く具體案を得るに至りたるが其の全文左の如し

労働組合法の制定に關し左の諸點に付き貴會の意見を諮ふ

- 一、組合は職業別、産業別の外、一般に労働者の組合をも認むべきや
 - 二、組合は聯合組織をも認むべきや
 - 三、組合には必ず法人格を與ふべきや
 - 四、組合員の地位の保障を如何にすべきや
 - 五、労働争議に因る損害賠償に關し組合の免責規定を設くべきや
 - 六、組合の業務、財産等の監督に關し如何に規定すべきや
 - 七、組合の不法又は不當なる行為の取締に關し如何に規定すべきや
 - 八、組合法中に團體協約に關する規定を設くべきや
- 斯くて労働組合法案を來議會に提案する方針の下に右を社會政策審議會に諮問中であり、案の内容如何は審議會の答申によりて大體決せられることになり居れるが組合法の骨子となるべき點にして從來問題となり居りしところにつき、内務省社會局初め政府部内と與黨内の進歩的分子の意見を總合すれば大體左の如し
- 一、組合に職業別、産業別の制限を設くべきや否やの點
- 立法の趣旨が労働者團結の保護にある以上かゝる制限を設くることはその趣旨に反する、即ち組合がその必要を認むるならば自らその形を採るであらうし、その必要なに強制されることは有力なる團結への發展を妨害され殊に初期の組合や小都會の組合は非常な打撃を受ける
- 一、組合の聯合體を認むるの是非

労働組合運動を保護する目的をもつて制定される本法に於いて組合運動の眞の活動の中心となるべき聯合體を認むべきは當然である

一、組合に法人格を強制的に付與するの可否

財産の多い組合ならば法人たることによつて便益を受けるであらうが、財産の少い小組合は却つて煩雜な手續を強要されるに過ぎない、然もその結果組合の設立を届出主義にするとしても事實上は認可主義によると同様となり、團結の自由を害することになるからこれは強制せずに任意とすること

一、組合員たるが故に解雇し、又は組合に加入せざることを罰則を付して禁止するの可否

本規定は組合法の骨子となるべき點であつてこれが曖昧にされてゐては骨抜きになるものであるから罰則を付して禁止する規定であらねばならぬ

一、労働協約に關する規定を設くべきや否やの點

團體交渉を認める以上その効力たるべき團體契約を確認すべき規定を設くることは當然である、固より法制上から云へばこの點に關しては單獨法を以つて規定する方が適切であるかも知れぬが、若しさうするとすれば労働組合法と同時に制定せねば意義をなさぬ

一、労働争議に依る損害賠償に關し組合の免責規定を設くべきや否やの點

労働組合を公認する以上その目的たる労働條件の維持改善の手段としての労働争議による事業主の損害に對しては組合は責任を有しないといふことを明確にして置くことは本法制定の趣旨より當然必要である

右の意見に對しては労働組合側も大體同感の如くにて若しこの意見が法案に實現するとすれば労働者の爲めの労働組合法としての體面を一應備へ得る譯なるが緊縮政策の結果來るべき事業界不振の氣構への中において、果して右の如き意見がどの程度まで議會提出案に採用されるかは疑問であり、若し反對意見が勝を占めるにおいては労働組合の爲めには寧ろ有害無益の取締法として出現する恐れがあるより、右の諸點に關する審議會の空氣並に政府全體の意向は注目され居れり

失業救済土木費國庫半額補助大綱 財政整理に依りて生ずる失業者の應急的救済策に付ては曩に内藏兩大臣より發せし地方債抑止の訓令に於ても本問題に關する限り特に例外を認め居るが、尙ほ之れ以外の方法として内務省は

今回大體左の大綱を内定し、近く大藏省と協議を遂げて實施する方針なりと

- 一、失業救済を目的とする土木事業に對し國庫はその勞力費の半額を補助すること
- 二、失業救済を目的とする土木事業の勞力費は總工事費の三割以上を占むるものに限定すること
- 三、國庫は事業の性質に依り勞力費に對する半額補助の外若干の補助を爲すこと
- 四、右適用範圍は東京、京都、大阪、神戸、横濱、名古屋の六大都市及び其他の重要都市並に其の屬する府縣とすること
- 五、適用都市及び府縣中失業者多數に依るも財政窮迫の爲め救済能力なき場合は主務省に於て調査を行ひ例外として事業全部に對し國費を以て實行すること
- 六、失業救済を目的とする土木事業に對し國庫に於て助成すべき豫定額は大體昭和四年度各省整理額の約一割（一千萬圓とすること）

一三、行政整理及國立公園國道改良、農村疲弊調査

行政整理と安達内相の言明 財政整理と共に此際行政整理をも行ふべきか否かに付ては之迄閣内に於て色々意見ありしが結局閣議にて

- (一) 積極的に行政整理を行はなければ然し退職者の補充を絶対に見合はせること
 - (二) 特殊の必要を認めざるもの、外國出張を中止すること
 - (三) 三年度末の剰餘金を以て賞與又は之に類するものに充當せざること
- 等を決定して徹底的に緊縮の實を擧げることとせり、政府が斯く積極的の行政整理を行はずして實際上の効果を求めんとは、一は行政整理に依つて一時に多數の知識階級に屬する失業者を出せじとせし理由もあり、又形式上整理を成るべく避けたいと云ふ考へにもよりし譯なり、而して此の趣旨は地方にも準用せしめ歩調を一にして行きたいと思ふ所より従つて地方廳を國と切離し特別の行政整理を行ふと云ふが如きを斷じてせざる方針なりと
- 國立公園實現調査會 國民保健の立場よりまた外人誘致策の一として國立公園設置の必要は豫てより問題となりたるが内務省は明年度豫算に調査費二萬圓を要求し、これが承認を得れば國立公園調査會を設けて直に候補地の選定をなす意向なり、現在高地その他十五ヶ所の候補地に就いてはその地勢風致の特徴、土地所有者關係、天候、氣候、交通施設及び利用現況、地方の計畫、水利利用、林業等と他の事業等の關係に就き詳細なる調査を終り居り、調査會が設置されればこれに付

議せし上、更にその中より五ヶ所位の候補地を選定し、公園計畫を樹て公園地域の設定、衛生施設、交通施設、休養宿泊施設等に就き調査考究を遂げる筈にてまた國立公園制度とその運用の問題、即ち國立公園法の如きものを設くるや否や等の根本問題に就いても調査する方針なりと

國道改良費割當と地下鐵に指令 昭和四年度の國道改良補助費六百五十萬圓は實行豫算に依りて四百十萬七千圓に減額されし結果その割振りに狂ひを生じ中にも新たに着手すべき國道改良補助費三十萬圓に就いては根本的に改善する必要を認め、内務省土木局は目下各府縣の實行豫算を對照して補助割當額を變更中なるが本年度より着手すべき新事業の内、最も大工事に屬するものは三重、愛知に跨る掛斐、長良、木曾の三大橋（總工費六百五十萬圓）にて之を豫算通り實行するや又は緊縮政策に依つて一時延期するやは、右補助の割當に直接の影響を伴ふ爲め同省土木局は今關係兩縣知事に對しその眞意を照會することとなりたり

更に内務省は東京地下鐵道株式會社の地下鐵工事はその工事上の不注意より再三地盤の崩壊を來し、これが爲め人心に甚だしき不安を感じしめるより内務省は素々地方鐵道法によりて嚴重なる工事上の制限を付して許可せるものなるに拘らず、斯くの如く人畜に危害を及ぼす恐れあるが如き失態を繰返す如くにてはその儘放任し難しとなし、技術上六個の條件を付して更に嚴重なる工事上の注意をなすことに決し、その旨東京府知事に對し指令を發することになり、今後は内務省技師をして工事を監視せしめる筈にて若し會社側が内務省の指令に反するが如きことがあれば、場合によりては工事の差止或ひは認可の取消をもなす方針なりと

義務教育費増額と農村疲弊調査 義務教育費の國庫負擔金増額は現内閣が在野時代よりの主義主張にて、既に濱口首相は之に對して慎重に考慮中の旨を漏らし居り、又直接責任の地位にある井上藏相も最近本問題は當然解決すべき義務を有するから増額の程度は第二段として増額其のものに付ては是非共實現せしめたいと述べ居り、然も大藏省は之付にて既に調査を開始せしが其後政府は與黨方面の強硬なる要求に基き明年度に於ては少くも一千萬圓以上の増額を圖ることに内決せしもの、如く、近く安達内相井上藏相及び小橋文相は本問題に關して會合を催すことなれり

右に付き安達内相 は左の如く語れり
義務教育費の國庫負擔金増額は吾々が在野時代から唱道し來つた所で、何とか目鼻を付けなければならぬと考へて居る併しまだ明年後の歳入見積も出來ないし、其他種々の事情があるから果して増額を千萬圓程度とするか、千五百萬圓以上

にまで及び得るか全然見當が付かない、只自分の考へでは若し之を實現せしめた場合は、次の如き方法を探りたいと思つて居る、即ち従來は國庫負擔金の増額を行つた場合、地方は相當財政に餘裕を生ずるので、其の餘裕を生じた經費を他の事に流用することが多かつたが、之は國庫負擔金増額の眞の目的に反する譯であるから、斯る方法は絶対に禁止し、其の代り餘裕を生じた經費は一切地方税の減額に振向けしめた云々

次に政府は緊縮政策に伴ふ必然の結果たる不景氣に對する對策に關しては深甚の考慮を拂ひゐるが、特に最近の情勢によれば地方農村の疲弊著るしきものあるより、これが善後處置に關し頗ぶる苦慮しゐるものゝ如く、即ち地方農村は豊作とはいへ米價下落の結果、極度に疲弊し有力なる府縣を除いては何れも小學教員俸給の如きは勿論、府縣費支辨に係る公吏の俸給の支拂は、二ヶ月乃至三ヶ月位遅れる状態となり居り、或る地方の如きは町村會の決議を以て俸給減額を議決し事態の容易ならざるものあり、この種の問題は單なる局部的の地方問題として輕視する時は、意外なる結果を招來する虞れあるより、先づこれが實狀を調査するため政府は内務農林兩當局をして直に夫々實地に就き調査を遂ぐることになれり、然し本問題の成行如何は直に全國の官公吏並に俸給生活者にも影響を及ぼすことになるを以て、政府はその取扱ひに就き頗ぶる苦慮し居れるが、必ず具體的解決案を得る確信ありとして調査を急がせ居れり。

一四、整理緊縮と社會政策的減税

豫算緊縮と減税 政府は曩に中央財政の整理緊縮を斷行すると共に地方費に對しても此の趣旨を徹底せしめる爲め内務大藏大臣より訓令を發し、先づ四年度豫算の組替へを爲さしめる一方、明五年度豫算は尠くも四年度當初豫算に比して一割五分の減額を命じたが、右整理の結果歳入に餘裕を生ずる場合に於ては、起債額の減少を圖り尚ほ剩餘あるときは舊債の償還を爲し、又は課税の輕減を圖らしめることになつて居り、殊に社會政策的減税は現下の狀態に鑑み最も必要なるより、内務大藏兩省は此の點を一層徹底せしむべく、今回内務大藏兩省協議の結果、地方局長及主税局長の名を以て三日附各府縣知事に對し左記依命通牒を發するに至れり

七月二十九日内務省訓令第一〇〇四號第五項を以て課税の輕減を圖るべき旨訓令相成候處、右は自家用荷車税、自轉車税の輕減の如き主として社會政策的減税を行はるゝ様致度儀に付此旨御了知相成度

斯くて地方費の整理緊縮に依り得たる剩餘金は之を課税の輕減に振向ける場合は、自家用荷車税及自轉車税等の輕減の如

き主として社會政策的減税を行はしめることになりしが、果して何の程度の實際効果を齎し得るか、今内務當局の意嚮を綜合すれば大體左の如し

一 四年度豫算に依る地方雜種税總額は約六千三十萬圓で、此の内車税(自轉車税を含む)は約二分の一弱の二千六百七十一萬餘圓に及び、雜種税中の第一位を占めて居るから、之が輕減は社會政策的にも亦實際的にも最も適切である

一 自轉車税は平均一輛四圓四五十錢で、今回の通牒に依り、一圓内外の輕減を見ることが出来るのではないかと豫想されて居る、尤も既に三、四兩年度を通じ十數府縣に於ては一輛二三十錢方の輕減を行つた所もあるが、又一面には廣嶋の如き増税した縣もある

一 今回は自家用荷車税及自轉車税の輕減を示して居るが、之は單に社會政策的減税の例示に過ぎないので、あつて此の外當局の期待するのは多年問題となつて居る、戸數割及家屋税の如きも相當の輕減と、又雜種税に在つては賣藥配置税(賣藥税)としての賣藥税は既に廢止されて居る、及糧税、酌婦税、其他岐阜縣の鶴税等極めて税額の少いもの乃至は弱いものゝ廢減税である

一 以上の輕減は四年度に於ては假に餘剩を生じて公債の中止に依り己を得ざる事業費に振向けられるであらうから、殆ど期待せられない

斯くて地方財政の整理緊縮の結果歳入に餘裕を生ずれば起債額の減少に充て、尚ほ餘裕ある場合には舊債の償還減税に充當すべき旨各地長官に對し内務大藏兩當局より訓令を發せるが、更に三日右の趣旨により減税を圖るべきものは、自家用荷車税、自轉車税の輕減の如きを主として社會政策的減税を行ふやう、次田地方局長、青木主税局長より各地方長官に正式に通牒を發せり、而して昭和三年度の自轉車税額は千六百五十萬圓、荷車税二百五十萬圓にて、昭和四年度は社會政策的見地より福岡外十三縣が自轉車税の減税を斷行し居り、今回の通牒により今年度の實行豫算より自轉車税の輕減を行ふものは、大阪外數縣に過ぎざるが、明年度豫算にては各府縣とも相當減税を行ひ得るものと内務當局は觀察し居れり

而して曩に内務大藏兩省より各地方へ通牒せし自轉車税及自家用荷車税等の社會政策的減税に關する問題は、從來惡税の一種と目されて居りし、丈け相當反響あるものゝやうにて、政府が特に車税の中より右兩税を選び自動車人力車其他を除外せし所以は、全く社會政策的見地に立脚せしものなりと云ひ居れり、即ち自動車、人力車、輪送用運搬車との區別あるより之を一様に見る譯には行かざるも、何れとも營業の用に供し、又は自家用として自動車を使用するものに對

にまで及び得るか全然見當が付かない、只自分の考へでは若し之を實現せしめた場合は、次の如き方法を探りたいと思つて居る、即ち従來は國庫負擔金の増額を行つた場合、地方は相當財政に餘裕を生ずるので、其の餘裕を生じた經費を他の事業に流用することが多かつたが、之は國庫負擔金増額の眞の目的に反する譯であるから、斯る方法は絶対に禁止し、其の代り餘裕を生じた經費は一切地方税の減額に振向けしめたい云々

次に政府は緊縮政策に伴ふ必然の結果たる不景氣に對する對策に關しては、深甚の考慮を拂ひゐるが、特に最近の情勢によれば、地方農村の疲弊著るしきものあるより、これが善後處置に關し頗ぶる苦慮しゐるもの、如く、即ち地方農村は豐作とはいへ、米價下落の結果、極度に疲弊し有力なる府縣を除いては何れも小學教員俸給の如きは、勿論府縣費支辨に係る公吏の俸給の支拂は、二ヶ月乃至三ヶ月位遅れる状態となり居り、或る地方の如きは、町村會の決議を以て俸給減額を議決し、事態の容易ならざるものあり、この種の問題は、單なる局部的の地方問題として輕視する時は、意外なる結果を招來する虞れあるより先づこれが實狀を調査するため、政府は内務、農林兩當局をして、直に夫々實地に就き調査を遂ぐることになれり、然し本問題の成行如何は、直に全國の官公吏並に俸給生活者にも影響を及ぼすことになるを以て、政府はその取扱ひに就き頗ぶる苦慮し居れるが、必ず具體的解決案を得る確信ありとして、調査を急がせ居れり。

一四、整理緊縮と社會政策的減税

豫算緊縮と減税 政府は曩に中央財政の整理緊縮を斷行すると共に、地方費に對しても此の趣旨を徹底せしめる爲め、内務、大藏大臣より訓令を發し、先づ四年度豫算の組替へを爲さしめる一方、明五年度豫算は、尠くも四年度當初豫算に比して一割五分の減額を命じたが、右整理の結果、歳入に餘裕を生ずる場合に於ては、起債額の減少を圖り、尙ほ剩餘あるときは舊債の償還を爲し、又は課税の輕減を圖らしめることになつて居り、殊に社會政策的減税は、現下の狀態に鑑み、最も必要なるより、内務、大藏兩省は此の點を一層徹底せしむべく、今回内務、大藏兩省協議の結果、地方局長及主税局長の名を以て三日附各府縣知事に對し、左記依命通牒を發するに至れり

七月二十九日内務省訓令第一〇〇四號第五項を以て課税の輕減を圖るべき旨、訓令相成候處、右は自家用荷車税、自轉車税の輕減の如き主として社會政策的減税を行はるゝ様致度儀に付、此旨御了知相成度

斯くて地方費の整理緊縮に依り得たる剩餘金は之を課税の輕減に振向ける場合は、自家用荷車税及自轉車税等の輕減の如

き主として社會政策的減税を行はしめることになりしが、果して何の程度の實際効果を齎し得るか、今内務當局の意嚮を綜合すれば、大體左の如し

一 四年度豫算に依る地方雜種税總額は約六千三十萬圓で、此の内車税(自轉車税を含む)は約二分の一弱の二千六百七十一萬餘圓に及び、雜種税中の第一位を占めて居るから、之が輕減は社會政策的にも亦實際的にも最も適切である

一 自轉車税は平均一輛四圓四五十錢で、今回の通牒に依り、一圓内外の輕減を見ることが出来るのではないかと豫想されて居る、尤も既に三、四兩年度を通じ十數府縣に於ては一輛二三十錢方の輕減を行つた所もあるが、又一面には廣嶋の如き増税した縣もある

一 今回は自家用荷車税及自轉車税の輕減を示して居るが、之は單に社會政策的減税の例示に過ぎないので、あつて此の外當局の期待するのは、多年問題となつて居る、戸數割及家屋税の如きも相當の輕減と、又雜種税に在つては賣藥配置税(賣藥税)としての賣藥税は既に廢止されて居る、及糧税、酌婦税、其他岐阜縣の鶴税等極めて税額の少いもの乃至は弱いもの、廢減税である

一 以上の輕減は四年度に於ては、假に剩餘を生じて公債の中止に依り己を得ざる事業費に振向けられるであらうから、殆ど期待せられない

斯くて地方財政の整理緊縮の結果、歳入に餘裕を生ずれば、起債額の減少に充て、尙ほ餘裕ある場合には、舊債の償還減税に充當すべき旨、各地長官に對し、内務、大藏兩當局より訓令を發せるが、更に三日右の趣旨により、減税を圖るべきものは、自家用荷車税、自轉車税の輕減の如きを主として、社會政策的減税を行ふやう、次田地方局長、青木主税局長より、各地方長官に正式に通牒を發せり、而して昭和三年度の自轉車税額は千六百五十萬圓、荷車税二百五十萬圓にて、昭和四年度は社會政策的見地より、福岡外十三縣が自轉車税の減税を斷行し居り、今回の通牒により、今年度の實行豫算より、自轉車税の輕減を行ふものは、大阪外數縣に過ぎざるが、明年度豫算にては、各府縣とも相當減税を行ひ得るものと、内務當局は觀察し居れり

而して曩に内務、大藏兩省より各地方へ通牒せし自轉車税及自家用荷車税等の社會政策的減税に關する問題は、從來惡税の一種と目されて居りし、丈け相當反響あるもの、やうにて、政府が特に車税の中より、右兩税を選び自動車、人力車其他を除外せし所以は、全く社會政策的見地に立脚せしものなりと云ひ居れり、即ち自動車の如きは、自家用高級車と輸送用運搬車との區別あるより、之を一樣に見る譯には行かざるも、何れとも營業の用に供し、又は自家用として自動車を使用するものに對

しては其の性質上寧ろ増額を要せばとて軽減せしめる必要はなきものにして、更に牛馬車税荷積牛馬車を含むに付ては合同の通牒に軽減の例示をし居らざるも之は自家用であれば前記兩税同様軽減せしめたき意嚮なり而して内務省調査に依る昭和三年度の道府縣車税は四年度豫算の二千六百七十一萬圓より約百萬圓減の二千五百六十四萬餘圓にて内譯は左の如し(單位千圓)△減

	三年度	二年度	増	減
自轉車	一六、五八七	一五、七九八	七八九	
自動車	二、一八二	一、七三〇	四五二	
人力車	一、三三八	二、二四	一一四	
荷積車	四、二七六	四、五一二	△二三六	
牛馬車	二、二二〇	二、三九五	△一七四	
其他	四〇	四〇		
計	二五、六四四	二四、六九九	九四五	

之に依りて見れば荷積車及牛馬車は時代と共に激減するに反し、自轉車並自動車は非常の勢ひを以て増加して居り、尙ほ内務省は前述の如く本年度に於てはさして其の効果を期待し居らざるも、明年度に於ては自轉車一輛に付き平均一圓程度の減税が行はれるものと豫想し居れり

一五、失業保險確立と失業救濟事業法案

失業保險制度の確立 失業問題解決應急策が社會政策審議會で議了すれば、愈々失業問題根本對策の論議に入る順序なるより内務省社會局に於いて失業保險制度失業基金制度解雇手當制度の利害得失について攻究を續け、同審議會に參考案として提出し審議を求むる意向なり、内務省社會局の腹案としては現下の經濟組織並に社會事情に鑑み失業保險制度を確立することが刻下の急務なりといふ結論に到達せしより、同審議會にては専ら失業保險に關して審議されることならんがその論據は次の如し

失業基金制度は一般會計より毎年一定額を失業基金として積み立て一度び不景氣が襲來して民間事業が萎靡沈衰し失業者續出の場合には失業基金を以て官營事業を振興して失業者を救濟せんとするにありて、我が國の如き爲すべき生産事業の多きところは最も適切な施設なるも、現今の如く政黨政治發達の餘弊として政争の苛烈なる際果して失業基金が純理的に運用されるや否や頗る疑問であり否却つて黨勢擴張の資に充當される懸念さへもあるより、この制度は理論的には最善の策なるが實際問題としては不可であり、次に解雇手當制度としては財界好況時代には資本家が株主配當を増し又は私腹を肥し、不況に遭遇するや忽ち事業を縮小し又は閉鎖し爲めに多數の労働者を解雇して失業者を労働市場に殺到せしめることはその責専ら資本家に歸すべきであらば、商法を改正し、又は同特別法を設けて好況時代には純益の一定額を解雇手當として積み立てしめ、労働者を解雇する場合解雇手當として支給せしめようといふにあるが、これも實際の運用上假令法制を以て強制するも果して圓滑に行くや否や懸念にして寧ろ強制せずして事業家の自省に待ちて自主的に解決するを適當と認め居れり

しかしして失業保險も如何なる形態にすべきかに就いては更に別の機關に依りて我が國情に適する最善案を衆智を集めて研究することゝなるべく、失業保險の實施には労働組合法の制定を前提要件の一となすこと及完全なる失業統計をも必要とし、就中これが實施には概観するも少くとも國庫より一千萬圓以上の補助金を要するを以て、失業保險の原則を定めるも同制度の確立並に實施には、今後尙ほ相當の歳月を要する模様なり、然し歐洲先進國に於ける失業保險發達の沿革に徴し、當局は先づ労働者雇傭者並に公共團體より成る失業保險組合の制定實施を奨励促進する意向なり

内務省の失業對策失業救濟事業法案 社會政策審議會の失業問題對策樹立特別委員會四日の委員會に内務當局より具體案を提示することになり、依りて同省社會局に於いて吉田長官、大野社會部長、川西職業課長等數次鳩首協議の結果大體左の如く決定安達内相の決裁を求め同會議に提出する筈なり

企業の調飾

一失業者が季節的に續出することは政府の直轄事業は勿論道府縣市町村等の公共團體の事業開始が會計年度の關係で常に四月頃になり爲めに冬季の霜枯時には多數の失業者續出する傾向にある故に適當に事業を調節すれば季節的失業者は漸減するであらうから

第一案正式に企業調節委員會を作り關係各省の關係官公共團體六大都市の首腦者、民間事業家、土木労働者を多數使役す

るもの等を委員に任命囑託して事業の調節によりて失業者を防止し、失業者續出の場合には事業の振興によりてこれを救済すべく相談すること
第二案正式に企業調節委員会を作らず隨時内務省を中心に前記關係者を招致し、前述の失業防止救済に付て懇談會を開くこと

失業救済事業

事業の調節に依りても尙ほ失業者多數續出の場合には、隨時道府縣並に都市等の公共團體をして失業救済のために事業を振興せしめ、財源を起債に求むるものは地方債制限の特例により起債許可の特典を與ふ然し此の失業救済事業の認可に際しては内務省に於いて嚴重に事情を調査することとし、當り失業救済事業として關市長内申の大阪市營高速度地下鐵の起業に付て考慮する意向である

勞銀半額補給の失業救済事業

道府縣都市等が失業者救済事業を起す場合それが失業問題解決上眞に緊急避くべからざるものと認むる場合別段特別に制限を付せず、勞力費が大體總工費の三分の一以上に上るものに對し、國庫から勞銀の半額を補給する(國庫より勞銀補給の爲め一千萬圓位準備し置くこと)

斯くて失業問題應急對策審議の社會政策審議會特別委員會終了後、吉田社會局長官と安達内相擬議の結果、愈々衆議會に失業救済事業法案を提出することに決定したりその内容の骨子は

- 一、道府縣市町村等の公共團體は失業問題解決の爲め主務官廳の許可を受け失業救済事業を營むことを得ること
- 一、失業救済事業の勞力費は總工事費の三分の一以上なることを要すること
- 一、失業救済事業には勞銀の半額を國庫より補給すること
- 一、失業救済事業には起債を認めること

一六、昭和五年豫算の繰延及復活承認

治水港灣費繰延べ 政府は明年度豫算編成に當つては今年度實行豫算よりも更に徹底せる整理緊縮を斷行する意向なるより、河川港灣費等の繼續費も相當の繰延べを余儀なくせらるゝものと見られぬが、その繰延額は河川費、港灣費兩者を合して約一千二百萬圓程度に上る見込みなり、即ち今年度實行豫算に於いては治水費二割五分、港灣費三割五分の繰延べを實行せしが、明年度豫算に於いてはこれより約五分増の繰延べを行ふ模様にて

治水事業費は二千三百萬圓の三割、約七百萬圓、港灣事業費は一千二百九十萬圓の四割、約五百萬圓、合計一千二百萬圓位の繰延べは免れぬものと見られ、内務省にては大藏省より査定案の提示せらるゝを待ち、更に政治上及び工事業上の點より考慮し慎重協議の上決定をなす筈なりと

内務省河港改修費復活要求方針

明五年年度の河川港灣の改修築費は大體左記卅七河川の五年度既定繼續費三割天引を斷行し、港灣は左記十八港に付て平均四割の削減を行ひ、河川改修費約六百萬圓、港灣修築費約五百萬圓計千百萬圓を減額査定し今年度實行豫算よりも尙ほ各五分づゝ多く削減し、る模様なり、内務當局は査定案が正式に大藏當局より廻付されば、衆議會の解散を豫想され直前に總選舉を控へ、る際なればこれを鵜呑みにせず、地方の特殊事情を充分に斟酌し例によつて相當復活要求を試みる方針なりと

三割天引河川

河川名	五年度既定豫算額	同繰延額(單位千圓)
荒川上流埼玉茨城	四一〇	一二三
筑後川	八〇〇	二四〇
千代川(鳥取)	五五〇	一六五
蘆田川(廣島)	六〇〇	一八〇
鬼怒川(栃木茨城)	七八三	二三五
北川(福井)	一九〇	五七
旭川(岡山)	二八五	八六

狩野川(静岡)	四七〇	一四一
大淀川(宮崎)	四七〇	一四一
那賀川(徳島)	二〇五	六二
大野川(大分)	二〇五	六二
渡川(高知)	二〇五	六二
木曾川付屬物及水路維持(岐阜愛知)	八〇	二五
淀川付屬物維持(大阪京都)	七六	二二
利根渡良瀬兩川(千葉茨城群馬)	四五二	一三五
信濃川維持(新潟)	一七五	五三
砂防費	一〇八一	三二四
計	六〇二三	
北上川(宮城)	六七〇	二〇一
阿賀野川	六二〇	一八四
雄物川(秋田)	六〇〇	一八〇
最上川	一一〇〇	三三〇
加古川(兵庫)	二〇〇	六〇
岩木川(青森)	八八〇	二六四
神通川(富山)	五六〇	一五八
富士川	一〇〇〇	三〇〇
木曾川上流(岐阜愛知)	二〇二七	六〇八
斐伊川(島根)	四〇五	一一一
緑川(熊本)	六七五	二〇三
淀川(大阪)	四六〇	一三八

千曲川(長野)	五四〇	一六二
多摩川(東京)	六八一	二四〇
阿賀阿歳隈川(福島)	七〇〇	二二〇
太田川(静岡)	二九七	九〇〇
山川(兵庫)	七四九	二二五
江合鳴瀬兩川(宮城)	一〇〇〇	三〇〇
天龍川(静岡)	五〇〇	一五〇
紀の川	四〇〇	一一〇
信濃川上流(新潟)		

四割減港灣

港名	五年度既定豫算額
神戸港(兵庫)	二二五九四
横濱港(神奈川)	二二三五九
門司港(山口)	二九二
敦賀港(福井)	六二〇
鹽釜港(宮城)	四〇〇
清水港(静岡)	六五〇
今治港(愛媛)	五九二
小松島港(徳島)	九四九
鹿兒島港(鹿兒島)	五一〇
伏木港(富山)	四九〇
土崎港(秋田)	五〇〇

小名濱港(福島)	六五〇
宮古港(岩手)	四五〇
浦戸港(高知)	五〇〇
七尾港(石川)	四〇〇
尾道港(広島)	三五〇
博多港(福岡)	二〇〇
舞鶴港(京都)	二五〇

第十二章 濱口内閣の外交政策

一、露支關係と我不干涉外交

七月中旬に於ける北滿に突發の露支關係の情勢は愈々重大化し之れに對する我國の態度は頗る世界注目焦點となり在京外交團にては露支兩當事者は勿論英米佛伊獨等の各大使館員は足繁く外務省を訪問し我國の態度を看取せんと試みる所ありたるが外務當局も斯かる情勢の下に時機の重大なるに鑑み慎重に成行を注視せり然して外務當局は大體適當なる時機に於いて我國が何等かの處置を執る必要あらんといふ覺悟あるものゝ如く又這回の紛争に際し露支兩國が第三國に依りて和平交渉の端緒を開くとすればその衝に當り得るものは我國のみなりといふ自信を有し居れるが如く即ち英米始め如何なる國も今回の紛争に關係する事を好まざるならんといふ事を信じ得るのみならず我國が態度を宣明すればその事自體に依りて特に積極的行動を取らずとも紛争解決に有効なる結果を來すべき事を期待し斯かる自信を有するものと觀測せられ此の自信あるが故にその時機を選ぶ事が重要にて當局の見るところにては當時國境方面の形勢は頗ぶる險惡なる模様にて事態明瞭を欠ぎ居れば我國としては兩國が交戰状態に入るとするも單に國交斷絶状態を繼續するとしても事態の將來に就いて明瞭なる見通しの付きたる際に大局の利害得失を考案して適當なる方策に出づるを可なりとし且四圍の事情に於て我國が此の機會を握り得る爲めに冷靜なる監視をなし得るものと解し居る如く更に執るべき方策に就いては先づ我國としては此の際滿蒙の權益擁護と云ふが如き特殊なる立場を離れ大局的に東洋平和の保持國際交通路保全と云ふ普遍的なる立場より露支兩國の何れにも偏せざる我國独自の立場より適切なる處置に出づるものと見られ然して當時の露支兩國の現状並に我國に對する態度に關しては赤衛軍の軍事行動が滿洲里ボクラニチナヤ等國境都市の占領敢行が所謂保證占領に止まりそれより内部に侵入するに至らざる内交渉を有利に展開せんとする腹らしく支那側もこれを奪還せんとする程度の軍事行動起るともそれ以上の全面的戦争とはなるまじく見又我國に對し國民政府が紛争解決に對して日本の援助を期待しむる事はある程度まで推測さるゝも一方將來の日支關係に利用せらるゝ事を懸念して容易に云ひだし得ざるものゝ如く假りに支那側の考へにて援助を依頼するとするも日米と云ふが如き一國に限定せず必ずや

國際聯盟に持ち出さんとするの意嚮なることを充分看取し得るの一時の形勢なりき。
 右の狀勢なるより幣原外相は七月二十日午前十時首相官邸に濱口首相を訪問し重大化せる露支關係に就きその後の情
 報を報告し、これに對する我國の態度に關して打合せをなせしところ、未だ我國が處置を執るべき時機とも思はれず、然し事
 態の進行と共に何時その機會が來ずとも限らざれより、必要ある場合は二十一日旅行する濱口首相も直に歸京する事とし
 て同十一時外相は外務省に歸り、直に永井、吉田兩大臣官職田參與官堀田、歐米有田、亞細亞兩局長を大臣室に招致し重要協議を
 なしたり、即ち我國としてはその立場の重大なるに鑑み何等かの處置を執るにしても、最も必要なる事は適切なる時期を把
 握するにあり、當時の狀況報告としては依然兩國とも戰意あるものとは思はれなきのみならず、將來に對しても東支鐵道が
 歐亞聯絡の機能を失へば性質孤立して經營すること相當困難なるものあれば、支那側もこれを十分諒解し今後積極的行動
 に出ざるべしと觀測され、故に我國としては尙冷靜に事態を監視し得る立場にあるものとし、此の際十分なる成案を整へて
 自重し居るに然かず、最も今後露支何れか、我國に對し正式に調停を依頼し來る場合にはその時に至りて慎重に考慮を拂
 ひ、又米國が不戰條約の精神に基きて何等かの行動に出づると云ふが如きことは未だ何等の精報を得ず、萬一將來これが實
 現するとも我國の立場は自ら異なるものあり、その有無に拘はらず、獨自の處置を執ることを得べく、されば少しも周章
 する必要なしといふ事に意見の一致を見たるもの、如く、外務當局は既に凡ゆる場合に對する成案を藏して最も有効に行
 動し得る時期を窺ひぬるものと見られたり。

露支問題と首相の非公式聲明 斯かる狀勢にある露支問題に關する帝國政府の態度に關しては中外に聲明し
 置くことよからんとの意見あり、外務省首脳部に於いても講究を重ね外務省に於いて聲明書を發表し帝國政府の態度を宣
 明するとしても今日は果して時機に適しぬるや否や、四圍の事情を考察して慎重に取扱ふ可しとの意見もあり、幣原外相は
 二十日前記の如く、濱口首相とも商議せし結果此の際には聲明せず適當の機會を待つことに一致したるが、濱口首相は二十一
 日伊勢神宮參拜の爲め西下の途次車中に於いて率直に左の如くその所懐を開陳せり。
 露支兩國が紛擾を醸して國交斷絶に至つたことは甚だ遺憾千萬である、兩國とも極東の平和並に開發に對し重大なる使
 命を有するものであるから速かに平和的解決を告げんことを心から希望するものである、殊に歐亞の聯絡をなす國際的
 交通の幹線に支障を來したことは最も遺憾なことである、最近の情報によれば兩國とも自制して今直に干戈を交へると
 も思へないが勢ひの赴く所如何なる結果を生むかわからぬ、政府としては今日の所十分それに對する用意と注意とを以

つて事態の進行を考察してゐる云々

即ち右の談話は首相の車中談なるも、云はゞ政府としての非公式の聲明とも見るべき重要性を帯びし談話であり、政府自
 身も如斯これを重視し事態が著變せざる限りは此の問題に就いて同様の聲明をなさず、政府としては用意ある沈黙を守り
 ぬるが如し、尙海軍の軍備縮小問題に對しても政府は帝國の態度に就き聲明する意向もありしが、これに就いても亦濱口首
 相が車中談に於いて政府の態度を表明せしより之を以て一種の聲明に換へたものと見るを得べし

幣原外相汪公使に忠言 日、英、米、佛、伊の諸國間には來る八月廿四日を以て効力を發生すべき不戰條約の關係を中
 心として露支紛争の平和解決を促進せんとする準備的交渉が行はれ露支兩國の希望如何に依りては列國協調して調停幹
 旋の勞を執るに至るべき事態となりたるが、支那國民政府は列國に對し更に事態を説明し飽くまで平和解決を要望するも
 のなる旨を述べ間接に列國の好意に應へること、し駐外使臣に訓電を發せり、その結果本邦駐在公使汪榮寶氏も七月廿三
 日午前十時外務省に幣原外相を訪問することとなりたるが同日の會見に於て汪公使は

(一)去る廿日國民政府の發した中外に對する宣言書の正文が達したので之を幣原外相に手交し
 (二)前回の會見に於て幣原外相の與へた忠言に對し本國政府の回答を齎らす

所ありたり、即ち去る十九日幣原外相は汪公使の訪問を受けたる際露支兩國共に近く効力を發生すべき不戰條約の調印國
 としてその義務を負ふこととなり、從つて若し之に違背し當然責任を執らざるべからざるが如き場合には今まで得來たり列
 國の同情を一舉にして失ふこと、ならんと述べてその注意を喚起せり、仍つて汪公使は直に本國政府にその旨を報告せし
 所折返し回訓に接せしより汪公使は本國政府の意向として

幣原外相の忠言は誠に至當であり國民政府も亦實に外相所言の如く信ずるものであるから外相の忠言は充分之を諒承
 し不戰條約に違悖するが如きことは萬々せぬ意嚮である

どの旨を答へ向ほ今後の好意的援助を希望せしもの、如く、而して他の一方たる露國に對しても幣原外相は去る十九日汪
 公使に與へたると同様の忠言をトローヤノフスキー大使に對して與へたるものあり、露國の回答如何に依りては露支紛争の
 平和的解決に關し更に第二段の手段が執られること、期待さるゝが、幣原外相は未だ露國側の意志を正式に受け居らざる
 爲め平和的解決仲介の勞を執る所まで行かざりしが、外相は二十三日汪公使に對し前回の好意的忠言に一步を進め直接解
 決の方途を發見すべきことを懇願するに至れり、即ち

支那國民政府は貴下が重ねて傳達せる如く飽くまで平和的解決を要望しゐるものと予は信ずる然らば貴國政府に於ても相手國の感情を激發するが如き手段はなるべく避け兩當事國間に於て直接平和的解決をなす手段を能ふ限り速かに發見せんことに努力すべきであらう。

と述べ之に對し汪公使は
外相の言は洵に道理である斯かる友誼的忠言を受くることは感謝に堪えない予は速かに外相の意を本國政府に傳達するであらう
と答ふる所ありしと

二、日本の調停を期待

汪 公 使 談

支那公使汪榮寶氏は二十三日幣原外相と會見後左の如く語れり
十九日付國民政府より發表された對外宣言全文が廿三日午前到着したが翻譯に相當の時間を費したので本日漸く幣原外相に手交する運びになつた内容は大體新聞紙に報道されてゐる通りである幣原外相は本問題に就いて前回と同様世界平和の爲め露支兩國のみの間で出来るだけ平和的に解決されたいとの希望を表明された近く國民政府が露國に對し第二次通牒を發すると云ふことは私の方には未だ何の通知もないので本國政府へ問合せ次第であるが私の考へでは兩國は國交が斷絶してゐるので直接に手渡す方法がないからこんな場合には第三國の橋渡しを必要とするかも知れないと思ふ若しこんなことがあつた場合には日本が斡旋の勞を執られることを確信してゐる本國政府は本問題を國際聯盟或は仲裁々判等に持出す意思があるかどうかは未だわからないワシントンでスチムソン氏と日英佛三國大使と會見の際この問題に關し仲裁をすると云ふやうなところまで話は進まなかつたと思ふ。

三、我國は對支紛争を黙視

永井政務次官報告

永井政務外務次官は七月二十二日の政務官會議に於いて露支國交斷絶問題その後の經過並に政府のこれに對する態度に就きて左の如く報告し諒解を求めたり。

露支兩國間に問題となつてゐる東支鐵道を中心とする紛争事件は十年の永き歴史を有するものであるが大正十三年に成立した露支協定に依り一時的に解決を見たものであるけれども支那側は東支鐵道幹部中の露國人が同鐵道を赤化宣傳の機關に利用したりとして露國の東支鐵道幹部を監禁したので遂に今回の露支兩國間の紛争を生じたのである
滿洲里、ボクラーニナヤ等に於いて露支兩國出先き軍隊の間に多少の衝突を惹起したやうであるが今日の狀態では兩國共に出來得る限り平和的に解決せんとする意志がある様だ吾國としては極東の平和を維持する上よりも亦領土の接壤してゐる關係並びに滿蒙地方は吾が特殊關係の地域である點から平和的に解決することを希望してゐる然しながら勢の赴くところ如何なる問題が突發するかは全く豫測し得ない狀態にあるこれが爲め濱口首相も西下の車内に於ける談話中に遺憾なきの用意を爲して同問題の推移を注視してゐると言明してゐる
米國は不戰條約の提唱國たることを以つて同條約の調印國なる露支兩國に對し平和的解決を望んでゐるが日本としては全く沈黙して事態の變化を監視する外はない又この問題が起つて以來支那國民政府は反日會に日貨排斥の中止を警告し一般不平等條約改廢のために運動する事は可なるも日本を目標とする排日貨運動は禁止する傾向になつた模様である。

四、不戰條約と政府の宣言聲明

不戰條約と條約全文 世界平和に絶大なる寄與をなし人類の福利を無限に増進すべき輝かしき使命を荷ふ多邊的國際不戰條約はパリに於ける調印後十一月目の一九二九年七月二十四日正午を期して遂にその効果を發生するに至れりこの日正午原調印國十五ヶ國の批准中殿を勤むる我日本政府の批准寄託書が駐米帝國大使出淵勝次氏により米國國

務省に寄託されるや、米國大統領ハーバート・フーヴァ氏はその官邸ホワイト・ハウスに調印各國使臣を迎へ、豫め用意されし式場に於いて不戰條約調印當時の大統領カルヴィン・グリーフ氏を始め、外相ブリアン氏と共に條約の産婆役となりし前國務長官ケロッグ氏、現國務長官スチュムソン氏その他米國當路の高官、原調印國十五ヶ國を含む合計四十六箇國の不戰條約參加國外交使臣等の綺羅星の如く居列ぶ前に堂々と此の歴史的國際不戰條約の誕生を祝福し、その効力が正式に發生し始めし事を全世界に向ひ宣明せり、大統領フーヴァ氏の不戰條約効力發生宣言大要は左の如し

余はこゝに國家政策の手段として戦争を廢棄すべき不戰條約が本日正午を期してその効力を發生するに至りたる事を全世界に向つて宣明すると同時に、世界が此の平和に對する人類の不斷の努力に新らしき手段を獲たる事に對して滿腔の祝意を表するものである余はこゝに列席される各國外交官諸賢に向つては各々その本國に對して米國政府はこれ等諸友邦の心からなる協力によつて人類の未來の幸福の爲めに斯くの如き吉兆を齎らす行爲が無事に完了したる事を深く多としてゐるものである事を傳へ下さるよう切望する。想ふに戦争を廢棄する本條約の威力は將來の凡ての國際行爲に對して廣大に感ぜらるべく余はこれを大なる自信と共に豫言して憚らぬものである。今や本條約の効力發生によつて吾人に與へられたる輝やかしき機會と大なる責務とは本條約を實行すべきあらゆる機會を捉へ、本條約が崇高にも確立してゐる所の嚴肅なる政策を擴充して行くやう吾人に絶えざる激勵を與へるであらう。

右不戰條約案に對する日本政府の批准寄託書は出淵駐米大使より米國國務省に提出したるより、これにて原調印國全部の批准書の受託を得斯くて米國大統領フーヴァ氏は二十四日正午ホワイト・ハウスにワシントン駐在關係各國大公使を招き本條約の効力發生に關し莊嚴なる宣布式を舉行することとなりしなり而して宣布式の終了するは時差の關係上我が二十五日早朝に當るを以て我が政府に於いては米國より公電あり、次第二十五日午後又は二十六日に官報號外を以つて右條約文批准書並に宣言を發布するに居れり其の全文左の如し。

條約全文

獨逸國大統領、亞米利加合衆國大統領、白耳義國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領「グレート・ブリテン」「アイルランド」及「グレート・ブリテン」海外領土皇帝、印度皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、波蘭共和國大統領「チエッコ・スロヴァキア」共和國大統領は

人類の福祉を増進すべき其の嚴肅なる責務を深く感銘し

其の人民間に現存する平和及友好の關係を永久ならしめんが爲國家の政策の手段としての戦争を率直に拋棄すべき時機の到來せることを確信し

其の相互關係に於ける一切の變更は平和的手段に依りてのみ之を求むべく又平和的にして秩序ある手續結果たるべきこと及今後戦争に訴へて國家の利益を増進せんとする署名國は本條約の供與する利益を拒否せらるべきものなることを確信し

其の範例に促され世界の他の一切の國が此の人道的努力に参加し且本條約の實施後速に之に加入することに依りて其の人民をして本條約の規定する恩澤に浴せしめ、以て國家の政策の手段としての戦争の共同拋棄に世界の文明諸國を結合せんことを希望し

茲に條約を締結することに決し之が爲左の如く其の全權委員を任命せり(委員氏名略)

因て各全權委員は互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なるを認める後左の諸條を協定せり。

第一條

締約國は國際紛争解決の爲め戦争に訴ふることを非とし且其の相互關係に於て國家の政策の手段としての戦争を拋棄することを其の各自の人民の名に於て嚴肅に宣言す。

第二條

締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議は其の性質又は起因の如何を問はず平和的手段に依るの外之が處理又は解決を求めざることを約す

第三條

本條約は前文に掲げらるゝ締約國に依り其各自の憲法上の要件に従ひ批准せらるべく且各國の批准書が總て「ワシントン」に於て寄託せられたる後直に締約國間に實施せらるべし

本條約は前項に定むる所に依り實施せられたるときは世界の他の一切の國の加入の爲め必要なる間置き置かるべし一國の加入を證する各文書は「ワシントン」に於て寄託せらるべく本條約は右寄託の時より直に該加入國と本條約の他の當事國との間に實施せらるべし

亞米利加合衆國政府は前文に掲げらるゝ各國政府及爾後本條約に加入する各國政府に對し本條約及一切の批准書又は加入書の認證原本を交付するの義務を有す亞米利加合衆國政府は各批准書又は加入書が同國政府に寄託ありたるときは直に右諸國政府に電報を以て通告するの義務を有す
右證據として各全權委員は佛蘭西語及英吉利語を以て作成せられ兩本文共に同等の効力を有する本條約に署名調印せり。

千九百二十八年八月二十七日巴里に於て作成す

調印者氏名

批准書

天佑を保有し萬世一系の帝祚を踐める日本國皇帝(御名)此の書を見る有衆に宣示す。
朕昭和三年八月二十七日巴里に於て帝國全權委員が關係各國全權委員と共に署名調印し且第一條中の字句に關し昭和四年六月二十七日附を以て帝國政府が宣言する所ありたる戦争拋棄に關する條約を閱覽點檢し右帝國政府の宣言を存して之を嘉納批准す

神武天皇即位紀元二千五百八十九年昭和四年六月二十七日東京宮城に於て親ら名を署し璽を鈐せしむ

御名 國璽

大臣 署

宣言

帝國政府千九百二十八年八月二十七日巴里に於て署名せられたる戦争拋棄に關する條約第一條中の其の各自の人民の名に於てなる字句は帝國憲法の條章より觀て日本國に限り適用なきものと了解することを宣言す

昭和四年六月二十七日

右不戰條約宣布式は二十四日正午ワシントンに於いて嚴肅に行はれ出淵駐米大使は此の旨を外務省に公電し來たりし

より、我が政府は二十五日付官報號外を以つて左の上諭を付し前記條約文批准書宣言を公布すると同時に外務省告示を以つて右條約が二十四日ワシントンに於いてその寄託を了したる旨を發表せり。

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和三年八月二十七日巴里ニ於テ帝國全權委員カ關係各國全權委員ト共ニ署名調印シ且第一條中ノ字句ニ關シ昭和四年六月二十七日附ヲ以テ帝國政府カ宣言スル所アリタル戦争拋棄ニ關スル條約ヲ右帝國政府ノ宣言ヲ存シテ批准シ茲ニ右帝國政府ノ宣言ト共ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和四年七月二十五日

内閣總理大臣 濱口 雄 幸
外務大臣男爵 幣原 喜重 郎

不戰條約と幣原外相のステートメント 不戰條約は二十四日華盛頓に於ける帝國の批准書寄託を以て効力を發生したるより幣原外相より談話の形式を以て左の如きステートメントを發せり。

不戰條約が本日(七月二十五日)を以て愈々完全に効力を發生したることは世界平和の爲め誠に慶賀に堪えない。從來國際間の紛争にして平和的手段により解決し得ざるものは往々武力に訴ふることがあつたのであるが、本條約は國策遂行の具として戦争を無條件に否定する點に於て、人類の歴史に新時代を劃するものである。各種の國際的平和事業殊に軍備制限の如きも此の條約の精神を前提とするに於ては著しく促進せらるべき筈である。本條約は戦争を非とする人類一般の意識を反映し従つて世界の輿論を背後に有するものであるからその絶大なる道德的効力は何人も否定せぬであらう。現に今回東支鐵道の問題に就き露支兩國間に不幸なる紛争發生し國交斷絶の状態に陥つてゐるが、兩國何れも自制して直ちに武力の使用を敢てしないのは本條約に對する斟酌が與つて力あるものと見ることを得べく、即ち不戰條約はその法律的効力の發生に先だつて既に一種の道德的威力を發揮しつゝありといつても過言でない。

米大統領及國務卿にメッセーヂ 七月二十四日ホワイトハウスに於いて舉行される多邊的國際不戰條約効力

發生宣布式に於いて我が幣原外相よりフーヴァ大統領に宛て發せられたる左の如き祝電が朗讀されたり。余はケロッグ氏の名が斯くの如く輝しく結びつけられてゐる所の不戰條約の効力發生に對し余の抱懐する眞率なる祝意を閣下が受納されん事を祈る。本條約は戦争が全く浪費的で且つ苦々しきものであると云ふことに對する人類の増大し行く自覺を立證するものであつて實に國際關係史上に一新紀元を開くものである。本條約は又軍備縮小問題が適切に取扱はるべき出發點を畫するものでなければならぬ。此の條約が今や完全にその効力を發生するに至りたる事を聞くは余の最上の満足とする所である。

尙ほ幣原外相よりスチムソン國務卿宛メッセーヂを掲ぐれば左の如し
ケロッグ氏の令名と結び付けられたる條約が其の効力を發生せるに對し予は衷心祝意を表せむと欲す。戦争の浪費慘苦を愈々痛感し來りたる人類の覺醒を證明する本條約は國際關係に新時期を劃するものにして軍備縮小問題の如きも之を以つて出發點となすを適當とすべし。此の不戰條約が今や完全に實施せらるゝに至りたるは予の最も欣快とする所なり。

五、不戰條約と我政界の聲

不戰條約の締結公布に對し我國の政界は同條約の効力問題に關し公表の當日各自左の如く意見を述ぶる所ありたり

條約の効力は露支問題に發揮

幣原外相

不戰條約が本日をもつて愈々完全に効力を發生したことは世界平和のため誠に慶賀に堪へない。從來國際間の紛争にして平和的手段により解決し得ざるものは往々武力に訴ふることがあつたのであるが本條約は國策遂行の具としての戦争を無條件に否定する點に於いて人類の歴史に新時期を畫するものである。各種の國際的平和事業殊に軍備制限の如きもこの條約の精神を前提とするに於いては著るし促進せらるべき筈である。本條約は戦争を非とする人類一般の意識を反映し

従つて世界の輿論を背後に有するものであるからその絶大なる道德的効力は何人も否定せぬであらう

現に今回東支鐵道の問題につき露支兩國間に不幸なる紛争發生し國交斷絶の状態に陥つて居るが兩國何れも自制して直に武力の使用を敢てしないのは本條約に對する遠慮が與つて力あるものと見ることを得べく則ち不戰條約はその法律的効力の發生に先だつて既に一種の道德的威力を發揮しつゝありといつても過言ではない。

人類のため慶賀の至り

濱口首相

米國の提唱にかゝる不戰條約に對し我國も昨年八月廿七日調印をしたが調印國十五ヶ國これに参加するもの三十一ヶ國實に畫期的の多邊的國際條約である。而して愈々全部批准寄託を了し本日をもつて米國に於いて効力發生の宣布式を擧げることゝなつたのは世界平和のため人類幸福の上に慶賀に堪へざる所である。希くば原調印國はもとより参加列國はその本領に隨ひその目的たる國家政策遂行の手段としての戦争放棄を永遠に遵守して世界平和の實を擧げんことを余は衷心より希望するものである。

調印の責任者として

内田康哉伯

世界各國民の多大の希望と期待の内に生れ出た不戰條約は二十四日日本の批准書寄託と共に正式に効力の發生を見るに至り同日米國白聖館に於いて宣布式が舉行されるに至つたことは世界平和と人類の幸福増進の爲め誠に慶賀に堪へない次第である。吾輩は調印の責任者として特に感慨の深いものがある。

我國に於ては本條約批准に際し國內事情の爲めに遂に留保批准の已むなきに至つたことは遺憾至極であるが既にこれ等の問題は總て圓滿に解決して芽出たく効力を發生することになつたのであるから吾輩は此の際此の問題に就いては一切何事もいはずたゞ世界人類史上畫期的の不戰條約の成立を祝し併せて本條約が將來益々その効力を強め且つ擴大することに加盟各國民が最善の努力を盡されんことを希望して止まぬ。

本條約には戦争防止に對する制裁規定がなく唯加盟各國民の人類相愛の道義心に訴ふることになつてゐるので、その實効を十分に發揮する爲めには前途に意想外の難關が横はつてゐることを覺悟せねばならぬ吾輩は特に此の點に關し平和を愛好し人類の幸福増進を念とする各國民が協力一致國際聯盟と相待つて眞に世界平和の爲に貢獻せんことを祈るものである。

不戰條約の實績を收むると否とは實に前述の如く各國民の覺悟と決心如何に依るものであるから切に各國民の自重を祈りこゝに不戰條約成立を世界人類の名に於いて祝福するものである。

本條約を空文とする勿れ

田中前首相

本日(二十四日)米國ホワイトハウスで嚴肅な不戰條約効力發生宣布式が行はれ此の歴史的の國際條約が愈々正式に成立するに至つた事は同條約締結の責任者であつた我輩としては一層歡喜の情に堪へない同條約中一部の字句に就いては我國で議論はあつたがその全體を貫く大精神に對しては我國民中一人も異議を唱へるものがないのは各國共に認める所であると確信する世界歴史上畫時代的の條約の成立を國民と共に心から祝福すると同時に世界各國が此の有意義な條約を空文とならしめないやう誠意を以つて國際關係に善處せん事を希望する。

六、第二次軍縮會議と我が對策

外務海軍兩當局は次の軍縮會議開催に對する我國の對策を常に講究中なるが最近松平英大使出淵駐米大使よりの報告に依り英米兩國は大體明年早々第二次華府會議開催の意嚮あることを認めしより二十日の定例閣議に於て幣原外相より日本としての態度を詳細報告し閣僚の承認を得て先づ駐英松平大使に略々左の如き方針を訓電せり

- 一、主力艦比率 就いては極力華府條約を尊重し其の改訂を避くること但し一九三一年度から着手さるべき主力艦代換建造に關聯する問題の内
- イ、艦型縮 (三萬五千トン)を三萬トンに引下げるは列國さへ賛成ならば日本は反對しない。

口備砲の口徑に就いては現在通りで差支へない。

- 二、巡洋艦勢力 就いては日本は英米の七割を主張し其の結果が日本の擴張とならない程度迄英米の保有量を引下げること望む。

巡洋艦を一萬噸級及其他のものとの二種に區別することには反對でない。

- 三、航空母艦 の噸數引下げ(現在の二萬七千噸を一萬噸位迄)は日本から主張すること。

四、大型潜水艦 は英米の七割でも満足するが小型潜水艦の制限には飽く迄反對すること。

- 五、海軍尺度 は噸數に艦齡を加味した程度の簡單なるものを望むこと。

七、幣原外相の軍縮聲明

軍縮解決の曙光

幣原外相の外交演說

八月五日の地方長官會議に於ける幣原外相の訓示演說左の如し。

露支紛争問題 東支鐵道は日清戰爭直後即ち一八九六年に於ける露支間の契約に基き成立したものである當初は大體に於てその經營權並に行政權は露國側に屬したが露支協定奉露協定の結果東支鐵道は商用として露支兩國の共同經營に據る事となつた此度東支鐵道經營當局者中露人側に東支鐵道を赤化宣傳の機關に濫用する者があると言ふ理由によつて支那側が管理局長を始め多數の露人を拘引し且國外に放逐する事となつたので遂に露國側から最後通牒を發しこれに對し支那側が満足なる回答をなさざるにより國交斷絶となつたがその後の經過は兩國互に第三國の力を藉りずして兩國直接交渉によつて解決せんとする形勢である既に兩國間に於て直接交渉により解決せんとするに努力してゐるのであるから政府としては出来るだけその意志を尊重して兩國をして平和的に解決せしむる方針を以て兩國に接觸しその間我國に對する無用の誤解を惹起せざるに留意してゐる今日の形勢に依れば大體に於て平和に解決される模様である

軍縮問題 軍縮問題は今や世界の注目する大問題となつたのであるが大體から言へば陸軍々縮と海軍々縮とはその

間に相違あることを認めねばならぬ陸軍は海軍に比すればその移動性が少いのであるからその増減は自國の領土に近接せる他國の兵力によつて考慮されるべきである。現に歐洲に於ける一二國が陸軍を増減したとしても其結果は直ちに我國に影響を及ぼすと云ふ事はないのであるからそれが爲めに我陸軍が又兵力を増減するといふ様な事は普通の場合に於ては有り得ない事である。然るに海軍に至つては如何に遠隔の距離にある國の海軍と雖もその増減は直ちに海洋に接續してゐる國々に影響を及ぼすのであるから海軍の軍縮問題は世界に於ける主要なる海軍國と協議の上でなければその方針並に程度を決定する事は出来ぬ。之が爲に海軍軍縮に就ては曩に華府會議に於て主要海軍國の間に主力艦制限に關する協議が行はれ又近く華府會議に於ても不成功に終つたけれども補助艦制限に關する意見の交換が行はれた。最近英米兩國政府間に於ける意見の交換によつて補助艦制限の問題は再び解決の曙光を現はすに至つた。政府も亦この経過に就いては常に報告に接して適當の機會に於て主要海軍國と共に軍縮の理想を實現することに協力したいと思ふ。此度華府會議に於ける主要なる難關は補助艦制限であつたが此度はその難關を突破する目的を以つて所謂ネーバル・ヤード・ステイツク即ち戰艦測定の尺度を設けることが案出せられその尺度によつて主要海軍國の巡洋艦を制限せんとする意見が行はれてゐるのでその點に於て來るべき軍縮會議は意外の成功を收め得るかも知れない。

日支問題

日支兩國の關係に就いては尙未だ報告すべきものはないが曩に北京に於ける支那關稅特別會議以來我國の支那に對して與へたる友好的協力は、今後新支那の建設期に入るに臨んで愈々その必要を認めるのである。支那に於ては最近一兩年不幸にして排日排貨の運動熾烈となり、日支兩國の爲めに頗る遺憾を感じたが最近に至り排日排貨の運動著しく緩和され地方によつては既に終熄したると同様の状態に至つたことは、日支兩國の爲め喜ぶべき現象である。排日排貨の運動に傷けられるものは獨り日本の商人のみならず廉價なる外國品の輸入の杜絶は勢ひ支那自身に於ける生活品の騰貴を促すのであるから貿易商人のみならず支那の大衆特に無産大衆が其苦痛を感じなければならぬのであつて、排日排貨の終熄は日支兩國國民の幸福である。然し乍ら支那には排日排貨を煽動し其間に在つて利益を得んとするが如き團體もあるやに聞及んで居るのであるから、今日一時的に排日排貨終熄したりと雖も決して安心する事は出来ぬ。日支兩國政府間に於ける誠意ある意見の交換に依つて兩國の經濟關係を益々密接ならしめ度いと努力しつゝある。

貿易の改善

次は我邦の貿易關係に關する事であるが我邦の海外貿易の發展の盛なる事は世界の驚異である事は外國の政治家又は學者の等しく論ずる處である。其の貿易額を大觀するに今尙ほ世界の第五位を占めるに過ぎない。英

米兩國が尖頭にある事は云ふを俣たないのみならず財政國獨逸も今日は其非凡の努力に依つて貿易は世界の第三位で、而して佛蘭西は第四位に在り日本は第五位であるが、而も佛蘭西と日本との間には貿易額に於て非常な距離がある。我貿易額は佛蘭西の約半額に過ぎない様に諒解して居る。此點から考へると國內に於ては總理大臣並に大藏大臣の訓示の如く金解禁の時期を出來得る丈け速かならしめ我が産業の基礎を確立すると同時に、外に對して我が商品の世界的進出を妨ぐる障害物を出來得る丈け除去し通商上に於ける機會均等主義に依つて我國の經濟的發達に貢献し度いと考へて居る。

勢力の均衡が軍縮の難關

幣原外相

八月十一日濱口首相の訪問を受けし幣原外相は會見後左の如く語れり

軍縮會議は大きな問題で歴史の問題であるからなかなかむづかしいことが起るだらうが、大體に於いては進展してゐるやうだ。英米で内交渉をしてゐるのは全般的なことではなく、ジュネーヴ會議で決裂の問題となつた點につき内交渉をして意思の疏通を計り、大體協定のつく見當をつけた上で準備的に五國で意見を交換し、五ヶ國の間に大體協定の見込みがつけば正式會議を開くといふ三段の段取りになつてゐるが、今度は各國とも非常に安心して懸かつてゐるから、うまく行くであらうと思ふ。英米間で勢力均衡主義を取るといふことは前から既に纏つてゐたことだが、如何にして均等にすることか、斯かる状態の下で如何にして勢力の均衡を保ち得るかといふ點に就いて頭を悩ましてゐる。斯やうな問題は技術的に細かいところまでつゝいてゐてはならない。大政治家が政治的大決心をしていゝ加減なところで打切らねば纏まりはつかない。主力艦の代船建造即ち海軍休息日をなくすと云ふことや艦齡を長くすると云ふことは列國間に大した問題の存するところではない。ヘーグの賠償會議は英佛間に議論あるが決裂と見るのは未だ早過ぎる。各國とも責任ある政治家が集まつて居り長い間の問題でどうしても決めねばならぬのであるから、駄々子がすねるやうなことはしまいと思ふ。

幣原外相の斡旋

駐日ロシア大使トロヤノフスキー氏は二十八日午後一時四十分外務省に幣原外相を訪問要談約一時間半同三時辭去せしが右は幣原外相が去る二十六日駐日支那公使汪榮寶氏と會見の際得たる露支交渉開始に關する支那國民政府の意向をトロヤノフスキー氏に傳達するため外相が大使を招きしものにて、幣原外相は交渉開始に際して問題となり居れる正副管理局長任命支那側の主張せる赤化宣傳取締に對する確然たる保障等に就き、支那側の態度を述べ、これに對するロシア側の意向を質し、次いで直接交渉開始の一日も速かならん事を希望する等極力交渉開始の機運促進を計りしと見られたり

八、日支經濟提携協議の實業家招待會

外務省にては八月二十二日重光上海總領事を急ぎ歸任せしむることとし同日午後五時より外相官邸に幣原外相始め永井吉田兩次官、織田參與官、有田亞細亞、武富通商、松永條約局長、谷亞細亞第一、西通商第一兩課長並に歸朝中の芳澤駐支公使、重光上海總領事、佐分利參事官等參集し

日支通商條約問題に關する我對策及び交渉方針を主題とし、芳澤公使より最近の支那の狀況、他國と支那間の條約交渉の模様等を聴取せし後種々協議するところあり、次いで露支紛争問題に就いても歐米の關係當事者は出席せざりしが今日までの情勢に基いて意見を交換せしところ、我國としても對支關係上重大なる影響あることを考察して從來の方針通り慎重善處することとして午後八時半散會せるが、當日重光總領事に與へられし幣原外相の日支通商約款交渉方針の大意は大體に於いて前内閣の方針と大なる相違はなきが、この主要點は關稅自主權撤廢問題等すべての問題に就いて日支經濟提携の見地より名を棄て、實を採るといふ方針より現實の關係に重きを置き將來の利害を考慮して折衝することになる模様にて交渉開始の時期に就いては九月上旬頃の豫定なるが、それまでは重光總領事が準備的交渉を行ひ、正式交渉の進行を圓滑ならしむることとなりしもの、如く、尙露支問題に就いても右の如き方針の下にその萬遺算無きやうに善處すべきことを訓令せるもの、やうなり、斯くて幣原外相は日支通商條約改訂交渉開始を前にして對支關係實業家と懇談する爲め二十六日午後六時半より外相官邸に

安川雄之助、入江正太郎、柳田直吉、渡邊鐵藏、倉知鐵吉、森弁次郎、門野重九郎、奥村正雄、三宅川百太郎、萩野元太郎、角田隆郎、白岩龍平、大谷登、小倉正恒、喜多又藏、兒玉謙次(以上日華實業協會)、深尾隆太郎、庄司乙吉、武居綾藏、福本元之助(以上日華經濟協會)の諸氏を招待し、外務省側よりは

幣原外相、永井、吉田兩次官、織田參與官、佐分利貞男氏、有田亞細亞、武富通商、松永條約各局長、外日支通商條約關係官列席、對支經濟發展策と新條約交渉の關係に就いて懇談的に意見の交換をなし、午後十時半過ぎ散會せるが、懇談の中心は主として排日貨に對する問題及び現在尙繼續中の青島の我が紡績工場に對する罷業問題に及びし模様にて、殊に排日貨問題は實業家側にて最も重視し、我が外務當局に對して通商條約改訂に當り兩國親善の實を擧げ、兩國經濟の圓滿なる發達を希望する意味に於いて將來斯かる不祥事の起らざるやう十分に考慮せられんことを求むるところあり、これと同時に現在の青島紡績罷業の如きは最初より單なる勞働問題、經濟問題に非ずして十分に政治的意味を含めるものなるより、これに對しては外務當局が國民政府に交渉して一日も早く解決せられんことを獻言せし如くにて、最近排日が再び起らんとするが如き風説に對しては、外務當局は全然そのことなきを言明せるが、當夜は實情の報告及紹介が主たるものにて、双方共對支外交の圓滿なる進行に就いては參考になりしもの、如し。

九、軍備擴張を恐れ縮小の提唱

松平大使英首相と交渉

松平駐英大使は英米間の軍縮交渉の進展に伴ひ妥協案なるものも大體明かとなりしより、我が軍縮に關する根本方策を携へて數日中にロンドンに乗り込む佐藤三郎大佐の到着次第詳細に政府の意向を聴取の上、近く英首相マクドナルドを訪問して非公式に政府の方針を陳述するに至るべく期待され、最近傳へられぬる英米案は一萬トン巡洋艦に於いて米國の保有勢力は十八隻となり居るが米國の七割を主張し、我が國は七千百トンの古鷹級四隻を一萬トン級に加算しても尙ほ一萬七千有余トンの不足を來し、七割保有の爲めには軍備の擴張を餘儀なくさるゝ結果となり、延いては英國の誠意ある協力を報いること出來ざる破目に陥るかも知れざるより、我が政府としては飽くまで米國の讓歩を希望し居り、また主力艦の代艦建造延期及び海軍休息の五ヶ年延期に就いては我が工業上の立場より同意し兼ねるより、この點も相當考慮されべき意向を持ち居れば、松平大使のマツク首相との會見に於いてこれ等の諸項に就いても言及するものと觀測され居り。

一〇、我海軍の軍縮會議態度

我國巡洋艦七割説を主張

英米軍縮交渉は急速の進展を來し英米兩國は日英米佛伊五ヶ國軍縮會議を十二月初頭ロンドンに於いて開催すること暫定的に取り決めたりとの公報は、未だ海軍當局に達せざるも、最近の英米交渉の推移せる情勢より見れば、斯かる段取りは極めてあり得べきことにして、五ヶ國會議の招請の來るのを期待し居れり、而して軍縮會議に臨む我が態度は、(一)制限でなくて縮少であるべきこと、(二)英米に對し七割の勢力を要求すること、の二大眼目に終始し最終的恒久的軍縮の目的が達成せられるやう努力すべきは云ふまでもなき所に於て之が主要なる點を擧ぐれば

一 主力艦代換延期は作戦上主力艦の全廢に賛同し難き國情を有する我が國としてこれを存置する以上財政的見地より賛成なること、更に進んでは代艦全部の完成年度を延長すること、並びに艦型の縮小(二萬五千トン乃至三萬トン)に就いては何等かの提案を試みる場合あるも知れず。

一 巡洋艦に就いては保有すべき總量は飽くまで英米の七割を固く要求し、就中一萬トン大型艦に於ては最も強硬に萬一の場合には會議決裂を賭して此の點を主張すること。

一 驅逐艦潜水艦に就いては海岸防禦線の長い國防上の特殊事情に基き英米と同率を要求すること、但し英米が潜水艦全廢論に出づる場合と雖も相當の潜水艦保有を主張する

等にあり、英米協商の具體的内容未だ判明せざるより海軍當局は輕々に意見を述ぶることを回避し居れるが、外電の傳ふるが如き狀勢にありとすれば、我が國としては大體満足の出來る結果が見出され得るならんと見做し、而して補助艦に關する限り一九二一年のワシントン會議が不調に歸し、一九二七年のジュネーヴ三國會議が再び決裂に終りし過去の經驗に鑑み、今回の五ヶ國會議は圓滿なる協定を得るにもせよ得ざるにもせよ、最早最終的のものと思はるゝより、我が國が參加することになれば、銳意五ヶ國の協調を斡旋し飽くまで妥當公正なる協定成立に至らしむるやう努力を要するとの眞剣なる態度に於いて強き決心を有しむるものゝ如し。

一一、日支條改訂交渉

支那側は佐分利公使の國書捧呈後直ちに通商條約改訂交渉に就き會議を行ふことを要求する方針にて、又第一回會見は必ず南京にて行ふ段取りらしく、外交部は既にその準備に著手し、専門委員會を設け治外法權關稅問題に關し農礦部司法部財政部より交渉委員を任ずることになり居れるが、交通部は殷汝耕氏、農礦部は劉運籌氏、財政部は張福運氏が夫々任命されるものゝ如く、初めより相當大掛かりの陣立をなす模様なり。

第十三章 濱口内閣の財政緊縮政策

一、政府の財界對策

濱口内閣は經濟國難に直面せる我國の現状に對し、組閣後直に財政の緊縮を徹底すべく勇斷に活動を續け、民政黨在野時代の消極的財政政策の實現を期し、先づ田中前内閣の放漫的總豫算を根本的に編成替へを行ひ、以て茲に國家經濟の立直しに邁進する事となり、前述の如く昭和四年度實行豫算の大節減を斷行し、以て遂に九千二百二十五萬五千圓てふ前例なき緊縮實現の好成績を擧げて、天下の民心輿論をして其の手腕の信賴すべきを示せり、而して財政の當務井上藏相は濱口内閣の金解禁實行に對し、國家の財政經濟的時難の匡救に最大の努力を傾注して内閣の主命を全ふす可く、財政政策の樹立實行に挺身することゝなれり。

而して井上藏相は金解禁準備の方策として先づ政府自ら財政の緊縮を徹底せしむべきであるとの見地より、本年度實行豫算並に明年度豫算編成上根本的に行政整理をなすの方針を決定せるが、これと共に金融界の癌腫と見られてゐる特別融通金額の回收並にこれに因つて激増せる日銀の民間預金を何とか始末せねばならぬとし、就任早々よりこれが對策につき種々考究を重ねたり。

元來特融金は十ヶ年以内に回收する方針のもとに實行されたるものにして、今日急速に其回收をなすが如きは立法の精神に反する事であり、事實上も不可能と觀られるより、井上藏相も既に作成されたる被融通銀行整理案に基き、徐々に其取立をなすより外に途なきものと認めざるものゝ如く、從つて特に法律の改正を行ひ、特融回收促進策を講ずることはあらざるべきが、最近の如く日銀の民間預金が常に二億を下らず多き時には四億圓にも達するが如きことは明らかに今日の變態的金融緩漫の直接原因であり、延いては金利を財界の實勢以上に低下せしめ、金解禁の上に着しき障害となり居るは言ふ迄もなく、故にこの目前の障害を除去すべきことは財政緊縮と共に極めて緊切のことに屬し、井上藏相も其對策に就き種々苦心しむるものゝ如く、其方法として、

一、日銀の民間預金に對して利息を附すること、

一、確實なる投資會社の設立を計りこれに依つて民間預金を確實なる公債に振替せしむる事、

一、額面を割つた場合は何時でも政府で買上げると云ふ條件を附して政府所有の國債を民間に賣却すること、
等大藏省内には種々の意見行はれ居れり、然し其實行に就ては日銀又は民間銀行の意見を徵すべきものなればこれが實現は困難視され居れるも、ともあれ井上藏相が特融後金融界に現はれたる此の民間預金増加と云ふ特異なる問題の解決に着眼し、其對策に就き種々考慮を廻らしつゝあることは金解禁問題に絡んで相當注目され居れり。

井上藏相時局談

政府の新政綱發表後井上藏相は財政經濟政策に關して左の如く語れり。

戰時好景氣時代の所謂成金氣分は其の後の經濟界の反動や關東大震災の打撃にも拘らず、尙ほその氣分が去らず却つて助長された傾向にあることが、今日我國上下を通じての最大の弊害である、故に國の指導者となる者は勤儉力行して消費節約に努め、國民にその範を垂れなければならぬ、財政緊縮の方法としては、諸般の經費は勿論國防上支障の生ぜざる範圍で陸海軍の經費も節約し、斯くて始めて國家財政の基礎も鞏固となり、他日に延びる基礎が出来る、依つて政府は先づ四年度實行豫算を編成して緊縮したいと思つてゐる。

國債の總額は約六十億圓に垂んとし、五年度に於ても更に新規に二億圓も發行することになつて居り、誠にその増加測り知るべからざるものがある、公債の増加は財政の基礎を危くし、財界を壓迫し、公債の信用を毀損すること大なるものがある、今日公債市價が低落してゐる原因も右の如き實情にあるからである、故に政府は明年度は一般會計の公債を打切り、特別會計は半減し、即ち鐵道四千萬圓、朝鮮一千二百五十萬圓、臺灣二百五十萬圓、關東州五十萬圓、計五千五百五十萬圓以下にし、且つ公債償還額は出来るだけ餘計に繰入れる爲めに定率償還剩餘金四分の一繰入も増加し、且つ明年度以降我國が受取る獨逸賠償金六百三十萬圓も減債基金に繰入れ、三千萬圓位國債を減らしたいと思ふ、地方債に對しても整理方針を定め新規地方債は出来るだけ制限し、近く案を具して地方官廳に通達する方針である。

財政の立直しは金解禁の爲めにも必要である、財政の緊縮國民の消費節約の實が擧つて物價が下り、輸入税が減ずれば爲

替も自ら回復し、斯かる時期に於て解禁すれば正貨が流出する虞れもなく圓滑に解禁することが出来る。要するに解禁の時期は國民が實行的準備を充分具えるか否かによつて決定されるものである。解禁準備の爲めに多少の不景氣が来るかも知れない、それは恰も向ふの町に行くには一つの峠を越えて行くのが一番正しく近い時、峠を越える爲めに汗も出やうし、骨も折れると同様である。行くべき光明、目先がはつきりしてゐるだけその峠を避けんが爲めに麓を廻つて迷ふてゐた從來よりどれ程よいか分らぬ。解禁は國民が擧つてその準備に當らぬ限り出来るものではない。準備さへ出来てゐたならば解禁を恐るゝ必要は少しもない。今日解禁を恐れてゐるのは解禁の準備が出来てゐないからである。金利政策や通貨政策はその時々々の經濟情勢を見て適應して行くより外致し方ない。

二、街頭に進出して井上藏相の財政講釋

東株ビルディングに於て

街頭に乗りだして國民に節約を説くことになり閣僚の先陣を承はり、井上藏相は七月十二日午後零時半首相官邸の閣議を終るや午後一時より岡崎東株理事長の懇請により東株ビルに於いて東株取引員その他市場關係人約三百名を集め金解禁問題につき左記一場の講演を試みしが、株屋町に大藏大臣自ら進みで一國財政の根本方針に就いて所信を披瀝するは東株初つて以來の出來事として、株式取引員其他株式關係者滿員の盛況閣議の關係にて開會を延刻することになりしより、後場立會を一時卅分に繰下げし位にて、零時卅五分岡崎理事長の挨拶に次いで起ちし井上藏相は事細やかに我國財政の現狀金解禁の必要節約緊縮の方針を左記の如く講釋に及べり。

井上藏相の財政演說

金解禁に就いての政府の考へは財政を緊縮すると同時に國民一般も十分これに對する準備を行つて後にやるべく考へて居るので政府は金解禁に對して十分影響のない狀態まで財界を持つて來る事を理想として居る。さうすれば金解禁そのものでは財界に影響を及ぼす事はないと思ふ。英國も日本と同じやうな順序で解禁を行つたが、その影響は殆んどなかつた。一部に即行論があるがこれに就いて考へるに目下爲替相場四十五ドル四分一である。この時解禁を斷行すれば四

ル五十セント即ち平價に對して九分の開きがあり、例を生糸に取れば目下の相場千四百圓としてアメリカ人がそれだけ高く買はぬとすれば相場は九分ほど下落する事になる。即行論から云へば物價に對しては可なりの影響があるものと云へる。即ち準備なくして行へばそれだけ打撃がある譯である。然し財政緊縮並に消費節約を十分に行つた後に解禁せばその影響は殆んど無いものと思はれる。米國英國等は日本政府及び國民の意志が那邊にあるかを見てゐる。従つて政府は財政を緊縮する國民は消費を節約すると云ふことがはつきりすれば爲替は上るとも下ることはない。その結果輸入は減じ物價は下るといふのが原則である。幸に外國で日本の金解禁に對する準備を理解すれば爲替は段々上つて來るだらう。そして爲替が平價に近づいた時に解禁すれば現狀に於いて即時解禁するのは非常の差がある。即ち即時解禁は財界の一方のみに影響がある。例へば製糸家のみとか養蠶家のみに影響する。又金解禁の時期によつては唯だ一部の事業家にのみ影響が甚しいのである。然し十分の準備があればその影響は財界全般に及んで一方のみでない。即ち國民一般が金解禁の打撃を分割して分擔することとなる。政府はこの點を十分考慮し最も財界に影響のない時に斷行しやうと思つてゐる。政府は解禁即行には反對であつて十分準備を整へることが此の際最も重要なことである。それ故に政府も先般聲明した如く、出來るだけ緊縮方針を以つて進むこととしたのである。然し財界の一方に緊縮の結果尙不景氣が來るだらうといふものがあるが、過去數十年を顧みるに從來日本の景氣は日清、日露の戦後とか歐洲の大景氣の影響に依つて齎らされてゐる。然し現在は大戦後世界各國とも深刻な打撃をうけてをり、外來の好景氣は到底望み得べきものでない。即ち日本自から好景氣を醸成する以外に道はない。その爲めには政府國民ともに戦時中に膨張した支出を節約し、收入と支出のバランスをとり、財界の立て直しを圖る外はない。尙今日の不景氣を打開する事には金解禁が唯一の道であり、解禁しなければ日本の財界は確立しない。多少の苦痛は忍んでもこの亂調子の不景氣を打開しなければならぬと信じ、政府は此の方針の下に我が財界の爲めに一大努力をなさんとする考へである。

三、藏相と財界有力者の懇談會

於銀行俱樂部 藏相と銀行家懇談會

次いで井上藏相と銀行家との懇談會は十三日正午より九ノ内銀行集會所に開催され、先づ申田萬藏氏の開會の辭に次で

井上蔵相の答辭あり、午餐後井上蔵相より現内閣の財政政策、金解禁、國債整理の諸問題を中心として、過般聲明したる處を更に敷衍して其方針を説明する處あり、之れに對し出席の銀行家より交々質問乃至要望を述べ、蔵相より一々應答釋明をなしたるが其要點は大體次の如し。

一、財政の緊縮と税制整理に就て (問)政府は來年度の豫算編成に當つて一般會計で約八千萬圓の經費節約を
するといふが若し歳入が減つて歳出を賄ふに足らなかつた場合は如何

(答)其場合には歳入の減少に應じて更に歳出の削減を行ふ考へである。

(問)政府は財政の緊縮を圖るといふが其の結果更に進んで減税を行ふ意志なきや

(答)昭和五年度の豫算に於て一億數千萬圓も削減する來年度から直ちに減税を行うことは不可能だが追つて減税に及ぶ方針である

(問)政府は陸海軍々費を節減して大いに豫算の減少を圖らんとすることは大いに結構だがどの程度まで削減し得るか

(答)他の各省の削減程度に應じてこれを削減する考へである

二、金解禁の時期に就て (問)政府は大體如何なる時期を以て解禁に適當なりと認むるか其時期を明示されたい

(答)時期に就いての見込は言へないが政府が財政整理を行ひ國民亦政府と協力一致して消費節約に努め、以て解禁の準備が完全した場合こそ解禁實行の時期であつて、それは財界が解禁によつて甚しきショックを蒙らない様に財界を導いてからでなくてはならぬ

(問)政府は差迫つて居る在外正貨の問題を如何に解決するか

(答)政府は在外正貨問題の解決は爲替の恢復によつて自然解決せられるものと考へてをる、従つて特に之れが補充はしない積りである

(問)金解禁の結果海外投資が行はれた場合は如何

(答)米國の金利は已に下向きつゝあり、恐らく我金解禁の時期までには著しく低下するものと考へる、従つて解禁の曉に於てさのみ海外投資は行はれるものと思はない、尤も銀行家諸君も政府の意を體して大に自重して貰ひたい

三、爲替政策に就て (問)政府の爲替政策は如何

(答)政府は現在何等爲替對策は講じてゐない、尤も昨今の爲替昂騰は別段圓思惑の結果と認むべきでなく、寧ろ現内閣の財

政政策を買つて來たものであると考へてをる、従つて若し政府が爲替對策を講ずれば爲替は更に昂騰するであらう

四、金利政策に就て (問)政府は解禁前後に於ける金利政策を如何するか

(答)日銀の金利政策は政府の緊縮方針に併行せしむる方針である、従つて金利引上の場合には市中銀行は大に自重自制して之れが効果あらしむべく日銀に追隨する様にして貰ひ度い

五、國債整理に就て (問)政府は減債基金を如何に處分するか

(答)政府は未だ其對策を考へてゐないが元來該基金の性質上其年度内に於て之れを使用するのが本當であらふと思ふ、其他銀行の減配問題、失業問題、對策行政整理問題、物價問題等に就ても質問應答がありしが、蔵相の意見は餘り斷定的にあらざりき、只最後に八代則彦氏が閉會の辭に代へて

金解禁の時期は此機會を措いて又再び到來しないであらう、前々内閣の失敗に鑑みて現内閣は是非とも之れを斷行して貰ひ度い、我々は現内閣の當局を充分信頼して其時期の速かならんことを期待する

旨を述べしが、井上蔵相はそれに就き國民の理解を徹底せしむべく今後大に辻説法をやることを約し、五時頃散會せり

蔵相と實業家懇談會

工業俱樂部に於て

日本經濟聯盟及工業俱樂部兩者聯合にて七月二十二日工業俱樂部に於て井上蔵相を招待して懇談會を催せり、主人側は理事等役員約十五名にて、井上蔵相を的に種々の座談的質問應答行はれたるが、大川平三郎氏と井上蔵相との金解禁問答は時節柄興味を惹けり。

大川氏 金解禁の時機方法に就いては餘程御注意を願ひたい、そも、金解禁を必要とする原因は國際收支の不均衡であるから、均衡を得しむることが目的であり、此の目的を最も安全に達する方法を研究せねばならない、之を措いて直接金解禁に入らば本末顛倒である、依つて積極的手段として、先づ充分産業を發達せしめ、金解禁斷行の素地を造ることにあり、一體輸出入の均衡を得しめる事は政府も目的とする所であらう、今こゝで消費の節約をやることも結構だが、産業の發達は消費に伴ふもので、兩者は密接の關係にある、いま消費を節し産業を衰退せしめ、然るのち景氣の恢復を計ると云ふが

如きは餘りに迂回的だ。

藏相 お説は尤もである然しその方法は度々考へられ而も目的は達せなかつた故に緊縮方法を取つた譯で之に依ると誰かに打撃を與へるであらうが然し世間が眞面目に働くことにより遂に其目的を達し得る尙爲替の作用は關稅保護と同一の効があつて爲替が一割安ければ物價は一割高くなる故に斯る作用で爲替の保護を受けてゐる商品に對しては金解禁の場合關稅による保護手段を講ずる必要がある尤も關稅に就いては議會の協賛を得ねばならぬから慎重に事を處さねばならない。

大川氏 保護關稅は消費者輸入業者の反對があり賛否半ばするから之に對する決心を持つ丈けの用意がなければならず餘程の困難を覺悟せねばならない。

藏相 何れの方面から見ても關稅保護を必要と認むる時が到來するだらう。

大川氏 自分の要點は産業に就いて研究したが次の如き自給自足を必要とし且つ其の域に達せんとせる産業は保護に關し特別の考慮を要するその第一は鐵第二は電力と空中窒素に依る肥料第三に米第四に麥であつて之等を自足すれば鐵一億圓肥料六七千萬圓米麥何れも五六千萬圓の國富増進を來し國際貸借の均衡を得るに至る此の他人相交織物も五千萬圓の輸出をなし得られその他五億を計上せる他の輸出品に就いても尙發展の餘地が残されてゐる。

藏相 緊縮方針と共にお説も併用するやう考慮しやう。

四、政府の金融對策方針

庶民銀行設立案 大藏省銀行局にては現内閣の政綱の一つなる中小商工農金融制度改善に關し下相談を繼續し居れるが今日までの結果は大體左の如き模様なり最もこれは全く下相談にして結論は井上藏相の意向によりて決せられるものゝ如く理想案として考へられてゐるは庶民銀行の設立が一つとして擧げられて居れり庶民銀行を設立するとすれば主として一口一千圓以下位の金融を目的とし現在の市街地信用組合及び信用組合を一層銀行化するの案が考へられ居れり而して名稱は庶民銀行なれば株主資格や最低資本金額株主配當の制限借入者に對する利益の拂戻し制等を採用する必要あり又現存金融機關の内に貯蓄銀行市街地信用組合信用組合無盡業公益質庫等庶民銀行とその目的を略同じく居れる金融機關と機能の重複するところあるより此の點を如何にすべきかと難關の存するところとせられ庶民銀行と云ふ以上原則として信用貸となり大藏省預金部との連絡も經營上の要點となりて庶民銀行を普及すれば外國の例に見るも多少中小商工農を對照とする金融の改善になると見られ居れり。

銀行に減配を勸奨 大藏省は經濟界の現状に鑑み今回各銀行に對し利益の減配を勸奨せり之に對し安田銀行は率先して減配を發表し續いて地方銀行にも之に追隨するものを生ずるに至れり右に付井上藏相は左の如く語れり

井上藏相

一昨年自分が日銀總裁當時に日銀の配當を一分二分から一分に引下げたのにならつて全國の殆んど凡べての銀行は減配を實行したがその後銀行の預金は増加したのに反して投資は困難で金利は下るし銀行の収益は減少してゐるので銀行の基礎を強固にする爲めには更に配當を減じて繰越金なり積立金なりを増加して置く必要のあることを痛感してゐる將來仕事をし業務を擴張する爲めにも此の際には減配を是非實行しなければならぬ殊に金解禁と云ふ大事業を行はうとしてゐる時であるから豫めこれに備ふる爲め各銀行は元費を省くと共に配當をも制限してその基礎を強固にして置くの要は益々切實であるそこで自分は先般銀行家の會合の席でも右のやうな趣旨を述べて自分の意のあるところを明かにして置いたやうな次第で銀行業者諸君も十分諒解されてゐることと思ふ然し本年は自分が大藏大臣に就任した時には既に上半期の總會は大半終つてゐたので公式に減配の勸奨をする譯に行かなかつたが今後も機會ある毎にその必要を力説すると共にその實現を期する積りである。

尙藏相は金解禁と經濟界との關係に就き左の如く語れり

現下の我國經濟界に於て金解禁實行途上の重大なる障害と目せられてゐる特別融通問題は最早何等の障害で無くなつた特別融通に依る通貨の膨脹は昨年以前の事であるが今年に入つてからは特別融通に依る貸出しは大部分銀行預金に振り替へられるに至つた而して日銀の無利子預金が多いから之に對して利子を附せよとの主張があるが政府は公債政策を確立し公債政策に依る金融引き締めが出来ると信じてゐるから其要はあるまい特別融通も現在の回收方針を以て進めば今後五年位に全部回收し得られる見込であるから此點は全然懸念は無くなつた従つて金解禁に對する残つた主要な問題は米國の金利高あるのみで之さへ變化して呉れば金解禁は非常に容易となる譯である。

特銀幹部招待會 井上藏相就任披露の特銀幹部招待宴は七月二十九日午後六時藏相官邸に於いて開催

デザートコースに入り井上蔵相は

政府の政策に關しては諸君に於いて既に御承知の事と考へるが現在の經濟界の様態ではこの政策を採るより外方法がないと考へるから諸君に於いても政府の政策に共鳴すると同時に諸君の關係して居る特殊銀行の經營に就いてもこの際政府同様大掃除を實行して塵は一掃する事を希望して止まづ即ち積弊の排除困難なるものもこの際排除断行せられ度し

と述べたるに對して、土方日銀總裁は

全く井上蔵相と同感である、我々は今後政府の政策に就いて十分意見を述べるが、又井上蔵相に於いては我々を適當に指導して貰ひ政府の政策をより立て、行く事に努力したいと考へて居る。

と答辭を述べ同九時散會せり。

五、昭和五年度豫算立案

明年度豫算緊縮十六億圓 明年度各省豫算概算の提出期限は八月十日となり居れるが實行豫算にやゝ手間取りし爲め各省とも昨今漸く調査に着手する状態にて、全部出揃ひは二十日頃ならんと云ふ、而して大藏省に於ても引續き特別會計實行豫算に忙殺されるより明年度豫算の基本調査に着手するは十日過ぎの見込として未だ何等の目算も立ち居らざるも決定せる實行豫算より見る時は相當の緊縮豫算は期待し得べく、大藏當局も十六億圓前後に止める方針なり、即ち前内閣の財政計畫に依る明年度歳入歳出豫定額十六億七千萬圓の中歳入に於ては

- 一 新規公債八千五百萬圓は全部削除すること
- 一 租税其の他の収入見積りに過大なるものが少くないので之を改訂すること
- 一 大きに歳出に於ては
- 一 新規事業は一切認めぬこと
- 一 今回實行豫算で繰延べたるものは明年度に計上せず全部明後年度以降に繰延べること
- 一 既定經費の徹底的節減を行ふこと、但し之に關しては根本的行政整理が必要であるが時期切迫の爲調査の餘裕がないので豫算編成と並行して内閣に於て調査を進め一部分なりとも行政整理を行ふこと

一 繼續費中節減不可能なるものに就いては出來得る限りの繰延を行ふこと
この結果歳入に於て一億圓以上の缺陷を生ずる見込みにしてこれが補填財源として左の如し。

- 一 二年度剩餘金 百八十萬圓
- 一 三年度剩餘金 三千萬圓
- 一 實行豫算歳入改訂に依る剩餘金繰入見込 三千四百萬圓

東京市財政建直の援助 堀切市長の東京市財政計畫案によれば復興事業費利子補給繼續國庫よりの借入金、債還延期等直接大藏省と關係あるもの並に増税新稅計畫、起債等内務大藏兩省の許可を経べきものあり、これに對して財政緊縮を方針とし、地方債抑制と新稅増稅の抑壓を訓令せし大藏當局が如何なる態度に出づるかは一一般に注目され居れるが右に就いて井上蔵相は七月三十一日左の如く語れり。

東京市の財政計畫に就いては、いまだ何事も聞いて居らないが東京市の財政が根本的建直しの必要に迫られて居ることは異論の無いところであり、殊に復興豫算の立案に當り東京市長候補者に推されたことのある自分としては、その内容を承知して居るだけに益々その必要を痛感するものである、世上往々にして復興計畫の最初の案そのものに東京市財政窮乏禍因が存して居たのだと云ふものがあるが自分の見るところでは復興事業が政黨政派の争ひ等の爲めに徒らに遷延されたことに原因するやうに思ふ、何れにしても東京市の財政が現に破綻に瀕せんとして居る以上、市長も市民も協力一致して最善の努力を拂ひ、一日も早くこの窮狀を脱出しなければならぬ、それに就いては政府としても出來るだけの援助を與へねばならないが、具體的の事柄に關しては計畫の内容に就き説明を聞いた上で決定する積りである、新稅の創設または増稅に就いては嚴重に抑へる方針でこの旨訓令を出してあるが、その精神は新稅や増稅によつて歳出の増大を來すことなからしめんが爲めにあつて歳入の欠陥を補填する場合は多少その性質を異にして居り、東京市の場合には後者に相當するものであるから、必ずしも訓令の趣旨と相反するものと思はない。

六、昭和五年度豫算と各省

陸軍省明年度豫算省議 陸軍省にては昭和五年度豫算概算編成の爲め八月九日午前十時前日に引續き省内會議室に豫算閣議を開き

宇垣陸相阿部次官杉山軍務局長中村經理局長梅津軍事課長矢部主計課長その他關係官出席
昭和五年度に於いては政府の豫算編成方針に基き、一切の新規事業は要求せざる事、原則の下に協議を進めるところあり、たゞ從來より新規事業の名目の下に毎年度毎に要求しつゝありし各種の補助費行政上の事情により、自然増加となるべき經費外國との條約によりて義務となり居れる事業遂行に要する經費等約五百萬圓を新規事業の形式にて要求する事に決定して午後四時散會せるが、右の結果昭和五年度實行豫算額二億二千九十一萬九千四百餘圓より約三百萬圓増となり二億二千五百萬圓程度に上るものと思はれ居れり。

新規要求

- 一 青年未訓練者の増加に伴ふ在營年限延長人員増加に要する經費 二百六十萬圓
- 一 自動車獎勵費 五十八萬圓
- 一 營繕費 六十萬圓

海軍省明年度新規要求

海軍省所管明年度豫算の新規事業に就いては數回省議を開き種々審議中なりしが、内閣の方針に依り純粹なる新規事業は要求せず唯經常費の性質を帯びる左記新規事業の經費のみを要求する事に決定

- 一 大演習費 五百萬圓
- 一 既定計畫に基づく新艦船維持費 一千三百萬圓
- 一 艦船特定修理費 百萬圓
- 一 既定計畫に基づく新規航空隊の維持費 六十萬圓
- 一 潜水艦二次電池換裝費 百萬圓
- 一 航空隊設備線上に要する經費の増 百萬圓
- 一 重油槽増設費 五十萬圓
- 一 航空母艦飛行機維持費 五百萬圓
- 一 艦船改裝費の増加 百萬圓
- 一 火藥彈丸及魚雷更新費 二百萬圓
- 一 北海道方面艦艇派遣費 十二萬圓

一其の他

計

百萬圓
三千百二十二萬圓

尙補助艦の代艦建造費は英米軍縮交渉の推移を注視し大藏當局と相談の上提出する筈なりと。

文部省明年度豫算編成

文部省にては昭和五年度の豫算編成に着手し現に會計課に於て各局の提案を査定中なるが現内閣の緊縮方針に従ひ専門學務普通學務實業學務圖書宗教の各局の要求案は大體事務的經費のみにて目新しきものなく唯新設の社會教育局が

- 一 補習教育補助増加 (二百萬圓)
- 一 青年訓練所補助増加 (百萬圓)
- 一 社會教育施設費増加 (五十萬圓)

を始め勞働者教育獎勵費博物館事業調査費民衆娛樂調查費圖書館事業費等五百萬圓近くを要求し同じく新設の學生部に於ても左傾思想と學生の思想との關係を組織的系統的に根本より調査する等の必要に應ずる爲め同部の陣容を整備する經費と學生々徒の訓育思想的指導に關する諸施設の經費を要求し居れり、小橋文相は豫算編成に就ては未だ別段方針を示し居らざるも同省明年度新規事業の政策的費目は自ら右の社會教育局と學生部とに主力を注ぐこととなるべき機運となり居れり而して學生部の事業は、事業そのものが全く新規のものなるより、要求費目の成否は全く未知數といふの外なきが社會教育局の分は殆ど課當時より計畫され居りて實現に至らざりし費目や既定事業の増額であり、且つ大部分が補助費調査費である爲め教化總動員事業を含む社會教育施設費の増加は別として他は大藏省に於て幾何の容認を得るか疑問とされ居れり。

商工省明年度豫算方針

商工省にては八月八日午前十時商相官邸に明年度豫算編成に關する省議を開き、俵商相横山三井兩次官以下各局長出席各局より提出したる明年度新規要求に關し、商務局の分より順次説明を聴取し、正午休憩午後引續き會議を續行したるが、同日は各局長の説明と之に對する意見の交換を爲したのみにて、一兩日中引續き省議を續開して査定に入ることに決定、午後五時散會せり。

因に俵商相の明年度豫算に對する方針は、内閣の緊縮方針を飽く迄遵守するも本年度成立豫算の範圍内に於て國際貸借の改善重要産業の振興に關して相當の新規事業を計畫せんとするものにて、この新施設は從來の如き少し許りの經費を

各方面に振撒く總花的のものにあらずして各局より一二の計畫を取りて之に力を集中せんとするものにて、各局の之に當る事項は大要左の如くなり。

商務局所管

- 一 貿易振興に關する施設
- 二 消費經濟の改善に關する施設

工務局所管

- 一 重要工業振興に關する施設
- 二 中小商工業に關する施設

鑛山局所管

一 燃料政策に關する事項
 尙同省は明年度豫算編成方針として重要工業振興に關し施設を爲すことになりたるが、其助成業種は之を商工審議會に諮問し其審議答申を俟ちて決定する意嚮にして現在の處にては自動車工業並にアルミニウム製造工業の二事業が最も有望視されて居れり。

逓信省明年度豫算省議

逓信省の來年度豫算編成方針は閣議の決定に従ひ出来るだけ緊縮することになり、各局よりの新規要求も最初二千四百萬圓に達したるが、いづれも既定事業の維持等に要する緊縮已むを得ざる當然の施設費一千二百萬圓程度の外は全部打切ることになりたるが、右の外既定經費中事業擴張又は完成或は物價の騰落その他の原因による自然差増が約三百萬圓あるより來年度の要求額は結局四年度實行豫算に比して約一千五百萬圓増即ち三億五千八百萬圓になる模様にて、最後の態度は小泉逓相が關西旅行より歸京せし後に海事金融案海運振興助成案又は電力統制問題等の政策的諸案件と共に決定さるゝなれば大藏省に提出を見るは多分二十日前後ならんと

尙ほ問題の電話事業擴張計畫は既定方針に基き來年度分は四千五百萬圓を要求することになり居れるが、これが財源は一に公債によれる關係上大藏省側の裁量に俟つ外はなきより最後の決定は餘程遅れるものと見らる。

拓務省明年度豫算省議

拓務省は八月八日午後二時拓相官邸にて拓務省の昭和五年度豫算に關する省議を開

き關係局長よりそれぞれ豫算原案を提示して説明せしが、結局決定を見ず十二日に省議を續行することになれり、尙ほ昭和五年度豫算編成方針としては閣議にて決定せる緊縮方針に従ひ新規事業の中止その他極力經費を緊縮すべきは勿論なるも移植民關係は失業救済といふ政府の方針にも適合するのみならず、國際貸借の緩和にも資するより出来るだけ力を注ぐこととなり、その方面には相當新規要求も出ずるより、五年度豫算總額は四年度實行豫算に比し可なりの増額を見る模様なりと

外務省明年度豫算編成

外務省にては目下來年度豫算に關し省議を取纏め申中なるが、その新規事業中特に通商局所管に重きを置き研究される事が頗ぶる注目され居れり、即ち先づ南米貿易進展の爲め豫ての懸案となり居たるコロンビア公使館新設を實現し、更にブラジル方面特に我が移民の密集地なるベレンに領事館を開設して南米に於ける移民の教育及び衛生施設と相俟ちて日本商品販路の開發に努める事となれり、又南洋方面に對する施設としてはフィリッピン總領事館のダバオ分館を昇格して領事館とし、その他モンバサデンバーの兩地に領事館を置き、ハバナの領事館をも復活し、更に近東方面發展の爲めスミルナ領事館の實現に努力する事となり居れり、この外徹底的に海外發展の方策を講ずべく種々の計畫が企圖されるが、右は幣原外相の抱負なる外交經濟化の一端として可なり期待され居れり。

内務省明年度豫算省議

内務省にては八月十九日頃豫算省議を開きて明年度豫算に要求すべき概算に關し各局の提出要求に基き審議することとなりしが、これまでに提出されし新規要求は三百二十餘萬圓にて、東京横濱兩市復興債利子補給は未だ計上され居らざるも、これが全額要求されるれば新規要求總額は千萬圓を突破するならんと、然して財政計畫上の内務省所管明年度基本豫算額は一億六千萬圓にて、本年度成立豫算に比し六千三百萬圓實行豫算に比し四千四百萬圓の自然減になり居れるが、その内譯は左の通りなり。

- 一 復興費 四千七百萬圓
- 一 治水費 五十萬圓
- 一 國立癩療養所費 五十萬圓
- 一 神武式年遷宮費 六十萬圓
- 一 其の他 百四十萬圓
- 一 補助費 五百萬圓

(復興事業費補助五百八十萬圓其の他二十萬圓但し港灣補助費増百萬圓)

一 災害土木費補助

七百萬圓

一 營繕費

百萬圓

大藏省明年度豫算編成方針

大藏省自身の所管に屬する豫算概算に就いては、近く營繕管財局の分決定すれば大體ひき上る運びとなり居れり、而して大藏省所管の豫算概算の編成振りを聞くに同省は他省に率先して緊縮主義の範を示す必要上可なり徹底的の緊縮を斷行し、即ち純粹の意味に於ける新規要求は全然計上し居らざるとの事なるも、唯年功加俸、月割差増及び稅務署關係(年定額十五萬圓)その他の新營費の如き當然増又は義務的增加の費目が僅かに形式上の新規費目として計上されるに過ぎる有様なり、尙ほ大藏省所管の明年度豫算概算額に就いては前述の營繕管財局の分及び國債費等未決定なる爲め、今のところ全く不明なるも本年度實行豫算額(約三億七千七百萬圓)よりは更に減額されるものと見られ居れり。

次に大藏省主計局に於て明年度豫算編成に際して必要なる財源關係を調査中なりしが、之に依ると約一億圓の財源があると云ふ、即ち

(單位千圓)

一 經過的減稅案の握潰による分

一三、〇〇〇

二 當然増等の爲め財政計畫上保留されたる分

一〇、〇〇〇

三 租稅並に官業收入の自然増收

五〇、〇〇〇

四 四年度實行豫算編成に當り經費の節減

一五、〇〇〇

五 二年度剩餘金殘額

三二、〇〇〇

六 三年度決算上生ずべき新規剩餘金(内一千萬圓の減債基金繰入を除く)

三〇、〇〇〇

計

一〇五、〇〇〇

約一億圓の財源に對して新たに生ずべき經費としては

(單位千圓)

一 前内閣の編成せる財政計畫上に於ける歳入不當見積補填

一〇、〇〇〇

二 震災善後公債打切りによる補填

六六、〇〇〇

三 電話事業公債打切りによる補填

一九、〇〇〇

四 本年度内責任支出

一〇、〇〇〇

五 四、五兩年度追加豫算充當

二〇、〇〇〇

六 後年度歳入不足補填

三〇、〇〇〇

七 當然増及緊急新規事業容認額

五〇、〇〇〇

計

二五〇、〇〇〇

即ち約二億圓にして尤も第四項以下は其按配により多少の相違を生ずるとは云へ、大體右の支出を必要とするより結局一億圓内外の財源不足となり従つて右不足額だけは是非既定經費の整理節約を行はねばならず、その整理節約額は整理に伴ふ歳入減少約三千萬圓を見込めば實に一億三千萬圓以上の既定經費の節約を行はねばならぬ状態なりと。

皇室豫算の大緊縮

世間一般不景氣風の影響を受けて畏れ多いことながら來年度の皇室豫算も近來になき大緊縮が行はれることゝなれり、皇室豫算は例年の通り來る十月豫算委員の協議によつて決定される筈なるが、それに先立ち帝室林野局は九月一杯他の部局は八月一杯にそれぞれ豫算を提出することゝなり、現に大谷内藏頭は宮内省各部局長を別々に招致し内相談を進め居れり、由來今日までの皇室豫算は政府が計上する四百五十萬圓の外は帝室林野局が全國の御料林より上がる用材の賣上金數百萬圓を以つて大部分これに宛て約一千萬圓を以つて當てられぬたるが、今年には唯一の財源たる材木が昨年の半分の石數も賣だされず、收入は全く行詰まりゐるのに反し、支出は内匠寮所管の御用邸建築費を初め、各地方の不時の災害に對する御救恤金、社會事業費、人件費等年々増加する一方にて、來年度は豫て仰出されぬ節約の聖旨を奉體し、且つ濱口内閣の緊縮方針にも倣ひて三陛下並に各皇族殿下に御不自由をかけ申さぬ範圍にて大節約を行ひ、事業も來年は成る可く差控へるを初めとして出張費の減額、部局の併合、縮小を斷行して經費緊縮の實を擧げるといふが如き思ひ、切つたる節約振りを示すことゝなりしが、従つて近く職員も行はれ、長閑なる大内山人にも失業の悩みが襲ひ來るならん。

七、地方豫算の徹底的緊縮

本年度地方豫算の緊縮方法に關して内務省にて研究中なるが大體國の實行豫算編成の方針に則り左の如き方法を採用ものと見らる。